

第 73 回

事 務 年 報

令和 5 年度

国 税 庁

は　じ　め　に

昨年は、能登半島地震及び奥能登豪雨が発生し、各地に甚大な被害をもたらしました。この度の能登半島地震及び奥能登豪雨により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

国税庁においては、被災された皆様が災害に関する税務上の各種措置を円滑に利用することができるよう、積極的に周知・広報や相談への対応などを行うなど、引き続き、被災された納税者の皆様の立場に立って、親切・丁寧な対応に努めてまいります。

近年、税務行政を取り巻く環境は、経済社会のグローバル化・デジタル化をはじめとした構造転換に直面し、新たな課題が生じています。こうした中、国税庁におきましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を着実に果たすため、将来の経済社会の在り方を見据えつつ、税務行政のD Xを推進しております。

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という将来像に向けて、e-Tax等の利便性の向上や相談対応・情報発信など、納税者目線に立って、様々な納税者サービスを包括的に見直すとともに、善良な納税者の皆様に不公平感を与えないよう、悪質な納税者に対しては組織を挙げて厳正な対応を行うなど適正・公平な課税・徴収に努めております。

税務行政の推進に当たりましては、納税者の皆様の税務行政に対する理解と信頼が不可欠であり、国税庁としては当庁の各種施策やその実績などについて、ホームページや報道発表等を通じてお知らせしてまいりました。

この「事務年報」もこうした取組の一環として、納税者の皆様に税務行政の現状をお知らせするという目的から、毎事務年度（7月～翌年6月）、国税庁の事務運営の状況や各種計数を、主として税目別に整理して取りまとめているものです。税務行政に対するご理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

令和7年2月

国税庁長官 奥　　達　雄

第1部 総 説	1
第1章 令和5事務年度（令和5年7月1日～令和6年6月30日）の主要事項	3
1 令和6年能登半島地震への対応	3
2 定額による所得税の特別控除（定額減税）への対応	3
3 インボイス制度の円滑な開始及び定着に向けた取組	4
4 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション	5
5 酒類業の振興	6
第2章 租税収入状況	7
1 令和5年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況	7
2 主要税目別収入状況（令和5年度一般会計分）	7
3 令和5年度国税収入直接税割合	8
第2部 税務行政の現況	9
第1章 申告、調査及び指導の状況	11
第1節 各税共通	11
1 資料情報事務	11
2 新たな経済活動への的確な対応	12
3 内部事務のセンター化の実施	12
第2節 申告所得税	13
1 概要	13
2 確定申告の状況	13
3 調査及び指導等の状況	14
4 寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認事務	18
第3節 源泉所得税	19
1 概要	19
2 課税の状況	19
3 調査及び指導の状況	20
第4節 法人税	21
1 概要	21
2 申告の状況	21
3 調査及び指導の状況	23
4 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組	26
第5節 相続税	26
1 概要	26
2 申告の状況	27
3 調査及び指導の状況	27
4 財産評価事務	27

第6節	贈与税	28
1	概要	28
2	申告の状況	28
3	調査及び指導の状況	28
第7節	地価税	29
第8節	酒税	29
1	概要	29
2	課税の状況	30
3	調査及び指導の状況	30
4	酒類業界の状況	30
5	国税庁の事務・取組	31
第9節	消費税	33
1	概要	33
2	申告・届出の状況	34
3	調査の状況	36
第10節	その他の諸税	36
1	揮発油税及び地方揮発油税	36
2	印紙税	37
3	たばこ税及びたばこ特別税	37
4	石油ガス税	38
5	航空機燃料税	38
6	自動車重量税	39
7	電源開発促進税	39
8	石油石炭税	39
9	国際観光旅客税	40
第2章	犯則の取締り	41
第1節	直接国税	41
1	査察制度	41
2	国税査察官の職務	41
3	関係省庁との連絡	42
4	査察事務の状況	42
5	重点事案への取組	43
6	不正資金の留保・費消状況及び隠匿場所	44
第2節	間接国税	44
1	犯則取締制度	44
2	通告処分制度	45

3	関係省庁との連絡	45
4	犯則取締りの状況	45
第3章	債権管理事務及び徴収事務	46
第1節	債権管理事務	46
1	概要	46
2	事務処理の状況	47
第2節	徴収事務	48
1	概要	48
2	滞納の状況	49
3	滞納整理事務の実施状況	51
第4章	国際税務	53
1	概要	53
2	国際的な情報交換	53
3	外国税務当局との相互協議	53
4	国際会議への参加	53
5	技術協力	54
第5章	広報	56
第1節	広報広聴事務	56
1	概要	56
2	納税意識の向上に関する事務	56
3	税に関する知識の普及と向上に関する事務	58
4	広聴に関する事務	59
5	報道に関する事務	59
6	その他	59
第2節	刊行物等	59
第6章	税務相談等及び苦情	67
第1節	税務相談等	67
1	概要	67
2	税務相談等の状況	67
第2節	苦情	68
第7章	情報公開・個人情報保護	69
第1節	情報公開	69
1	概要	69
2	施行状況	69
第2節	個人情報保護	70
1	概要	70

2	施行状況	71
第8章	事務監察及び実績評価	72
第1節	事務監察	72
1	全庁的監督	72
2	局別監督	72
3	行政文書等の事務監察	73
第2節	実績評価	73
1	概要	73
2	令和5事務年度国税庁実績評価実施計画	73
3	令和5事務年度国税庁実績評価書	73
第9章	税務協力体制	75
第1節	関係民間団体	75
1	日本税理士会連合会	75
2	全国青色申告会総連合	76
3	全国法人会総連合	77
4	酒類業組合等	78
5	全国間税会総連合会	80
6	全国納税貯蓄組合連合会	81
7	納税協会連合会	82
第2節	表彰	83
1	叙勲及び褒章	83
2	納税表彰	84
3	国税の取締功労者に対する感謝状の贈呈	84
4	納税思想の高揚等に資する活動を通じて顕著な功績を挙げた者等に対する感謝状の贈呈	84
第10章	権利救済	85
第1節	不服申立て	85
1	概要	85
2	再調査の請求（旧：異議申立て）	85
3	審査請求	87
第2節	訴訟	87
1	課税関係訴訟	87
2	徴収関係訴訟	91
第11章	税理士制度	95
1	概要	95
2	税理士の登録等	95
3	税理士業務の適正な運営の確保	96

4	書面添付制度の普及に向けた取組	96
第12章	法人番号制度	98
1	概要	98
2	法人番号の指定・公表・通知	98
3	法人番号の利活用	99
第3部	税務行政の組織等	101
第1章	組織及び管理	103
第1節	機構及び定員	103
1	機構	103
2	定員	104
第2節	任用及び採用試験	105
1	任用	105
2	採用試験	106
第3節	給与及び福利厚生	109
1	給与	109
2	福利厚生	109
3	公務員宿舎	110
第4節	国税庁特定事業主行動計画	110
1	概要	110
2	具体的な両立支援に対する主な取組	110
第5節	規律	111
1	服務	111
2	監察	111
第6節	事務の管理・企画	111
1	行政サービスのデジタル化の推進	111
2	提案制度	113
第7節	会計	113
1	予算	113
2	営繕	115
第2章	特別の機関等	116
第1節	国税不服審判所	116
1	概要	116
2	審査請求の状況	116
3	審査請求の処理状況	117
4	国税不服審判所長を行政庁とする訴訟	118
第2節	税務大学校	118

1	概要	118
2	長期研修	118
3	短期研修	122
4	通信研修	123
5	その他	123
第3節	国税審議会	124
1	概要	124
2	所掌事務	124
3	委員	125
4	国税審議会の開催状況	125
5	税理士試験	125
第4節	土地評価審議会	126
1	概要	126
2	審議の状況	126

〔付録〕

1	用語の解説	127
2	付表	143
第 1 表	令和 5 年度租税及び印紙収入決算額調	145
第 2 表	申告所得税の課税状況	146
第 3 表	譲渡所得の課税状況	146
第 4 表	青色申告の承認申請状況	147
第 5 表	小企業者に対する記帳指導の状況	147
第 6 表	源泉徴収義務者の状況	148
第 7 表	源泉所得税の課税状況	148
第 8 表	法人数の状況	148
第 9 表	資本階級別普通法人数	149
第 10 表	法人税の申告状況	149
第 11 表	法人税実地調査の状況	150
第 12 表	相続財産の種類別価額表	150
第 13 表	相続税の課税状況	150
第 14 表	令和 6 年分都道府県庁所在都市の最高路線価	151
第 15 表	土地の評価に係る標準地数	152
第 16 表	贈与税の課税状況	152
第 17 表	酒税の課税状況	153
第 18 表	酒類の生産状況	153
第 19 表	酒類の製造及び販売業の免許場数	154
第 20 表	揮発油税及び地方揮発油税の課税状況	155
第 21 表	現金納付による印紙税の課税状況	156
第 22 表	たばこ税の課税状況	157
第 23 表	石油ガス税の課税状況	158
第 24 表	航空機燃料税の課税状況	158
第 25 表	自動車重量税の課税状況	159
第 26 表	電源開発促進税の課税状況	159
第 27 表	石油石炭税の課税状況	160
第 28 表	国際観光旅客税の課税状況	160
第 29 表	査察事件の処理事績	161
第 30 表	間接国税犯則事件の処理事績	161
第 31 表	物納（物納の撤回）の処理状況	162
第 32 表	延納の処理状況	162
第 33 表	令和 5 年度徴収決定等の状況	163

第 34 表	令和 5 年度還付金等の支払決定の状況	163
第 35 表	令和 5 年度税目別徴収決定等の状況	164
第 36 表	納付手段別納付件数	165
第 37 表	滞納の発生及び整理状況	166
第 38 表	租税条約等に基づく情報交換件数の推移	167
第 39 表	相互協議事案の件数の推移	167
第 40 表	納税者支援調整官の派遣先税務署の状況	168
第 41 表	電話相談センターにおける税務相談の受理件数及びタックスアンサーの利用件数	168
第 42 表	叙勲及び褒章の状況	169
第 43 表	納税表彰の実施状況	169
第 44 表	国税の調査取締功労者に対する感謝状贈呈の状況	169
第 45 表	納税思想の高揚等に資する活動を通じて顕著な功績を挙げた者等に対する感謝状贈呈の状況	169
第 46 表	再調査の請求の処理状況	170
第 47 表	審査請求の処理状況	170
第 48 表	訴訟事件の終結状況	171
第 49 表	国税庁職員定員表	172
第 50 表	提案受理件数及び国税庁入賞件数	172
第 51 表	令和 5 年度予算の事項別内訳	173
第 52 表	徴税費及びその使途別構成のすう勢	174
第 53 表	国税に関する不服申立制度及び訴訟の概要	175
3	参考資料	177
	国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令	179
	国税庁の組織理念	181
	税務運営方針（昭和 51 年 4 月 1 日）	182
	令和 5 年度税制改正の大綱の概要	203
	令和 5 事務年度国税庁関係主要日誌	208

※ 本文及び各表の係数は、端数処理の関係で表等の内容と計又は合計が一致しない場合があります。

本文中の計図表目次

表 1	個人課税部門（所得税・消費税担当）の調査等の状況	16
表 2	寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認申請の処理状況	18
表 3	給与所得の組織区分別源泉徴収義務者の内訳	20
表 4	源泉所得税の調査状況	21
表 5	法人数の内訳	22
表 6	法人税の申告状況	23
表 7	法人税の調査状況	25
表 8	消費税の課税事業者等届出件数	34
表 9	適格請求書発行事業者数	35
表10	消費税の課税件数	35
表11	消費税の課税額	35
表12	消費税の調査等状況	36
表13	新規発生滞納の税目別内訳	49
表14	整理済滞納の税目別内訳	50
表15	滞納整理中のものの税目別内訳	50
表16	チャットボットへの質問件数	68
表17	行政文書の開示請求件数	69
表18	行政文書の開示決定等の内訳	70
表19	保有個人情報の開示請求件数	71
表20	保有個人情報の開示決定等の内訳	71
表21	全国青色申告会総連合の組織	77
表22	酒類に関する公正競争規約等一覧表	79
表23	全国間税会総連合会の組織	81
表24	全国納税貯蓄組合連合会の組織	82
表25	納税協会連合会と納税協会の組織関係図（例示）	83
表26	再調査の請求事案の税目別申立及び処理状況	86
表27	再調査の請求事案の税目別・態様別処理状況	87
表28	課税関係訴訟の発生・終結・係属の状況	88
表29	税理士登録者数等の状況	96
表30	税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合（所得税・相続税・法人税）	97
表31	機構改正主要事項一覧表	105
表32	級別定数（税務職）	109
表33	e-Taxの利用状況	112

表34	予算の執行状況	114
表35	徴税コスト	115
表36	審査請求の状況	117
表37	審査請求の処理状況	118
表38	税務大学校の研修人員	123

第 1 部

総 説

第1章 令和5事務年度（令和5年7月1日～令和6年6月30日）の主要事項

1 令和6年能登半島地震への対応

(1) 国税の申告・納付等の期限の延長

令和6年能登半島地震発生後、令和6年1月12日に、富山県及び石川県の国税に関する申告・納付等の期限の延長（地域指定）を告示した。

なお、源泉所得税の納付期限（10日）が近接していたことから、告示に先立ち令和6年1月9日に国税庁ホームページ等において、国税に関する申告・納付等の期限の延長を講ずる旨を公表・周知した。

(2) 被災地への支援

令和6年2月5日から6月30日現在まで、金沢国税局、管内税務署及び税務大学校金沢研修所において、7の市町に対して延べ約2,500名の職員を派遣し、特設窓口での受付業務等の支援を行った。

(3) 酒類業関連

イ 免許手続等の特例

被災した酒類製造場等に係る免許等の手続や被災酒類に係る酒税相当額の還付手続等について弾力的な取扱いを定め、酒類業者に対して周知した。

ロ 酒類の品質確保等のための技術支援

能登地方においては酒蔵が数多く存在することを受け、貯蔵酒の成分分析及び品質確認、製品化のための助言等の技術支援を行うことで、被災酒蔵等の生業再建を支援した。

ハ 中小企業施策の効果的活用に向けた支援等

中小酒類業者が活用可能な各種中小企業施策（被災中小企業・小規模事業者対策等）に関する情報提供をきめ細かく実施するとともに、各種中小企業施策の活用に関する相談に対し、関係行政機関と協調して対応した。

2 定額による所得税の特別控除（定額減税）への対応

(1) 概要

令和6年度税制改正に伴い、デフレ完全脱却のための一時的な措置として、所得税の納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税額から3万円を減税する、定額減税が実施された。

(2) 具体的な取組

国税庁では、源泉徴収義務者や個人の納税者が定額減税に円滑かつ適正に対応できるよう、国税庁ホームページに「定額減税特設サイト」を開設し、パンフレットやQ&A等を随時掲載するとともに、源泉徴収義務者からの相談に対応するためにコールセンターを設置するほか、源泉徴収義務者に対する説明会を全国の約900会場で約4,600回開催するなどの対応を行

った。

3 インボイス制度の円滑な開始及び定着に向けた取組

(1) 概要

令和5年10月から開始したインボイス制度（適格請求書等保存方式）については、制度の円滑な開始及び定着に向け、事業者インボイス制度を十分理解していただき、適切に制度への対応や準備を進めていただけるよう、関係府省庁、関係民間団体等とも密に連携しながら、事業者の声等を踏まえた周知・広報等に取り組んだ。

（参考）インボイス制度の下では、原則として、帳簿及び税務署長に申請して登録を受けた課税事業者であるインボイス発行事業者が交付する「インボイス（適格請求書）」等の保存が仕入税額控除の要件となる。

(2) 具体的な取組

インボイス制度の円滑な開始及び定着に向けて、次の施策に取り組んだ。

イ 周知・広報の実施

インボイス制度の円滑な開始及び定着に向けては、

- ① インターネット広告や新聞記事下広告を活用した一般的な周知・広報
- ② 消費税制度に馴染みがない方々に向けて「分かりやすさ」、「親しみやすさ」を主軸とした周知広報動画の作成
- ③ インボイス発行事業者の登録を受けた事業者は消費税の確定申告が必要なことや小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（いわゆる「2割特例」）の内容等について、個々の事業者へのダイレクトメールの送付などプッシュ型の周知・広報
- ④ オンライン説明会の実施及び関係府省庁や事業者団体、関係民間団体とも連携した事業者向けの説明会への講師派遣
- ⑤ 国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトに掲載している制度解説の動画・Q&Aや各種パンフレットの充実など制度の周知・広報に努めた。

ロ 相談体制の整備

制度に関する事業者からの質問・照会等に対して、「電話相談センター」のほか、「インボイスコールセンター」（インボイス制度電話相談センター）や各税務署に設置している相談コーナー、「税務相談チャットボット」等により対応した。

ハ インボイス発行事業者の登録申請の集約化

インボイス発行事業者の登録処理事務については、各国税局・沖縄国税事務所にインボイス登録センターを設置の上、多くの登録申請を効率的に処理した。

ニ 制度開始後初めての確定申告期における取組

インボイス制度開始後初めての確定申告に向けて、

- ① 新たに課税事業者となった個人事業者へのダイレクトメールの送付や、テレビCMに

よる周知・広報

- ② 確定申告書等作成コーナーについて、「2割特例」による申告に対応
- ③ 新たに課税事業者となった方を対象とした消費税の申告方法等についての説明会の開催、インボイスコールセンターや確定申告電話相談センターの相談体制拡充、税務署等の確定申告会場における相談体制の強化などの取組を行った。

4 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

(1) 概要

国税庁では、令和5年6月に税務行政のデジタル・トランスフォーメーション「税務行政の将来像2023-」（以下、「将来像2023」）を策定し、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化」、「事業者のデジタル化促進」を3本の柱として、税務行政のDXを推進している。

(2) 納税者の利便性の向上

納税者の利便性の向上を目的として、各種取組を実施している。主な取組として、令和6年2月（令和5年分確定申告）からe-Taxとマイナポータルの連携により、オンラインで提出された給与所得の源泉徴収票の情報について、申告書への自動入力が可能となったほか、令和6年4月から、e-Taxで申告等データを送信する際に「自動ダイレクト」の利用に関する項目にチェックを入れることにより、法定納期限に自動で口座引き落としにより納付できるようになった。

(3) 課税・徴収の効率化・高度化

調査事務については、AIも活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者の判定を行うなど、効果的・効率的に調査・行政指導を行う取組を進めている。また、調査事務の効率化を進める観点から、納税者等の協力の下、Web会議システム等のオンラインツールを活用した調査を試行的に実施しており、令和5事務年度は、その試行対象を全ての大規模法人としている。

徴収事務については、事務の効率化を図るため、個々の滞納者の情報や過去の架電履歴等のデータとAIを活用して、滞納者が電話に応答する可能性の高い曜日・時間帯を予測するモデルを構築し、この応答予測モデルに基づいて架電する取組を実施している。

(4) 事業者のデジタル化促進

事業者が日頃行う事務処理について、一貫してデジタルで完結することを可能とすることにより、事業者は単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といった大きなメリットを享受できることが期待されることから、税務手続のデジタル化と併せて、事業者の業務のデジタル化を促す施策にも取り組んでいる。

具体的には、国税に関するデジタル関係施策について網羅的でわかりやすい周知・広報を行うほか、税理士会、関係民間団体等と連携し、デジタルインボイスやIT導入補助金等の

事業者のデジタル化を支援する施策の周知広報を行った。

5 酒類業の振興

(1) 酒類業振興の取組

国税庁としては、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和5年12月食料安定供給・農林水産業基盤強化本部改訂）等を踏まえ、日本産酒類の更なる輸出拡大に取り組むこととしており、令和5事務年度においては、日本産酒類の海外販路拡大に向けて、国際的プロモーションや商談会の開催などの取組を実施した。

そのほか、日本産酒類の輸出拡大や酒類業の経営改革・構造転換を図るとともに、酒類業の健全な発達を促進するため、酒類事業者による日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組や国内外の新市場開拓などの意欲的な取組を、酒類事業者向け補助金により支援した。

(2) 地理的表示（G I）の普及拡大

令和6年3月にG I「東京島酒」（蒸留酒）を新たに指定し、酒類の地理的表示は合計27件となった。

また、既存のG I指定地域及び新たに指定した各地域において、流通業者やマスコミ等に向けたイベントを開催する等、地理的表示制度の認知度向上に努めた。

(3) 日本酒、焼酎・泡盛等の「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組

日本酒、焼酎・泡盛等の日本のこうじ菌を使った伝統的な酒造り技術が、令和3年12月に「伝統的酒造り」として文化財保護法上の登録無形文化財に登録され、令和4年3月にユネスコ無形文化遺産に提案された。日本からの提案書の採択は2年に1度のため、提案書は令和5年3月に再提出され、令和6年12月の審議・決定に向けて、シンポジウムの開催等、登録に向けた機運醸成等の広報活動を実施した。

第2章 租税収入状況

1 令和5年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況

令和5年度一般会計「租税及び印紙収入」（以下「一般会計分税収」という。）の決算額は、72兆761億円であり、予算額（補正後予算額。以下同じ。）69兆6,110億円に対して2兆4,651億円（3.5%）の増収となり、前年度の決算額71兆1,374億円に対して9,388億円（1.3%）の増収となった。

なお、源泉所得税及び申告所得税の一般会計分税収に占める割合（決算額ベース）は30.6%と前年度の31.7%を下回り、法人税の一般会計分税収に占める割合は22.0%と前年度の21.0%を上回った。

2 主要税目別収入状況（令和5年度一般会計分）

(1) 源泉所得税

源泉所得税の決算額は、18兆15億円であり、予算額に対して5,815億円（3.3%）の増収、前年度決算額に対して7,350億円（3.9%）の減収となった。

(2) 申告所得税

申告所得税の決算額は、4兆514億円であり、予算額に対して1,764億円（4.6%）の増収、前年度決算額に対して2,663億円（7.0%）の増収となった。

(3) 法人税

法人税の決算額は、15兆8,606億円であり、予算額に対して1兆1,986億円（8.2%）の増収、前年度決算額に対して9,208億円（6.2%）の増収となった。

(4) 相続税

相続税の決算額は、3兆5,663億円であり、予算額に対して4,243億円（13.5%）の増収、前年度決算額に対して5,969億円（20.1%）の増収となった。

(5) 消費税

消費税の決算額は、23兆923億円であり、予算額に対して1,003億円（0.4%）の増収、前年度決算額に対して130億円（0.1%）の増収となった。

(6) 酒税

酒税の決算額は、1兆1,814億円であり、予算額に対して14億円（0.1%）の増収、前年度決算額に対して62億円（0.5%）の減収となった。

(7) 揮発油税

揮発油税の決算額は、2兆656億円であり、予算額に対して344億円（1.6%）の減収、前年度決算額に対して3億円（0.0%）の増収となった。

3 令和5年度国税収入直接税割合

直接税（源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税、地価税、地方法人税、地方法人特別税、特別法人事業税、復興特別所得税及び復興特別法人税）の特別会計分を含む税込総計に占める割合（決算額ベース）は59.6%と前年度の58.9%を上回った。

第 2 部

税務行政の現況

第1章 申告、調査及び指導の状況

第1節 各税共通

1 資料情報事務

資料情報は、申告の有無や申告額の適否の検討、税務調査や行政指導などに役立つほか、納税者に適正な申告を促す機能も果たしており、税務の運営にとって必要不可欠である。経済社会のデジタル化・国際化等の進展に伴い、不正取引や不正経理等の手口も巧妙化しており、このような環境の下で資料情報の果たす役割は極めて高い。

(1) 法定資料の提出状況等

所得税法で43種類、相続税法で5種類、租税特別措置法で10種類、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下「国外送金等調書提出法」という。）で5種類、合計63種類の資料について提出が義務付けられている。

令和5事務年度の法定資料の提出状況は、所得税法による法定資料3億2,548万枚、相続税法による法定資料167万枚、租税特別措置法による法定資料2億58万枚、国外送金等調書提出法による法定資料843万枚であり、合計5億3,615万枚（対前事務年度比104.4%）であった。

国税庁は、これらの法定資料について、提出義務者の把握に努めるとともに、提出義務者に対して提出義務の周知や資料の作成方法等の指導を積極的に行った。

なお、令和4年1月から、法定資料の提出方法に、国税庁長官の認定を受けた認定クラウド等を利用する方法が追加され、その定着に向けて取り組んでいるところ、令和5年6月には新たにクラウド事業者の認定を行い、認定クラウド事業者は2事業者となっている（令和6年6月30日現在）。

(2) 法定外資料の収集状況

法定外資料の収集は、各税事務の重点施策、地域の特性、経済情勢の変化等を踏まえ、国税局・税務署の実情に即した税務調査及び行政指導等に有効なものを中心に重点的に行うこととし、令和5事務年度における法定外資料の収集枚数は、5億8,752万枚（対前事務年度比87.2%）となっている。

(3) 資料情報の入力及び分類・送交付

資料情報の入力及び分類・送交付事務については、全国13か所の資料センターにおいて、集中的に処理を行い、効率的な実施に努めた。令和5事務年度は、これらの資料センターにおいて1,383万枚（対前事務年度比106.5%）の資料情報を処理した。

(4) 資料情報事務のシステム化

資料情報の名寄せをシステムで行い、資料情報の的確な管理及び多角的な活用を図っている。令和5事務年度においても、資料情報のe-Tax、クラウド等及び光ディスク等の電子データによる提出・収集を更に推進するなど、システムを活用した資料情報事務の円滑な運用に

努めた。

2 新たな経済活動への的確な対応

近時、社会経済情勢の変化、働き方の変化、デジタル技術の更なる発展によりシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）が広がりを見せており、個人の所得稼得手手段が多様化しつつある。

（注）シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、暗号資産（仮想通貨）取引、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称するものとして使用している。

こうした状況の中、これまで申告の機会がなかった納税者について、申告が必要となることから、納税者の税務コンプライアンスを高めていくために、納税者の自発的な納税義務の履行を促すための環境づくりや、経済活動のデジタル化・国際化等の進展に伴う新たな形態の取引に着目した情報収集・分析等により適正課税の確保に取り組んでいる。

納税者の自発的な納税義務の履行を促すための環境づくりとしては、①国税庁ホームページ等各種媒体を通じた税務手続等の情報発信、②業界団体等を通じて適正申告の呼びかけなどに取り組んでいるほか、③スマートフォンでの申告やマイナポータル連携等による申告手続の利便性の向上に取り組んでいる。

新たな形態の取引に着目した情報収集の観点では、公開情報、法定資料のほか、事業者への協力要請規定を活用するなど、積極的な情報収集に努めている。

また、収集した情報を的確に分析し、課税上問題があると見込まれる納税者に対しては、文書や電話での連絡を行い、申告書の自発的な見直しや提出を呼び掛ける行政指導を実施するほか、税務調査を実施し、適正課税の確保に努めていくこととしている。

3 内部事務のセンター化の実施

(1) 経緯

「内部事務のセンター化」については、平成 29 事務年度から、各局の試行としてその取組を開始し、令和元事務年度から、庁の試行として位置付けて最適な事務処理体制・事務処理手順の確立を図ってきた。そして、令和 3 事務年度において、国税局の組織として「業務センター室」（42 センター）を設置し、一部の税務署（92 署）を対象としたセンター化の実施へ移行した。令和 8 事務年度において、次世代システムの導入と合わせて、全税務署を対象としたセンター化の実施を予定しており、令和 5 事務年度においては、センター数、対象署が拡大され、「業務センター室」（51 センター、対象署 219 署）となっている。

(2) 概要

従来、税務署では、申告書の入力や審査、申告内容に関する照会（行政指導）、収納金・還付金の処理などの事務（いわゆる「内部事務」）については、税務署ごとに、その税務署の管

理運営部門のほか、個人課税や法人課税などの課税部門が処理してきた。

「内部事務のセンター化」は、事務の効率化や事務の正確性の確保を目的として、これら内部事務について、事務系統横断的な事務処理を可能とする体制を整備し、複数税務署の事務を集約して専担部署（業務センター室）で処理する取組である。

なお、事務の効率化を通じて、データ分析、行政指導、実地調査・徴収、納税者サービスの充実などの事務量の確保も目指している。

「内部事務のセンター化」の取組は、申告・納付手続のデジタル化・ペーパーレス化の推進、次世代システムとともに、「税務行政の将来像（スマート税務行政）」の実現に向けた基盤となる重要な取組であり、令和8事務年度の全税務署を対象とした実施に向け、センター化のノウハウの蓄積などを目的として、対象署を拡大しながら、その取組を進めている。

(3) 業務センター室の事務処理体制

業務センター室では、従来の管理運営事務と課税内部事務をまたいだ事務処理を可能とするよう、①総括・監査グループ（総務事務・監査事務等）、②納税者管理グループ（届出・申請書入力事務等）、③申告書処理グループ（申告書入力・審査事務等）、④債権管理グループ（還付金支払事務等）、⑤コール・調査支援グループ（行政指導事務等）を設置し、業務センター室の事務を機能別を実施する事務処理体制を構築している。

第2節 申告所得税

1 概要

1月から12月までの1年の間に一定額以上の所得を得ている個人は、給与所得の年末調整によって納税が完結している場合等を除き、確定申告書を提出して所得税を納税する義務がある。

課税の対象となる所得は、非課税とされる所得を除く全ての所得であるが、それぞれ発生する態様によって、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の各種の所得に区分される。

これらの所得は、損益通算や損失の繰越控除、各種の所得控除の計算手続を経て課税所得金額となり、令和5年分は、原則として5%から45%までの超過累進税率が適用される。

このようにして算出された税額から各種税額控除及び源泉徴収税額を差し引いて、申告納税額が計算される。

2 確定申告の状況

(1) 確定申告の状況

令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出人員は、申告納税額のある者669万人、還付申告をした者1,351万人、その他の者305万人の計2,324万人であり、前年分に比べ29万人（1.3%）増加している。

(2) 納税人員等

令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告をした納税人員（申告納税額のある者）は、669万人であり、前年分に比べ、15万人（2.3%）増加している。さらに、所得者別に前年分と比較すると、営業等所得者は1.5%増加、農業所得者は2.6%増加、その他所得者は2.6%増加している。

また、還付申告をした者は1,351万人であり、前年分に比べ18万人（1.3%）増加している。

なお、譲渡所得に係る有所得人員（所得金額のある者）は、102万人（対前年比118.8%）であり、このうち、株式等の譲渡者は、65万人（対前年比132.6%）である。

（注）所得者の区分は、まず全体を「事業所得者」及び「その他所得者」に区分し、事業所得者については、更に区分して、「営業等所得者」及び「農業所得者」とする場合がある。

なお、所得者の区分に当たっては、その有する所得のうち最も大きい所得の種類により区分している。

(3) 所得金額

令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告をした納税人員の所得金額は、49兆5,574億円（納税者1人当たり741万円）であり、前年分に比べ、3兆2,502億円（7.0%）増加している。さらに、所得者別に前年分と比較すると、営業等所得者は3.7%増加、農業所得者は5.6%増加、その他所得者は7.7%増加している。

また、所得金額のうち、譲渡所得金額は11兆7,473億円（対前年比123.6%）であり、1人当たりの譲渡所得金額は1,148万円（対前年比104.0%）である。このうち、株式等の譲渡に係る譲渡所得金額は5兆6,641億円（対前年比139.4%）であり、1人当たりの譲渡所得金額は、874万円（対前年比105.2%）である。

(4) 申告納税額

令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告による申告納税額は、4兆499億円（納税人員1人当たり61万円）であり、前年分に比べ、3,698億円（10.0%）増加している。さらに、所得者別に前年分と比較すると、営業等所得者は2.5%増加、農業所得者は9.1%増加、その他所得者は11.9%増加している。

なお、申告所得税の納税額全体に占める割合は、それぞれ、営業等所得者18.0%、農業所得者1.1%、その他所得者80.9%となっている。

3 調査及び指導等の状況

(1) 調査等の体制

調査は、申告所得税、消費税及び源泉所得税の三税同時調査を基本に、限られた事務量で最も効率的な事務運営を行うため、納税者の階層別の分布状況や業種・業態等を加味しつつ、高額・悪質な不正が想定されるなど調査の必要性の高い者を対象に実施した。

また、社会経済情勢や働き方の変化に的確に対応するため、全所得者を通じて社会的に注

目される事案（業種）、新たな事業展開を図っている事案、ボーダレス化、デジタル化に伴う事案などに積極的に取り組むとともに、資料情報の収集、調査事例の集積及び調査手法の開発に努めた。

添付書類が未提出の者や、比較的容易に非違事項の是正等ができる者に対して行う簡易な接触については、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を実施するなど、効率的な運営に努めた。

(2) 調査等の状況

イ 事業所得者・その他所得者

令和5事務年度の調査等については、高額・悪質重点の運営を推進するとともに、申告所得税、消費税及び源泉所得税の三税同時調査の実効性を高めるため、調査対象の的確な選定、効果的かつ効率的な調査等の実施に配意した。

調査等の結果は、次のとおりである。

(i) 調査等件数

調査等の件数は、60万5,077件である。このうち実地調査を行ったものは4万7,528件であり、簡易な接触を行ったものは55万7,549件である。

(ii) 調査等事績

調査等を行ったもののうち、申告漏れ等の何らかの非違があった件数は、31万1,264件である。このうち実地調査によるものが4万131件であり、簡易な接触によるものが27万1,133件である。

申告漏れ所得金額（調査等全年分）は9,964億円であり、このうち実地調査によるものが5,516億円、簡易な接触によるものが4,448億円である。

追徴税額（加算税を含む。以下同じ。）は1,398億円であり、このうち実地調査によるものが1,066億円、簡易な接触によるものが332億円である。

これを調査等件数で除した1件当たりの申告漏れ所得金額は165万円（実地調査によるもの1,160万円、簡易な接触によるもの80万円）、1件当たりの追徴税額は23万円（実地調査によるもの224万円、簡易な接触によるもの6万円）である。

（注）消費税については、第1章第9節を参照。

表 1 個人課税部門（所得税・消費税担当）の調査等の状況

項目 \ 区分		実 地 調 査	簡 易 な 接 触	調 査 等 合 計
調 査 等 件 数		件 47,528	件 557,549	件 605,077
申 告 の 漏 れ 違 件 等 非 達 数		件 40,131	件 271,133	件 311,264
申 告 漏 れ 所 得 金 額		億円 5,516	億円 4,448	億円 9,964
追 徴 税 額		億円 1,066	億円 332	億円 1,398
1 件 当 た り	申 告 漏 れ 所 得 金 額	万円 1,160	万円 80	万円 165
	追 徴 税 額	万円 224	万円 6	万円 23

(注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの実績である。
2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

ロ 譲渡所得者

所得税のうち譲渡所得者の調査等件数は1万6,715件である。このうち申告漏れ所得のあった件数は1万3,341件であり、申告漏れ所得金額は1,460億円である。

また、調査対象者1件当たりの申告漏れ所得金額は874万円である。

(3) 申告相談及び指導の状況

イ 確定申告期

令和5年分の確定申告においても、納税者サービスの向上並びに相談事務及び内部事務の更なる効率化を図るため、自宅等からのe-Taxを利用した申告の推進や適切な申告相談体制の構築・運営に取り組んだ。

事務計画の策定に当たっては、自宅等からのe-Taxを利用した申告の推進、確定申告会場の効率的な運営及び期中処理の促進による効果はもとより、各署における改善策など各種施策の実施により得られた効率化効果を的確に反映し、他部門からの応援事務量の適正化を図りつつ、超過勤務の縮減や確定申告期前及び期後における外部事務量の確保に結びつくよう配意した。

(i) 自宅等からのe-Taxを利用した申告を更に推進するため、スマートフォンとマイナンバーカードによるe-Taxを利用した申告の広報を重点的に実施した。

また、令和6年2月から給与所得の源泉徴収票情報が新たにマイナポータル連携の対象となったことを含め、マイナポータル連携による自動入力の実便性についても、積極的な周知広報を実施した。

(ii) 「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者か

らの声を受けて、平成15年分の確定申告期から、確定申告期間中の日曜日に確定申告の相談などを実施している。

令和5年分の確定申告期においては、令和6年2月25日に、一部の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場などにおいて申告相談を行った。また、「確定申告書等作成コーナー」の操作に関する質問について、確定申告期間中の日曜日に、ヘルプデスクでの相談を行った。

- (A) 確定申告会場の運営に当たっては、職員及び非常勤職員の役割分担を明確化するとともに、能力を最大限発揮できるよう、職員及び非常勤職員を適切に配置した。また、全ての納税者に対して、一律に対応するのではなく、個々の納税者のニーズやパソコンの習熟度に応じた申告相談やパソコン操作補助を行うことにより、効率的かつ円滑な会場運営に努めた。

また、各確定申告会場に、納税者自身のスマートフォン等を利用して申告を行うコーナーを設置し、翌年以降の自宅等からのe-Taxを利用した申告の推進を図った。

- (B) 地方公共団体から国への申告書等データの引継について、国・地方双方の事務の効率化が図られるものであるため、地方公共団体に対しシステム対応に向けた働き掛けを行い、更なる利用の拡大に向けて、地方公共団体と十分な連携・協議を実施した。
- (C) 譲渡所得の納税者は、税法になじみの薄い者が多いことから、税理士会、証券業界等の協力を得て、各種広報、説明会等を通じて適正申告の確保に努めた。

ロ 青色申告者の育成及び指導の充実

申告納税制度の定着のためには、記帳に基づき自主的に申告できる納税者の増大が前提となるので、前年度に引き続き関係民間団体等の協力を得ながら次のように青色申告の勧奨と青色申告者の指導に努めた。

- (1) 青色申告の勧奨は、関係民間団体等の協力を得て、あらゆる機会を通じて行った。

この結果、青色申告者総数は、792万人となり、前年に比べて23万人（3.0%）増加している。

青色申告の中心となる事業所得者の青色普及割合（所得税の申告納税額のある納税者に対する割合）をみると、66.3%となっている。

- (2) 青色申告者に対する指導は、主として関係民間団体等の協力を得ながら開催する各種の説明会や記帳指導を通じて積極的に行い、青色申告特別控除制度の説明を行うなど質の向上に努めた。

なお、関係民間団体等が実施した記帳指導人員は、45万人である。

ハ 白色申告者に対する記帳指導等

白色申告者に対しても関係民間団体等の協力を得ながら、各種広報・説明会等を通じて、記帳制度の周知のほか、記帳方法、決算方法の指導に努めた。

また、平成23年度の税制改正により、平成26年1月以降、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が全ての個人事業者等に拡大されたことから、地方公共団体や関係民間団体等との連

携・協調を図りつつ、改正内容の幅広い広報・周知や指導に努めた。

4 寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認事務

(1) 承認の趣旨

個人が公益法人等に対して譲渡所得の基因となる財産を寄附した場合には、時価によりその財産の譲渡があったものとして譲渡所得が課税されることとされているが、その財産の寄附が公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについては、その譲渡所得は非課税とされる。

(2) 非課税承認申請の処理状況

令和5事務年度における非課税承認申請の処理状況は、次のとおりである。

表2 寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認申請の処理状況

区 分		件 数
学校法人		内 7 24
財団法人		
	公益財団法人	内 13 89
	一般財団法人	4
社会福祉法人		内 7 32
医療法人		0
宗教法人		35
その他の法人		
	独立行政法人等	内 14 86
	社団法人等	2
	N P O 法人	内 5 10
	認可地縁団体	18
合 計		内 46 300

- (注) 1 内書きは、租税特別措置法施行令第25条の17第7項の規定による承認申請（承認特例）に係る件数である。
- 2 独立行政法人等には、地方独立行政法人及び国立大学法人が含まれる。
- 3 社団法人等は、公益社団法人及び一般社団法人である。

第3節 源泉所得税

1 概要

- (1) 源泉徴収制度においては、源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税を徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」といい、源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組合、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、全て源泉徴収義務者となる。

なお、源泉徴収の対象とされている所得は、おおむね次のとおりである。

支 払 者 受 け る 者	源泉徴収の対象とされている所得
居 住 者	利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、公的年金等、報酬・料金等、定期積金の給付補てん金等、特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等
内 国 法 人	利子所得、配当所得、定期積金の給付補てん金等、特定の報酬・料金等
非 居 住 者 外 国 法 人	国内源泉所得（特定のものに限る。）

- (2) 源泉徴収義務者は、所定の税率により所得税及び復興特別所得税を源泉徴収した上、原則として、その源泉徴収の対象となる所得を支払った日の翌月10日までに「所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて納付することとなっている。

なお、給与の支払を受ける者が常時10人未満である源泉徴収義務者については、所轄税務署長の承認を受けることにより、源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税を7月10日と翌年1月20日にまとめて納付することができるいわゆる「納期の特例」の制度が設けられている。

2 課税の状況

- (1) 源泉徴収義務者数

イ 令和5事務年度末（令和6年6月30日）現在における給与所得の源泉徴収義務者数は、356万8,039件であり、前事務年度（356万9,139件）に比べて、1,100件（0.03%）減少している。これを組織区分別にみると、本店法人は0.8%増加しており、支店法人は1.2%、個人は2.1%減少している。

ロ 給与所得以外の所得の源泉徴収義務者数をみると、前事務年度に比べて、非居住者等所得は7.3%増加し、利子所得等は2.3%、配当所得は0.2%、特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等は0.7%、報酬・料金等所得は0.1%、それぞれ減少している。

表 3 給与所得の組織区分別源泉徴収義務者の内訳

区分	本店法人	支店法人	官公庁	公益法人等	個 人	計
件数	件 2,501,489	件 27,847	件 10,378	件 115,235	件 913,090	件 3,568,039

(2) 源泉所得税の税額

令和 5 事務年度における源泉所得税の税額は21兆3,484億円（本税額21兆3,351億円、加算税額133億円）であり、前事務年度（21兆8,279億円）に比べて、4,795億円（2.2%）減少している。

本税額の内容を所得種類別に比べてみると、給与所得は4,738億円（3.8%）、退職所得は328億円（11.9%）、利子所得等は1,047億円（31.2%）、特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等は3,423億円（70.7%）、報酬・料金等所得は176億円（1.4%）、非居住者等所得は1,246億円（14.1%）それぞれ増加しており、配当所得は1兆5,764億円（25.9%）減少している。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査及び指導の体制

源泉徴収の対象となる所得は、利子、配当、給与、退職手当、報酬・料金など広範囲にわたっているばかりでなく、その内容も多様化していることから、一部には適正に源泉徴収義務を履行していない源泉徴収義務者もみられるところである。このため、源泉所得税事務の運営に当たっては、源泉徴収義務者とのあらゆる接触の機会を捉えて、この制度に関する指導を行い、これにより優良な源泉徴収義務者の育成に努め、また、適正に源泉徴収義務を履行していない者に対しては、法人税等の調査の際に、併せて源泉所得税の調査を実施する同時調査を基本として調査を実施する体制を採っている。

以上の基本的体制の下で、令和 5 事務年度においては、次の点に重点を置いた施策を実施した。

イ 納付指導

納付指導については、未納発生の抑制のため、あらゆる機会を通じて期限内納付についての意識の高揚を図るとともに、源泉所得税事務集中処理センター室を中心に、未納者への早期接触、自主納付の推進などの取組を行うことにより、未納の早期・確実な処理に努めた。

ロ 源泉実地調査

法人税等の納税義務がないため同時調査の対象とならない法人等に対して、源泉所得税の観点から調査を実施する源泉実地調査は、源泉国際課税など真に源泉所得税固有の問題を解明する必要があると認められる者を調査対象者として厳選し、深度ある調査の実施に努めた。

(2) 調査の状況

イ 調査件数

令和5事務年度に調査を行った件数は、68,532件である。

ロ 調査の事績

調査を行った68,532件のうち、課税漏れ等の非違があったものは21,985件で、調査による追徴税額は375億円となっている。

表4 源泉所得税の調査状況

区 分	調 査	対 前 事 務 年 度 比
	件	%
調査件数	68,532	94.7
非違件数	21,985	98.1
	億円	
追徴税額	375	110.9

第4節 法人税

1 概要

法人税の納税義務者は、株式会社、協同組合のように、法人格を有する者（公共法人を除く。）及び人格のない社団等であり、法人税はこれらの納税義務者の所得に対して課税される。

納税義務者及び課税所得の範囲は、次のとおりである。

	（納税義務者）	（課税所得の範囲）
内 国 法 人	普通法人	全ての所得
	協同組合等	全ての所得
	公益法人等	収益事業に係る所得
	人格のない社団等	収益事業に係る所得
外 国 法 人		国内に源泉がある所得

（注）1 法人税法では、人格のない社団等を法人とみなしている。

2 これらの法人は、原則、その法人が採用している事業年度を課税計算の基礎とし、各事業年度の終了後2か月以内に、確定した決算に基づくその事業年度の所得の金額及び税額等を記載した確定申告書を所轄税務署長に提出し、納税することになっている。

3 平成22年10月1日前に解散した普通法人及び協同組合等については、清算所得に対して法人税が課税される。

2 申告の状況

(1) 法人数

令和5事務年度末現在の法人数は、340万1,205件であり、10年前（平成25事務年度末）の300万7,011件と比べて39万4,194件増加しており、前事務年度（334万1,422件）に比べて、1.8%増加している。

なお、令和5事務年度末の青色申告法人数は301万9,963件で、全法人数の88.8%を占めて

いる。

表 5 法人数の内訳

区分	普通法人	協同組合等	公益法人等	人格のない社団等	外国法人	計
法人数	件 3,263,443	件 41,315	件 61,918	件 27,457	件 7,072	件 3,401,205

(注) 1 令和6年6月30日現在の法人数である。

2 清算中の法人は除く。

(2) 申告件数等

令和5年4月から令和6年3月末までに事業年度が終了し、令和6年7月末までに法人から提出された確定申告書の件数は317万5,549件で、その申告割合は91.4%である。また、そのうち黒字申告（有所得申告）をしたものの割合は36.0%で、前年度の36.2%に比べて0.2ポイント減少している。

(注) 上記の期間において、グループ通算制度適用法人から提出された確定申告書の件数は18,936件である。

なお、グループ通算制度は、令和4年4月1日以後開始する事業年度から適用されている。

(3) 申告所得金額

令和5年度に黒字申告をした法人の所得金額は98兆2,781億円で、前年度の85兆106億円に比べて13兆2,675億円（15.6%）増加している。

これを黒字申告1件当たりの所得金額でみると、8,598万円で、前年度（7,518万円）に比べて14.4%増加している。

また、赤字申告をした法人の欠損金額は15兆5,926億円で、前年度の17兆4,295億円に比べて1兆8,369億円（10.5%）減少している。

これを赤字申告1件当たりの欠損金額でみると、767万円で、前年度（873万円）に比べて12.1%減少している。

(4) 申告税額

令和5年度における申告税額は、17兆3,924億円で、前年度の14兆9,099億円に比べて2兆4,825億円（16.7%）増加している。

表 6 法人税の申告状況

区 分	年 度 等	税 務 署 所 管 法 人	調 査 課 所 管 法 人	合 計
所 管 法 人 数	4 5	千件 3,305 3,365	千件 36 36	千件 3,341 3,401
申 告 割 合	4 5	% 91.8 91.4	% 94.8 95.1	% 91.8 91.4
黒 字 申 告 割 合	4 5	% 35.8 35.7	% 65.3 65.9	% 36.2 36.0
申 告 所 得 金 額	4 5	億円 289,502 300,530	億円 560,604 682,251	億円 850,106 982,781
黒 字 申 告 1 件 当 た り 所 得 金 額	4 5	千円 26,106 26,853	千円 2,569,573 2,857,836	千円 75,181 85,979
赤 字 申 告 1 件 当 た り 欠 損 金 額	4 5	千円 5,157 5,260	千円 619,039 401,776	千円 8,727 7,672

3 調査及び指導の状況

(1) 調査及び指導の体制

法人税及び消費税の調査並びに指導に関する事務については、原則として、資本金 1 億円以上の大規模法人と外国法人を国税局の調査部が所管し、それ以外の中小法人については税務署が所管している。

調査に当たっては、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度の高い法人を重点的に調査し、適正・公平な課税の実現に努めるとともに調査効果の波及と持続に配慮して、調査と指導の一体的運営に努め、全体の申告水準の向上を図っている。

通算法人に対する調査についても、その他の法人への調査と同様に調査必要度の高い法人から実施することとしているが、調査に当たっては、通算グループ全体で一体的な運営となるよう、親法人所轄部署と子法人所轄部署間の緊密な連絡、協調の下、効果的・効率的な調査に努めている。

イ 大規模法人

大規模法人は、全法人数の 1 % にすぎないが、申告所得金額は全法人の約 3 分の 2 を占めるなど、その社会的、経済的な影響力は極めて大きく、全納税者の税務コンプライアンスに多大な影響を及ぼすものである。

また、税務を取り巻く環境が変化する中であって、とりわけ大規模法人においては、企業活動の広域化、国際化、デジタル化が著しく進展していることから、国税局の調査部では、経済・社会情勢の変動下における企業動向を注視しつつ、所管法人の業況等の把握や

有効な資料情報の収集・活用に努めることにより、効果的・効率的な調査を実施することとしている。

近年においては、リスク・ベース・アプローチに基づき、実地調査による複雑・困難事案などへの的確な対応、行政指導等を通じた効果的・効率的な是正及び大規模法人との協働関係を築いた上で自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に導く協力的手法を効果的に組み合わせて所管法人全体を適切に監理し、大規模法人の税務コンプライアンスの維持・向上に努めている。

このような方針の下で、令和5事務年度においては、特に次の点に重点を置いた施策を実施した。

(イ) リスク・ベース・アプローチに基づく事務運営の実践

大規模法人の申告・決算内容や過去の調査状況のほか、税務に関するコーポレートガバナンスの状況など各種データの分析に基づき、個々の法人の税務リスクを判定し、それに応じて大規模法人全体を適切に監理した。

調査に当たっては、調査必要度の高い大規模法人を的確に調査選定し、税務リスクに応じた適切な調査体制に基づき、効果的・効率的に実施した。

また、納税者の税務リスクを踏まえ、実地調査によらず是正可能であることが見込まれる事案については、行政指導等を通じた効果的・効率的な是正に努めた。

(ロ) 税務調査のDXの推進等

調査の実施に当たっては、デジタル技術の活用を通じて、新しい調査の形を模索しつつ、調査の質や効率を高めるための工夫・ノウハウの蓄積に積極的に取り組んだ。

特に、調査を効率的に進める観点から、納税者等の協力の下、帳簿等データを早期に取得・活用し要調査項目の抽出に取り組んだほか、効率的な調査の実施に資すると認められる場面においては、Web会議システム等のオンラインツールを積極的に活用した。

また、調査企画に当たっては、データ活用部署と連携するなどし、積極的にデータを分析・活用することで、新たな端緒情報の発掘に努めた。

ロ 中小法人

中小法人を所管する税務署の運営に当たっては、調査の重点化の方針の下、特に大口・悪質な不正計算が想定される中小法人など、継続的な管理を要する法人を的確に管理するとともに、調査必要度の高い法人に対して的確に調査を実施するなど、効果的・効率的な事務運営の実現を図ることとしている。

このような方針の下で、令和5事務年度の調査事務運営の充実を図るため、特に、次の重点課題に取り組んだ。

(イ) 消費税還付申告法人等に対する取組

消費税に関する調査事案が複雑・巧妙化している現状を踏まえ、不正還付を含む不正計算や消費税固有の非違の把握により一層配意した選定・調査に取り組んだ。具体的には、あらかじめ一定の調査事務量を確保の上、不正還付、意図的な無申告や消費税額の

圧縮など消費税の不正申告を行っていると想定される法人に対しては、最適な調査体制を構築した上で、厳正な調査を実施した。

なお、消費税還付申告法人については、深度ある審査や実地調査への移行の必要性を判定する基準に基づき、還付保留を行い、署内調査や行政指導を通じた的確な還付審査を実施した。

(ロ) 海外取引法人等に対する調査の充実

中小法人の中でも海外取引を行う法人が増加傾向にあるため、これらの法人を的確に把握するとともに、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、深度ある調査を実施した。

(ハ) 無申告法人に対する取組

事業を行っているにもかかわらず申告していない法人(稼働無申告法人)については、マスコミ情報・インターネット情報・民間調査機関情報及び他部課(部門)と連携した資料情報の収集・蓄積を通じて事業実態の把握に努めるとともに、地方税当局との協調のより一層の推進や各署の実情に応じ専担者等を設置するなどの体制整備を図り、計画的な実態把握・調査を実施した。

(2) 調査の状況

令和5事務年度中に実地調査をした件数は5万8,691件で、そのうち、所得を過少に申告していたため、又は無申告であったため更正・決定等を行った件数は4万4,837件となっている。

また、隠蔽又は仮装により故意に所得を脱漏していた、いわゆる不正計算があった件数は1万3,064件で、これは実地調査件数の22.3%に当たる。

次に、更正・決定等により是正した申告漏れ所得金額は9,741億円で、前事務年度の7,801億円に比べて1,940億円(24.9%)増加している。このうち不正所得金額は2,775億円で、前事務年度の2,744億円に比べて31億円(1.1%)増加している。

表7 法人税の調査状況

区 分	事 務 年 度	税 務 署 所 管 法 人	調 査 課 所 管 法 人	合 計
実 地 調 査 件 数	4 5	件 60,503 57,001	件 1,561 1,690	件 62,064 58,691
申 告 漏 れ 額	4 5	億円 4,781 5,205	億円 3,020 4,536	億円 7,801 9,741
不 正 所 得 金 額	4 5	億円 2,615 2,672	億円 129 104	億円 2,744 2,775

(3) 指導の状況

申告納税制度の下では、適正な申告と納税を自主的に行う法人の育成が極めて重要である。

このような観点から、問題法人を的確に調査対象とし、適切な調査によって誤りを確実に是正する一方で、次のような方法により個別又は集合指導を実施し、納税意識の向上と税知識の普及を図り、申告水準の維持・向上に努めた。

イ 個々の法人に対する指導

実地調査の結果、申告内容に誤りがあった法人に対しては、その調査の結果を踏まえ、国税局の調査部又は税務署の幹部職員等が法人の代表者等と個別に面接するなどにより、翌期以降再び同様の誤りを繰り返さないよう的確に指導し、今後の適正な申告の確保に努めた。

また、多数の中小法人を所管している税務署においては、①新設法人等に対する指導、②業種別、地域別等の集合指導、③法人からの質疑に対する回答、④改正税法等の説明会の開催などを積極的に実施した。

ロ 関係民間団体を通じた指導

税務署においては、法人会等の関係民間団体との連携・協調に努め、これらの団体を通じて、多数の中小法人に対する説明会等の集合指導を積極的に実施した。

4 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

大企業の税務コンプライアンスの維持・向上を図るためには、経営責任者等の積極的な関与・指導の下、大企業が自ら税務に関するコーポレートガバナンス（以下「税務ＣＧ」という。）を充実させていくことが重要かつ効果的である。

こうした認識の下、大企業の税務ＣＧの充実に向けた自発的な取組を推進するため、関係団体等における説明会を実施し、その充実を働き掛けている。

また、大企業のうち、国税局調査部の特別国税調査官所掌法人については、調査の機会を利用して、税務ＣＧの状況を確認するとともに、国税局幹部と経営責任者等の間で意見交換を行い、税務ＣＧの評価結果の伝達や効果的な取組事例を紹介するなどの取組を行っている。

加えて、大企業の税務コンプライアンスを効果的・効率的に維持・向上していく観点から、所管法人に対して、国税庁ホームページに掲載の「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する確認表の活用を働き掛けているところである。

第5節 相続税

1 概要

相続税は、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した個人に対して、その取得した財産の価額（相続時精算課税に係る贈与については贈与時の価額）を基に課税される。納税義務者は、被相続人について相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に申告し、納税する。

2 申告の状況

令和5年中に相続開始のあった事案について申告をした相続人（課税価格のある者）の数は39万2004人であり、前年（38万990人）に比べて2.9%増加している。これを被相続人の数で見ると、15万5,740人であり、前年（15万858人）に比べて3.2%増加している。

次に、申告による課税価格は、21兆6,335億円であり、前年（20兆6,840億円）に比べて4.6%増加している。これを被相続人1人当たりで見ると1億3,891万円であり、前年（1億3,711万円）に比べて180万円増加している。

また、納付すべき税額は、3兆53億円であり、前年（2兆7,989億円）に比べて7.4%増加している。

これを被相続人1人当たりで見ると、1,930万円であり、前年（1,855万円）に比べて75万円の増加となっている。

なお、相続税の課税財産（債務控除前）について種類別にその構成割合をみると、土地31.5%、有価証券17.1%、現金・預貯金等35.1%、その他の財産（生命保険金等、家屋、事業用財産、家庭用財産、美術品等）16.4%である。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査の状況

相続税の調査は、高額かつ多額の申告漏れがあると認められるものを中心に、預貯金、有価証券などの金融資産の把握に重点を置いて行った。

令和5事務年度において実地調査を行った件数は8,556件（前年8,196件）である。

このうち、課税財産について申告漏れがあった件数は7,200件（前年7,036件）であり、これは実地調査を行った件数の84.2%（前年85.8%）に当たる。

また、実地調査による申告漏れ額は、課税価格では2,745億円（前年2,630億円）であり、追徴税額では、735億円（前年669億円）である。

(2) 申告の指導状況

相続は偶発的に発生するものであるため、相続税の納税者には、一般に税法等になじみが薄い者が多い。

このため、パンフレット等の配布や、地方公共団体、税理士会等関係民間団体の協力及び国税庁ホームページを通じた広報活動を行い、相続税の周知に努めるとともに、相続税の課税が見込まれる者に対して、「相続税のあらまし」や「相続税の申告のためのチェックシート」などを送付して、申告の仕方、相続財産の評価方法等について適切な指導を行い、適正な申告と納税がなされるよう配慮した。

4 財産評価事務

財産評価事務は、相続税及び贈与税の課税における土地等の評価額の基準となる土地評価基

準（路線価及び評価倍率）を定める事務が主要なものとなっている。

路線価図及び評価倍率表については、毎年作成してインターネットで公開しており、国税庁ホームページで閲覧できる。

また、全国の国税局・沖縄国税事務所及び税務署でも、パソコンにより閲覧できる。

（参考）

宅地の評価は、市街地的形態を形成する地域については路線価方式により、その他の地域については倍率方式により行う。

路線価及び評価倍率は、毎年1月1日を評価時点として、地価公示価格、売買実例価額、不動産鑑定士等による鑑定評価額、精通者意見価格等を基として算定した価格の80%程度を目途に評価している。

第6節 贈与税

1 概要

贈与税は、個人からの贈与により財産を取得した個人に対し、その取得した財産の価額を基に課税される。

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」があり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができる。

納税義務者は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に申告し、納税する。

2 申告の状況

令和5年中に贈与を受けた者で贈与税の申告書を提出した者は51万人であり、前年（49万7千人）に比べて2.6%増加している。納付すべき税額は3,548億円であり、前年（3,200億円）に比べて10.9%増加している。このうち、相続時精算課税に係る贈与税の申告書を提出した者は、4万9千人であり、前年（4万3千人）に比べて13.3%増加している。納付すべき税額は563億円であり、前年（507億円）に比べて10.9%増加している。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査の状況

贈与税の調査は、無申告事案を中心に、多額の申告漏れがあると認められるものについて実施した。

令和5事務年度において実地調査を行った件数は2,847件（前年2,907件）である。

このうち、課税財産について申告漏れがあった件数は2,630件（前年2,732件）である。

また、実地調査による申告漏れ額は、課税価格では264億円（前年206億円）であり、追徴税額では、108億円（前年79億円）である。

(2) 申告の指導状況

贈与税の納税者は、一般に税法等になじみが薄い者が多い。

このため、パンフレット等の配布や、地方公共団体、税理士会等関係民間団体の協力及び国税庁ホームページを通じた広報活動を行い、納税者による自主的かつ適正な申告がなされるよう贈与税の周知に努めるとともに、申告の仕方、贈与財産の評価方法等について適切な指導を行い、適正な申告と納税がなされるよう配意した。

第7節 地価税

地価税は、土地に対する適正・公平な税負担を確保しつつ、土地の保有コストを引き上げ、土地の資産としての有利性を縮減する観点から、土地の資産価値に応じて負担を求める国税として平成3年5月に創設（地価税法の公布は平成3年5月2日）され、平成4年1月1日から施行（地価税法第38条については、公布の日から施行）された。

地価税は、個人又は法人がその年の1月1日午前零時（課税時期）において、基礎控除額を超える土地等を保有する場合に課税される。地価税の納税義務のある者は、その年の10月1日から10月31日までの間に申告し、同日までに税額の2分の1相当額を、翌年3月31日までに残額を納付しなければならない。

なお、平成10年以後の各年の課税時期に係る地価税については、当分の間、課税されないこととなり、申告書の提出も必要ないこととなっている。

第8節 酒税

1 概要

酒税は、製造場から移出される酒類又は保税地域から引き取られる酒類に対し課税される。

酒類とは、アルコール分1度以上の飲料をいい、酒税法は、この酒類を製法、性状などにより、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の4種類に分類しており、さらに、原料、製造方法などにより、17品目に区分している。

酒税の課税標準は、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る酒類の数量であり（従量税）、税率は酒類の分類及びアルコール分などに応じて異なる。

酒税の納税義務者は、酒類製造者又は酒類を保税地域から引き取る者である。

酒類製造者は、原則として、毎月その製造場から移出した酒類について翌月末日までにその所在地の所轄税務署長に申告書を提出するとともに、当該移出した日の属する月の末日から2か月以内に納税しなければならない。

また、酒類を保税地域から引き取る者は、原則として、輸入酒類を保税地域から引き取る時

までに所轄税関長に申告書を提出し、同時に納税しなければならない。

なお、酒税の保全を図る観点から、酒類の製造又は販売業を行おうとする者は、その製造場又は販売場ごとに、それぞれの所在地の所轄税務署長から免許を受けなければならない。

2 課税の状況

令和5年度の課税数量は、806万5,124キロリットル（うち輸入品に係る課税分40万9,506キロリットル）であり、前年度に比べて1.2%減少している。酒類ごとの詳細は、〔付録〕2付表第17表参照。また、令和5年度の課税額は、1兆1,796億円（うち輸入品に係る課税分634億円）であり、前年度に比べて0.7%減少している。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査及び指導の体制

酒税の調査及び指導事務は、記帳義務、申告義務などの酒税法令に規定する秩序の維持を図り、適正・公平な課税の実現を図ることを目標として、効果的・効率的な実施に努めている。

その実施体制は、国税局長・沖縄国税事務所長が指定する大規模な酒類製造場等は各国税局・沖縄国税事務所が、それ以外の酒類製造場等は、広域運営体制の下、各税務署の酒類指導官が担当している。

(2) 調査の状況

酒税調査は、調査必要度が高い酒類製造場等に対し、効果的・効率的に実施した。令和5事務年度においては、調査対象場数4,740場のうち927場に対して一般調査又は申告調査を行い、その結果、366場に5,861万円の更正・決定等を行った。

(3) 指導の状況

酒類製造者に対しては、直接又は関係団体を通じ、適正な納税申告と酒税法令に定める諸事項を確実に遵守するよう指導を行った。また、酒類販売業者に対しては、集合方式による記帳指導を行った。

4 酒類業界の状況

(1) 国内市場の状況

酒類の課税数量は、少子高齢化や人口減少等を背景に、平成11年度をピークとして減少している。特にビールは、低価格の発泡酒やチューハイ、いわゆる「新ジャンル飲料」等に消費が移行していたが、ビール系飲料の税率の一本化の過程でビールへの回帰の動きがみられる。なお、同時に発泡酒の定義が改正され、いわゆる「新ジャンル飲料」が発泡酒の範囲に加えられている。

(2) 日本産酒類の輸出の状況

令和5年の日本産酒類の輸出金額は、1,344億円（対前年比3.5%減）となり、過去最高と

なった令和4年に次ぐ水準で推移した。

5 国税庁の事務・取組

(1) 販路開拓・輸出促進等に向けた取組

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和5年12月食料安定供給・農林水産業基盤強化本部改訂)において、酒類のうち、清酒、ウイスキー、本格焼酎・泡盛の3品目を輸出重点品目と位置づけ、品目ごとのターゲット国、輸出目標等を定めた。この目標の達成に向け、この重点3品目を中心に、認知度向上や販路拡大などに取り組んでいる。

イ 販路開拓支援

日本産酒類輸出促進コンソーシアムの運営、酒類輸出コーディネーターの配置、海外の大規模展示会への出展支援により、酒類事業者の販路開拓を支援するほか、海外における日本産酒類の市場を調査し、調査結果を業界へ還元している。

ロ 国際的プロモーション

日本産酒類の認知度向上のため、日本文化の総合発信拠点であるジャパン・ハウス ロンドンにおいて、酒造りに関するシンポジウムを実施した。

ハ 酒類事業者向け補助金

「新市場開拓支援事業費補助金」及び「酒類業振興支援事業費補助金」により、酒類事業者が直面する国内需要の減少、酒類業従事者の高齢化といった構造的課題の解決等に向けて、国内外の新市場を開拓するなどの意欲的な取組を支援した。

(2) 海外展開・酒蔵ツーリズムの推進

イ 酒蔵ツーリズムの推進等

「日本産酒類海外展開支援事業費補助金」により、酒類事業者による日本産酒類の海外販路拡大や商品等の高付加価値化に向けた取組及び酒蔵の観光化や地域における酒蔵ツーリズムプランの策定などの取組を支援した。

ロ 地理的表示(GI)普及拡大

国内外における酒類のブランド価値向上等の観点から、GI指定や普及拡大に取り組んでいる(最新の指定状況は、国税庁ホームページの「酒類の地理的表示一覧等」参照。)。国内における新規GIのスタートアップイベントを開催したほか、国際線旅客機の機内誌にGI酒類の紹介記事を掲載するなど、国内外における日本産GI酒類のPRを実施した。

(3) 関税や輸入規制の撤廃等の国際交渉

日本の酒類事業者の更なる輸出環境整備のため、国際交渉において、関税や輸入規制等の撤廃、GIの相互保護、有機酒類の同等性承認に向けた協議を行っている。また、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を起因とした各国の輸入規制については、引き続き、科学的根拠に基づき撤廃を求めている。

(4) 「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組

文化庁や「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等と連携して、伝統的

な酒造り技術の保護・継承及びユネスコ無形文化遺産への登録実現に向けた取組を実施している。

(5) 中小企業対策

中小企業が大半を占める酒類業界が社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、日本酒造組合中央会の近代化事業をはじめ、業界団体の各種の取組を支援している。また、関係省庁・機関や地方自治体等と連携しつつ、政府の中小企業向け施策（相談窓口、補助金、税制、融資等）について、事業者や業界団体に情報を提供し、活用の促進に取り組んでいる。

(6) 酒類の公正な取引環境の整備

平成29年6月に施行された「酒類の公正な取引に関する基準」に基づくこれまでの調査結果などを踏まえ、令和4年3月に同基準を改正（同年6月施行）し、制度の周知・啓発を行うとともに、酒類の取引状況等実態調査の実施により、公正取引の確保に取り組んでいる。

(7) 社会的要請への対応

イ 資源リサイクル等の推進

ビール業界では「地球温暖化対策計画」（令和3年10月閣議決定）に基づき策定した「低炭素社会実行計画」に取り組んでおり、国税審議会酒類分科会において、これらの取組を評価・検証している。

ロ 20歳未満の者の飲酒防止対策

20歳未満の者の飲酒防止に向け、啓発ポスターやパンフレットを作成するほか、毎年4月を「20歳未満飲酒防止強調月間」と定め、関係省庁・業界団体と連携した啓発活動を行っている。

ハ アルコール健康障害対策

アルコール健康障害対策基本法（平成26年6月施行）に基づき策定された第2期の「アルコール健康障害対策推進基本計画」（令和3年4月～令和8年3月）や、令和6年2月に厚生労働省が作成した「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」などを踏まえ、関係省庁、酒類業団体とも連携・協力しながら、20歳未満の者の飲酒防止対策やアルコール健康障害の発生防止等に向けた取組を推進している。

(8) 酒類業の健全な発達に向けた技術的事項に関する事務

酒類の生産から消費まで全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図ることを目的として、全国市販酒類調査、酒類の製造工程の改善等に関する技術指導・相談、酒類の安全性に係る成分の実態把握等、技術的事項に関する事務を実施している。

令和5事務年度においては、酒類の品質、安全性及び適正表示の確保のため、全国市販酒類調査において理化学分析、品質評価等を行い、その調査結果を国税庁ホームページに公表したほか、同調査の結果等を踏まえ、酒類製造者を対象とした製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を実施した（指導相談件数1,360件）。

また、国際会議等において取り上げられている酒類の安全性に係る成分についての実態把握・関連情報の提供や酒類等の放射性物質に係る調査（平成23年6月の分析開始以来の累積

分析点数25,177点)を行った。

(9) 酒類の分析及び鑑定に関する事務

酒税の適正かつ公平な賦課の実現に必要な分析及び鑑定を行い(分析点数215点)、その性状等を明らかにしたほか、酒類製造免許関連として、期限付製造免許者の製造した酒類の分析等を行った(品質審査点数1,533点)。

また、全国市販酒類調査において、上述の品質等の確保及び課税に関する問題等の把握のため各種分析等を行った(分析点数1,584点)ほか、技術指導・相談の実施に関連して、必要な酒造用原料、中間製品等に対する分析を行った(分析点数137点)。

(10) 独立行政法人酒類総合研究所との連携

国税庁では、酒類に関する高度な分析・鑑定、酒類及び酒類業に関する研究・調査、情報提供等を行っている独立行政法人酒類総合研究所と連携し、酒類の適正課税や適正表示の確保、酒類の品質・安全性の確保及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援等に取り組んでいる。

第9節 消費税

1 概要

(1) 制度概要

課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等及び特定仕入れ並びに保税地域から引き取られる外国貨物である。

納税義務者は、事業者及び外国貨物の引取者であり、事業者は課税期間(個人事業者は暦年、法人は事業年度)の末日の翌日から原則として2月以内に(個人事業者については翌年の3月31日までに)申告・納付し、外国貨物の引取者は引取りの時(特例申告を行う場合は、引取りの日の属する月の翌月末日)までに税関長に対し消費税を申告・納付する。

なお、原則として、基準期間の課税売上高が1,000万円以下である事業者については納税義務が免除される。

(2) 主な制度改正等

消費税法は、所得・消費・資産にバランスのとれた税制の実現を目指した税制改革の一環として昭和63年12月に創設され、平成元年4月から施行された。

平成3年5月には、議員立法により非課税範囲の拡大、簡易課税制度の見直し等所要の改正が行われ、同年10月から施行された。

平成6年秋の税制改革及び平成8年度税制改正により、消費税率を3%から4%(新たに創設された地方消費税と合わせた税率は5%)に引き上げるとともに、簡易課税制度、限界控除制度等が見直され、平成9年4月1日から施行された。

平成15年度税制改正により、事業者免税点制度及び簡易課税制度等について抜本的な改革

が行われたほか、総額表示義務規定が創設された。

平成24年の社会保障と税の一体改革により、消費税率を4%から6.3%（地方消費税率と合わせた税率は8%）、6.3%から7.8%（地方消費税率と合わせた税率は10%）に段階的に引き上げる改正が行われ、平成26年4月1日に6.3%に、令和元年10月1日に7.8%に、それぞれ引き上げられることとなった。

平成28年度税制改正により、消費税率が7.8%に引き上げられると同時に日々の生活における負担を減らすため、飲食料品及び定期購読契約による新聞の譲渡に係る消費税率を6.24%とする軽減税率制度が実施されることとなり、令和元年10月1日から施行された。また、令和5年10月1日から複数税率の下で適正な課税を行うために、インボイス制度が開始され、インボイス（適格請求書）を交付するためには、税務署長に申請書を提出して、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受ける必要があることとされた。

2 申告・届出等の状況

(1) 届出等の状況

イ 届出

令和5年度末までに、下表のとおり334万1千件（前年度330万2千件）の課税事業者届出書及び15万1千件（前年度14万8千件）の課税事業者選択届出書並びに1万3千件（前年度1万2千件）の新設法人に該当する旨の届出書が提出された。

表8 消費税の課税事業者等届出件数

（令和6年3月末日現在）

区 分	課 税 事 業 者 届 出 書	課 税 事 業 者 選 択 届 出 書	新 設 法 人 届 出 書
個 人	千件 1,332	千件 44	千件 —
法 人	2,009	107	13
計	3,341	151	13

（注）1 納税義務者でなくなった旨の届出書又は課税事業者選択不適用届出書を提出した者は含まない。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

ロ 適格請求書発行事業者数

令和5年度末時点で適格請求書を交付することができる事業者数は、個人事業者2,091千者、法人2,328千者であった。

表 9 適格請求書発行事業者数

個 人	法 人	合 計
千者 2,091	千者 2,328	千者 4,419

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

(2) 課税の状況

課税期間が令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に終了したものの課税状況を見ると、次のように課税件数は、個人事業者 202 万 9 千件（前年度 107 万 4 千件）、法人 221 万 1 千件（前年度 203 万 8 千件）であった。

表 10 消費税の課税件数

(令和 6 年 6 月末日現在)

区 分	納税分	還付分	合 計
個 人	千件 1,940	千件 88	千件 2,029
法 人	2,012	199	2,211
計	3,953	287	4,240

(注) 1 国・地方公共団体等及び消費税申告期限延長届出書を提出した法人については令和 6 年 9 月 30 日までの申告及び処理分が含まれる。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

また、課税額（納税分）は、個人事業者 6,926 億円（前年度 6,359 億円）、法人 21 兆 470 億円（前年度 19 兆 4,602 億円）、合計 21 兆 7,397 億円（前年度 20 兆 961 億円）であった。

表 11 消費税の課税額

(令和 6 年 6 月末日現在)

区 分	納税分	還付分
個 人	外 1,952 億円 6,926	外 142 億円 505
法 人	外 59,322 210,470	外 20,343 72,149
計	外 61,275 217,397	外 20,485 72,654

(注) 1 国・地方公共団体等及び消費税申告期限延長届出書を提出した法人については令和 6 年 9 月 30 日までの申告及び処理分が含まれる。

2 外書は地方消費税分である。

3 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

3 調査の状況

消費税については、所得税・法人税との同時調査を行っており、令和5事務年度の個人事業者に対する調査等件数は12万495件であり、法人に対する調査件数は5万7,181件である。

このうち何らかの非違があったものは、個人事業者が7万7,547件で、その追徴税額は加算税を含め423億円であり、法人が3万3,864件で、その追徴税額は加算税を含め1,095億円である。

表12 消費税の調査等状況

区 分	個 人	法 人	計
調 査 等 件 数	件 120,495	件 57,181	件 177,676
申 告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件 77,547	件 33,864	件 111,411
追 徴 税 額 (含 ・ 加 算 税)	億円 423	億円 1,095	億円 1,518

(注) 1 追徴税額については、地方消費税を含む。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第10節 その他の諸税

1 揮発油税及び地方揮発油税

(1) 概要

揮発油税及び地方揮発油税（以下この1において「揮発油税等」という。）の課税物件は、揮発油である。

国産の揮発油の納税義務者は、その製造者であり、製造場から移出した月の翌月末日までに申告し、納税する。

輸入に係る揮発油の納税義務者は、その引取者であり、保税地域から引き取るときまでに申告し、納税する。

(2) 課税の状況

揮発油税等の課税対象である揮発油の関係場数は、令和5年度末現在で5,182場（前年度末現在5,164場）である。この中には、揮発油を未納税で移入したことによって法律上の製造場となった蔵置場230場及び石油化学工場313場が含まれている。

令和5年度の揮発油税等の課税標準数量は4,258万キロリットル（前年度4,276万キロリットル）、課税額は2兆2,865億円（前年度2兆2,960億円）であり、課税額のうち524億円（前年度482億円）は保税地域からの引取りに係るものである。

(3) 調査の状況

揮発油税等の調査対象場所には、揮発油の製造場のほか、特定石油化学製品の製造場、貯蔵場所及び使用場所並びに特定用途免税揮発油の使用場所等がある。

これらの場数は、令和5事務年度で4,839場（前事務年度4,914場）である。

令和5事務年度においては、68場（前事務年度88場）に対して調査を実施した。

調査の結果、17場（前事務年度14場）について更正又は決定（調査を実施した結果、修正申告書又は期限後申告書の提出があったものを含む。以下この節において「更正・決定等」という。）を行っているが、その増差税額は4,100万円（前事務年度2,400万円）である。

(4) 揮発油類の分析

揮発油税等の適正かつ公平な賦課の実現のため、国税局の鑑定官室において製油所等の揮発油の性状を資料収集するとともに、市販ガソリンを買い上げて分析を行っている。令和5事務年度に分析した揮発油類は、延べ1,028点である。

2 印紙税

(1) 概要

印紙税の課税物件は、各種の契約書、定款、通帳、金銭の受取書等の文書である。

納税義務者は、文書の作成者であり、納付は、原則として、課税文書に収入印紙を貼り付け、消印をする方法によるが、このほか、税務署に所定の手続をして現金で納付する方法、例えば、一定の書式表示をして申告納税する方法等がある。

(2) 課税の状況

令和5年度における現金納付分の課税額は1,210億円（前年度1,254億円）であり、課税人員は15万4,092人（前年度15万9,664人）である。

(3) 調査及び指導の状況

印紙税は、自主的な納付の形態を採っており、収入印紙の貼付け又は消印をしなかった場合に、税の追徴に併せて行政的に制裁するという観点から、貼り付けをしなかった場合は不納付税額の3倍相当額（印紙税を納付していないことについて自主的な申出があった場合は、不納付税額の1.1倍）が、消印をしなかった場合は税相当額の過怠税が徴収されることになっている。

令和5事務年度においては、1,765場（前事務年度1,877場）に対して調査を行い、その結果、1,606場（前事務年度1,703場）において収入印紙の貼付不足等が発見され、その不足税額は26億8,400万円（前事務年度17億1,900万円）であった。

また、そのうち申告納税の方法を採っている納税者についてみると、調査対象場数は、令和5事務年度において、2万1,251場（前事務年度2万1,621場）であるが、このうち344場（前事務年度385場）に対して調査を行い、その結果、50場（前事務年度71場）につき、1億4,000万円（前事務年度6,800万円）の更正・決定等を行った。

印紙税は、納税義務者が極めて広範にわたることから、国税庁ホームページ等を通じたリーフレットの配布、説明会の開催など様々な方法による指導を行っている。

3 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 概要

たばこ税及びたばこ特別税（以下この３において「たばこ税等」という。）の課税物件は、喫煙用の製造たばこ、かみ用の製造たばこ及びかぎ用の製造たばこである。

国産の製造たばこの納税義務者は、その製造者であり、製造場から移出した月の翌月末日までに申告し、納税する。

輸入に係る製造たばこの納税義務者は、その引取者であり、保税地域から引き取るときまでに申告し、納税する。

(2) 課税の状況

令和５年度末の製造場数は321場（前年度末313場）である。この中には、製造たばこを未納税で移入したことによって法律上の製造場となった蔵置場245場が含まれている。

令和５年度のたばこ税等の課税標準数量は本数換算で1,425億2,559万本（前年度1,417億4,080万本）、課税額は１兆865億円（前年度１兆806億円）であり、課税額のうち6,119億円（前年度6,097億円）は保税地域からの引取りに係るものである。

(3) 調査の状況

たばこ税等の調査対象場所には、製造たばこの製造場のほか、法定製造場、手持品課税製造たばこ（税率の引上げ時に、流通過程にある差額課税対象製造たばこ）の貯蔵場所があり、手持品課税製造たばこの貯蔵場所を除く調査対象場数は、令和５事務年度で321場（前事務年度313場）であるが、このうち、２場（前事務年度15場）に対して調査を行った。

4 石油ガス税

(1) 概要

石油ガス税の課税物件は、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスである。

納税義務者は、自動車用の石油ガス容器に石油ガスを充てんする者（石油ガスタンク等）であり、充てん場から移出した月の翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納税する。

(2) 課税の状況

令和５年度末の充てん場数は2,372場（前年度末2,411場）であり、令和５年度の課税標準数量は51万トン（前年度54万トン）、課税額は90億円（前年度94億円）である。

(3) 調査の状況

令和５事務年度における調査対象場数は2,439場（前事務年度2,510場）であるが、このうち、151場（前事務年度168場）に対して調査を行い、その結果、38場（前事務年度35場）につき270万円（前事務年度160万円）の更正・決定等を行った。

5 航空機燃料税

(1) 概要

航空機燃料税の課税物件は、航空機燃料である。

納税義務者は、航空機の所有者等であり、航空機燃料を航空機に積込みをした月の翌月末日までに申告し、納税する。

(2) 課税の状況

納税地は、原則として、航空機燃料を航空機へ積み込む場所とされているが、国税庁長官の承認を受けたときは、その承認を受けた場所（多くは納税義務者の住所地を承認場所としている。）とすることができる。

令和5年度末現在、この承認を受けた納税地数は573場（前年度末564場）、その他の納税地数は1,289場（前年度末1,205場）である。

令和5年度の航空機燃料税の課税標準数量は488万キロリットル（前年度454万キロリットル）で、課税額は542億円（前年度492億円）である。

(3) 調査の状況

令和5事務年度における調査対象場数は1,721場（前事務年度1,764場）であるが、このうち、16場（前事務年度22場）に対して調査を行い、その結果、11場（前事務年度12場）につき、1,100万円（前事務年度910万円）の更正・決定等を行った。

6 自動車重量税

(1) 概要

自動車重量税の課税物件は、自動車検査証の交付を受け、又は車両番号の指定を受ける自動車である。

納税義務者は、自動車検査証の交付を受ける者及び車両番号の指定を受ける者であり、納付は、原則として所定の用紙に自動車重量税印紙を貼り付けて、運輸支局等又は軽自動車検査協会に提出することにより行う。

(2) 課税の状況

令和5年度における自動車重量税の課税額は、6,991億円（前年度7,155億円）である。

7 電源開発促進税

(1) 概要

電源開発促進税の課税物件は、一般送配電事業者等の販売電気である。

納税義務者は、一般送配電事業者等であり、毎月分を翌月末日までに申告し、納税する。

(2) 課税の状況

令和5年度末の納税義務者数は10社であり、令和5年度の課税標準たる販売電気の電力量は8,167億987万キロワット時（前年度8,341億5,872万キロワット時）、課税額は3,063億円（前年度3,148億円）である。

8 石油石炭税

(1) 概要

石油石炭税の課税物件は、原油、石油製品及びガス状炭化水素並びに石炭である（石油製品については輸入に係るものに限る。）。

国産の原油、ガス状炭化水素及び石炭の納税義務者は、その採取者であり、採取場から移出した月の翌月末日までに申告し、納税する。

輸入に係る原油、石油製品及びガス状炭化水素並びに石炭の納税義務者は、これらの引取者であり、保税地域から引き取るときまで（国税庁長官の承認を受けた者は、引き取った月の翌月末日まで）に申告し、納税する。

(2) 課税の状況

国産の原油、ガス状炭化水素及び石炭に係る納税地は、原則として、これらの採取場であるが、国税庁長官の承認を受けた場合は、その承認を受けた場所である。

令和５年度末現在、この承認を受けた納税地数は14場（前年度末14場）、その他の納税地数は148場（前年度末143場）である。

令和５年度の石油石炭税の課税標準数量は原油が１億1,803万キロリットル、石油製品が1,320万キロリットル、ガス状炭化水素が7,821万トン、石炭が１億1,617万トン、課税額は合計6,708億円（前年度7,468億円）であり、課税額のうち6,633億円（前年度7,393億円）は保税地域からの引取りに係るものである。

(3) 調査の状況

令和５事務年度における調査対象場数は83場（前事務年度80場）であるが、このうち、13場（前事務年度13場）に対して調査を行い、その結果、８場（前事務年度６場）につき、６億2,500万円（前事務年度２億3,100万円）の更正・決定等を行った。

9 国際観光旅客税

(1) 概要

国際観光旅客税の課税対象は、旅客の航空機又は船舶による日本からの出国である。

納税義務者は、航空機又は船舶により日本から出国する旅客となるが、原則として、国際旅客運送事業を営む者である航空会社又は船舶会社が特別徴収義務者として、旅客から本税を徴収し納付することとなる。

なお、国際旅客運送事業を営む者のうち、国内に本店又は事務所等を有する国内事業者は税務署に、国内事業者以外の者（国外事業者）は税関に、本税の納付等の手続を行う。

(2) 課税の状況

国際観光旅客税の課税人員は、令和５年度においては4,019万人（前年度1,253万人）となっている。

また、課税額は、令和５年度においては402億円（前年度125億円）となっている。

(3) 調査の状況

令和５事務年度における調査対象場数は112場（前事務年度108場）であるが、このうち、19場（前事務年度９場）に対して調査を行い、その結果、14場（前事務年度７場）につき、追徴税額が1,200万円（前事務年度1,600万円）となった。

第2章 犯則の取締り

第1節 直接国税

1 査察制度

我が国では、納税者が自ら正しい申告を行って税金を納付する申告納税制度を採っており、この制度を円滑に運営していくため税務調査を行っている。一般の税務調査において、納税者の申告に誤りがあれば、申告額を更正することとしているが、その調査は原則として納税者の同意を得て行う、任意調査（課税調査）によっている。

しかし、不正の手段を使って故意に税を免れた者には、正当な税を課すほかに、悪質な脱税者として刑事責任を迫及するため、懲役や罰金を科すことが税法に定められている。このような場合には、任意調査だけではその実態が把握できないので、税務調査の中でも強制的権限をもって犯罪捜査に準ずる方法で調査（犯則調査）し、その結果に基づいて検察官に告発し公訴提起を求める査察制度がある。

査察制度の執行のため、具体的な手続が国税通則法第11章に定められており、その執行には各国税局・沖縄国税事務所に配置された国税査察官が当たっている。

2 国税査察官の職務

国税査察官は、各国税局・沖縄国税事務所に約1,500人が配置されており、所得税、法人税及び消費税等の悪質な脱税の摘発を行う犯則取締事務に従事している。

国税査察官は、税務職員ではあるが、一般の税務職員が質問検査権に基づく任意調査（課税調査）を行うのに対し、査察調査を行うための特別の調査権限が与えられている。すなわち、裁判官が発付する許可状により住居、工場、事務所等を臨検、搜索し、帳簿・書類や各種の物件を差し押さえる、いわゆる強制調査を行う権限（犯則調査権限）が与えられている。また、国税査察官は、脱税の疑いがある納税者（犯則嫌疑者）について、本人、取引先等の参考人に質問し、それらの者が所持する帳簿・書類、物件等を検査し、任意に提出された物件を領置することができる。

査察調査の手順としては、犯則嫌疑者を発見すると、まず、脱税の規模や手口などをより具体的に確認するための内偵調査を行う。内偵調査の後、多額の脱税が見込まれ、手口も悪質と認められるなど、社会的非難に値する犯則嫌疑者について、その脱税の犯則嫌疑事実を裁判官に説明し、許可状の交付を受け、その許可状に基づいて、各国税局・沖縄国税事務所に配置されている国税査察官が強制調査に着手する。更に、各国税局・沖縄国税事務所間で臨機に応援する体制も確立されている。強制調査の着手によって差し押さえられた帳簿・書類などは、その後の綿密な調査も加わって真実の所得・税額の計算とその存在を立証するための証拠となる。

3 関係省庁との連絡

査察事件の適正な処理を図るため、法律上の問題点及び事件の具体的処理について、国税庁においては法務省及び最高検察庁と、各国税局・沖縄国税事務所においては関係高等検察庁及び地方検察庁と常に緊密な連絡を取っている。

(1) 合同中央協議会

令和5年9月には、国税庁及び法務省主催の下に各国税局・沖縄国税事務所の幹部及び国税査察官並びに全国の各検察庁の財政経済担当検察官が参加して合同中央協議会が開催され、具体的事件を素材として協議、研修を行った。

(2) 合同地方協議会

令和5年11月には、関東信越国税局及び東京高等検察庁主催の下に札幌、仙台、関東信越、東京、金沢及び名古屋の各国税局の国税査察官並びに東京高等検察庁、同庁管下各地方検察庁の財政経済担当検察官が参加して、また、同年12月に、熊本国税局及び福岡高等検察庁主催の下に大阪、広島、高松、福岡及び熊本の各国税局・沖縄国税事務所の国税査察官並びに福岡高等検察庁、同庁管下各地方検察庁の財政経済担当検察官が参加して、それぞれ合同地方協議会が開催され、具体的事件に即して協議、研修を行った。

4 査察事務の状況

令和5年度における査察事務の運営に当たっては、情報事務と調査事務を通じて、組織力を発揮した効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、所得税、法人税事案のほか、特に国民の関心が極めて高い消費税事案や申告納税制度の根幹を揺るがす無申告事案、更に、国際事案や時流に即した事案などの社会的波及効果の高い事案の積極的な立件・処理に取り組んだ。

また、経済取引の広域化、デジタル化、国際化に的確に対応するため、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換制度やデジタルフォレンジックツール（データの証拠保全・解析機材）を活用して効果的な調査を実施した。

令和5年度の査察の概要についてみると、査察着手件数は154件、処理件数は151件でこのうち101件を告発しており、処理件数に対する告発件数の割合は66.9%である。

告発分の総脱税額（加算税額を含む。）は89億3,100万円であり、告発1件当たりの脱税額は8,800万円となっている。

告発事件について税目別の件数・脱税額をみると、所得税に係る事件は14件で12億1,400万円、法人税に係る事件は59件で57億3,400万円、相続税に係る事件は1件で1億5,200万円、消費税に係る事件は27件で18億3,100万円となっている。

また、告発の多かった業種は、不動産業（18者）、建設業（16者）となっている。

5 重点事案への取組

査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案及びその他社会的波及効果が高いと見込まれる事案に積極的に取り組んだ。

(1) 消費税事案

消費税の不正受還付事案については、消費税に対する国民の関心が極めて高いこと、また、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高いものであることから、積極的に取り組んだ。

令和5年度の消費税事案の告発件数は27件、そのうち、消費税不正受還付事案の告発件数は16件となっている。

○ 告発事例

同一の高級腕時計のシリアルナンバーや不正に入手したパスポートの写しを用いて書類を偽造し、架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上を計上することで、不正に消費税の還付を受け、又は受けようとしていたもの

(2) 無申告事案

無申告事案については、申告納税制度の根幹を揺るがすものであることから、積極的に取り組んだ。

令和5年度は無申告事案の告発件数は16件、そのうち、平成23年度に創設された単純無申告は脱犯を適用した事案の告発件数は11件となっている。

○ 告発事例

アフィリエイト事業により収入を得ていたにもかかわらず、虚偽のコンサルティング契約書を準備するなどして所得を隠匿した上で、法人税の確定申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、法人税を免れていたもの

(3) 国際事案

外国法人を利用して不正を行っていた事案や海外に不正資金を隠していた事案などの国際事案に積極的に取り組んだ。

令和5年度の国際事案の告発件数は23件となっている。

○ 告発事例

虚偽の株式譲渡契約書を作成して、自己が所有する未公開株式を自らが主宰する海外法人へ譲渡したと装い、未公開株式の譲渡収入の一部を海外法人の収入であるとして、所得税を免れていたもの

(4) 社会的波及効果の高い事案

上記以外で、世間の耳目をひき牽制効果が期待できる事案に対して積極的に取り組んだ。

○ 告発事例

脱税請負人が、脱税のために虚偽の経費を計上するスキームを節税とうたって、広く納税者を勧誘し、納税者らが当該スキームを利用して法人税及び消費税を免れていたもの

6 不正資金の留保・費消状況及び隠匿場所

- (1) 脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保されていたが、脱税者が数千万円規模の費消をしていた事例も見られた。

その使途としては、

- 高級車両の購入
- 有価証券等への投資
- 暗号資産の購入
- 競馬や海外カジノ・ネットカジノ等のギャンブル
- 飲食等の交際費・遊興費

などが見られた。

(2) 脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々であったが、

- 天井裏
- 階段下収納
- 蔵に置かれた木箱
- 銀行の貸金庫

に現金を隠していた事例などがあった。

第2節 間接国税

1 犯則取締制度

間接国税においても、そのほとんどについて申告納税制度を採用しているが、申告の内容は必ずしも全てが適正なものとはいえない状況にある。

このため、個別指導や団体指導、周知広報に力を注いでいるが、課税の公平を実現するため、悪質な脱税に対しては犯則取締り等を通じて非違脱漏の発見に努め、厳正に是正措置を採っている。

間接国税の分野では、課税対象が特定の物件や行為に限定され、しかも一般に経済的な転嫁が予定されており、そのほ脱による経済効果がその都度直ちに実現するため、非違脱漏への強い誘惑がある。また、間接国税のほ脱を行った悪質な企業が当該商品の価格を引き下げて安売りをを行う結果、正常な市場を混乱に陥れ、正しい納税をしている企業の経営を不当に圧迫することにもなる。

このような実情に即して犯則取締りも特に市場に与える影響の大きい大口・悪質な脱税者等に重点を置いて効果的に実施することとしている。

間接国税の犯則取締りは、国税通則法第11章に定める手続により行われ、国税通則法第7章の2に定める課税調査の権限とは明確に区分されている。

(注) 間接国税とは、消費税（賦課課税方式が適用される輸入取引に係るものに限る。）、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税をいう。

2 通告処分制度

直接国税及び申告納税方式による間接国税に関する犯則事件にあつては、当該職員が調査によって犯則があると思料するときは、全て告発の手続を採ることとなっているが、申告納税方式によるものを除く間接国税に関する犯則事件にあつては当該職員から報告又は通報を受けた犯則事件について、国税局長・沖縄国税事務所長又は税務署長が調査により犯則の心証を得た場合は、情状が懲役の刑に処すべきものと認められるなど直ちに告発すべきものを除き、通告処分を行うこととされている。

通告処分とは、国税局長・沖縄国税事務所長又は税務署長が罰金に相当する金額等を納付すべきことを犯則者に通告する処分をいい、これを履行するかどうかは犯則者の任意である。そして、通告を受けた犯則者がその内容である罰金相当額等財産上の負担を任意に履行したときは、当該犯則事件について訴えを提起することができないという手続である。

この通告の内容を履行しないときは、通告不履行による告発の手続を採ることとなっている。

(注) 平成 29 年度税制改正により国税犯則調査に係る規定が国税通則法に編入されたことにあわせて、通告処分の対象となる間接国税の範囲が見直されている。平成 30 年 3 月 31 日以前は、間接国税のほ脱等については、その納付すべき税額の確定の方式にかかわらず、通告処分の対象とされていた。

3 関係省庁との連絡

犯則事件の適正な処理を図るため、法令上の問題点及び事案の具体的処理について、国税庁においては、法務省及び最高検察庁と、国税局・沖縄国税事務所及び税務署においては、関係高等検察庁及び地方検察庁と常に緊密な連絡を取っている。

4 犯則取締りの状況

犯則取締事務の運営に当たっては、課税部門との連携を強化し、課税の公平と申告水準の向上に寄与することを目的として効率的な事務運営の推進に努めることとしている。

令和 5 年度における間接国税の犯則事件の検挙件数は20件となっている。

第3章 債権管理事務及び徴収事務

第1節 債権管理事務

1 概要

債権管理事務の主な内容は、納税申告書の提出等により定まった税金の納付状況を個別に管理する徴収決定・収納事務と、納め過ぎとなった税金を納税者に返還する還付金事務である。

徴収決定・収納事務は、納税者からの納税申告書の提出や税務署長による申告税額の更正等により納付することとなった税金の額を確認して「徴収決定済額」として管理し、また、これらの税金が実際に納付された場合に「収納済額」として整理することで、納税者ごとにその納付状況を管理するとともに、未納の納税者に対して督促状により納付を促すことを主な内容とする事務である。

税金の納付は、金銭により日本銀行やその代理店となっている金融機関（銀行、郵便局等）又は所轄税務署において行うことが原則であるが、相続税・贈与税については、納期限までに納付できない場合の延納が認められ、相続税については、延納によっても金銭納付が困難で、一定の要件を満たす場合には、不動産や有価証券などの相続財産により、物納することが認められる。また、印紙税、登録免許税、自動車重量税といった税目については、印紙による納付が認められている。納められた税金は、直ちに国の歳入となるのではなく、一旦「国税収納金整理資金」に受け入れられ、その資金から還付金等を支払った残額が歳入として一般会計等に組み入れられることになっている。

また、国税の納付手段については、上記のほか、振替納税（昭和42年6月導入）、インターネットバンキング等による電子納税（平成16年6月導入）、コンビニ（バーコード）納付（平成20年1月導入）、ダイレクト納付（平成21年9月導入）、クレジットカード納付（平成29年1月導入）、コンビニ（QRコード）納付（平成31年1月導入）及びスマホアプリ納付（令和4年12月導入）といった多様な納付手段を導入し、納税者の利便性向上を図るとともに、収納に関する事務効率化を図っている。

還付金事務は、納税者が税金を納め過ぎた場合、その超過部分の金額（還付金）を納税者に返還するための事務である。その返還に当たっては、納税者の指定により、①金融機関（銀行、郵便局等）の預貯金口座へ振り込む方法、又は②郵便局等の窓口で受け取る方法により支払うこととしている。

徴収決定・収納事務及び還付金事務の令和5年度の運営に当たっては、租税債権・債務の正確な管理及び自主納付態勢の確立を基本として、弾力的な事務運営を行うとともに、常に事務の効率化を目指して、適時、適切な措置を講じ、円滑な事務運営に努めた。

2 事務処理の状況

(1) 徴収決定・収納

令和5年度における徴収決定等の状況は、次のとおりである。

イ 徴収決定の状況

令和5年度における徴収決定済額は、総額87兆6,346億円で、これを前年度と比較すると5兆4,855億円（6.7%）の増加となっている（前年度は3.8%の増加）。

ロ 収納済額の状況

イの徴収決定済額に対し収納した額は、総額85兆7,733億円で、収納割合は、97.9%（前年度98.0%）となっている。

これを前年度と比較すると5兆2,781億円（6.6%）の増加となっている。

ハ 不納欠損額の状況

イの徴収決定済額に対し、滞納処分の停止をした後、その停止が3年間継続したこと又はその国税が限定承認に係るものであることなどの理由に基づき、納税義務が消滅したことにより不納欠損額として処理したものは、総額643億円である。

これを前年度と比較すると16億円（2.5%）増加している。

ニ 翌年度へ繰り越す収納未済の状況

イの徴収決定済額のうち、令和5年度中に収納済等とならなかったため翌年度に繰り越して徴収することとなったものは、総額1兆7,970億円（うち滞納処分の停止中のものは、779億円（4.3%））である。

これを前年度と比較すると2,058億円（12.9%）増加している。

(2) 各種納付手段の利用状況

イ 振替納税

令和5年度における振替納税の利用件数は、596万件となっており、納付件数全体の12.1%を占める。

ロ 電子納税（ダイレクト納付を含む）

令和5年度における電子納税の利用件数は、1,189万件となっており、納付件数全体の24.0%を占める。

ハ クレジットカード納付

令和5年度におけるクレジットカード納付の利用件数は、100万件となっており、納付件数全体の2.0%を占める。

ニ スマホアプリ納付

令和5年度におけるスマホアプリ納付の利用件数は、43万件となっており、納付件数全体の0.9%を占める。

ホ 金融機関や税務署窓口での納付

令和5年度における窓口納付の利用件数は、2,764万件となっており、納付件数全体の55.9%を占める。

ヘ コンビニエンスストアでの納付

令和５年度におけるコンビニ納付の利用件数は、249万件となっており、納付件数全体の5.1%を占める。

(3) 還付金

令和５年度における還付金等の支払決定済額は、総額で18兆1,823億円であり、これを前年度の決算額と比較すると、総額で3兆2,687億円（21.9%）の増加となった。

(4) 物納及び延納

イ 物納の処理状況

令和５年度中に相続税の物納申請（前年度以前の物納申請に対する許可未済を含む。）があったものは件数で40件、金額で60億円であり、これに対して申請取下げ等を除き、物納の許可をしたものは件数で16件、金額で25億円である。

なお、許可未済で翌年度へ繰り越したものは件数で15件、金額で7億円である。

ロ 延納の処理状況

令和５年度中に相続税及び贈与税の延納申請（前年度以前の延納申請に対する許可未済を含む。）があったものは、件数で1,710件、金額で701億円であり、これに対して、申請取下げ等を除き、延納の許可をしたものは、件数で992件、金額で395億円である。

なお、翌年度へ繰り越した処理未済は、件数で369件、金額で142億円である。

(5) 納税貯蓄組合との連携・協調

納税貯蓄組合は、納税貯蓄組合法に基づき設立された団体であり、現在では、振替納税制度の利用拡大や消費税の期限内納付に関する運動のほかに、各種の税務広報、研修会の開催、租税教育の推進（とりわけ中学生の「税についての作文」の募集）等納税意識の向上を図るための幅広い活動を行っている。

このような納税貯蓄組合の活動の維持、充実が図られるよう、連携・協調に努めている。

特に中学生の「税についての作文」については、平成20年度から全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が共催により実施している。

第２節 徴収事務

1 概要

納税義務が成立し、申告、更正・決定等の一定の手続により納付すべき税額の確定した国税が、その納期限までに納付されないときは督促を行い、なお納付されない場合には、滞納整理を行うことになる。

滞納整理の具体的な進め方については、原則として、財産の調査に始まり、財産の差押え、差押財産の換価、換価代金等の配当に終わる一連の強制徴収手続を執ることになるが、財産調査の結果、納税者の事情等により強制徴収手続を執ることが適当でないと認められるときは、

①国税の納税を猶予する納税の猶予、②差押財産の換価を猶予する換価の猶予、③滞納処分の執行を停止する滞納処分の停止などの納税緩和措置を講ずることになる。

2 滞納の状況

(1) 発生等の状況

令和5年度において新規に発生した滞納は、件数142万件、税額7,997億円であり、前年度に比べ、件数は17万件（13.4％）増加し、税額は802億円（11.1％）増加している。

さらに、新規発生滞納額7,997億円を税目別にみると、源泉所得税が381億円（全税目に占める構成割合は4.8％）、申告所得税が1,669億円（同20.9％）、法人税が1,001億円（同12.5％）、相続税が464億円（同5.8％）、消費税が4,383億円（同54.8％）で、この5税目で全体の98.8％を占めている。

なお、前年度からの繰越滞納に新規発生滞納を加えた要整理滞納は、件数354万件、税額1兆6,946億円であり、前年度に比べて、件数は8万件（2.3％）増加し、税額は893億円（5.6％）増加している。

表13 新規発生滞納の税目別内訳

区 分	新規発生滞納		構 成 比		対前年度比	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	万件	億円	%	%	%	%
源泉所得税	8	381	5.6	4.8	110.7	96.1
申告所得税	64	1,669	45.1	20.9	104.4	95.0
法人税	8	1,001	5.5	12.5	110.1	104.8
相続税	2	464	1.3	5.8	111.8	126.3
消費税	53	4,383	37.5	54.8	127.6	120.7
その他	7	99	5.0	1.2	114.7	110.4
計	142	7,997	100.0	100.0	113.4	111.1

（注） 1 地方消費税を除いた計数である。
2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
3 構成比及び対前年度比は、百万円単位の計数を基に算出している。

(2) 整理の状況

令和5年度中に整理した滞納（整理済滞納）は、件数144万件、税額7,670億円であり、前年度に比べて、件数は9万件（6.9％）増加し、税額は566億円（8.0％）増加している。

なお、要整理滞納に対する整理済滞納の割合（整理割合）は、件数40.5％、税額45.3％であり、前年度に比べて、件数は1.7ポイント増加し、税額は1.0ポイント増加している。

表 14 整理済滞納の税目別内訳

区 分	整理済滞納		構 成 比		対前年度比	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	万件	億円	%	%	%	%
源泉所得税	10	375	6.8	4.9	98.9	92.2
申告所得税	66	1,520	45.8	19.8	101.7	94.0
法人税	8	1,035	5.3	13.5	109.4	119.1
相続税	2	432	1.3	5.6	110.5	121.0
消費税	52	4,212	36.2	54.9	114.5	111.7
その他	7	97	4.6	1.3	114.5	115.1
計	144	7,670	100.0	100.0	106.9	108.0

- (注) 1 地方消費税を除いた計数である。
2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
3 構成比及び対前年度比は、百万円単位の計数を基に算出している。

(3) 滞納整理中のものの状況

令和5年度末における滞納整理中のものは、件数 211 万件、税額 9,276 億円であり、前年度に比べて、件数は 1 万件（0.6%）減少し、税額は 328 億円（3.7%）増加している。

なお、滞納整理中のもの 9,276 億円を税目別にみると、源泉所得税が 1,134 億円（全税目に占める構成割合は 12.2%）、申告所得税が 2,681 億円（同 28.9%）、法人税が 1,233 億円（同 13.3%）、相続税が 560 億円（同 6.0%）、消費税が 3,580 億円（同 38.6%）で、この 5 税目で全体の 99.0%を占めている。

表 15 滞納整理中のものの税目別内訳

区 分	滞納整理中		構 成 比		対前年度比	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	万件	億円	%	%	%	%
源泉所得税	28	1,134	13.4	12.2	94.2	100.6
申告所得税	81	2,681	38.4	28.9	98.0	105.9
法人税	10	1,233	4.7	13.3	102.5	97.3
相続税	1	560	0.4	6.0	94.5	106.1
消費税	85	3,580	40.1	38.6	101.7	105.0
その他	6	88	2.9	1.0	109.6	102.6
計	211	9,276	100.0	100.0	99.4	103.7

- (注) 1 地方消費税を除いた計数である。
2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
3 構成比及び対前年度比は、百万円単位の計数を基に算出している。

3 滞納整理事務の実施状況

(1) 令和5事務年度の取組

令和5事務年度の徴収事務の運営に当たっては、下記(2)に掲げる事項に留意し、適正な滞納整理事務の推進に取り組むとともに、下記(3)のとおり、効果的・効率的な事務運営を実施した。また、下記(4)及び(5)に掲げる事務に的確に取り組んだ。

なお、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、法令等に定められた手続を遵守して、差押え、公売等の滞納処分を行う一方、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切な対応に努めた。

(2) 適正な滞納整理事務の推進

イ 大口・悪質事案に対する厳正かつ毅然とした対応

大口・悪質事案については、適正な納税義務の履行を確保するため、厳正かつ毅然とした対応を行った。また、納付能力調査等による滞納者の実情把握に努めた上で、適時に財産調査を行い、差押え、公売等の滞納処分を厳正・的確に実施するとともに、必要に応じて下記ロにより組織的な対応や法的手段も積極的に活用した。

また、財産の隠蔽等の滞納処分免脱罪に該当する行為を把握した場合には、確実に告発を行うなど、厳正に対処した。

ロ 処理困難事案に対する質的整理の実施

処理困難事案については、相当の事務量を投下又は高度な徴収技法を活用した質的整理を実施して計画的に整理促進を図り、必要に応じて広域運営、適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、組織的に対応したほか、原告訴訟の提起や第二次納税義務の賦課などの法的手段を積極的に活用した。

ハ 消費税事案の滞納残高圧縮に向けた確実な処理

消費税事案（消費税を含む滞納事案）については、新規発生時の早期着手を徹底するなど、事案の完結に向けて確実な処理を行った。

ニ 納税緩和制度の適切な適用

納税者から一括納付が困難との相談を受けた場合には、納税者の実情を的確に把握した上で、納税緩和制度を適切に適用した。

ホ 審理の適切な実施

滞納整理における処分の適法性・妥当性を確保するため、国税訟務官等を含めた十分な審理体制の下、事実認定、法令要件の充足性及び処分理由の適正性についての審理を的確に実施した。

ヘ 公売事案の処理促進

換価執行制度の積極的な活用を図るなどして、効果的・効率的に公売事案の処理促進を図った。

(3) 効果的・効率的な事務運営

徴収事務の運営に当たっては、徴収システムを活用して、滞納整理の総体的進行管理及び

滞納事案の個別的進行管理を適切に実施した。

また、集中電話催告センター室の機能を効果的に活用して、効率的な運営に取り組んだ。

(4) 国際的な徴収回避への対応

国際的な徴収回避に的確に対応するため、資料情報の積極的な活用及び賦課部門等との連携・協調等により、国外に財産を所有するなどの海外関連事案の的確な把握・管理に努めるとともに、租税条約等の要件に該当する場合には確実に徴収共助を要請するなど、国際的な徴収に積極的に取り組んだ。

(5) 年金保険料等の的確な徴収

厚生労働大臣から委任される厚生年金保険料等や国民年金保険料の徴収事務について、委任制度が効果的に活用されるよう厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携するとともに、委任を受けた事案については、ノウハウと専門性を生かし、年金保険料等の的確な徴収に努めた。

第4章 国際税務

1 概要

近年、個人・企業による海外投資や海外取引が増加するなど、経済社会の国際化が進展している。

このため、外国税務当局との租税条約等に基づく国際協力の推進により、海外取引を通じた国際的な脱税や租税回避の防止に努めている。

また、外国税務当局との間で課税上の問題が発生するといったケースも増加していることから、相互協議を通じて、国際的な課税問題の解決に向けて積極的な活動を続けている。

2 国際的な情報交換

租税に関する情報交換の重要性について世界的に認識が高まる中、我が国においても、新たな租税条約等の締結を進めており、令和6年6月末現在、発効済みの租税条約等は86（令和5年6月末時点で84）、適用対象国・地域は155か国・地域（令和5年6月末時点で153）に増加している。

令和5事務年度には、これらの国々との間で要請に基づき939件、自発的に844件、自動的に385万件の情報の交換を行った。

3 外国税務当局との相互協議

国税庁では、移転価格課税等による国際的な二重課税について納税者の申立てを受けた場合、租税条約等の規定に基づき外国税務当局との相互協議を実施してその解決を図っている。また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認に係る相互協議を実施している。

令和5事務年度の発生件数は212件、処理件数は219件、同年度末の繰越件数は735件であった。

4 国際会議への参加

外国税務当局との税務行政上の執行面での協力や経験の共有などを行うため、各種の国際会議に積極的に参加している。令和5事務年度においては、OECD税務長官会議（FTA）本会合（令和6年6月末現在、OECD加盟38か国及び非加盟15か国・地域が参加）及び運営（ビューロ）会合（FTAビューロ会合：メンバーは、令和6年6月末現在、日本、インド、英国、オーストラリア、カナダ、シンガポール、スウェーデン、中国、チリ、ノルウェー、フランス、米国、南アフリカ、ラトビア、ギリシャの15か国）等に参加した。また、タイ（プーケット）にて開催されたアジア税務長官会合（SGATAR：メンバーは、日本、インドネシア、オーストラリア、韓国、カンボジア、シンガポール、タイ、台湾、中国、ニュージーランド、パプアニ

ユーギニア、フィリピン、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、モンゴル、ラオスの18か国・地域)の年次会合に参加した。

5 技術協力

国税庁では、政府開発援助（ODA）の技術協力の枠組み等の下、開発途上国の税制・税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者を育成すること等を目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）やOECDなどとも連携しながら、開発途上国に対する技術協力に積極的に取り組んでいる。技術協力には、開発途上国等へ職員を派遣し、現地で講義等を提供する派遣型と、国内において開発途上国の税務職員等を対象とした研修を実施し講義等を提供する受入型及び日本から講師がオンラインで実施するオンライン型がある。

(1) 開発途上国等への職員派遣

開発途上国の税務当局からの要望を受けて、現地で開催される研修に職員を講師として派遣している。令和5事務年度は、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ラオスに職員を派遣し講義等を実施した。なお、ベトナム及びラオスについては、オンラインを併用し、現地の別会場に講義を配信した。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的にアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しており、令和5事務年度においては、フィリピン、ベトナム、ラオスで職員が活動した。

(2) 国内における研修の実施（受入型）

イ 国際税務行政セミナー（ISTAX）

複数の開発途上国の税務職員を対象として、日本の税制・税務行政全般について講義等を行う研修であり、中堅職員向けの一般と、幹部職員向けの上級がある。令和5事務年度においては、一般、上級それぞれ8か国から8名が参加した。

ロ 国別税務行政研修

1か国の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、その国からの要望に沿ったテーマで講義等を行っている。令和5事務年度においては、エジプト、タンザニア、フィリピン、ベトナムに対して対面で講義等を実施した。

ハ 国際課税研修

複数の開発途上国の税務職員を対象とした研修で、「国際課税」に関する講義等を行っている。令和5事務年度においては、8か国（インドネシア、ウズベキスタン、スリランカ、フィジー、フィリピン、ベトナム、マレーシア、モンゴル）から8名が参加した。

ニ 国税庁実務研修

世界銀行等の奨学金制度を利用し、我が国の大学院（修士課程）に留学している開発途上国の税務職員等を対象とした研修であり、各大学院の履修単位の一つを構成している。本研修では、日本の税制・税務行政全般に関する講義等を行っており、令和5事務年度中に行われた研修には、留学生17名が参加した。

(3) OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー

国際的な租税・金融犯罪に各国が協力して対処するため、OECDが中心となり、租税犯罪捜査官等を対象に、租税犯罪などに対する捜査手法、各国間の国際協力などに関する講義等を行う研修である。

国税庁はOECDからの要請を受け、アジア太平洋地域の国々を主な対象とする「OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー」（以下「アカデミー」という。）を令和元年5月に税務大学校和光校舎で開講し、オンライン形式での開催を含め、令和6年6月までに16回開催した。

なお、令和元年6月に福岡で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、OECDと国税庁との間で今後5年間にわたり定期的にアカデミーを実施する旨を定めた協力覚書を締結しており、令和6年6月に当該覚書を更新し、5年間継続することとなった。

第5章 広報

第1節 広報広聴事務

1 概要

広報広聴事務は、国民各層・納税者の方々（以下この章において「納税者等」という。）との双方向のコミュニケーションを通じて、申告納税制度の下、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを目的として行うものである。

このため、その実施に当たっては、納税者等に対して、租税の意義・役割及び国税庁の取組について広く理解を求め、申告・納税に関する法令解釈や税務手続等について、納税者の視点に立った分かりやすく丁寧な周知・広報を行うとともに、納税者等の意見や要望等を聴取し、事務の改善に努めた。

なお、各種広報広聴施策の実施に当たっては、その施策の具体的な目標及び主たる訴求対象を明確にし、費用対効果を十分に検証した上で、効果的・効率的に実施した。

2 納税意識の向上に関する事務

(1) 納税意識の向上に向けた税の啓発活動

納税意識の向上に向けた税の啓発活動として、租税の意義・役割や適正かつ公平な課税及び徴収の実現に向けた国税庁の取組について、納税者等に理解を深めてもらえるよう、年を通じて次の広報広聴施策を実施した。

イ 国税庁が実施した広報広聴施策

- ・ 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) による情報提供（国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」の配信等）
- ・ YouTube「国税庁動画チャンネル」や X(旧 Twitter)「@NTA_Japan」を活用した情報提供

ロ 各国税局・沖縄国税事務所及び税務署が実施した広報広聴施策

- ・ 講演会、説明会等
- ・ 地元マスメディアを通じた広報

(2) 税を考える週間

税の啓発活動としての広報広聴施策は、年を通じて行う(1)の施策のほか、短期間に活動を集約することで、職員の広報意識の醸成や関係民間団体等との連携・協調を促進しつつ、広報施策の訴求効果も高めることができることから、11月11日から17日までを「税を考える週間」（以下この章において「週間」という。）として、集中した広報広聴施策を実施した。

なお、令和5事務年度の週間においては、テーマを「これからの社会に向かって」とし、次のとおり、様々な機会を通じて情報を発信したほか、広く納税者等から国税庁の広報施策

に対する要望等を聴取した。

イ 国税庁が実施した広報広聴施策

- ・ 国税庁ホームページに掲載している国税庁の取組等について情報提供を行うページ（以下「取組紹介ページ」という。）の公開
- ・ 取組紹介ページへの誘引を目的としたインターネット広告
- ・ X(旧Twitter)「@NTA_Japan」による集中的な情報提供

ロ 各国税局・沖縄国税事務所及び税務署が実施した広報広聴施策

- ・ 講演会等の集中的な実施
- ・ 地元マスメディアに対し週間の行事等に関する情報を積極的に提供
- ・ 地方公共団体や関係民間団体等との連携・協調による週間の行事等の実施
- ・ 国税モニター等との意見交換会（紙上座談会を含む。）の開催

(3) 租税教育

次代を担う児童・生徒等に対する租税教育を充実するため、総務省、文部科学省及び国税庁を構成員とする租税教育推進関係省庁等協議会のほか、国税当局、地方公共団体、教育関係機関、関係民間団体等を構成員とする租税教育推進協議会（以下「租推協」という。）を設置し、租税教育の推進のための環境整備を図っている。

なお、令和6年3月末現在の租推協設置数は、都道府県単位で47会、市区町村等单位で714会となっている。

令和5事務年度は、租推協を中心として、①租税教室の開催、②租税教育用副教材の作成・配付、③高校生の税の作文募集、④教育関係者等を対象とした研修会の開催等を行った。

イ 租税教室の開催

教育関係機関との連携により、児童・生徒等を対象として、税務署や関係民間団体等からの講師派遣による租税教室を、令和5年度は、全国の小・中・高等学校等1万9,985校で実施した。

ロ 租税教育用教材等の作成・配付

都道府県単位の租推協では、小学生及び中学生を対象とした租税教育用副教材を作成し配付した。

また、国税庁ホームページの「税の学習コーナー」において、税の仕組みなどを分かりやすく解説した情報、租税教育用のビデオやゲーム、租税教育を分かりやすく実施するための教材や講師用のマニュアル等を掲載している。

ハ 高校生の税の作文募集

税に対する関心を一層深めてもらうことを目的として、昭和37年度から、全国の高校生から税に関する作文の募集を行っており、令和5年度は、1,506校から17万4,008編の応募があった。そのうち優秀作品を選考し、国税庁長官賞等として表彰した。

ニ 教育関係者等を対象とした研修会等の開催

教育関係者等の租税や税務行政等に関する理解を深め、授業に役立ててもらうことを目

的として研修会などを開催しており、令和5年度は1万9,347人の参加があった。

3 税に関する知識の普及と向上に関する事務

(1) 確定申告期広報

令和5年分の確定申告期においては、幅広い層に働きかけができるよう各種広報媒体を組み合わせた広報（メディアミックス）を実施することにより、国税庁ホームページ内のコンテンツ「確定申告書等作成コーナー」及び国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用拡大を図った。また、マイナンバーカードを利用した自宅等からのe-Taxによる申告について、積極的な広報を行った。

これらの周知・広報に当たっては、国税庁ホームページのほか、報道発表、テレビCM、ラジオCM、新聞広告、インターネット広告、X(旧Twitter)、メールマガジンなど、様々な手段を活用して実施した。

(2) 各種媒体を活用した広報

イ ホームページによる情報提供

国税庁ホームページ（平成10年11月開設）では、身近な税の情報や業務内容、統計資料、報道発表資料のほか、法令解釈通達等の情報を提供している。

国税庁ホームページの運用に当たっては、利用者の視点に立ち、高齢者や障害者を含め、誰もが容易にアクセスできるよう、利便性に配慮したホームページ作成に努めている。

なお、令和5年度のアクセス数は、4億401万件となっている。

ロ インターネット番組「Web-TAX-TV」

Web-TAX-TV（平成17年8月開設）では、国税庁の取組や仕事をドラマ仕立てで紹介する取組紹介番組、税の取扱いや手続を紹介する税務手続番組などを配信している。

令和5事務年度は、新たに12番組を制作しており、令和6年6月末現在における配信番組数は、71本となっている。

ハ 国税庁動画チャンネル

YouTube「国税庁動画チャンネル」（平成21年度開設）では、Web-TAX-TVで配信している番組のほか、租税教育アニメビデオ、週間や確定申告期に各国税局・沖縄国税事務所及び税務署が実施した著名人によるパブリシティの模様など、令和6年6月末現在において、472本の動画を配信している。

ニ SNS等の活用

国税庁ホームページのトップページにX(旧Twitter)国税庁公式アカウント(@NTA_Japan)のリンクを設置し、税に関する情報等をタイムリーに配信している。

なお、令和6年6月末現在のフォロワー数は、17万人となっている。

ホ 税の広報資料等の作成、配布

税法、記帳、税額の計算方法などの税に関する情報のうち身近なものを、分かりやすい表現で広く納税者等に提供し、自主的に正しい申告と納税を行えるよう、「暮らしの税情報

(パンフレット、リーフレット)」を作成し、配布した。

また、納税者等に対する行政の説明責任を果たすため、国税庁が抱えている課題と取組・その実績について、写真や図、計数やグラフを用いて、分かりやすく「国税庁レポート2024」（日本語版・英語版）に取りまとめて発行するとともに、国税庁ホームページに掲載した。

(3) 説明会、講演会等の開催

税務署等において、各種の説明会や講演会を開催して税知識の普及や納税意識の向上を図った。

4 広聴に関する事務

(1) 納税者等からの意見・要望等への対応

納税者利便の向上や事務運営の改善を図るため、国税当局の窓口やホームページ等に寄せられた納税者等からの意見・要望等について、関係部署で検討し、事務運営の改善等に反映したものについては、その内容を国税庁ホームページにおいて公表した。

(2) 国税モニターの運営

国税モニター制度は、国税に関する納税者等の意見・要望等について、国税モニターを通じて収集し、事務運営の改善に役立てるなど、納税者利便の向上に資するとともに、国税に関する情報・資料等を提供することにより、税務行政に対する納税者等の理解の向上を図ることを目的としている。

令和5年度は、全国71税務署で348人に委嘱し、税に関する情報を提供するとともに、税務行政に対する意見の提出、アンケートへの回答、各国税局・沖縄国税事務所及び税務署主催行事への参加等を要請した。

5 報道に関する事務

国税庁において、令和5事務年度に租税滞納状況など27件の報道発表を行ったほか、107件の資料提供を実施した。

また、各国税局・沖縄国税事務所においても、それぞれ都道府県単位で路線価の公表などの報道発表等を行った。

6 その他

国税庁では、情報公開窓口に関連窓口を併設し、閲覧文書目録を備え付けるなど、国税庁本庁における行政文書等の閲覧サービスを提供している。

第2節 刊行物等

国税庁では、納税意識の向上、税務に関する知識の普及や向上を図るために各種のパンフレッ

ト、リーフレット等の作成、監修等を行い納税者等に提供している。

また、毎年実施している民間給与実態統計調査や会社標本調査、申告所得税標本調査などの結果を国税庁ホームページ等において公表している。

なお、令和５事務年度に発行した各種の刊行物等は、次のとおりである。

〔長官官房総務課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
第72回事務年報 令和４年度 (212P)	令和６．１	ホームページに公表	令和４事務年度における国税庁の事務運営の概要を収録し、主に今後における税務行政の改善に資するために作成したもの

〔長官官房企画課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
民間給与実態統計調査 令和４年分 (286P)	令和５．９	ホームページに公表	令和４年分の民間企業の給与等の実態を明らかにしたもの
会社標本調査 令和４年度分 (187P)	令和６．６	ホームページに公表	令和４年度において、稼働中の内国普通法人について、資本金階級別、業種別に課税の実態を明らかにしたもの
申告所得税標本調査 令和４年分 (92P)	令和６．２	ホームページに公表	令和４年分の申告所得税について、所得者区分、種類別、階級別等に申告所得税納税者の実態を明らかにしたもの
National Tax Agency Report 2023 (67P)	令和５．９	ホームページに公表	国税庁の取組について、英語で納税者に分かりやすく説明したもの

〔長官官房広報聴室〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
暮らしの税情報（リーフレット）			
①所得税のしくみ/②記帳や帳簿等保存・青色申告 (A4 2P)	令和５．７	10万部	所得税の仕組みや記帳制度などについて説明したもの
③消費税のしくみ (A4 4P)	令和５．７	9万部	消費税の仕組みについて説明したもの
④給与所得者と税 (A4 2P)	令和５．７	11万部	給与所得者の確定申告などについて説明したもの
⑤家族と税 (A4 2P)	令和５．７	11万部	配偶者にパート収入がある場合などについて説明したもの
⑥退職金と税/⑦高齢者と税(年金と税) (A4 2P)	令和５．７	11万部	退職金の支払を受けた場合や高齢者に対する税制面での特例などについて説明したもの
⑧障害者と税 (A4 2P)	令和５．７	7万部	障害者に対する税制面での特例などについて説明したもの
⑨医療費を支払ったとき (A4 2P)	令和５．７	14万部	多額の医療費を支払った場合の税金の取扱いについて説明したもの

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
⑩保険と税 (A4 2P)	令和5.7	11万部	生命保険料、地震保険料を支払った場合や保険金を受け取った場合の取扱いについて説明したもの
⑪寄附金を支出したとき (A4 2P)	令和5.7	7万部	寄附金を支払った場合における税金の取扱いについて説明したもの
⑫災害等にあったとき (A4 4P)	令和5.7	12万部	住宅や家財などに損害を受けた場合の所得税の軽減について説明したもの
⑬株式・配当・利子と税 (A4 2P)	令和5.7	12万部	株を売却した場合の税や利子、配当の課税関係について説明したもの
⑭マイホームを持ったとき (A4 4P)	令和5.7	18万部	住宅ローン等で住宅を新築、購入などした場合の取扱いについて説明したもの
⑮マイホームを増改築等したとき (A4 2P)	令和5.7	14万部	住宅を増改築等した場合の取扱いについて説明したもの
⑯土地や建物を売ったとき (A4 2P)	令和5.7	20万部	土地や住宅を売却した場合の取扱いについて説明したもの
⑰財産をもらったとき (A4 4P)	令和5.7	21万部	贈与税について説明したもの
⑱財産を相続したとき (A4 2P)	令和5.7	22万部	相続税について説明したもの
⑲申告と納税 (A4 2P)	令和5.7	8万部	申告・納付期限や税金の納付と還付について説明したもの
⑳確定申告書等作成コーナー/e-Tax (国税電子申告・納税システム) (A4 2P)	令和5.7	8万部	確定申告書等作成コーナーや国税電子申告・納税システム (e-Tax) について説明したもの
㉑税に関する相談をするには/行政文書・個人情報の開示を請求するには/㉒税務署長の処分に不服があるとき (A4 2P)	令和5.7	5万部	税務相談、情報公開、再調査の請求及び審査請求について説明したもの
㉓個人で事業を始めたとき/法人を設立したとき/㉔公売に参加するには (A4 2P)	令和5.7	7万部	個人で事業を始めたときや法人を設立したときに必要な届出及び公売の手続について説明したもの
暮らしの税情報 (パンフレット) (A4 52P)	令和5.7	33万部	暮らしの税情報 (リーフレット) をまとめたもの
私たちの税金 (点字本 B5 160P)	令和5.8	1,374部	目の不自由な方のために税に関する参考資料として、税の種類や仕組みなどについて分かりやすく説明したもの
私たちの税金 (墨字本 A4 76P)	令和5.8	1,374部	点字本の内容を墨字にしたもの
私たちの税金 (DAISY図書 CD 2時間20分23秒)	令和5.8	633枚	目の不自由な方や点字が読めない方のために、点字本の内容を音声にしたもの
国税庁レポート2024 (A4 69P)	令和6.6	3,000部	国税庁の取組について分かりやすく説明したもの

〔課税部課税総括課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
令和５年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引（A4 40P）	令和５．９	67万部	法定調書のうち、多くの方が提出をしなければならない６種類の法定調書の作成や提出方法についてまとめたもの

〔課税部個人課税課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
令和５年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き（A4 48P）	令和５．10	674万部	所得税の確定申告について、一般的な事項を説明したもの
令和５年分 収支内訳書の書き方・青色申告決算書の書き方（一般用・農業所得用・不動産所得用）（A4 8P）	令和５．10	515万部	収支内訳書又は青色申告決算書の書き方について、一般的な事項を説明したもの
医療費控除を受けられる方へ（A3 2P）	令和５．11	263万部	医療費控除の適用を受ける場合の一般的な留意点について説明したもの
青色申告者のための貸借対照表作成の手引き（A4 32P）	令和５．10	10万部	青色申告者が、青色申告特別控除の適用を受けるために必要な貸借対照表の作成方法を説明したもの
白色申告者の決算の手引き（一般用）（農業所得用）（A4 36P）	令和５．10	16万部	記帳制度による帳簿に基づいて、「収支内訳書」を作成するための決算の仕方について説明したもの
帳簿の記帳のしかた（事業所得者用等）（A4 32P）	令和６．４	31万部	事業所得、農業所得及び不動産所得のある方のための帳簿の記帳の仕方を説明したもの

〔課税部資産課税課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
相続税の申告のしかた（令和５年分用）（A4 128P）	令和５．７	18万部	相続税の申告に当たってその計算方法、留意事項等を説明したもの
令和５年分 贈与税の申告のしかた（A4 48P）	令和５．12	18万部	贈与税の申告に当たってその計算方法、留意事項等を説明したもの
令和６年１月から開始！ 新NISAのあらまし（令和５年11月）（A4 4P）	令和５．11	14万部	令和６年１月から開始する新NISAのあらましを周知するもの
令和５年分 譲渡所得の申告のしかた（A4 44P）	令和５．12	35万部	所得税（譲渡所得）の確定申告書等の作成に当たってその計算方法、記載要領等を説明したもの
令和５年分 山林所得の申告のしかた（A4 24P）	令和５．12	１万部	所得税（山林所得）の確定申告書等の作成に当たってその計算方法、記載要領等を説明したもの

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
令和５年分 株式等の譲渡所得等の申告のしかた（A4 64P）	令和５.12	33 万部	所得税（株式等に係る譲渡所得等）の確定申告書等の作成に当たってその計算方法、記載要領等を説明したもの

〔課税部法人課税課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
令和５年版 法人税のあらましと申告の手引（131P）	令和５.10	ホームページに公表	法人税・地方法人税に関する基本的事項を「法人税のあらましと申告の手引」に、法人税・地方法人税申告書の別表を作成する際の留意事項を「申告書作成上の留意点」に、中小企業者の判定方法を「中小企業者の判定等フロー」にそれぞれまとめたもの
令和６年度 法人税関係法令の改正の概要（59P）	令和６.５	ホームページに公表	法人税に関する税制改正事項を解説したもので、改正税法説明会の教材等として使用するもの
適用額明細書の記載の手引（95P）	令和６.６	ホームページに公表	適用額明細書の作成に当たってその記載要領等を説明したもの
令和５年分 年末調整のしかた（A4 64P）	令和５.９	103万部	年末調整に関して、税制改正事項、注意点及び具体的な計算方法等を説明したもの
令和５年分 年末調整についてのお知らせ（A4 4P）	令和５.９	573万部	国税庁ホームページの年末調整に関する特設ページ等を案内したもの
令和６年分 源泉徴収税額表（A4 32P）	令和５.９	109万部	給与等に係る源泉徴収税額の表を掲載するとともにその税額の求め方等を説明したもの
令和６年版 源泉徴収のしかた（A4 36P）	令和５.12	23万部	源泉徴収に関する概要を説明したもの
令和６年版 源泉徴収のあらまし（A5 375）	令和５.12	11万部	源泉徴収に関する詳細を説明したもの
令和６年版 宗教法人の税務（A4 28P）	令和６.１	１万部	宗教法人が支払う給与等に係る源泉所得税、宗教法人が行う収益事業に対する法人税及び宗教法人が行う資産の譲渡等に対する消費税の課税等について説明したもの
令和６年４月 源泉所得税の改正のあらまし（A4 4P）	令和６.５	107万部	源泉所得税に関する税制改正事項を説明したもの

〔課税部酒税課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
酒のしおり（A4 150P）	令和６.６	2,850部	酒税及び酒類産業行政に対する一般的な認識を高めるため酒税等に関する基本的な資料を収録したもの

〔課税部消費税室〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
令和５年分 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き 個人事業者用（一般用）（簡易課税用） （A4 48P・48P）	令和５.11	60万部	個人事業者の消費税の確定申告に当たってその計算方法、留意事項等を説明したもの
2023 Consumption and Local Consumption Taxes Final Return Guide (General Form) (Simplified Tax Form) (For sole proprietors) （A4 48P・48P）	令和５.12	3万部	「令和５年分消費税及び地方消費税の確定申告の手引き 個人事業者用（一般用）（簡易課税用）」の英語翻訳版
消費税の届出書について（17P）	令和６.１	ホームページに公表	消費税に関する主な届出書等の内容や提出時期、提出に当たっての注意点等を説明したもの
消費税のあらまし（A4 88P）	令和６.６	33万部	消費税に関する基本的な仕組みや届出書等について説明したもの
国・地方公共団体や公共・公益法人等と消費税（A4 72P）	令和６.６	3万部	国・地方公共団体の特別会計等に係る消費税の基本的な仕組みと手続について説明したもの
契約書や領収書と印紙税 （A4 4P）	令和６.６	14万部	印紙税が課税される文書やその税額などの基本的な事項をまとめたもの
印紙税の手引（A4 40P）	令和６.６	9万部	印紙税の基本的な仕組みや課税される文書の範囲等について分かりやすくまとめたもので、説明会の教材等として使用するもの

〔課税部軽減税率・インボイス制度対応室〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
適格請求書等保存方式の概要 －インボイス制度の理解のために－ （A4 28P）	令和５.７	213万部	インボイス制度について、概要を解説したもの
インボイス制度において事業者が注意すべき事例集（8P） （令和５年10月改訂）	令和５.７ 令和５.10	ホームページに公表	インボイス発行事業者の登録及び取消しに関する手続や２割特例の適用について注意すべき事例を解説したもの
インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項（3P）	令和５.８	ホームページに公表	インボイス制度の開始に向けての留意点について解説したもの
インボイス制度において特にご留意いただきたい事項（A4 2P） （令和５年10月改訂）	令和５.８ 令和５.10	ホームページに公表 10万部	インボイス制度における売手と買手の対応について解説したもの
消費税及び地方消費税の確定申告の手引き（２割特例用） （A4 8P）	令和５.９	158万部	２割特例を適用した場合の消費税の確定申告に当たって、計算方法、留意事項等を説明したもの

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
インボイス制度に関するお知らせ (令和5年10月)(A4 2P) (令和6年4月改訂)	令和5.10 令和6.4	420万部 68万部	インボイス発行事業者の登録を受けた事業者は消費税の確定申告が必要なこと等を周知したもの
消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A(令和5年10月改訂)(186P) (令和6年4月改訂)(218P)	令和5.10 令和6.4	ホームページに公表	インボイス制度に関する制度概要や個別事例についてQ&A方式で説明したもの
消費税の軽減税率制度に関するQ&A(制度概要編) (令和5年10月改訂)(33P) (令和6年4月改訂)	令和5.10 令和6.4	ホームページに公表	軽減税率制度に関する制度概要をQ&A方式で説明したもの
消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編) (令和5年10月改訂)(107P) (令和6年4月改訂)	令和5.10 令和6.4	ホームページに公表	軽減税率制度に関する個別事例をQ&A方式で説明したもの
お問合せの多いご質問 (毎月改訂版) (令和5年10月～令和6年3月版)(40P)	令和5.11 ～ 令和6.6 令和6.4	ホームページに公表	インボイス制度に関し、特にお問合せの多い事項について更新し、周知したもの
インボイス制度開始後において特にご留意いただきたい事項(3P)	令和5.11	ホームページに公表	インボイス制度開始後の留意点について解説したもの
(官公庁と取引がある事業者の方へ)官公庁のインボイス対応(2P)	令和6.2	ホームページに公表	官公庁が民間事業者と取引を行う場合のインボイス対応について解説したもの
インボイス記載事項チェックシート(2P) (令和6年3月改訂)	令和6.2 令和6.3	ホームページに公表	インボイスに記載すべき事項をチェックシート形式で解説したもの
マンガでわかるインボイス記載事項(2P) (令和6年3月改訂)	令和6.2 令和6.3	ホームページに公表	インボイスに記載すべき事項をマンガ形式で解説したもの
インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート (令和6年4月改訂)(4P)	令和6.4	ホームページに公表	インボイス発行事業者の登録要否の検討材料や、事前準備などの基本的な項目について解説したもの
免税事業者のみなさまへ 令和5年10月1日からインボイス制度が始まりました！ (令和6年4月改訂)(4P)	令和6.4	ホームページに公表	インボイス発行事業者の登録検討のポイントについて解説したもの
適格請求書発行事業者の皆様へ (A4 2P)	令和6.4	51万部	インボイス発行事業者の登録を受けた後に消費税の申告が必要となる旨などを案内するもの
インボイス発行事業者の登録を取り消す場合などに提出すべき書類(1P)	令和6.5	ホームページに公表	インボイス発行事業者の登録を取り消す場合の提出書類について解説したもの

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
JAPAN INVOICE SYSTEM INSTRUCTIONS Oct. 1. 2023～ (4P)	令和 6 . 6	ホームページに公表	インボイス制度の概要を英語により解説したもの

〔徴収部管理運営課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
相続税・贈与税の延納の手引 (A4 66P)	令和 6 . 1	3,400部	相続税・贈与税を延納するに当たっての要件及び手続の概要等について説明したもの
相続税の物納の手引（手続編） （整備編）（A4 68P・74P）	令和 6 . 1	各3,000部	相続税を物納するに当たっての要件及び手続の概要等について説明したもの

〔国税不服審判所〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
審判所ってどんなところ？～国税不服審判所の扱う審査請求のあらまし～（A4 9P）	令和 5 . 8	3,150部	国税不服審判所の概要、不服申立制度及び審査請求手続等について説明したもの
審査請求よくある質問－Q & A－ （A4 35P）	令和 5 . 8	2,850部	審査請求手続についてQ & A方式で説明したもの
国税不服審判所における審査請求手続（一般的な審理の流れ）（A3 2P）	令和 5 . 8	2,850部	審査請求書の提出から裁決書謄本の送付までの一般的な審理の流れを図等にまとめたもの

第6章 税務相談等及び苦情

第1節 税務相談等

1 概要

税務相談は、納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、税に関する情報を提供したり、税務一般に関する質問に答えるもので、納税者サービスの一環として行われている。

この税務相談について適切かつ効率的に対応するため、各国税局・沖縄国税事務所に設置した電話相談センターに税務相談官を配置して、税務署に寄せられるものを含め、税に関する電話相談に対し集中的に対応しているほか、電話での相談が困難な聴覚障害者の方などからの相談に対応するため、メール相談窓口を設けている。なお、東京、名古屋及び大阪国税局の電話相談センターでは、外国人のための英語による電話相談窓口を設けている。

また、国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」を設置して情報提供を行うとともに、チャットボットを導入し、所得税の確定申告、年末調整、インボイス制度及び消費税の確定申告に関する税務相談に対応している。

2 税務相談等の状況

(1) 税務相談

令和5年度に電話相談センターで受理した税務相談件数は538万件で、対前年度比110.0%となっている。

税務相談件数及び構成割合を税目別にみると、所得税関係238万件（44.2%）、資産税関係100万件（18.6%）、法人税関係22万件（4.2%）、消費税関係54万件（10.1%）となっている。

(2) タックスアンサー

令和5年度のタックスアンサーの利用件数は8,910万件であり、対前年度比110.3%となっている。

(3) チャットボット

令和5年度にチャットボットにおいて対応した質問件数は1,102万件となっている。

質問件数を種類別にみると、所得税の確定申告949万件、年末調整63万件、インボイス制度57万件、消費税の確定申告33万件となっている。

表16 チャットボットへの質問件数

	所得税の 確定申告	年末調整	インボイス 制度	消費税の 確定申告	計
質 問 件 数	万件 949	万件 63	万件 57	万件 33	万件 1,102

(注) 1 令和5年4月から令和6年3月までの実績である。

2 令和6年2月1日から「消費税の確定申告」と「インボイス制度」を統合したため、「消費税の確定申告」の件数は、令和6年2月1日以降の「インボイス制度」を含んだ件数である。

第2節 苦情

税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保するためには、納税者から寄せられた苦情及び困りごとに対して適切に対応することが不可欠であるとの認識の下、納税者の視点に立って、迅速かつ的確な対応に努めている。

寄せられた苦情については関係部署と協議し、納税者サービスの向上等につなげている。

また、申出がなされた日から原則として3日以内に処理するよう努めており、令和5年度における苦情の3日以内の処理件数割合は89.7%となっている。

なお、平成13年7月に納税者支援調整官が設置され、令和5年7月現在では、各国税局・沖縄国税事務所のほか、税務署（43署）に派遣配置されており、税務一般に関する納税者からの苦情等について、当該納税者が適正かつ円滑に納税義務を履行するために必要な助言及び教示並びに調整に関する事務を行っている。

第7章 情報公開・個人情報保護

第1節 情報公開

1 概要

行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的として、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下「情報公開法」という。）が、平成13年4月から施行された。

情報公開法に基づき、何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示請求をすることができ、行政機関の長は、開示請求があったときは、個人に関する情報や事務の適正な遂行に支障を及ぼすような情報などの不開示情報が含まれている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならないとされている。

2 施行状況

(1) 開示請求の受付状況

令和5年度における国税庁の開示請求件数は、3,982件であり、前年度に比べ、592件（12.9%）減少している。

表17 行政文書の開示請求件数

	令和4年度	令和5年度	対前年比
	件	件	%
国税庁	4,574	3,982	87.1
全省庁	194,817	205,403	105.4

(2) 開示決定等の内訳

令和5年度における国税庁の開示決定等件数は、4,043件であり、そのうち、全部開示と部分開示を合わせた件数の割合は96.7%となっている。

表18

行政文書の開示決定等の内訳

	令和4年度				令和5年度			
	開示決定等件数				開示決定等件数			
		全部開示	部分開示	不開示		全部開示	部分開示	不開示
国税庁	件 4,535	件 625 (13.8%)	件 3,791 (83.6%)	件 119 (2.6%)	件 4,043	件 509 (12.6%)	件 3,401 (84.1%)	件 133 (3.3%)
全省庁	185,673	29,766 (16.0%)	152,497 (82.1%)	3,410 (1.8%)	192,437	26,956 (14.0%)	161,561 (84.0%)	3,920 (2.0%)

(注) 構成割合については小数点以下第二位を四捨五入している関係上、合計値と一致しないことがある。

第2節 個人情報保護

1 概要

(1) 個人情報の保護

デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、改正前の「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の3法を統合した「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）について、行政機関等に係る規定が令和4年4月から、地方公共団体等に係る規定が令和5年4月から施行された。

また、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、この章において「番号法」という。）が平成27年10月に施行されている。

個人情報保護法及び番号法は、行政機関等における個人情報並びに特定個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めており、国税庁としては、これらの法律の趣旨を踏まえ、納税者に関する情報の管理を徹底する必要がある。

(2) 開示請求等

個人情報保護法に基づき、何人も、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求をすることができ、行政機関の長等は、不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないとされており、開示請求に対して的確に対応する必要がある。

2 施行状況

(1) 開示請求の受付状況

令和5年度における国税庁の開示請求件数は、55,752件であり、前年度に比べ、14,675件(20.8%)減少している。

表19 保有個人情報の開示請求件数

	令和4年度	令和5年度	対前年比
国税庁	件 70,427	件 55,752	% 79.2
全省庁	122,527	※	※

(注) 表中の※については、令和6年12月31日現在未公表。

(2) 開示決定等の内訳

令和5年度における国税庁の開示決定等件数は、55,826件であり、そのうち、全部開示と部分開示を合わせた件数の割合は98.9%となっている。

表20 保有個人情報の開示決定等の内訳

	令和4年度				令和5年度			
	開示決定等件数				開示決定等件数			
		全部開示	部分開示	不開示		全部開示	部分開示	不開示
国税庁	件 72,981	件 36,319 (49.8%)	件 35,969 (49.3%)	件 693 (0.9%)	件 55,826	件 29,494 (52.8%)	件 25,713 (46.1%)	件 619 (1.1%)
全省庁	125,435	69,838 (55.7%)	51,729 (41.2%)	3,868 (3.1%)	※	※	※	※

(注) 1 表中の※については、令和6年12月31日現在未公表。

2 構成割合については小数点以下第二位を四捨五入している関係上、合計値と一致しないことがある。

第8章 事務監察及び実績評価

第1節 事務監察

事務監察は、国税庁全体の事務の現状を正確に把握して事務運営の在り方を総合的に検討し、税務行政の刷新改善に資することを目的として実施している。

1 全庁的監督

全庁的監督は、国税庁長官の命により、国税庁等の事務運営等のうち特定事項を対象として実施している。

令和5事務年度は、「職員研修の現状と今後の在り方」をテーマとして、環境変化への対応、研修方式の最適化等について事務監察を実施した。

2 局別監督

局別監督は、国税局長の要請により、国税局及び税務署の事務運営等のうち特定事項を対象として実施している。

令和5事務年度は、国税局独自の課題を踏まえ、次のテーマで実施した。

派遣室	テーマ名	派遣室	テーマ名
札幌	情報共有の現状と課題 ～職員間のコミュニケーションを中心として～	大阪	職場におけるコミュニケーションの現状と課題
仙台	(筆頭) 統括官等のマネジメントの現状と今後の在り方	広島	署総務課事務の現状と今後の在り方
関東信越	職場におけるコミュニケーションの在り方 ～局署間の意思疎通と署におけるコミュニケーション・情報共有を中心として～	高松	署総務課事務の現状と今後の在り方
東京	組織活性化に向けた運営体制と今後の在り方	福岡	署統括官のマネジメントの現状と今後の課題
金沢	署統括官の現状と課題	熊本	職場環境の現状と今後の在り方 ～組織理念の浸透に向けて～
名古屋	局署間の情報共有等の在り方	沖縄	小規模署における窓口対応の現状と課題

3 行政文書等の事務監察

行政文書等の事務監察は、国税庁の保有する行政文書等が、関係訓令等に定める規定に従って適切に管理され、取り扱われているかを確認するとともに、行政文書等の適正な管理及び取扱いの徹底を図ることを目的として実施している。

第2節 実績評価

1 概要

平成10年6月に成立した「中央省庁等改革基本法」の第16条第6項第2号において、主として政策の実施に関する機能を担う庁（以下「実施庁」という。）については、その業務の効率化を図る等の観点から、「府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること」とされている。

財務省の実施庁である国税庁の実績評価については、財務大臣が、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとされている。

2 令和5事務年度国税庁実績評価実施計画

「令和5事務年度国税庁実績評価実施計画」（以下「実施計画」という。）については、令和5年6月に策定・公表した。

この実施計画では、国税庁の任務である「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」、「酒類業の健全な発達の促進」及び「税理士業務の適正な運営の確保」の3つを実績目標（大）として設定した。このうち「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」については、その範囲が広く、内容也多岐にわたることから、細目として、「税務行政の適正な執行」、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」、「納税者サービスの充実」、「適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済」及び「国際化への取組」という5つの実績目標（小）を設定した。

さらに、実績目標（小）のうち「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」及び「納税者サービスの充実」にはそれぞれ2つの業績目標、「適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済」には3つの業績目標を設定した。

また、これらの実績目標及び業績目標を達成するために47の施策を設定し、更に各施策の達成度を判定するために79の測定指標を設定した。

3 令和5事務年度国税庁実績評価書

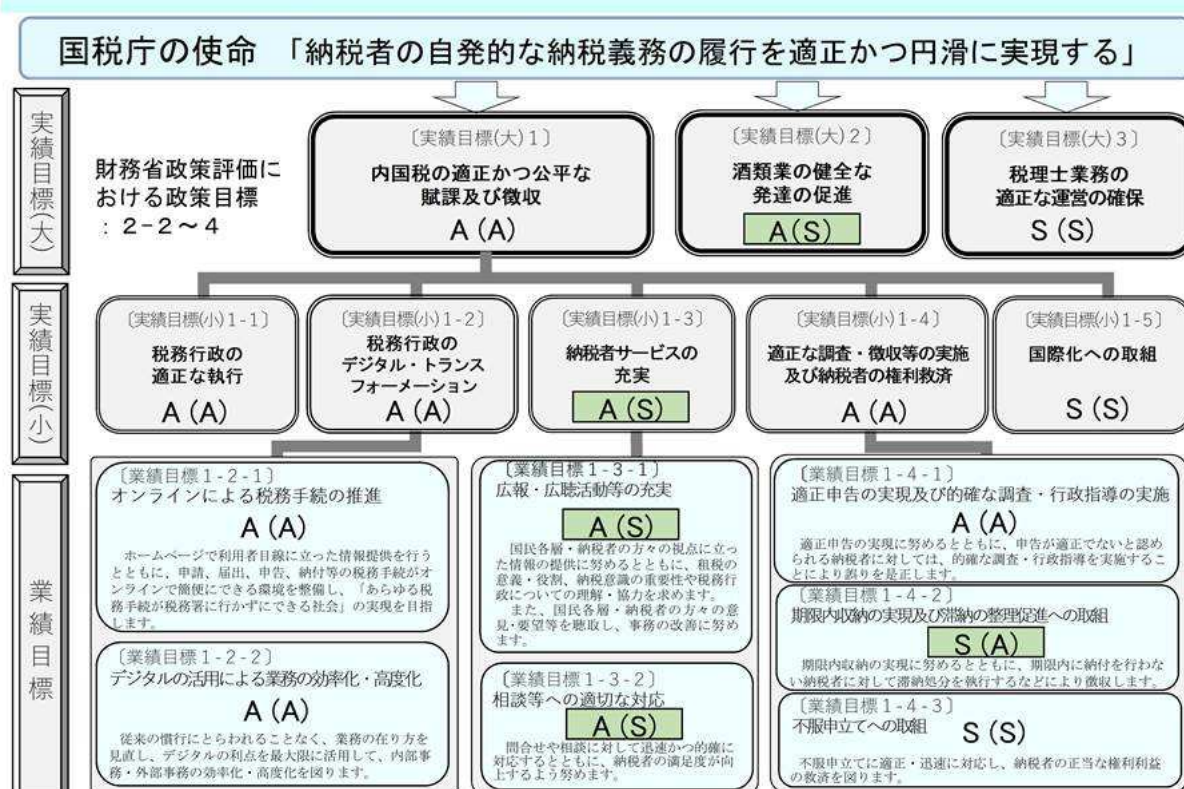
「令和5事務年度国税庁実績評価書」（以下「評価書」という。）については、令和6年10月に作成・公表した（各目標の評定は、下図の『国税庁の使命』と『実績目標等』の体系図（令和5事務年度）」参照）。

実績評価に当たっては、評価の客観性を高めるために、外部有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」（座長 吉野直行 慶應義塾大学名誉教授（令和6年10月現在））において様々な御意見をいただいた。

国税庁では、この評価結果を今後の事務運営に的確に反映し、効率的で質の高い税務行政を確実に実行していくこととしている。

（注）実施計画、評価書及び外部有識者の御意見を含む議事録は、財務省ホームページに掲載している。

「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図（令和5事務年度）



※ 各目標の符号は令和5事務年度の評定。()は令和4事務年度の評定。□は令和4事務年度と異なる評定となったもの。評定は、S+、S、A、B、Cの5段階。

第9章 税務協力体制

第1節 関係民間団体

関係民間団体は、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等を図るための啓発活動に取り組んでおり、税務行政の円滑な執行に寄与している。

国税庁としては、国税庁の使命である納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するために関係民間団体との連携・協調を図ることとしている。

1 日本税理士会連合会

(1) 設立の目的

日本税理士会連合会は、昭和32年2月に設立された税理士法上の特別法人であり、税理士及び税理士法人（以下この節において「税理士等」という。）の使命、職責に鑑み、税理士等の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的としている。

(2) 組織の状況

日本税理士会連合会は、原則として各国税局・沖縄国税事務所の管轄区域ごとに設立されている全国15の税理士会（東京国税局には三つの税理士会、名古屋国税局には二つの税理士会がある。）で組織されている。

各税理士会は、下部組織として税務署又は複数税務署の管轄区域ごとに支部を設置している。

令和6年3月31日現在における税理士登録者数は8万1,280人、税理士法人数は5,002社となっている。

(3) 令和5年度の主な活動状況

イ 令和4年の税理士法改正により、税理士法第2条の3が新設され、会則の絶対的記載事項に「第2条の業務において電磁的方法により行う事務に関する規定」が追加されたことを踏まえ、税理士会会員向け「デジタル相談室」を設置し、その円滑な運営に努めた。

ロ 電子申告制度の更なる普及・改善を図るための施策として、「電子申告に関する要望事項」を取りまとめ、国税庁及び地方税共同機構に提出した。また、令和6年2月に「税理士のための電子申告Q&A」を改訂し、全文をホームページに掲載するなど、電子申告の利用促進に努めた。

ハ 社会全体における税理士・税理士会の認知度及びイメージの向上を目的とし、税理士の使命と仕事（社会貢献を含む。）を紹介するとともに、税理士を目指す若者を増やすべく学生等へのPRを重点的に実施した。

- ニ 「令和6年度税制改正に関する建議書」を関係官庁に提出し、その結果、令和6年度税制改正において、法人版事業承継税制（特例措置）の特例承認計画の提出期限が2年延長されたほか、中小法人向け賃上げ促進税制について、繰越税額控除限度超過額の5年間の繰越しが可能となるなどの建議項目が実現した。
- ホ インボイス制度の導入に向けて、国税庁と連携して適時な制度周知に努めるとともに、税理士が関与先に対し、適格請求書発行事業者の登録申請手続に関する説明をしたこと及び登録申請の意思を確認したとことを証する確認書について所要の改訂を行った。

2 全国青色申告会総連合

(1) 設立の目的

全国青色申告会総連合は、全国の青色申告会の指導、連絡を図り、青色申告を基盤とした税務、経理及び経営の調査、研究並びに指導を行うとともに、青色申告者の公正な世論を結集して、その実現に務め、もって申告納税制度の確立と小規模企業の振興に寄与することを目的として設立された。

なお、全国青色申告会総連合は、昭和30年10月19日に任意団体として設立され、平成25年5月1日に一般社団法人となった。

(2) 組織の状況

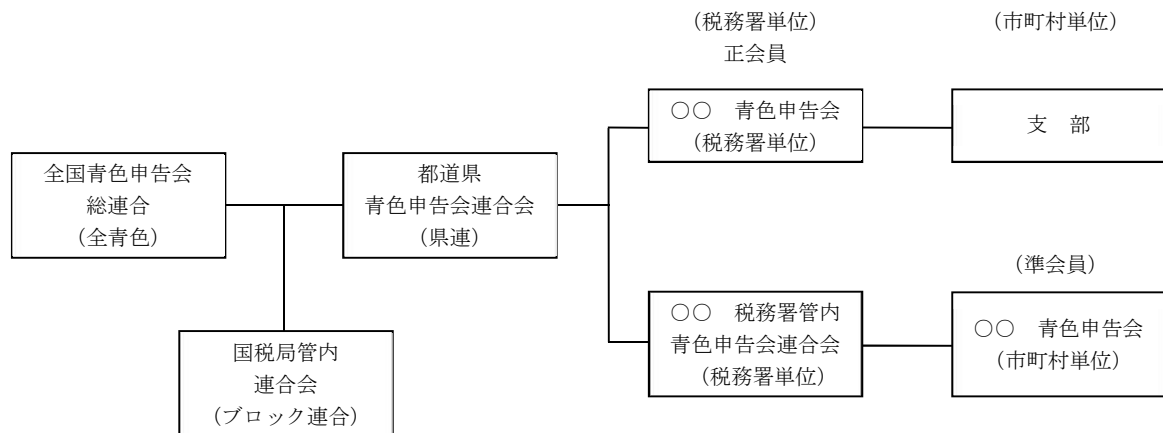
全国青色申告会総連合は、税務署単位の正会員、市町村単位の準会員の各青色申告会より構成されている。また会員は、都道府県ごとに、連合会（県連）を組織し、県連は、各国税局（大阪国税局を除く。）・沖縄国税事務所の管轄区域ごとに、連合会（ブロック連合会）を組織しており、加入単位会数は約1,700会、その会員数は約50万人である。

(3) 令和5年度の活動状況

全国青色申告会総連合は、機関誌「ブルーリターン」の発行などにより会員に対する情報提供等を行うほか、消費税の指導体制の充実を図るとともにパソコン用会計ソフトの活用による複式簿記の普及推進に努めた。一方、単位青色申告会は、記帳指導、各種説明会などの指導事業などを行った。

表21

全国青色申告会総連合の組織



(注) 単位会は1税務署1会を原則として各市町村に支部を置いているが、市町村別に単位会を組織して税務署管内連合会を結成しているところもある。

3 全国法人会総連合

(1) 設立の目的

全国法人会総連合は、国税庁、各国税局・沖縄国税事務所及び税務署と連絡協調のもとに、全国法人会総連合を中軸に、全法人会が税務知識の普及に努めるとともに、よき法人企業の団体としての活動を通じて、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、これを通じて企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的として設立された。

なお、全国法人会総連合は、昭和50年1月25日に財団法人として設立が許可され、平成23年4月1日に公益財団法人に移行した。

これに伴い、全国法人会総連合は、我が国各地で活動する法人会と連携し、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって我が国における適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、我が国各地における企業活動の活性化と社会の健全な発展に貢献することを目的とすることとなった。

(2) 組織の状況

令和6年6月末日現在で全国法人会総連合に加入している都道府県単位の法人会連合会数は41会、各地区の単位法人会数は440会であり、加入法人数は約70万法人である。

なお、平成4年12月に、全ての都道府県連合会及び単位法人会の社団化を達成しているほか、平成26年4月までに全ての県連・単位会が公益社団法人又は一般社団法人へ移行した。

(3) 令和5年度の活動状況

全国法人会総連合は、税制改正に関する提言、税の啓発に資するテキスト等の作成や広報活動、租税教室や税に関する絵はがきコンクールなど税を中心とした公益活動を展開したほか、節電の啓発活動や食品ロス削減についての周知・広報などの社会貢献活動にも取り組ん

だ。さらに、ホームページや情報誌「ほうじん」を通じて、情報発信に努めたほか、新聞広告、ラジオCMやWEB広告等を通じた広報活動を実施した。

なお、平成26年4月から開始した「企業の税務コンプライアンス向上のための取組」においては、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成（令和5年6月改訂）し、会員以外にも広く一般に配布することで企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨している。この取組は、国税庁の使命である適正・公平な課税の実現につながるものであることから、平成27年4月以降、この取組を国税庁の後援事業とした。

全国法人会総連合では、全ての法人会が新たな公益法人等へ移行したことを契機に、平成27年3月に新たな理念を制定し、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として広く社会全体への貢献を目指すことを明確にしている。

4 酒類業組合等

(1) 設立の目的

酒類業組合等は、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（以下この4において「酒類業組合法」という。）に基づき設立された法人であり、酒税の保全に対する協力と酒類業界の安定を主な目的としている。

(2) 組織の状況

イ 酒造関係

令和6年3月31日現在における酒造関係の組合組織は、清酒業界にあつては単位組合（税務署及び道府県単位）74、連合会（都府県単位）7及び中央会（全国単位）1の組織となっており、蒸留酒業界、ビール業界及び洋酒業界にあつてはそれぞれ全国単位で1組合、果実酒業界にあつては山梨県及び山形県にそれぞれ県単位で1組合の組織となっている。

ロ 酒販関係

令和6年3月31日現在における酒販関係の組合組織は、卸売業界にあつては単位組合（都道府県及び複数府県単位）22及び中央会（全国（沖縄県を除く。）単位）1が連合組織となっており、沖縄県においては、単位組合（県単位）があり、単独の組織となっている。このほか、税務署単位の単位組合として1組合が単独の組織となっている。

また、小売業界にあつては単位組合（税務署及び都県単位）376、連合会（道府県単位）44及び中央会（全国（沖縄県を除く。）単位）1が連合組織となっており、沖縄県においては、単位組合（県単位）があり、単独の組織となっている。このほか、税務署単位の単位組合として4組合が単独の組織となっている。

(3) 令和5年度の活動状況

酒類業組合等は、酒類業組合法第42条（連合会及び中央会にあつては第82条）の規定に従い、国が組合員に対して行う通知の伝達、そのほか国の行う酒税の保全に関する措置に協力したほか、組合員の福利厚生に関する施設の運営、組合員の事業の経営合理化や技術の改善向上等を図るための教育、情報提供に関する施設の運営、組合員が販売する酒類の販売増進

のための広報宣伝等の事業を行った。

さらに、公正な競争を確保するため、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けた酒類の景品類及び表示に関する公正競争規約の実施業務を行った。

このほか、日本酒造組合中央会は、「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に基づき、組合員等の金融機関に対する酒造資金等借入債務の保証、経営の改善、その他清酒製造業等の近代化を図るための事業を行った。

表22 酒類に関する公正競争規約等一覧表

○景品類の提供の制限に関する公正競争規約

団体の区分	事業の種類	名称	告示日等 (最終改正施行日)
日本酒造組合中央会	清酒製造業	清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭49.10.16第29号 (平21.9.1)
日本酒造組合中央会	単式蒸留焼酎製造業	単式蒸留しょうちゅう製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭56.10.13第25号 (平21.9.1)
日本蒸留酒造組合	合成清酒及び連続式蒸留焼酎の製造業	合成清酒及び連続式蒸留しょうちゅうの製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭49.10.16第31号 (平22.8.4)
ビール酒造組合	ビール製造業	ビール製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54.12.18第55号 (平21.9.1)
日本洋酒酒造組合	洋酒製造業	洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54.12.19第57号 (平31.4.5)
日本ワイナリー協会	果実酒製造業	果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54.12.25第58号 (平31.4.5)
日本洋酒輸入協会	酒類輸入販売業	酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54.12.25第59号 (平21.9.1)

○表示に関する公正競争規約

団体の区分	事業の種類	名称	告示日等 (最終改正施行日)
全国小売酒販組合 中 央 会	酒 類 小 売 業	酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約	昭55. 4. 3第7号 (平23. 2. 10)
ビ ー ル 酒 造 組 合	ビ ー ル 製 造 業	ビールの表示に関する公正競争規約	昭54. 12. 25第60号 (令4. 4. 15)
日 本 洋 酒 酒 造 組 合	ウイスキー製造業	ウイスキーの表示に関する公正競争規約	昭55. 8. 7第22号 (平31. 4. 5)
日 本 洋 酒 輸 入 協 会	輸入ウイスキー 販 売 業	輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約	昭55. 8. 7第23号 (令元. 8. 9)
日 本 洋 酒 輸 入 協 会	輸入ビール販売業	輸入ビールの表示に関する公正競争規約	昭57. 3. 12第5号 (令元. 8. 9)
日 本 酒 造 組 合 中 央 会	泡 盛 製 造 業	泡盛の表示に関する公正競争規約	昭58. 11. 30第29号 (平31. 4. 1)
日 本 酒 造 組 合 中 央 会	単式蒸留焼酎製 造 業	単式蒸留焼酎の表示に関する公正競争規約	昭61. 6. 18第7号 (平31. 4. 1)

(注) 1 日本ワイナリー協会及び日本洋酒輸入協会は任意団体である。

2 この表は令和6年4月1日現在による。

5 全国間税会総連合会

(1) 設立の目的

間接税は、税目が多く種々の業種に関係するため、従来は、税目ごとに又は業種ごとに納税者団体が結成され、それぞれ独自の活動が行われていたが、昭和48年4月に、これらの団体の全国的組織として、全国消費税協力会総連合会が結成（その後昭和49年11月に全国間税協力会総連合会に改称）された。

その後、消費税の導入を契機として平成元年9月に全国間税会総連合会に改組し、引き続き申告納税制度の下における公平な税制の実現と適正な税務執行に寄与し、協力することを目的としている。

(2) 組織の状況

全国間税会総連合会は、各国税局・沖縄国税事務所ごとに組織された12の連合会で構成されている。連合会の傘下には、税務署単位を最小とする地域別、税目別（又は業種別）の単位会及びこれらの連合会が都道府県別等に組織されている。

全国間税会総連合会は、令和6年4月1日現在、その傘下に487団体、会員数にして約8万2千人社を擁している。

(3) 令和5年度の活動状況

全国間税会総連合会は、消費税等に関する啓発・広報、研究活動、会員に対する指導・相談のほか、税務当局に対する税制及び税の執行に関する意見の要望などを行うこととしている。

令和5年度は、平成26年度以降の最重点施策である①消費税完納運動の更なる推進、②消

費税の啓発活動の拡充等に積極的に取り組んだ。

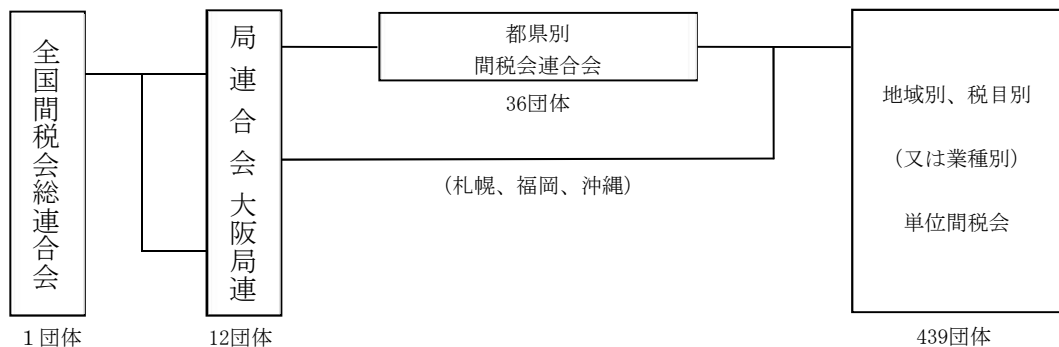
傘下各団体においても、それぞれの地域で、税法説明会、研修会等を開催するとともに、国税庁の「税を考える週間」の期間中、各種の行事等を行った。

また、傘下各団体を通じて、各国税局・沖縄国税事務所や税務署と税務執行に関する意見の交換などを行い、税務行政の適正かつ円滑な執行に寄与している。

表23

全国間税会総連合会の組織

令和6年4月1日現在



6 全国納税貯蓄組合連合会

(1) 設立の目的

全国納税貯蓄組合連合会は、納税貯蓄組合連合会の相互の連絡協調を図るとともに、これらの連合会の指導を通じて納税貯蓄組合の健全な発展に寄与することを目的として昭和33年10月7日に設立されたものである。

(2) 組織の状況

全国納税貯蓄組合連合会は、国税局単位及び都道府県単位の連合会をもって組織している。令和4年度末の納税貯蓄組合全体の状況は、次のとおりである（令和5年3月末調査）。

イ 納税貯蓄組合連合会

全国単位の連合会1、国税局単位の連合会12、都道府県単位の連合会41、税務署単位の連合会455、市町村単位の連合会115、合計624連合会となっている。

ロ 納税貯蓄組合

全国納税貯蓄組合連合会の傘下にある納税貯蓄組合の総数は約1万4千組合である。

(3) 令和5年度の活動状況

全国納税貯蓄組合連合会の活動状況は次のとおりであるが、傘下の連合会においては、「振替納税推進の街」及び「消費税完納推進の街」宣言に積極的に取り組む等、租税の期限内完納の推進を図るとともに、会報紙の発行などにより、税に対する理解者・協力者の拡大に努

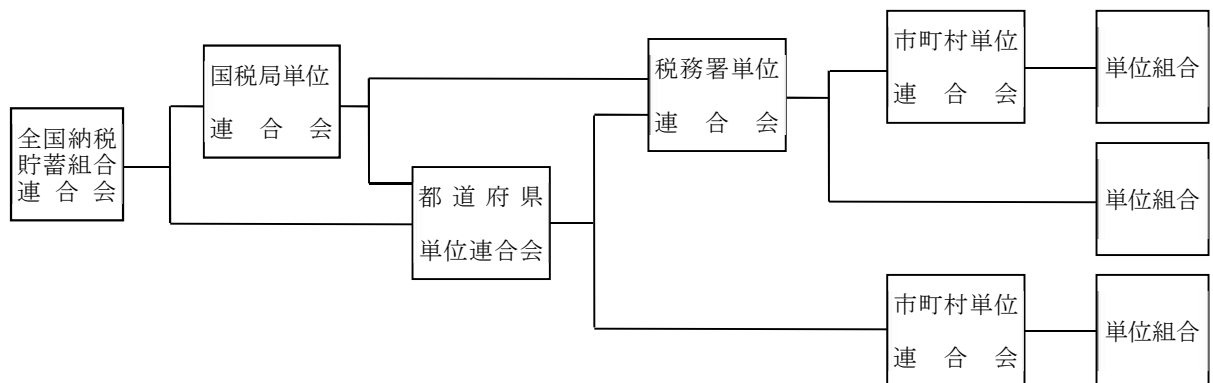
めるなど、納税道義の高揚に寄与している。

イ 文書による総会を1回、全国役員会を1回開催し、納税貯蓄組合の活動の活発化について協議するとともに、会員相互の連絡協調に努めた。

ロ 消費税をはじめとした各税の期限内納付の推進を図るとともにe-Taxの普及活動にも取り組んだ。

ハ 中学生の「税についての作文」を募集し（応募総数約45万編）、優秀作品の顕彰を行うとともに、上位入選作品をホームページに掲載した。

表24 全国納税貯蓄組合連合会の組織



7 納税協会連合会

(1) 設立の目的

納税協会連合会は、昭和21年に設立され、「大阪国税局及び管下税務署等との連携協調の下に、すべての納税協会が本会を中軸として、税知識の普及に努め、適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り、もって税務行政の円満な執行に寄与し、併せて、企業経営の健全な発展と明るい地域社会の発展に寄与する」ことを目的としている。

(2) 組織の状況

納税協会連合会の役員（常任副会長を除く。）及び評議員には、大阪国税局管内の各税務署の管轄区域ごとに組織されている83の納税協会の会長が就任している。

納税協会へは、個人・法人を問わず、全ての納税者が加入でき、個人部会、法人部会などの各部会だけでなく、その下に地域別、業種別の支部等を設置している。

なお、平成23年4月に、83全ての納税協会の公益社団法人化を達成し、平成24年4月には納税協会連合会の公益財団法人化を達成している。

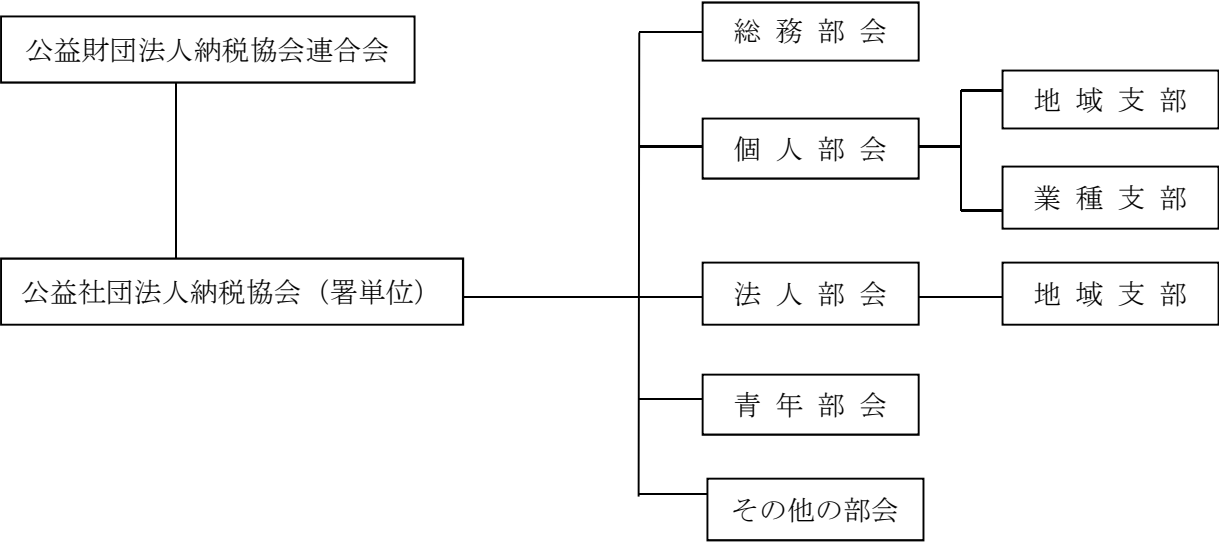
また、令和6年3月31日現在の会員数は約12.3万人社である。

(3) 令和5年度の活動状況

納税協会連合会は、各納税協会の事業活動の活性化と基盤強化を図るため、「税に関する広報・講習会」、「簿記教室」、「パソコン会計教室」及び「e-Tax 研修会」の開催を支援するとともに、機関誌「納税月報」の発行、税制改正に関する要望書の関係官庁への提出、中小企業の事務担当者を対象とした総務管理者養成講座の充実強化、インターネットによる納税協会のPRなどの事業活動を実施した。

また、租税教育の一環として、「税を考える週間」に合わせてキッザニア甲子園に租税教育パビリオンを出展したほか、全青年部会員が交流できる「納税協会青年の集い」を開催し、各青年部会の代表者が租税教育活動の発表を行う場を提供するなど、租税教育に関する活動に取り組んだ。

表25 納税協会連合会と納税協会の組織関係図（例示）



第2節 表彰

1 叙勲及び褒章

(1) 叙勲

国家又は公共に対し功労のあった者に授与される春秋叙勲は、昭和38年7月12日の閣議により再開が決定され、現在は平成15年5月20日に閣議決定された叙勲基準に基づき、毎年、春の叙勲は4月29日（昭和の日）に、秋の叙勲は11月3日（文化の日）に発令されている。

令和5年の国税庁関係の叙勲者は、春の叙勲で41人、秋の叙勲で63人であった。

また、国税庁関係で死亡により叙位及び叙勲を受けた者は172人であった。

(2) 褒章

褒章条例（明治14年12月太政官布告第63号）に基づく褒章は、毎年、春の褒章は4月29日（昭和の日）に、秋の褒章は11月3日（文化の日）に発令されている。

令和5年の国税庁関係の褒章受章者は、藍綬褒章11人、黄綬褒章13人であった（いずれも秋の褒章）。

2 納税表彰

納税表彰は、国税の申告と納税、租税教育等に関して、功績顕著な者を顕彰することにより、広く納税思想の高揚等に資することを目的として、昭和25年以降毎年実施してきている。

令和5年度の受表彰者数は、財務大臣表彰50人、国税庁長官表彰85人、国税局長表彰341人、税務署長表彰1,556人である。

3 国税の取締功労者に対する感謝状の贈呈

昭和48年度以降、国税の調査・取締りの実施に関し各種協力のあった個人又は団体のうち、特に功績が顕著な者に対して、国税庁長官又は国税局長・沖縄国税事務所長から感謝状を贈呈し、その労に報いることとしている。

令和5年度においては、国税庁長官感謝状を国税局長から推薦のあった54団体に対して贈呈し、また、国税局長感謝状を85団体に対して贈呈した。

4 納税思想の高揚等に資する活動を通じて顕著な功績を挙げた者等に対する感謝状の贈呈

平成30年度以降、納税思想の高揚や税務行政の円滑な運営等に資する活動を通じて顕著な功績を挙げた個人、法人又は団体に対して、国税庁長官、国税局長・沖縄国税事務所長又は税務署長から感謝状を贈呈し、その感謝の意を表することとしている。

令和5年度においては、国税庁長官感謝状を4件、国税局長・沖縄国税事務所長感謝状を162件、税務署長感謝状を1,541件贈呈した。

第10章 権利救済

第1節 不服申立て

1 概要

国税に関して納税者から正当な権利利益を侵害されたとして不服の申立てがあったときに、これを審理し救済する制度として、「不服申立制度」と「訴訟」がある。

不服申立てと訴訟との関係は、原則として、不服申立てに対する行政庁の裁決を経た後でなければ訴訟を提起することができないという「不服申立前置主義」が採用されている。

不服申立制度は、課税処分や滞納処分などがなされた場合に、その処分に不服のある者が、その処分の取消しや変更を求めて行政庁に対して申し立てる制度で、国税に関する処分についての不服申立ては、「再調査の請求（旧：異議申立て）」と「審査請求」の選択制となっている。

2 再調査の請求（旧：異議申立て）

再調査の請求は、争いの対象となった処分を行った行政庁に対して行うものである。再調査の請求がなされると、行政庁はその事案の調査・審理を行い、請求に理由があるかどうかを審査し、決定する。

なお、平成26年6月に行政不服審査法の抜本的な見直しが行われるとともに、国税通則法の改正により、国税不服申立制度についても改正が行われ、「異議申立て」は「再調査の請求」へ変更され、平成28年4月1日以後に行われる処分に係る不服申立てから適用されている。

(1) 再調査の請求の申立状況

令和5年度における再調査の請求の件数は、2,494件で、前年度（1,533件）に比べて961件（62.7%）増加している。

申立件数を税目別にみると、申告所得税（復興特別所得税を含む。）が655件（対前年度比22.2%増）、源泉所得税（復興特別所得税を含む。）が67件（対前年度比86.1%増）、法人税（復興特別法人税及び地方法人税を含む。）が316件（対前年度比76.5%増）、相続税・贈与税が57件（対前年度比67.6%増）、消費税（地方消費税を含む。）が1,254件（対前年度比109.0%増）、徴収関係が144件（対前年度比2.7%減）、その他が1件（前年度0件）となっている。

(2) 再調査の請求の処理状況

令和5年度において処理した件数は、2,278件で、前年度（1,371件）に比べて907件（66.2%）増加している。この処理件数は、令和5年度の申立件数に前年度からの繰越件数を加えた要処理件数2,915件の78.1%に当たる。

なお、令和5年度末における処理未済件数は637件で、前年度末（421件）に比べて216件（51.3%）増加している。

次に、処理件数を処理態様別の構成割合でみると、納税者が取下げなどしたものは全体の

11.6%（前年度11.7%）、却下（再調査の請求が法定期間経過後にされたときなど、申立てが適法性を欠くもの）は全体の6.9%（前年度9.0%）、棄却（納税者の主張が認められなかったもの）は全体の74.9%（前年度74.6%）である。一方、全部認容（納税者の主張が全部認められたもの）は全体の0.4%（前年度1.3%）、一部認容（納税者の主張が一部認められたもの）は6.1%（前年度3.3%）となっている。

表26

再調査の請求事案の税目別申立及び処理状況

（令和5年度）

区 分	要 処 理 件 数			処 理 件 数	処 理 未 済 数	申 立 件 数 構 成 割 合	申 立 件 数 対 前 年 度 比
	繰 越 件 数	申 立 件 数	計				
課 税 関 係	件	件	件	件	件	%	%
申告所得税	128	655	783	609	174	26.3	122.2
源泉所得税	10	67	77	59	18	2.7	186.1
法人税	52	316	368	237	131	12.7	176.5
相 続 税	12	51	63	45	18	2.0	182.1
贈 与 税	0	6	6	1	5	0.2	100.0
消 費 税	203	1,254	1,457	1,204	253	50.3	209.0
そ の 他	0	1	1	1	0	0.0	0.0
徴 収 関 係	16	144	160	122	38	5.8	97.3
合 計	421	2,494	2,915	2,278	637	100.0	162.7

- （注） 1 申告所得税には、譲渡・山林所得及び復興特別所得税が含まれる（表27同じ）。
2 源泉所得税には、復興特別所得税が含まれる（表27同じ）。
3 法人税には、復興特別法人税及び地方法人税が含まれる（表27同じ）。
4 消費税には、地方消費税が含まれる（表27同じ）。
5 再調査の請求の件数は、税目・年分ごとにカウントしており、例えば、申告所得税及び復興特別所得税について、2年分の再調査の請求がされた場合は、4件となる。なお、構成割合については小数点以下第二位を四捨五入している関係上、合計値と一致しないことがある（表27同じ）。

表27

再調査の請求事案の税目別・態様別処理状況

(令和5年度)

区 分	み な す 取 下 げ	取 下 げ	却 下	棄 却	全 認 部 容	一 認 部 容	み な す 審 査	変 更 そ の 他	計
課 税 関 係	件	件	件	件	件	件	件	件	件
申告所得税	0	87	26	425	9	60	2	0	609
源泉所得税	0	22	0	33	0	4	0	0	59
法 人 税	0	44	24	153	0	16	0	0	237
相 続 税	0	7	3	27	0	8	0	0	45
贈 与 税	0	0	0	1	0	0	0	0	1
消 費 税	0	78	48	1,026	0	52	0	0	1,204
そ の 他	0	0	0	1	0	0	0	0	1
徴 収 関 係	0	25	56	41	0	0	0	0	122
合 計	0	263	157	1,707	9	140	2	0	2,278
構 成 割 合	% 0.0	% 11.5	% 6.9	% 74.9	% 0.4	% 6.1	% 0.1	% 0.0	% 100.0

3 審査請求

審査請求は、一般的には、処分をした行政庁の最上級行政庁に対し行うものであるが、国税に関する法律に基づく処分の多くは、第三者的機関として設置された国税不服審判所の長である国税不服審判所長に対して審査請求をすることとされている。

第2節 訴訟

1 課税関係訴訟

(1) 概況

税務当局が行った課税処分の適否又はこれに伴う損害賠償等を争う訴訟は、令和5年度当初において158件係属していたが、令和5年度中に164件提起され、149件終結した結果、令和5年度末における係属件数は173件となり、年度当初に比べて15件の増加となっている。

令和5年度末における係属件数の内訳は、所得税53件、法人税63件、相続税等24件、消費税20件、その他（損害賠償等）13件となっている。

(2) 訴訟の発生状況

令和５年度における訴訟の発生件数は 164 件で、前年度（154 件）に比べて 10 件（6.5%）増加している。

発生件数の内訳は、所得税 62 件（前年度 67 件）、法人税 50 件（前年度 39 件）、相続税等 22 件（前年度 20 件）、消費税 18 件（前年度 17 件）、その他 12 件（前年度 11 件）となっている。

また、これを審級別にみると、第一審 94 件、控訴審 44 件、上告審 26 件である。

控訴及び上告された 70 件のうち、国側から上訴したものは 5 件である。

(3) 訴訟の終結状況

令和５年度における訴訟の終結件数は 149 件（前年度 157 件）で、その内訳は、所得税 64 件（前年度 69 件）、法人税 41 件（前年度 34 件）、相続税等 15 件（前年度 20 件）、消費税 18 件（前年度 26 件）、その他 11 件（前年度 8 件）である。

また、これを終結の態様別にみると、国側勝訴は 113 件（75.8%）、国側一部敗訴は 8 件（5.4%）、国側敗訴は 5 件（3.4%）、取下げは 10 件（6.7%）、却下等は 13 件（8.7%）である。

表28 課税関係訴訟の発生・終結・係属の状況

（令和５年度）

区 分	前年度末 係属件数	発 生 件 数	終 結 件 数							年 度 末 係属件数
			取 下 げ	却 下	国側勝訴	国側一部 敗 訴	国側敗訴	そ の 他	計	
所 得 税	55	62	1	5	52	2	1	3	64	53
法 人 税	54	50	4	1	30	4	2	—	41	63
相 続 税 等	17	22	—	2	11	1	1	—	15	24
消 費 税	20	18	4	1	12	—	1	—	18	20
酒 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の間接税	1	1	—	—	—	1	—	—	1	1
そ の 他	11	11	1	—	8	—	—	1	10	12
計	158	164	10	9	113	8	5	4	149	173

（注）訴訟事件の件数は、裁判所に提起された事件番号ごとに集計しており、複数の税目にわたるものは主たる税目でカウントしている。

(4) 判決の内容

令和５年度中の判決のうち、注目すべきものには、次のようなものがある。

〔租税特別措置法施行令（平成 29 年政令第 114 号による改正前のもの）39 条の 16 第 1 項を適用することができないとした原審の判断に違法があるとされた事例〕

イ 概要

課税庁は、内国法人である被上告人の、平成 27 年 4 月 1 日から同 28 年 3 月 31 日までの

事業年度又は課税事業年度（以下、併せて「本件事業年度」という。）に係る法人税及び地方法人税（以下「法人税等」という。）について、租税特別措置法（平成 29 年法律第 4 号による改正前のもの。）66 条の 6 第 1 項（以下「本件委任規定」という。）の規定により、ケイマン諸島において設立された被上告人の各子会社（以下「本件各子会社」という。）の課税対象金額に相当する金額が、被上告人の本件事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入されるなどとして、法人税等の各増額更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件各増額更正処分等」という。）をした。

原審は、本件の事実関係等（本件では、被上告人が本件各子会社とは別に子会社であるケイマン法人を設立し、当該ケイマン法人は、優先出資証券を投資家に販売して調達した資金を原資として、本件各子会社が発行した優先出資証券（以下「本件優先出資証券」という。）を取得していた。本件各子会社は、本件優先出資証券の発行により調達した資金を原資として、被上告人に対して劣後ローンにより金銭を貸し付けたところ、本件劣後ローンの利息の発生期間の終期は、本件優先出資証券に係る配当の支払日の前日とされていた。本件劣後ローンの利息は、ほぼ全て本件優先出資証券への配当に充てられ、本件各子会社に利益が留保されたり本件各子会社の発行する普通株式に配当がされたりすることは予定されていなかった。その上で、本件各子会社は、平成 27 年 6 月 30 日、被上告人から本件劣後ローンの全額の返済を受けた上で、これを原資として、本件優先出資証券に係る出資金及び配当金を前記ケイマン法人に送金し、本件優先出資証券を償還した。この結果、本件各子会社の平成 26 年 12 月 30 日から同 27 年 12 月 3 日までの事業年度（以下「本件各子会社事業年度」という。）の終了の時点における発行済株式等は、被上告人が有する普通株式のみとなっていた。）の下において、本件委任規定の委任を受けて規定された租税特別措置法施行令（平成 29 年政令第 114 号による改正前のもの。）39 条の 16 第 1 項（以下「本件規定」という。）を適用すれば、本件各子会社事業年度終了の時点における発行済株式等のうちに被上告人の有する本件各子会社の請求権勘案保有株式等の占める割合（以下「本件保有株式等割合」という。）は 100%となるとした上で、被上告人が本件各子会社から剰余金の配当等を受けることは想定されていなかったため、内国法人が外国子会社の利益から剰余金の配当等を受け得る支配力を有するという、いわゆるタックス・ヘイブン対策税制の下での合算課税の合理性を基礎付ける事情は見いだせない上、本件各子会社における処理につき、租税回避の目的も、客観的に租税回避の事態が生じていると評価すべき事情も認められないとし、本件規定を本件に形式的に適用することは、本件委任規定の趣旨及びタックス・ヘイブン対策税制の基本的な制度趣旨に反するから、その限度で本件規定を本件に適用することはできないというべきであると判断し、本件各子会社事業年度における適用対象金額のうちに課税対象金額は存在しないなどとして、本件各増額更正処分等に係る取消請求を認容した。

ロ 判決要旨

本件委任規定は、私法上は特定外国子会社等に帰属する所得を当該特定外国子会社等に

係る内国法人の益金の額に合算して課税する内容の規定である。これは、内国法人が、法人の所得に対する租税の負担がないか又は著しく低い国又は地域に設立した子会社を利用して経済活動を行い、当該子会社に所得を発生させることによって我が国における租税の負担を回避するような事態を防止し、課税要件の明確性や課税執行面における安定性を確保しつつ、税負担の実質的な公平を図ることを目的とするものと解される。

また、本件委任規定は、課税対象金額について、内国法人の有する特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して計算すべきものと規定するところ、これは、請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の割合を持株割合よりも大きくしてかい離を生じさせる方法による租税回避に対処することを目的とするものと解される。

そして、本件委任規定が課税対象金額の具体的な計算方法につき政令に委任したのは、上記のような目的を実現するに当たり、どの時点を基準として株式等の請求権の内容を勘案した計算をするかなどといった点が、優れて技術的かつ細目的な事項であるためであると解される。したがって、上記の点は、内閣の専門技術的な裁量に委ねられていると解するのが相当である。

このような趣旨に基づく委任を受けて設けられた本件規定は、適用対象金額に乗すべき請求権勘案保有株式等割合に係る基準時を特定外国子会社等の事業年度終了の時とするものであるところ、本件委任規定において課税要件の明確性や課税執行面における安定性の確保が重視されており、事業年度終了の時という定め方は一義的に明確であること等を考慮すれば、個別具体的な事情にかかわらず上記のように基準時を設けることには合理性があり、そのような内容を定める本件規定が本件委任規定の目的を害するものともいえない。

そうすると、本件規定の内容は、一般に、本件委任規定の趣旨に適合するものといえることができる。

以上を前提として、次に、本件の事実関係等の下において本件規定を適用することが本件委任規定の委任の範囲を逸脱するか否かにつき検討する。

本件の事実関係等の下において本件規定を適用した場合には、本件各子会社事業年度における本件各子会社の利益は本件優先出資証券にのみ配当されたにもかかわらず、本件優先出資証券が同事業年度の途中で償還されたために本件保有株式等割合が 100%となり、被上告人に対して合算課税がされることとなる。

もっとも、前述のとおり、個別具体的な事情にかかわらず基準時を設ける本件規定の内容が合理的である以上、上記のような帰結をもって直ちに、本件の事実関係等の下において本件規定を適用することが本件委任規定の委任の範囲を逸脱することとはならないところ、特定外国子会社等の事業年度の途中にその株主構成が変動するのに伴い、剰余金の配当等がされる時と事業年度終了の時とで持株割合等に違いが生ずるような事態は当然に想定されるというべきである。また、内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等は、原則として、内国法人の所得金額の計算上、益金の額には算入されない以上（平成 27 年法

律第9号による改正前の法人税法23条の2第1項等)、本件委任規定につき、特定外国子会社等において剰余金の配当等が留保されることにより内国法人が受ける剰余金の配当等への課税が繰り延べられることに対処しようとするものと解することはできないから、本件の事実関係等の下において剰余金の配当等に係る個別具体的な状況を問題とすることなく本件規定を適用することによって、本件委任規定において予定されていないような事態が生ずるとはいえない。加えて、本件の事実関係等の下においては、本件各子会社の事業年度を本件優先出資証券の償還日の前日までとするなどの方法を探り、本件各子会社の適用対象金額が0円となるようにする余地もあったと考えられるから、本件規定を適用することによって被上告人に回避し得ない不利益が生ずるなどともいえない。

そうすると、本件の事実関係等の下において本件規定を適用することが本件委任規定の委任の範囲を逸脱するものではないというべきである。

したがって、本件の事実関係等の下において本件規定を適用することができないとした原審の判断には、本件委任規定の解釈適用を誤った違法がある。

以上によれば、原審の前記判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決中上告人敗訴部分は破棄を免れない。そして、本件の事実関係等の下においては、本件各増額更正処分等にその他の違法事由も見当たらず、これらは適法というべきである。

(東京地裁令和3年3月16日判決(国側勝訴)、〔控訴審〕東京高裁令和4年3月10日判決(国側敗訴)、〔上告審〕最高裁令和5年11月6日第二小法廷判決(国側勝訴))

2 徴収関係訴訟

(1) 概況

徴収関係訴訟には、滞納処分等の取消し又は無効確認を求める抗告訴訟に加えて、滞納処分に関連して国を被告として提起される損害賠償請求訴訟等の民事訴訟及び滞納処分の一環として国が提起する差押債権取立訴訟、詐害行為取消請求訴訟、不動産の名義変更訴訟等の民事訴訟があり、その内容は複雑多岐にわたっている。

(2) 訴訟の発生状況

令和5年度における訴訟の発生件数は156件で、前年度(154件)に比べて2件の増加となった。

その内訳は、国側被告事件17件、国側原告事件139件で、前年度発生件数(国側被告事件17件、国側原告事件137件)に比べて、国側原告事件が2件の増加となっている。

また、この発生件数に前年度末の係属件数を加えた令和5年度中の要処理件数は206件で、前年度(207件)と比べて1件の減少となった。

その内訳は、国側被告事件31件、国側原告事件175件で、前年度中の要処理件数(国側被告事件39件、国側原告事件168件)に比べて、国側被告事件が8件の減少、国側原告事件が7件の増加となっている。

(3) 訴訟の終結状況

令和5年度における訴訟の終結件数は、160件で、前年度（157件）に比べて3件の増加となった。

その内訳は、国側被告事件19件、国側原告事件141件で、前年度終結件数（国側被告事件25件、国側原告事件132件）に比べて、国側被告事件が6件の減少、国側原告事件が9件の増加となっている。

終結の態様別の件数をみると、国側被告事件では、国側勝訴16件（84.2%）、取下げ2件（10.5%）、却下1件（5.3%）であり、国側原告事件では、国側勝訴11件（7.8%）、取下げ7件（5.0%）、その他123件（87.2%）となっている。

(4) 判決の内容

令和5年度の判決のうち、注目すべきものとして、次のものがある。

〔滞納会社が、原告を騙して預金口座に金員を振り込ませた後、国がその預金債権を差し押さえて国税を徴収した場合において、その振込みによる原告の損失と国の利得との間に不当利得の成立に必要な因果関係は認められないとされた事例〕

イ 概要

本件は、原告が、滞納会社との取引に基づき滞納会社と別法人であるA社名義の口座（以下「本件口座」という。）に取引代金を振り込んだところ（以下、原告が振り込んだ金員を「本件金員」という。）、国が、滞納会社の国税滞納を理由として本件口座に係る預金債権（以下「本件預金債権」という。）に対する差押え等を行った事案である。

原告は、本件金員は滞納会社とA社の共謀による詐欺又は原告の錯誤に基づきA社に交付されたものであって、国は原告がこのように金員を騙し取られるなどした事情について悪意であったか又は重大な過失により知らなかったにもかかわらず、本件預金債権に対する差押え等を行ったのであるから、このように原告が騙し取られるなどした金員をもって、国が国税を徴収したことについては、最高裁昭和49年9月26日第一小法廷判決（民集28巻6号1243頁、以下「昭和49年判決」という。）の射程が及び、法律上の原因なく、原告の損失をもって、国が利得したことになるなどと主張して、国に対し、不当利得に基づく利得金等の支払を求めた。

ロ 判決要旨

認定事実からすると、滞納会社は、偽造した注文書を原告に示すことにより発注が確実なものであると誤信させ、本件金員を本件口座に振り込ませたものといえることができ、これにより原告から金員を騙し取ったといえる。

なお、預金口座の帰属については、預金の名義のみにかかわらず、振り込まれた預金の原資の帰属や、口座の管理や利用状況などを総合的に考慮して判断すべきであるが（最高裁平成15年2月21日第二小法廷判決・民集57巻2号95頁参照）、認定事実等によれば、本件口座は滞納会社が自己の預金とする意思を有して管理・利用していたといえることができ、同口座に係る預金債権は滞納会社に帰属すると認めるのが相当である。

本件預金債権について、原告が騙し取られた本件金員が原資となっていたとしても、振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人の間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得する（最高裁平成8年4月26日第二小法廷判決・民集50巻5号1267頁参照）という預金の性質上、振込みの原因となる法律関係がなかったときは、振込依頼人が受取人に対して不当利得返還請求権を有することがあるにとどまり、振込依頼人と振込先口座を開設・管理する金融機関との間では、振込みの原因となる法律関係の影響を受けることなく、本件口座が帰属する滞納会社が銀行に対して本件預金債権を取得するというべきである。

また、徴収職員は、債権を差し押さえるときは、その全額を差し押さえる必要がないと認めるときを除き、その全額を差し押さえなければならないとされている（国税徴収法63条）から、国が、滞納会社の滞納している国税の徴収のため、国税徴収法に基づき、本件金員を原資に含む本件預金口座全額について本件差押え等を行ったことは、滞納会社の財産に対する徴収手続として適法かつ有効なものといえ、本件差押え等により、国が国税の徴収をしたことが、原告と国との関係において、直ちに法律上の原因を欠くということとはできない。

昭和49年判決の趣旨は、騙取された金銭は、金銭の特殊性により、形式的には騙取者に帰属するが、実質的には、なお騙取された者に帰属しているとみることができ、騙取者が、その騙取金を使用して自己の債権者に対して弁済した場合など、社会通念上被騙取者の金銭で債権者の利益をはかったと認めるだけの連結があるときは、不当利得の成立に必要な因果関係が認められ、弁済受領者がそのことについて悪意又は重過失がある場合には、不当利得との関係では、なお有効な弁済とはならず、利得者が被騙取者に対し返還義務を負うと解することが不当利得制度の趣旨である公平の理念に合致するというにあるものと解される。

これを本件についてみるに、①滞納会社は、国に対し、本件金員をもって任意に弁済したのではなく、国が、国税徴収法等の規定に基づき、国税の公平な徴収を図ることを目的に、滞納会社に帰属する本件口座に係る本件預金債権の全額について、強制的に本件差押えを行ったものであること、②本件金員の振込み後、本件差押えの前に、出金があったが、当該出金分については、別途工面した金銭による補填等の措置は講じられなかったことなどの事情が認められるから、本件は昭和49年判決とは事案を異にし、騙取者である滞納会社及びA社が、騙取金を使用して自己の債権者である国に対して弁済したとはいえず、社会通念上被騙取者である原告の金銭で国の利益をはかったと認めるだけの連結があるともいうことができない。

したがって、本件においては、社会通念上の因果関係を認めることはできない。

さらに、認定事実を照らすと、本件差押え等による配当を受領した時点において、原告が偽造の注文書を示されるなどして発注があったと誤信して本件金員を振り込んだ事実を、

国が認識していたことを認めることはできないことはもとより、同事実を容易に認識することができたとも認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

したがって、滞納会社から本件預金債権を取り立て、配当金を受領する時点で、原告が滞納会社及びA社から本件金員を騙し取られたことについて、国が悪意であるということとはできず、重大な過失によりこれを知らなかったということもできない。

(東京地裁令和4年1月13日判決(国側勝訴)、〔控訴審〕東京高裁令和5年4月12日判決(国側勝訴)、〔上告審〕最高裁令和6年3月21日決定(国側勝訴))

第11章 税理士制度

1 概要

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としている。

税理士制度は、このような公共的使命を負っている税理士が納税義務者を援助することによって、納税義務を適正に実現し、これによって、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に資することを目的として設けられたものである。

昭和26年に税理士法が施行されて以来、税理士制度は時代の推移とともに変化する社会の要請に応じて、申告納税制度の定着と発展に寄与するとともに、納税義務の適正な実現、納税者に対する税知識の普及、国家財政の確保に大きな役割を果たしている。

なお、令和4年度税制改正において、納税環境整備の一環として税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士法が改正され、令和4年4月1日以降、順次施行されている。

2 税理士の登録等

税理士となる資格を有する者は、税理士試験合格者のほか、税理士法に定める一定の要件に該当する者として税理士試験を免除された者、弁護士（弁護士資格保有者を含む。）及び公認会計士（公認会計士資格保有者を含む。）である。

これらの者が税理士となるには、日本税理士会連合会に備える税理士名簿に登録を受けなければならない。また、税理士は、税理士法人を設立することができ、税理士法人を設立した場合には、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

税理士又は税理士法人でない者は、税理士業務を行うことはできず、これに違反すると罰則が適用される。ただし、国税局長・沖縄国税事務所長に対して通知を行った弁護士並びに弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人については、一定の条件の下で税理士業務を行うことができる。

税理士登録者数は、令和6年3月31日現在8万1,280人であり、このほか、国税局長・沖縄国税事務所長に通知することにより税理士業務を行っている弁護士は3,976人となっている。

（注）税理士となる資格を有する公認会計士は、公認会計士法に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、税理士試験の税法科目の合格者と同程度の学識を習得することができるものとして国税審議会が指定する研修を修了した公認会計士とされている（平成29年4月1日以後に公認会計士試験に合格した者について適用。）。

表29 税理士登録者数等の状況

	令和4年度末	令和5年度末
税理士登録者数	人 80,692	人 81,280
通知弁護士数	3,823	3,976

(注) 税理士登録者数は、日本税理士会連合会調べによる。

3 税理士業務の適正な運営の確保

国税庁は、税理士業務の適正な運営の確保を図るため、税理士制度の運営に関する事務を所掌している。

このため国税庁は、税理士監理官、税理士専門官及び国税局・税務署の総務課を中心として税理士等に対する指導監督を行っている。また、税理士の団体である税理士会及び日本税理士会連合会に対する指導監督も行っている。

なお、令和5年度における税理士等に対する税理士法に基づく調査等件数は3,210件、令和5年度における税理士等に対する懲戒処分件数は38件となっている。

4 書面添付制度の普及に向けた取組

書面添付制度は、税理士等が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に、税務代理権限証書を提出している税理士等に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないというものである。

意見聴取した結果、調査の必要がないと認められた場合には、その旨を原則として文書により税理士等に通知することとしている。

他方、調査の必要があると認められた場合においても、納税者への調査通知を行う前に、税理士等に意見聴取の結果と「調査へ移行する」旨の口頭（電話）連絡を行うこととしている。

当該制度は税理士の立場を尊重し、税務執行の円滑化・簡素化に寄与し、納税者全体のコンプライアンスの維持・向上に資するものであるとの観点から、税理士会等との協議を積極的に行うなどして、その普及・定着に努めている。

なお、令和5年度の税目別の当該書面の添付割合（税理士の関与がある申告件数のうち、当該書面の添付のあったものの件数の割合）は、所得税が1.5%、相続税が24.3%、法人税が10.0%となっている。

表30 税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合（所得税・相続税・法人税）

	令和4年度	令和5年度
所得税	1.5 %	1.5 %
相続税	23.4	24.3
法人税	10.0	10.0

- (注) 1 「所得税」は、翌年3月末までに提出された申告書を対象としている。
2 「相続税」は、その年の10月末までに提出のあったその前年の相続に係る申告書（修正申告書を除く。）を対象としている。
3 「法人税」は、4月決算から翌年3月決算法人について、翌年7月末までに申告書の提出があったものを対象としている。

第12章 法人番号制度

1 概要

法人番号は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号)に基づき、一法人に一つ指定される 13 桁の番号であり、法人を一意に識別することを可能とするものである。

法人番号制度は、平成 27 年 10 月に導入され、国税庁が法人番号の指定・公表・通知を実施している。

2 法人番号の指定・公表・通知

(1) 法人番号の指定

法人番号は、①国の機関、②地方公共団体、③設立登記法人(株式会社、合同会社等)、④これら以外の法人又は人格のない社団等のうち、給与支払事務所等の開設届出書等を提出することとされている者、⑤①～④以外の法人又は人格のない社団等のうち、一定の要件に該当する者で国税庁長官に届け出た者に対して、指定している(以下この章において①～⑤を合わせて「法人等」という。)

令和 6 年 6 月末現在、法人番号の指定件数は、約 558 万件となっている。

(2) 法人番号の公表

法人番号を指定した法人等の基本 3 情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号)は、国税庁法人番号公表サイト(以下「法人番号公表サイト」という。)において、公表(人格のない社団等の情報は、同意した場合のみ)している。法人等から英語表記の登録申請があった場合は、併せてその名称・所在地の英語表記も公表している。

法人番号公表サイトでは、法人等の基本 3 情報の検索・閲覧ができるほか、利用者が法人番号等の情報を利活用しやすいよう、データダウンロード機能や Web-API 機能を提供している。

(注) Web-API 機能とは、利用者が構築しているシステムからインターネットを経由して、簡単なリクエストを送信することで、指定した条件に合致する情報を取得するためのシステム間連携インタフェースをいう。

(3) 法人番号の通知

法人番号を指定した法人等に対して、「法人番号指定通知書」により法人番号を通知している。

また、デジタル庁が運用する、法人設立時の各種手続をオンラインで完結できる「法人設立ワンストップサービス」を利用した法人に対しては、同サービス上においてオンラインで通知している。

3 法人番号の利活用

法人番号は、法人等を一意に識別することを可能とするものであることから、行政機関が管理している情報に法人番号を追加することにより、組織内の情報管理の効率化が図られ、また、行政機関間での法人番号を活用した情報連携が進めば、行政手続における添付書類の削減といった企業等の利便性向上を図ることができる。更に、マイナンバー（個人番号）と異なり利用範囲に制限がないため、例えば、営業等のための新規設立法人の把握など、民間での利活用が促進されることによって、新たな価値の創出も期待される。

国税庁では、令和5年7月以降、利用者の視点に立って法人番号公表サイトのデザインや記載内容を見直し、より平易で親切的な表現に修正するなど、その利便性向上に努めている。

第 3 部

税務行政の組織等

第1章 組織及び管理

第1節 機構及び定員

1 機構

(1) 概要

国税庁は、内国税（国税のうち関税、とん税及び特別とん税を除いたもの。）の賦課徴収のために、財務省の外局として設けられているものである。その組織としては、中央に国税庁本庁が置かれ、地方支分部局として全国に11の国税局及び沖縄国税事務所並びに524の税務署が設置されている。

国税庁本庁は、長官官房並びに課税部、徴収部及び調査査察部の3部からなり、税務行政を執行するための企画・立案を行い、これを各国税局・沖縄国税事務所に指示し、各国税局・沖縄国税事務所や税務署の事務の指導監督に当たるとともに税務行政の中央官庁として、各省庁その他関係機関との総合調整を行っている。

国税局は、原則として総務部、課税部、徴収部及び調査査察部の4部からなり、税務署の賦課徴収事務の指導監督に当たるとともに、自らも大規模法人、大口滞納者、大口脱税者等の賦課徴収事務を行っている。

なお、沖縄国税事務所の機構及び事務は、国税局とほぼ同様である。

税務署は、税務行政の執行の第一線として、それぞれの管轄区域において内国税の賦課徴収事務を行っている。税務署の機構は、その規模により異なるが、総務課、管理運営部門、徴収部門、個人課税部門、資産課税部門及び法人課税部門の1課5部門制が一般的である。

また、国税庁の施設等機関として税務職員に研修等を行う税務大学校が設置されているほか、特別の機関として納税者の審査請求に対して裁決を行う国税不服審判所が設置されている。

さらに、審議会等として、国税庁に国税審議会があり、国税審議会には、国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行うなどの場合において、国税庁長官と国税不服審判所長が意見を求めた事項の審議を行う国税審査分科会、税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分などについての審議を行う税理士分科会並びに酒類の表示基準の判定などの審議を行う酒類分科会を置いている。

おって、各国税局・沖縄国税事務所には、相続税等に係る土地の価額に関して調査審議する土地評価審議会がある。

(2) 令和5年度における主な機構改正

イ 税務行政のデジタル化への対応

近年のデジタル化による業務改革や高度なデータ分析による調査・徴収事務の効率化・高度化を進めていくため、システム部署の強化を図るとともに、デジタル化の推進を組織

的に進める観点から、東京国税局に情報システム部を新設した。

ロ 新たな国際課税ルールへの対応

国税庁として、新たな国際課税ルールに対応するため、国際的な議論に参画し、制度執行のための各国共通のガイドラインの策定を進めるとともに、国内の事務運営の在り方などに係る検討を行う必要がある。制度導入後は、具体的な多国籍企業の課税額の配分について、個別に多国間協議を行う必要があることから、これらの新たな国際課税ルールに係る事務運営等を検討し、適切な制度運営を推進していく体制を確保するため、国税庁長官官房国際業務課に課長補佐 2 人、国税庁調査査察部調査課に課長補佐 1 人を増設した。

ハ 消費税不正還付や国際的な租税回避等への対応

消費税不正還付事案に係る処理困難事案を集中的に行うことでノウハウを蓄積し効率的に処理していく体制を確保するため、東京国税局徴収部に特別国税徴収官 1 人を増設した。

また、経済社会の国際化に伴う国際的な徴収回避事案の増加に適正に対応するために、大阪国税局徴収部特別国税徴収官に国際税務専門官 1 人を増設した他、国際課税分野における国税局間の調査支援を事案選定等から行うとともに、調査支援件数を増加させるため、東京国税局及び大阪国税局調査第一部国際調査課に国際税務専門官各 1 人を増設した。

その他、審理課又は審理官が設置されていない沖縄国税事務所に、審理面の司令塔として、税目横断的な調査支援や不服申立事務に対応するため、審理官 1 人を新設した。

ニ 日本産酒類の振興への対応

日本産酒類振興のための輸出拡大を推進していくため、将来的に輸出促進に取り組む可能性のある事業者の育成等を図り、国税庁として輸出促進等の施策に係る補助金業務等を通じて積極的に取り組んでいく必要があることから、仙台国税局及び名古屋国税局課税第二部酒類業調整官に酒類業振興専門官各 1 人を増設した。

ホ 業務センター室拡充への対応

令和 3 年度に、税務署における内部事務を集約処理することを目的として各国税局・沖縄国税事務所に設置した業務センター室において、令和 5 年度に対象となる税務署を拡大したことに伴い、適正な事務処理の確保や管理体制の強化を図る観点から、各国税局総務部に統括国税管理官及び主任国税管理官を増設した。

ヘ その他

資料情報業務を通じて、局内の調査事務運営や施策に関与し、組織的・戦略的な運営を実現するとともに、資料情報分析機能を充実させることで、組織全体の調査パフォーマンスの向上を図るため、大阪国税局課税第一部に資料総括課を増設した。

2 定員

(1) 概要

令和 5 年度における国税庁職員の定員は、5 万 5,985 人である。組織別では、各国税局・沖縄国税事務所及び税務署に全体の 96.6%に当たる 5 万 4,093 人が配置され、国税庁本庁 1,100

人（構成比2.0％）、税務大学校328人（同0.6％）、国税不服審判所464人（同0.8％）となっている。

職員の事務別配置状況については、全職員の61.6％が所得税、法人税、消費税等の賦課事務に、16.1％が国税債権の管理・徴収事務に、5.9％が業務センター室で集約処理をしている内部事務に従事し、残り16.4％は総務事務等に従事している。

(2) 令和5年度における定員の増減

令和5年度予算においては、消費税不正還付や国際的な租税回避等への対応、インボイス制度の円滑な導入への対応等のため、1,178人の定員増が認められた。一方で「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）等に基づく定員合理化数等が△1,141人であることから、国税庁の定員は、37人の純増となった。

表31

機構改正主要事項一覧表

（令和5年7月改正分）

区 分	機 構 名	設置数	備 考
国 税 庁	課 長 補 佐	3	長官官房国際業務課 調査査察部調査課
国 税 局	統 括 国 税 管 理 官	16	総務部（東京6、金沢、名古屋2、大阪4、広島、高松、福岡）
	主 任 国 税 管 理 官	164	総務部（札幌2、仙台4、東京66、金沢8、名古屋21、大阪42、広島8、高松6、福岡6、沖縄）
	情 報 シ ス テ ム 部	1	（東京）
	資 料 総 括 課	1	課税第一部（大阪）
	酒 類 業 振 興 専 門 官	2	課税第二部酒類業調整官（仙台、名古屋）
	特 別 国 税 徴 収 官	1	徴収部（東京）
	国 際 税 務 専 門 官	3	徴収部特別国税徴収官（大阪） 調査第一部国際調査課（東京、大阪）
	審 理 官	1	（沖縄）

第2節 任用及び採用試験

1 任用

令和5年7月の定期異動に当たっては、適材を適所に配置し、行政組織の効率を最大限に発揮させるという基本方針の下で、職員個々の身上等にも配意の上実施した。

なお、定期異動数は、次のとおりである。

指定官職 2,896人

その他の職員 20,071人

おって、その他の職員の各国税局・沖縄国税事務所の異動数は、次のとおりである。

札幌国税局 829人

仙台国税局 1,086人

関東信越国税局 2,256人

東京国税局 6,409人

金沢国税局 564人

名古屋国税局 2,223人

大阪国税局 2,922人

広島国税局 1,201人

高松国税局 586人

福岡国税局 1,029人

熊本国税局 714人

沖縄国税事務所 252人

合 計 20,071人

2 採用試験

(1) 総合職試験

2023年度国家公務員採用総合職試験合格者等に対して面接を実施し、令和6年4月1日付で14人（内女性7人）を採用した。

なお、試験区分別採用者数は、次のとおりである。

院卒（行政） 2人

院卒（化学・生物・薬学） 2人

院卒（農業科学・水産） 1人

院卒（工学） 1人

大卒（法律） 1人

大卒（経済） 3人

大卒（政治・国際） 1人

大卒（教養） 1人

大卒（農業科学・水産） 2人

合 計 14人

(2) 国税専門官採用試験

2023年度国税専門官採用試験は、第1次試験が令和5年6月4日に、第2次試験が令和5年6月30日から7月14日のうち指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者の中から令和6年4月1日付で945人（内女性295人）を採用した。

なお、令和５年度から新試験区分である国税専門Ｂ（理工・デジタル系）を創設した。
おって、試験の実施状況等は、次のとおりである。

受験申込者数	14,093人	(475人)
１次合格者数	5,729人	(218人)
最終合格者数	3,274人	(147人)
採用者数	945人	(81人)
国税局別採用者数		
札幌国税局	30人	(3人)
仙台国税局	39人	(7人)
関東信越国税局	72人	(10人)
東京国税局	334人	(21人)
金沢国税局	22人	(2人)
名古屋国税局	98人	(8人)
大阪国税局	176人	(10人)
広島国税局	48人	(7人)
高松国税局	23人	(2人)
福岡国税局	61人	(6人)
熊本国税局	31人	(2人)
沖縄国税事務所	11人	(3人)

※（ ）内は、国税専門Ｂ（理工・デジタル系）区分での人数を内書きで示す。

(3) 税務職員採用試験

2023年度税務職員採用試験は、第１次試験が令和５年９月３日に、第２次試験が令和５年１０月１１日から１０月２０日のうち指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者の中から令和６年４月１日付で713人（内女性295人）を採用した。

なお、試験の実施状況等は、次のとおりである。

受験申込者数	4,952人
１次合格者数	2,403人
最終合格者数	1,367人
採用者数	713人
国税局別採用者数	
札幌国税局	24人
仙台国税局	47人
関東信越国税局	103人
東京国税局	177人
金沢国税局	15人
名古屋国税局	69人

大阪国税局	117人
広島国税局	41人
高松国税局	26人
福岡国税局	38人
熊本国税局	50人
沖縄国税事務所	6人

(4) 国税庁経験者採用試験（国税調査官級）

職員の年齢構成の変化等への対応策の一つとして、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者を対象にした2023年度国税庁経験者採用試験（国税調査官級）を実施した。

国税庁経験者採用試験（国税調査官級）は、第1次試験が令和5年10月1日に、第2次試験が令和5年11月3日、4日、5日、11日又は12日のうち指定する日に、第3次試験が令和5年12月2日又は3日のうち指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者の中から令和6年4月1日付で54人（内女性12人）を採用した。

(5) 障害者選考試験

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」において、人事院が能力実証等の一部を統一的に行う障害者を対象とした選考試験を平成30年度より導入することとされた。

なお、2023年度障害者選考試験は、実施されなかった。

(6) 障害者を対象とした選考試験（ステップアップ制度）

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」及び平成30年12月21日付閣人第887号・人企－1426「障害者を対象としたステップアップの枠組みについて」（通知）を踏まえ、令和5年度障害者を対象とした選考試験（ステップアップ制度）は、第1次選考が令和6年1月13日に、第2次選考が令和6年2月8日、9日、13日又は14日のうち指定する日にそれぞれ実施され、令和6年4月1日付で6人（内女性5人）を採用した。

(7) 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）

「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019（令和元年12月23日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）」に基づき、2023年度国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）は、第1次選考が令和5年10月29日に、第2次選考が令和5年12月6日から12月11日のうち指定する日にそれぞれ実施され、令和6年4月1日付で13人（内女性2人）を採用した。

第3節 給与及び福利厚生

1 給与

(1) 人事院勧告及び給与法改正

人事院は、令和5年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職職員の給与の改定に関する勧告を行った。本年の勧告では、民間給与との均衡を図る観点から、初任給及び若年層を中心とした俸給月額の上上げ、期末手当及び勤勉手当の上上げ並びに在宅勤務等手当の新設等が報告された。

その後、令和5年10月20日の閣議で、勧告どおり給与改定を行うことが決定され、令和5年11月24日に給与法が公布された（在宅勤務等手当（令和6年4月1日実施）以外は令和5年4月1日から実施）。

(2) 級別定数

職員構成及び職務の実態を踏まえ、関係当局に対し給与等の改善を要望するなど、職員の処遇の維持・改善に努めた。

なお、令和5年度における級別定数（税務職）は表32のとおりである。

表 32

級別定数（税務職）

級	予算定員（人）
10級	3
9級	129
8級	566
7級	1,691
6級	12,205
5級	13,333
4級	8,654
3級	5,906
2級	5,448
1級	6,635
計	54,570

2 福利厚生

明るく健康で能率的な職場づくりを目指して、職員の健康を保持増進するための福利厚生施策を推進し、共済組合事業を適切に運営した。

(1) 福利厚生施策

イ 職員の健康の保持増進を図るため、各種健康診断及びその結果に基づく保健指導を実施

し、生活習慣病対策の充実を図った。

ロ 心の健康づくりについては、①専門医等による相談体制や職場復帰支援体制の整備、②知識の普及と正しい理解のための健康教育等の計画的な実施、③ストレスチェックの円滑な実施を通じて、その充実に努めた。

ハ 職員の在職中から退職後にわたる人生をより充実したものとするため、必要な情報提供を行い、職員自らが生活設計を行うことを支援した。

(2) 共済組合事業

共済組合では、組合員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の向上のため、短期給付事業のほか、医療、貸付、各種保険の取扱い等の福祉事業を行った。

3 公務員宿舎

職員の職務の能率的な遂行を確保するため、必要な宿舎について、適切な貸与を行った。

第4節 国税庁特定事業主行動計画

1 概要

平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」の基本理念の趣旨に基づき、子育てと仕事の両立の推進という視点に立った職場環境を整備するため、平成17年4月に「国税庁特定事業主行動計画」を策定した。

令和3年1月には、政府全体の取組指針である「国家公務員の女性活躍とワークライフバランスの推進のための取組指針」の一部改正や、「財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」の改正を踏まえ、令和3年4月1日から令和8年3月31日までを計画期間とする「第IV期安心子育て応援プラン」を策定・公表し、実施している。

2 具体的な両立支援に対する主な取組

両立支援に対する取組（①両立支援制度の周知徹底、働き方等の意識改革、②各種相談体制の充実、③人事上の配慮等、④男性職員の家庭生活への関わり推進、⑤事務計画・事務分担の見直し等、⑥休暇制度等に関する関係機関への働き掛け、⑦研修参加の際の配慮、⑧超過勤務の縮減、⑨年次休暇の取得促進、⑩保育施設等に関する情報提供等、⑪テレワークの拡大・推進、⑫サテライトオフィスの整備等、⑬人事評価への反映、⑭ワークライフバランス推進に資する取組等の表彰）を実施し、性別や年代、時間等制約の有無にかかわらず全ての職員が活躍できるようワークライフバランスを確保し、職員が気兼ねなく両立支援制度を利用できる職場環境の醸成に努めている。

第5節 規律

1 服務

職員の服務に関しては、服務規律に対する職員の自覚を高め、綱紀の保持に努めるとともに、非行者に対しては厳正に対処している。

また、非行を行った職員はもとより、指導監督が不十分であったため非行を未然に防止できなかった監督者に対しても厳正に対処しており、令和5年中は46人（前年32人）に対して懲戒処分を行った。

2 監察

職員の非行の未然防止、早期発見及び的確な処理により、綱紀を厳正に保持し、もって公正な税務行政の運営に資するため、次の事項に重点を置いて監察事務を実施した。

(1) 組織的な非行予防体制の確立

非行の根絶に向け、監察官及び国税局・税務署の幹部が講師となって重疊的に予防講話を実施したほか、監察官による巡察の際には、監察官が幹部職員に対し、部下職員に対する指導・監督や風通しの良い職場環境の醸成の重要性を認識させ、的確な身上把握や事務管理の徹底について指導するとともに、幅広く職員の動向を把握するなど、国税庁及び国税局・税務署が一体となった組織的な非行予防体制の確立に努めた。

(2) 非行の早期発見のための資料情報収集

資料情報の収集は、非行の早期発見のみならず、非行の未然防止にも重要であることから、あらゆる機会を通じ、効果的な資料情報の収集に努めた。

(3) 非行事案の厳正・迅速な処理

非行事案の真相解明に当たっては、厳正かつ迅速な事務処理に努めた。

第6節 事務の管理・企画

1 行政サービスのデジタル化の推進

我が国の行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報化の急速な進展に伴い、事務が複雑・困難化するなど、大きく変化しており、行政サービスの充実のためにデジタル及びデータの一層の活用が重要となっている。

こうした状況の下、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進め、国、地方公共団体、民間をはじめとする社会全体のデジタル化について関係者が一丸となって推進すべき取組を示した政府方針である「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が令和5年6月に閣議決定された。

国税庁では、政府方針等に沿って、システム改革及び納税者利便の向上策や業務効率化に向

けた取組を実施している。

(1) 国税総合管理（KSK）システム

KSKシステムは、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入した基幹システムである。

国税庁においては、デジタルの活用による「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化」及び「事業者のデジタル化促進」を目指していくこととしており、これを支えるインフラとして、令和8（2026）年度の本格導入に向けて、次世代システム（KSK2）の開発を進めている。

(2) e-Tax（国税電子申告・納税システム）の運用

e-Taxは、国税に関する申告、申請・届出等及び納税の手続について、インターネットを利用して電子的に行うことができるシステムである。

国税庁は、政府全体のデジタル社会の実現に向けた取組の一環として、納税者の利便性向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxの全国での運用を平成16年6月に開始した。

e-Taxの利用状況は年々拡大しており、更なる利用拡大に向けて、納税者の声を踏まえ、システムの改善等を図っている。令和6年5月には、これまで複数存在していたe-Taxの入口を1つに整理するとともに、スマートフォン、タブレット、パソコンのいずれからも同一のメニューを利用できるよう、UI/UXの改善を行った。

また、e-Taxの利用拡大は、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションを実現する上で不可欠である。そのため、e-Taxのより一層の利用拡大に向けて具体的な中期目標を定めるとともに、関係民間団体等を通じてe-Taxの利用勧奨を実施するなど、官民が連携し、計画的な取組を行っている。

e-Taxの利用状況については、表33のとおりである。

表33 e-Taxの利用状況

手 続	オンライン利用率（％）		オンライン利用件数（千件）	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
法 人 税 申 告	84.9	86.2	2,583	2,675
所 得 税 申 告	65.7	69.3	16,917	18,394
相 続 税 申 告	29.5	37.1	61	85
国 税 納 付 手 続	35.9	39.0	17,412	19,302

（注）新型コロナウイルス感染症への対応により、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請できるようにしたこと（令和3年分）に伴い、令和4年度においては令和4年5月3日から令和5年3月31日まで集計。

(3) システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっており、そのシステムに障害が発生した場合、国民に多大な影響を与えると同時に、税務行政に対する信頼を損なうことになりかねないことから、機器を定期的に更新する等、システムの安定的な運用を図っている。また、

情報セキュリティの観点からは、国税庁が保有・蓄積する大量の納税者情報の漏えい等を防止するため、業務用パソコンをインターネットから物理的に分離しているほか、情報セキュリティに関する監査や研修を定期的実施するなどの取組を進めている。

2 提案制度

(1) 概要

提案制度は、職員それぞれによる日常の職務及び職場の改善を通じて、税務行政に対する国民の理解と信頼が得られるよう、行政文書、電子データ、個人情報等の厳正な管理及び職務を遂行するに当たっての法令遵守の徹底など適正な事務の管理を図ることのほか、職員の職務への積極的な参加意識の醸成、職員の能力向上及び事務の効率化を図り、より効率的な税務行政を推進するとともに、納税者利便の向上及び職員の働きやすい職場環境の整備を図ることを目的として設けられている。

本制度は、昭和25年に「献策制度」として発足し、昭和38年には、「提案制度」と改称するとともに、提案方法、審査方法及び報賞規定を改定している。その後数次の改正を経ながら、税務行政の効率的運営を図る施策の一つとして定着しているところである。

(2) 提案の応募・入賞の状況

令和5年度に各国税局・沖縄国税事務所等が受理した提案件数は、6,792件であった。

応募された提案のうち、178件が国税庁に進達され、国税庁長官の諮問により、提案審査委員会（委員長 国税庁次長）が審査を行い、91件の入賞提案を決定した（優秀1件、佳作10件、有効80件）。

なお、提案審査委員会は、提案を実施した場合に期待できる効果、努力・研究の程度などを総合的に審査し、入賞提案を決定している。

また、令和元年度からは、提案制度がより活性化されるよう、これまでの優秀・佳作に加え、国税庁に進達された提案のうち、国税庁において報賞すべきと認められたものについて、有効提案として報賞することとした。

（注）付表第50表「提案受理件数及び国税庁入賞件数」参照。

第7節 会計

1 予算

(1) 概要

「令和5年度予算編成の基本方針」（令和4年12月2日閣議決定）に基づき、国税庁関係予算については、経済取引の複雑化・国際化、ICT化の進展など、税務行政を取り巻く環境の変化に適切に対応し、適正・公平な賦課及び徴収を実現するために必要な経費が措置された。

なお、「デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」及び「各府省システム」に係る予算については、政府情報システム関連予算としてデジタル庁に一括計上されている。

予算の執行に当たっては、次の事項に重点を置いた事務の運営を行い経費の効率的な使用に努めた。

- ・ 事務の合理化・効率化の推進
- ・ 納税者利便向上
- ・ 国際化への対応
- ・ 職場環境の改善
- ・ 税制改正への対応
- ・ 社会保障・税番号制度への対応
- ・ 酒類業の振興

(2) 予算の執行状況

イ 予算

国税庁関係の令和5年度一般会計当初予算の総額は、6,416億5,171万円であったが、前年度予算の繰越額、予算の移替え及び第1次補正予算の増減額により、予算現額では、7,613億1,073万円となった。

ロ 決算

令和5年度の執行状況は、表34のとおりである。

表34 予算の執行状況

【一般会計】

項	区 分	当 初 歳 出 予 算 額	繰 越 額	補 正 増 △ 減 額	予 算 移 替 増 △ 減 額	流 用 等 増 △ 減 額	予 算 現 額	支 出 歳 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
(組織) 国 税 庁										
(項) 国 税 庁 共 通 費		572,387	0	△118	0	(±1,368)	572,269	560,846	1,612	9,811
(項) 税 務 業 務 費		60,872	1,413	4,054	0	0	66,339	62,029	1,618	2,692
(項) 国 税 庁 施 設 費		2,818	915	0	0	0	3,734	3,224	215	295
(項) 国 税 不 服 審 判 所		4,606	0	87	0	0	4,693	4,523	0	170
(項) 独立行政法人酒類総合研究所運営費		969	0	221	0	0	1,190	1,190	0	0
(項) 独立行政法人酒類総合研究所施設整備費		0	103	130	0	0	233	103	130	0
(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費		0	4,146	0	108,707	0	112,853	86,532	26,039	282
計		641,652	6,578	4,375	108,707	(±1,368)	761,311	718,447	29,614	13,250

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

ハ 徴税コスト

国税庁扱いの租税及び印紙収入100円当たりの徴税コストは、表35のとおりである。

表35 徴税コスト

区 分	令和4年度	令和5年度
決 算	円 1.07	円 1.06

2 営繕

庁舎については、老朽化に伴う受変電設備の更新や外壁改修等を実施し、安全対策を行ったほか、空調設備改修等を実施し、執務環境の改善を図った。

宿舎については、外壁改修等を実施し、安全対策を行ったほか、トイレ等の改修を実施し、職員の生活環境の改善を図った。

第2章 特別の機関等

第1節 国税不服審判所

1 概要

(1) 組織と機構

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対して裁決を行う機関であり、昭和45年5月に国税の賦課徴収に当たる処分庁（国税局、税務署等）から分離された国税庁の附属機関（現在は「特別の機関」）として設置された。

本部は東京に置かれ、全国の主要都市に12の支部と7の支所が置かれている。

審査請求事件の調査・審理の中心となる国税審判官には、弁護士、税理士、公認会計士、裁判官又は検察官の職にあった者、税務に従事した経験豊富で適性を有する職員等を任用している。これは、国税審判官には、税務に関する専門的な知識及び事実関係の調査能力とともに法律的な素養が必要であることを考慮したものである。

(2) 審査請求の手続

審査請求書が提出された後、審査請求事件の調査・審理を行う担当審判官（1名）及び参加審判官（2名以上）で構成される合議体が編成される。合議体は、審査請求人の正当な権利利益救済の観点から、当事者の主張を十分聴取するなど、充実した合議の下、適正・迅速に調査・審理を行った上で議決し、この議決に基づいて国税不服審判所長が裁決を行う。

(3) 事務運営

国税不服審判所は、税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正・迅速な事件処理を通じて納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命としている。これらを達成するため、次に掲げる事項を事務運営の基本方針としている。

イ 争点主義的運営

ロ 合議の充実

ハ 納得の得られる裁決書の作成

2 審査請求の状況

令和5年度における審査請求事件の請求件数は3,917件で、前年度（3,034件）に比べて883件（29.1%）増加している（表36参照）。

また、税目別の構成割合をみると、申告所得税等（復興特別所得税を含む。）事件が24.6%、源泉所得税等（復興特別所得税を含む。）事件が1.4%、法人税等（地方法人税及び復興特別法人税を含む。）事件が17.2%、相続税・贈与税事件が3.0%、消費税等（地方消費税を含む。）事件が48.1%、徴収関係事件が5.5%、その他の税目の事件が0.3%となっている。

表36 審査請求の状況

区 分	令和 4 年度		令和 5 年度	
	請求件数	構成割合	請求件数	構成割合
申告等 所得税等	829	27.3	965	24.6
源泉等 所得税等	46	1.5	53	1.4
法人税等	550	18.1	672	17.2
相続・ 贈与税	111	3.7	119	3.0
消費税等	1,235	40.7	1,883	48.1
徴収関係	209	6.9	214	5.5
その他	54	1.8	11	0.3
合 計	3,034	100.0	3,917	100.0

(注) 国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。
また、各区分の構成割合は四捨五入により算出しているため、それらの和は合計と一致しないことがある。

3 審査請求の処理状況

令和 5 年度において処理した件数は、2,873件で、前年度（3,159件）に比べて286件（9.1%）減少している（表37参照）。

また、処理態様別の構成割合をみると、却下（審査請求期間の徒過等、審査請求の形式的な要件が適法でないもの）が10.4%（前年度12.2%）、棄却（納税者の主張が認められなかったもの）が66.5%（前年度71.6%）である。

一方、全部認容及び一部認容（納税者の主張が全部認められたもの及び一部認められたもの）は9.7%（前年度7.1%）であり、また、審査請求人が請求を取り下げたものが13.4%（前年度9.1%）となっている。

なお、令和 5 年度末の未済件数は3,340件であり、前年度末の未済件数（2,296件）に比べて1,044件（45.5%）増加している。

表37 審査請求の処理状況

区 分	令和4年度		令和5年度	
	処理件数	構成割合	処理件数	構成割合
取 下 げ	件 286	% 9.1	件 386	% 13.4
却 下	385	12.2	298	10.4
棄 却	2,263	71.6	1,910	66.5
全部認容及び 一部認容	225	7.1	279	9.7
変 更	—	—	—	—
合 計	3,159	100.0	2,873	100.0

(注) 国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。

4 国税不服審判所長を行政庁とする訴訟

裁決の取消しのみを求める訴訟は、令和5年度当初の係属件数が0件であったところ、当年度中は新たに5件が提起され、1件が終結（取下げ1件）したため、年度末の係属件数は4件である。

また、課税処分等の取消し等を求める訴訟に併せて裁決の取消しを求める訴訟は、令和5年度当初の係属件数が5件であったところ、当年度中に新たに2件が提起され、うち1件が終結（国側勝訴1件）したため、年度末において6件が係属している。

なお、損害賠償を求めるものなど、裁決の取消しを求める訴訟以外の訴訟は、令和5年度当初の係属件数が0件であったところ、当年度中に新たに1件が提起され、終結はなく、年度末の係属件数は1件である。

第2節 税務大学校

1 概要

税務大学校は、国税庁の所掌事務に従事するために必要な研修を行う機関であり、本校のほか、全国12か所に地方研修所が置かれている。

税務大学校における研修は、高等学校あるいは大学等を卒業した新規採用者を納税者から信頼される税務職員として育成するとともに、現に第一線で働いている職員に対し、税務行政を取り巻く環境の変化に即応し得るよう、必要な研修を長期研修、短期研修、通信研修等に区分し実施している。

2 長期研修

長期研修は、職員の資質、能力の向上に重点を置いて、長期間にわたり実施する研修である。

(1) 新規採用者を対象とする研修

イ 普通科

普通科は、税務職員採用試験、障害者を対象とした選考試験及び国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）による新規採用者に対して採用直後から1年間、原則、全寮制により実施する研修であり、令和6年度4月から5か所の地方研修所において行っている。

普通科の研修目的は、社会人としての良識及び公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項を習得させることにある。

普通科の教育課程は、①基礎的な税法知識・会計知識の習得のための税法科目及び会計科目、職場配置後の実務に必要な実務的・実践的な知識及び技能の習得のための実務科目等を中心とした専門科目と、②基礎的な法律・経済知識の習得のための法律・経済科目等の一般科目に重点を置いて編成している。

令和5年度においては、普通科第83期生797人が修了した。

ロ 専門官基礎研修

専門官基礎研修は、国税専門官採用試験による新規採用者等に対して実施する研修であり、4月から3か月間行っている。

専門官基礎研修の研修目的は、社会人としての良識及び公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項を習得させることにある。

専門官基礎研修の教育課程は、所得税法、法人税法等の税法科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

令和5年度においては、専門官基礎研修第53期生1,193人が修了した。

ハ 社会人基礎研修

社会人基礎研修は、経験者採用試験による新規採用者に対して実施する研修であり、4月から3か月間行っている。

社会人基礎研修の研修目的は、公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項並びに調査、徴収事務に関する基礎的知識及び技能を習得させることにある。

社会人基礎研修の教育課程は、所得税法、法人税法等の税法科目、実務において優先度・重要度の高い項目を習得させる実務科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

令和5年度においては、社会人基礎研修第7期生46人が修了した。

(2) その他の研修

イ 中等科

中等科は、普通科卒業後3年間の実務経験を経た者等に対して実施する研修であり、4月から3か月間行っている。

中等科の研修目的は、調査・徴収事務に必要な知識、技能を習得させることにある。

中等科の教育課程は、税法科目に重点を置いて編成している。

令和５年度においては、中等科第９期生694人が修了した。

ロ 専攻税法研修

専攻税法研修は、国税専門官採用試験により採用され、その年の専門官基礎研修を修了した者等に対して実施する研修であり、７月から２か月間行っている。

専攻税法研修の研修目的は、調査、徴収事務に関する基本的知識及び技能を習得させることにある。

専攻税法研修の教育課程は、税法科目及び実務科目に重点を置いて編成している。

令和５年度においては、専攻税法研修第14期生1,189人が修了した。

ハ 本科

本科は、原則として税務職員に採用されてから５年以上を経過した者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、７月から１年間行っている。

本科の研修目的は、真に専門官職にふさわしい知識、技能を習得させるとともに、税務の中核として活躍できるよう広い視野、高い識見、的確な判断力等を身に付けさせることにあり、個人課税班、資産課税班、法人課税班、管理運営班及び徴収班の各専攻班に分かれて実施している。

本科の教育課程は、討議を主体とした税法科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

令和５年度においては、個人課税班90人、資産課税班37人、法人課税班156人、管理運営班12人、徴収班39人、計334人が本科第59期生として修了した。

ニ 専科

専科は、専門官基礎研修修了後３年間の実務経験を経た者等に対して実施する研修であり、８月から７か月間行っている。

専科の研修目的は、専門官職として必要な知識、技能を習得させるとともに、それにふさわしい広い視野、高い識見、的確な判断力等を身に付けさせることにあり、個人課税班、資産課税班、法人課税班及び徴収班の各専攻班に分かれて実施している。

専科の教育課程は、討議を主体とした税法科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

令和５年度においては、専科第50期生970人が修了した。

ホ 国際科

国際科は、国際租税セミナー基礎コース（平成24年度に廃止）又は通信研修国際課税Ⅱ修了後の経験年数が２年以上の者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、８月から５か月間行っている。

国際科の研修目的は、国際課税の重要かつ高度な職務に必要な知識を習得させることにある。

国際科の教育課程は、国際課税制度、海外取引調査法、国際課税の執行及び国際取引実

務に関する高度な専門的知識の習得に重点を置いて編成している。

令和５年度においては、国際科第44期生98人が修了した。

ヘ 専攻科

専攻科は、通信研修審理Ⅱ修了後の経験年数が２年以上の者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、８月から４か月間行っている。

専攻科の研修目的は、審理等の重要かつ高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

専攻科の教育課程は、①実践的な税法解釈・適用能力及び審理の局面における諸課題への対応策や施策等の企画立案能力の養成並びに審理機能・争訟対応機能に関する実務能力の向上、②先端的経済取引等の税法周辺の実務知識の習得に重点を置いて編成している。

令和５年度においては、専攻科第16期生100人が修了した。

ト 研究科

研究科は、本科又は専科の修了者等の中から研究員として選定された者に対して実施する研修であり、４月から１年３か月間（実証研究は２年３か月間）行っている。

研究科の研修目的は、研究活動を通じ、税務又はデータ分析に関する高度な専門的理論を習得させることにある。

研究科の教育課程は、研究員にそれぞれ税務若しくはデータ分析に関する理論又は税務行政上の諸問題の中から選定した課題を研究させ、大学教授、本校教授等の指導の下に、その研究成果を論文にまとめさせることにより、より高度な専門的理論を習得させるよう編成している。

また、その研究活動に資するため、聴講生として、東京大学、一橋大学及び神戸大学大学院に、並びに博士前期（修士）課程受講者として、理論研究では東京大学大学院、一橋大学大学院、早稲田大学大学院、大阪大学大学院及び名古屋大学大学院に、実証研究では滋賀大学大学院及び立教大学大学院に研究員を派遣した。

令和５年度においては、研究科第58期生２人及び第59期生26人が修了した。

チ 評価特別研修

評価特別研修は、資産課税事務又は徴収事務を担当する者のうち、部内経験年数が９年以上（国税専門官採用試験採用者は５年以上）の者の中から選定された者に対して実施する研修であり、８月から５か月間行っている。

評価特別研修の研修目的は、不動産その他財産の評価の高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

評価特別研修の教育課程は、不動産その他財産の評価手法に関する専門的知識及び評価に必要な法令等の習得に重点を置いて編成している。

令和５年度においては、評価特別研修第10期生21人が修了した。

リ 酒税行政研修

酒税行政研修は、酒税行政事務を担当する者のうち、部内経験年数が６年以上、かつ、

酒税行政事務の経験年数が１年以上の者の中から選定された者に対して実施する研修であり、１月から５か月間行っている。

酒税行政研修の研修目的は、酒税行政事務の高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

酒税行政研修の教育課程は、①酒税行政事務に関する専門的知識及び技能等の習得並びに②酒税行政が直面する諸課題について適切な対応策を企画立案できるような実践力の養成に重点を置いて編成している。

令和５年度においては、酒税行政研修第10期生13人が修了した。

ヌ 税務理論研修

税務理論研修は、国家公務員採用総合職試験により採用されて約３年の実務経験を経た者に対して実施する研修であり、４月から３か月間行っている。

税務理論研修の研修目的は、税法等について、幅広くかつ高度な知識を習得させ、税務行政の企画・立案能力の向上を図ることにある。

税務理論研修の教育課程は、①租税法の基礎理論等の習得並びに高度な税法解釈及び適用能力の養成、②危機管理等に関する基本的知識の習得に重点を置いて編成している。

令和５年度においては、税務理論研修第41回生９人が修了した。

ル データ活用研修

データ活用研修は、部内経験年数が５年以上、かつ、情報システム又は内国税の賦課・徴収に関する事務の運営経験年数が１年以上の者の中から選定された者に対して実施する研修であり、４月から３か月間行っている。

データ活用研修の研修目的は、データ活用等の高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

データ活用研修の教育課程は、①データ活用に必要となる基礎的な知識の習得、②データ活用に必要となる基礎的な分析手法に関する知識や技術の習得及び③実務における諸課題について適切な対応策や施策等を企画立案できる実務能力の向上に重点を置いて編成している。

令和５年度においては、データ活用研修第３期生40人が修了した。

３ 短期研修

短期研修は、職場研修と併せた総合的視野に立ち、実務面からの研修ニーズを踏まえ、それぞれの職務の遂行に必要な知識、技能等を効率的に習得させることを目的として、本校及び地方研修所において実施している。

(1) 本校短期研修

本校短期研修は、主として国税局の職員に対して、専門事務を円滑かつ効率的に遂行し、又は税務署の職員を指導していく上で要請される高度な知識及び技能を習得させることを目的として実施している。

令和５年度においては、25コースを計画、実施しており、2,390人が修了した。

(2) 地方短期研修

地方短期研修は、原則として統一された実施方針により、主として税務署の職員に対して、職員の能力、資質の向上を図ることを目的として、審理（特別）研修を実施している。

令和５年度においては、294人が修了した。

4 通信研修

通信研修は、職員の自学自習を助け、自らの研さんによって税務の執行に必要な知識を習得させることを目的として、会計学、税務会計、国際課税Ⅰ・Ⅱ、審理Ⅰ・Ⅱ、実務語学（英語、韓国語及び中国語）を実施している。

令和５年度においては、1,783人が修了した。

表38 税務大学校の研修人員

研修の種類	令和４年度	令和５年度
	人	人
普通科	936	797
専門官基礎研修	1,348	1,193
社会人基礎研修	73	46
中等科	686	694
専攻税法研修	1,334	1,189
本科	340	334
専科	1,051	970
国際科	99	98
専攻科	100	100
研究科	28	28
評価特別研修	25	21
酒税行政研修	13	13
税務理論研修	7	9
データ活用研修	40	40
本校短期研修	2,203	2,390
地方短期研修	544	294
通信研修	1,830	1,783

(注) 研修人員は修了者を示す。

5 その他

税務大学校では、税務に関する学術的な研究や税務データの利活用に係る外部有識者との共同研究等を行っているほか、政府開発援助（ODA）の技術協力の枠組み等の下、開発途上国の税務職員を対象とした研修等を実施している。

なお、租税に関する知識の普及等に寄与することを目的として、「税を考える週間」に合わせ

て、広く一般の方々を対象とした「公開講座」を、平成6年度から実施している。

また、令和4年度の「公開講座」から実施期間中は24時間いつでも受講ができるように、オンデマンドによる配信にするとともに、令和5年度においては、実施期間を令和4年度の7日間から21日間へと大幅に拡大した。

第3節 国税審議会

1 概要

平成13年1月6日の中央省庁等改革に伴い、従来の国税審査会、税理士審査会及び中央酒類審議会が統合され、財務省設置法第21条の規定に基づき国税審議会が設置された。

国税審議会は、20人以内の委員で組織され、その分科会として、国税審査分科会、税理士分科会及び酒類分科会が置かれている。また、税理士分科会には、試験委員及び懲戒等審査委員が置かれている。

なお、国税審議会の庶務は、国税庁長官官房総務課及び人事課並びに課税部酒税課で行っている。

2 所掌事務

国税審議会の所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議（国税通則法第99条）
- (2) 税理士試験の受験資格の認定の審議、試験科目の一部免除の認定の審議、税務職員等にかかる研修の指定・検証、合格の取消し等、税理士試験の執行及び実務補習団体等が実施する税法に関する研修の指定（税理士法第5条、第7条、第8条、第10条、第12条、税理士法施行規則第1条の3、第2条の9）
- (3) 税理士の懲戒処分等の審議（税理士法第47条、第48条、第48条の20）
- (4) 酒税の保全のため、酒類業者に対し命令を発する場合の審議、公正な取引の基準、酒類の製法・品質等の表示の基準又は重要基準を定めようとするときの審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第85条、第86条の8）
- (5) ①酒類業者における酒類の製造（又は輸送）に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示（又は勧告）後、②酒類業者が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合における勧告後、③酒類小売業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告後の命令にあたり意見を述べること（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第17条第5項、第29条第5項、第41条第5項、第116条第4項及び第120条第4項、資源の有効な利用の促進に関する法律第25条第3項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の7第3項）

なお、国税審査分科会は(1)、税理士分科会は(2)及び(3)、酒類分科会は(4)及び(5)の事務を所掌している。

3 委員

委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。

委員のうち、試験委員は税理士試験の問題の作成及び採点を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、また、懲戒等審査委員は税理士に対する懲戒処分の審査を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、審議会の推薦に基づき、財務大臣が任命する。

令和6年6月30日現在の審議会委員は、次のとおりである（敬称略）。

会 長 佐藤 英明

会長代理 土居 丈朗

委 員 秋葉 賢一、石田 千、遠藤 みどり、大倉 治彦、太田 直樹、鹿取 みゆき、
川北 力、川嶋 三恵子、木村 純子、小関 卓也、小林 健彦、立道 昌幸、
手島 麻記子、中川 丈久、中空 麻奈、廣重 美希、藤谷 武史、山口 裕之

4 国税審議会の開催状況

令和5年7月1日から令和6年6月30日までの国税審議会の開催状況は次のとおりである。

国税審議会

令和5年12月5日開催（第26回）

税理士分科会

令和5年11月22日開催（第107回）

令和5年12月14日開催（第108回）

令和6年5月28日開催（第109回）

令和6年5月31日開催（第110回）

5 税理士試験

令和5年度（第73回）税理士試験

令和5年8月8日から8月10日まで実施し、同年11月30日に合格者を発表した。

その結果は、次のとおりである。

受験申込者数 41,256人

受験者数 32,893人

合格者数 600人

一部科目合格者数 6,525人

第4節 土地評価審議会

1 概要

土地評価審議会は、相続税法第26条の2の規定に基づき各国税局・沖縄国税事務所に設置されている。

土地評価審議会は、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員及び土地評価に関する学識経験者等を委員として構成され、相続税、贈与税及び地価税の土地等の評価に関して国税局長・沖縄国税事務所長が意見を求めた事項について調査審議することとされている。

また、国税局長・沖縄国税事務所長は、農業投資価格を決定する場合も、土地評価審議会の意見を聴くこととされている。

2 審議の状況

令和6年分の都道府県における土地の用途別の主要な標準地の路線価等について、令和6年5月に審議された。

〔 付録 〕

1 用語の解説

用語の解説

【青色申告制度】

申告納税制度が適正に機能するためには、納税者の継続的かつ正しい記帳がその基盤になければならない。青色申告制度は、このような基盤を築いていくため、昭和25年に、シャープ勧告に基づく税制の全面的な改革の一環として創設された制度である。

青色申告制度は、事業等を行っている個人又は法人があらかじめ税務署長の承認を受けて、青色申告を行うことができることとし、このような納税者には、帳簿書類を備え付け、一定水準の記帳を継続的に行うとともに、これを保存することが義務付けられる一方、青色申告者及び青色申告法人以外の納税者に比し税制上有利な所得金額の計算や取扱いが認められることを骨子とするもので、我が国の申告納税制度において中心的役割を担っている。

【移転価格税制】

移転価格税制は、国外の関連企業（国外関連者）との取引を通じた海外への所得移転に適切に対処し、適正な国際課税の実現を図ることを目的として昭和61年に設けられたものである。

移転価格税制の執行に当たっては、次の点に留意している。

- ① 法人と国外関連者との間の取引に付された価格が、独立の事業者の間の通常取引において付される価格（独立企業間価格）かどうか十分に検討し、問題があると認められる取引については、移転価格の観点から幅広い事実の把握に努め、的確な調査を実施する。
- ② 独立企業間価格の算定方法及び具体的内容に関し、法人の申出を受け、国税当局がこれに確認を与えるという事前確認を行うことにより、当該法人の予測可能性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る。
- ③ 移転価格税制に基づく課税により生じる国際的な二重課税の解決には、移転価格に関する各国税務当局による共通の認識が重要であることから、必要に応じOECD移転価格ガイドラインを参考とし、適切な執行に努める。

【間接国税の犯則取締制度】

間接国税の犯則者に対する取締制度は、直接国税における査察制度よりも古い歴史を持っている。明治16年に酒造税及びたばこ税のほか2税目の間接国税について、犯則があれば税務官吏が特別に取り調べることを定めて以来、他の間接国税の犯則者についても同じ扱いをする慣例となり、明治23年には間接国税全般の犯則者について特別の処分手続を定めた間接国税犯則者処分法が制定された。以後数回の改正を経て、昭和23年には、この法律に直接国税についての犯則者の取締手続も含め、法律名も国税犯則取締法と改められた。法律制定当時は、間接国税の犯則処分件数が多く、これを効果的に処理するため、間接国税には通告処分制度が設けられている。その後、平成29年に国税犯則取締法は廃止され、国税犯則調査に係る規定は国税通則法に編入されている。それと同時に、通告処分の対象となる事件

の発生件数がかつてと比較して大きく減少していることや、申告納税方式の租税について、加算税を主とする租税制裁の体系が実効的な制度として既に定着していることなどを踏まえ、平成30年4月1日以後、申告納税方式が適用される間接国税については、通告処分の対象から除外されるとともに、重加算税制度が導入された。

通告処分とは、犯則事件の調査によって犯則の心証を得たときに、国税局長・沖縄国税事務所長又は税務署長が罰金に相当する金額等や没収品に該当する物品等を納付すべきことを犯則者に通知する処分をいい、これを履行するかどうかは犯則者の任意であるが、通告を履行しない場合には、告発され刑事訴追を受けることになる。

なお、犯則内容が特に悪質であるなどの場合には、通告処分を経ずに、直接、告発が行われる。

(注) 間接国税とは、消費税（賦課課税方式が適用される輸入取引に係るものに限る。）、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税をいう。

【技術協力】

技術協力とは、開発途上地域の開発を主たる目的として日本の知識・技術・経験を活かし、同地域の経済社会開発の担い手となる人材の育成を行う協力のことであり、国税庁・税務大学校では、政府開発援助（ODA）の技術協力の枠組み等の下、税制・税務行政に関する専門的な知識・技術の移転を目的として、開発途上国等への職員派遣、日本での開発途上国の税務職員を対象とした研修等を行っている。

【記帳制度等】

昭和59年度の税制改正において、申告納税制度の定着と課税の公平の一層の推進を図るため、白色申告者に対しても記帳制度等が設けられた。その内容は、事業等を行う個人の白色申告者については、①取引に関して作成し、又は受領した帳簿及び書類を保存する（記録保存制度）、②事業等の所得金額が一定額（300万円）を超える者については、取引に関し簡易な記帳をしなければならない（記帳制度）、③確定申告書を提出する場合には、事業等の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を申告書に添付しなければならない（収支内訳書添付制度）というものであった。そして、平成23年度の税制改正により、平成26年1月からは、記帳制度及び記録保存制度の対象が事業等を行う全ての個人の白色申告者に拡大された。

また、いわゆる白色申告法人については、帳簿を備え付けてこれにその取引を簡易な方法により記録するとともに、当該帳簿並びに当該取引に関して作成し、又は受領した書類及び決算に関して作成した書類を保存しなければならないことが定められている。

【行政争訟】

行政争訟制度については、一般法として行政不服審査法及び行政事件訴訟法があるが、国税に関する争訟については、その特殊性を考慮し、特別法である国税通則法において、不服申立制度が設けられている。

不服申立制度においては、処分に対して不服がある者は、処分を行った行政庁に対して再調査の請求（旧：異議申立て）を行うこと、又は再調査の請求を行わず、国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができる。

また、再調査の請求を行った場合であっても、再調査の請求に対する行政庁の決定を経た後の処分になお不服があるときは、国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができる。

行政事件訴訟法では不服申立てを経ずに訴訟を提起することができることとされているのに対し、国税通則法では国税に関する法律に基づく処分の取消しを求める訴えについては、原則として、不服申立てに対する審査請求の裁決を経た後でなければ、訴訟を提起することができないという不服申立前置主義が採用されている。これは、課税処分等が大量かつ反復してなされるものであることから、国税不服審判所の段階で専門知識、経験を生かして解決を図ることにより、裁判所に大量の取消訴訟が提起されることを回避するとともに、税務行政の統一的運用に資すること等を意図したものである。

【クレジットカード納付】

インターネット上の「国税クレジットカードお支払サイト」において、納付に必要な情報を入力することにより、国税の納付を可能とするクレジットカード納付を平成29年1月に導入した。

これにより、1,000万円未満、かつ利用するクレジットカードの決済可能額以下で、インターネットを利用できるパソコン等があれば、自宅等から24時間いつでも国税の納付が可能となっている。

なお、クレジットカード納付は、納付税額に応じた決済手数料を納税者が負担することとなる（決済手数料は、国の収入になるものではない。）。

【源泉徴収制度】

所得税は、所得者自身が、その年の所得金額とこれに対応する税額を計算し、これを自主的に申告して納税する、いわゆる「申告納税制度」を建前としているが、これと併せて特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度を採用している。

この源泉徴収制度は、給与や利子、配当、税理士報酬などの所得を支払う者（源泉徴収義務者）が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、その所得の支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するという制度であり、これは、主として徴税の確実性と所得者の煩雑な納税手続を省くために設けられているものである。

また、復興特別所得税においても、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、納付することとなっている。

この源泉徴収制度により徴収された所得税及び復興特別所得税の額は、源泉分離課税とされる利子所得などを除き、例えば、報酬・料金等に対する源泉徴収税額については、確定

申告により、また、給与に対する源泉徴収税額については、通常は年末調整という手続を通じて、精算される仕組みとなっている。

源泉徴収制度が我が国に初めて採用されたのは明治32年の公社債の利子所得についてであり、また、給与所得に適用されたのは昭和15年であるが、それが今日のように整備されたのは、第二次世界大戦後である。源泉徴収の対象となる所得は、給与所得、退職所得をはじめとして、利子所得、配当所得、原稿料・作曲・デザインの報酬その他各種の人的役務の報酬（例えば、弁護士、公認会計士等の自由職業者の報酬、医師が社会保険の基金から支払を受ける報酬、さらに、芸能人やプロ野球、プロサッカーの選手、外交員、集金人、ホステスの報酬等）など広範なものとなっている。

源泉徴収のメカニズムは非常に精緻なものである。例えば、給与所得に対する源泉徴収は、個々の給与所得者の人的控除と所得の大小に応じ、これらを織り込んで作成された各種の税額表に基づいて行われる。これらの税額表は、定期的に支払を受ける給与に適用されるもの、賞与に対して適用されるものなどからなっており、それぞれの給与の性格に即して一定の前提の下に複雑な方法でその税額が計算されている。これらの税額表によって徴収された税額の年間合計額は、概算的にはその給与所得について納付しなければならない年税額に近い金額となっている。

しかし、種々の要因により、その徴収額のトータルは、年間に納付しなければならない年税額とは一致しないので、源泉徴収義務者において、その年最後の給与の支払をする際に、この年税額と比較して、その過不足が精算される仕組みとなっている（年末調整）。

この年末調整を行った給与所得については、源泉徴収の方法を通じて完全に正確な税金が徴収されるので、給与以外に一定額以上の所得を有する場合など特別な場合を除いては、税務署に確定申告書を提出する必要がないことから、給与所得者の負担をかなり軽減するものとなっている。現在、給与所得者の大部分は、専ら源泉徴収制度を通じてその納税を行っている。

【権利救済制度】

国税に関して納税者から正当な権利利益を侵害されたとして不服の申立てがあったときに、これを審理し救済する制度として、「不服申立制度」と「訴訟」がある。

不服申立制度は、更正・決定や差押えなどの処分がなされた場合に、その処分に不服のある者が行政庁に対してその処分の取消しや変更を求める制度であり、処分を行った行政庁に対して再調査の請求（旧：異議申立て）を行うこと、又は再調査の請求を行わず、国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができる。

また、再調査の請求を行った場合であっても、再調査の請求に対する行政庁の決定を経た後の処分になお不服があるときは、国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができる。

さらに、国税不服審判所長の裁決を経た後の処分になお不服があるときは、裁判所に対して訴訟を提起することができる。

【国税総管理（KSK）システム】

KSKシステムは、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入した基幹システムである。

KSKシステムは、①入力した申告・納税の事績等をシステム内に蓄積し、国税債権等の一元的な管理が可能、②決算事績や資料情報などの蓄積した情報を基に、多角的な分析を行うことで、税務調査対象の選定や滞納整理対象者の抽出の支援等各種施策の充実が図られる、③納税証明書をシステムで作成することにより、発行の迅速化が図られる、④随時の情報参照が可能となることにより、納税者からの問合せに対して、よりの確かつ迅速に対応できるなど、税務行政の高度化・効率化や適正・公平な課税の実現及び納税者利便の向上に大きく寄与している。

なお、KSKシステムは、政府全体のデジタル社会の実現に向けた取組の一環である電子申告や電子納税等の税務行政のＩＣＴ化に不可欠な情報通信基盤でもある。

【e-Tax（国税電子申告・納税システム）】

e-Taxは、政府全体のデジタル社会の実現に向けた取組の一環として国税庁が構築したシステムであり、平成16年2月に名古屋国税局でその運用を開始し、同年6月から全国に運用を拡大した。

e-Taxでは、国税に関する申告や申請・届出等の各種手続を、インターネットを通じて行うことが可能であり、納税についても、ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー（Pay-easy）対応のＡＴＭを利用して行うことが可能である。

納税者等は、e-Taxに対応した税務・会計ソフトを利用すれば、会計処理や申告などのデータ作成から提出までの一連の作業を電子的に行うことができることから、事務の省略化やペーパーレス化につなげることができる。

また、税務行政においても、窓口・郵送での申告書收受事務やデータ入力事務の削減、文書管理コストの低減などの効果が期待され、事務が効率化される。

なお、納税者等への情報提供や操作等の問合せに対応するため、e-Taxホームページやヘルプデスクを設けている。

【国税不服審判所の審理及び裁決】

審査請求事件の調査・審理に当たっては、審査請求人の正当な権利利益の救済を図るため、審査請求人の審理手続上の諸権利を十分尊重するとともに、審査請求人と原処分庁の主張の相違点（「争点」という。）を主たる審理事項とする争点主義的運営を行っている。

また、審査請求書が提出された後、事件の調査及び審理を行わせるため、担当審判官（1名）及び参加審判官（2名以上）で構成される合議体が編成され、審査請求人及び原処分庁の主張等を的確に把握し、当事者の主張を十分聴取するなど、充実した合議の下、適正・迅速に調査・審理を進めている。

国税不服審判所長は、この合議体の議決に基づいて、審査請求に理由がない場合は、これを棄却し、理由がある場合は、その請求の全部若しくは一部を認容し、又は変更する裁決を

行う。ただし、審査請求人の不利益になるように処分を変更することはできない。審査請求が法定の期間経過後にされたとき、その他不適法である場合は、これを却下する裁決を行う。また、国税不服審判所長の裁決は、行政部内における最終判断であり、原処分庁は、仮にこれに不服があっても訴訟を提起することはできない。

なお、国税不服審判所長は、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決をすることや、法令の解釈の重要な先例となるような裁決をすることができる。ただし、同一の法令について、税務の執行機関と審査請求の裁決機関が異なった解釈をすることは、税務行政の統一ある運用が阻害されることとなりかねないため、国税不服審判所長は、このような裁決を行う場合は、あらかじめその意見を国税庁長官に通知することとされている。

国税庁長官は、国税不服審判所長から意見の通知があった場合は、国税不服審判所長の意見が審査請求人の主張を認容するものであり、かつ、国税庁長官がその意見を相当と認めるときを除いて、国税不服審判所長と共同して当該意見について国税審議会に諮問し、この場合は、国税不服審判所長は、国税審議会の議決に基づいて裁決をしなければならないこととされている。

【コンビニ（バーコード）納付】

金融機関や税務署の窓口が開いていない休日、早朝や夜間にも利用できるコンビニ店舗において、税務署から送付又は交付を受けたコンビニ納付用のバーコード付納付書により、国税の納付を可能とするコンビニ（バーコード）納付を平成20年1月に導入した。

これにより、従来の金融機関のほか、5万か所を超えるコンビニ店舗で、曜日や時間帯を問わず国税の納付が可能となっている。

なお、納付可能な金額は30万円以下である。

【コンビニ（QRコード）納付】

自宅等から納付に必要な情報をQRコードとして出力し、コンビニ店舗のキオスク端末に読み取らせることで、レジで国税の納付を可能とするコンビニ（QRコード）納付を平成31年1月に導入した。

これにより、納税者は税務署に出向いて納付書を入手しなくても、コンビニ納付が可能となっている。

なお、納付可能な金額はコンビニ（バーコード）納付と同様、30万円以下である。

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【財産の評価】

相続税及び贈与税の課税の基となる財産の価額は、相続税法第22条の規定により相続、遺贈又は贈与により財産を取得した時における時価により評価することとされている。

これを受けて国税庁では、財産評価基本通達において各財産の評価に共通する原則や評価方法を具体的に定め、その内部的な取扱いを統一している。

また、各国税局・沖縄国税事務所では、路線価等や立木の標準価額などの財産評価基準を

定めている。

なお、財産評価基準は、国税庁のホームページで公開するとともに、全国の国税局・沖縄国税事務所及び税務署に閲覧用パソコンを設置して、納税者の便に供している。

【再調査の請求（旧：異議申立て）】

再調査の請求（旧：異議申立て）は、処分を行った行政庁に対して行われる。これは、争いの当事者である行政庁自らが処理することによって、簡易・迅速かつ公正な手続により国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としている。

再調査の請求は、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内にしなければならない。再調査の請求がされると、行政庁はその事案の調査・審理を行い、請求に理由がない場合には、その請求を棄却する決定をし、また、請求に理由がある場合には、その請求の全部又は一部を認容し、それに係る処分を取り消すなどの決定をする。

なお、再調査の請求に係る事案の調査・審理に当たっては、公正で客観的な判断がなされるよう更正・決定や差押えなどの処分を担当した者以外の職員が担当者に指定される。

再調査の請求がされた場合でも、その請求の対象となっている処分の効力は、その請求を認容し、その処分を取り消す決定がなされるまでは失われない（執行不停止の原則）。

【査察制度】

我が国では、納税者が自ら正しい申告を行って税金を納付する申告納税制度を採っており、この制度を円滑に運営していくため税務調査を行っている。一般の税務調査において、納税者の申告に誤りがあれば、申告額を更正することとしているが、その調査は、原則として、納税者の同意を得て行う任意調査（課税調査）によっている。

しかし、不正の手段を使って故意に税を免れた者には、正当な税を課すほかに、悪質な脱税者として刑事責任を追及するため、懲役や罰金を科すことが税法に定められている。このような場合には、任意調査だけではその実態が把握できないので、税務調査の中でも強制的権限をもって犯罪捜査に準ずる方法で調査（犯則調査）し、その結果に基づいて検察官に告発し、公訴提起を求める査察制度がある。

査察制度の執行のため、具体的な手続が国税通則法第11章に定められており、その執行には、各国税局・沖縄国税事務所に配置された国税査察官が当たっている。

【酒類の製造免許】

酒類製造者は酒税の納税義務者となる者であるが、酒税は特に高率であり、その税額においても、国家財政上重要な地位にあることから、この酒税収入を安定的に確保する必要がある。

このため、酒類製造者として適格性を有しないと認められる者を排除し、また、濫立を防止して、消費税としての酒税の転嫁を容易にし、課税上の検査取締りを十分に行うことができるよう措置する必要があることから免許制度を採用している。更には酒類の品質についても、高率な課税に適する品質を保持し、あるいは、国民の保健衛生上も不安のない品質を維持する役目も免許制度は持っているといえる。

【酒類の地理的表示制度】

酒類の地理的表示（G I :Geographical Indication）制度とは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」第86条の6を根拠とする「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号）に基づき、ある特定の産地に特徴的な原料や製法などによって作られた商品だけが、その産地（地域ブランド）を独占的に名乗ることができる制度である。

【酒類の販売業免許】

酒類の販売業免許は、納税義務者である酒類製造者に酒類の販売代金を確実に回収させ、最終的な担税者である消費者に対する税負担の円滑な転嫁を目的とし、これを阻害するおそれのある不適格者の酒類の流通過程への参入を抑制し、取引の混乱を防ぎ、酒税の徴収について、不安のないようにするため採用されている。

【酒類の免許制度】

酒類の製造又は販売業を行おうとする者は、製造場又は販売場ごとに税務署長に申請し免許を受けなければならない。税務署長は、申請内容が酒税法第10条各号に列挙する拒否要件のいずれかに該当するときには免許を拒否することができるが、これらの要件は以下の5つに大別できる。

- ① 人的要件：例えば、申請者が免許を取り消されたことがある者であること、申請者に一定の犯罪歴があること、等である。
- ② 場所的要件：例えば、申請販売場が料飲店と同一の場所にあること、等である。
- ③ 経営基礎要件：経営の基礎が薄弱であること、等である。
- ④ 需給調整要件：新たに免許を付与することで、需給の均衡を破り、酒税の保全に悪影響を及ぼすことである。
- ⑤ 技術・設備要件（製造免許のみ）：製造設備が不十分であること、等である。

【情報交換】

情報交換とは、租税条約等の情報交換規定に基づき、海外取引や資産の保有・運用状況に関する情報など、税務当局の職務の遂行に資すると認められる情報を税務当局が相互に提供することである。

【申告納税制度】

申告納税制度は、納税者自身が行う申告により第一次的に税額が確定するという効果を認める制度であり、それが適正に機能するためには、納税者の自発的な納税意欲と、納税者が継続的かつ正しい記帳を行い、客観的な係数に基づいて所得を計算するということが基本的な前提となっているといえる。

この制度は、昭和22年に、アメリカ税制の強い影響の下に採用されたもので、それまでは、税務官庁の行政処分によって納付すべき税額が決定される賦課課税制度を採っていた。この新しい制度を日本に定着させるには、特に個人所得税の分野においてかなり困難があったが、申告納税制度が導入されてから半世紀を経た現在ではかなりの定着をしているとい

える。その背景には、①申告納税制度の基盤を築くために、昭和25年に青色申告制度が創設されたこと、②昭和59年には申告納税制度の一層の定着を図るため、白色申告者に対する記録保存制度、記帳制度、収支内訳書添付制度が設けられたこと、③これら制度の定着を図るため、税理士会、青色申告会などの関係民間団体等の協力を得ながら、記帳方法等の指導を必要とする納税者に対して適切な指導に努めてきたこと、さらに、申告漏れが多額であると認められる者等を対象として徹底した税務調査を行ってきたことなど、制度・執行両面からこの制度の定着に努めてきたことがあるといえる。

【審査請求】

審査請求とは、更正・決定や差押えなどの処分に不服がある場合に、その処分の取消しや変更を求めて国税不服審判所長に対して不服を申し立てる制度であり、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内にしなければならない。

また、不服申立ては、処分を行った行政庁に対する再調査の請求（旧：異議申立て）によっても可能であり、再調査の請求に対する決定を経た後の処分になお不服がある場合には、再調査決定書謄本の送達があった日の翌日から起算して1か月以内に、国税不服審判所長に審査請求をしなければならない。

なお、再調査の請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても再調査の請求についての決定がないときは、その決定を経ないで国税不服審判所長に審査請求をすることができる。

【スマホアプリ納付】

インターネット上の「国税スマートフォン決済専用サイト」において、利用可能なPay払いを選択することにより、国税の納付を可能とするスマホアプリ納付を令和4年12月に導入した。

事前に利用するPay払いのアカウント登録及び残高チャージを行えば、自宅等から24時間いつでも国税の納付が可能となっている。

なお、納付可能な金額は30万円以下であるが、利用するPay払いで設定された上限金額により、納付可能な金額が制限される場合がある。

【税務に関するコーポレートガバナンス】

税務に関するコーポレートガバナンス（税務CG）とは、税務について経営責任者等が自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部体制を整備することをいい、国税当局では、大企業に対して、税務CGを充実させる取組を働き掛けるなどして、納税意識の維持・向上を図っている。

【税理士制度】

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的使命を有しており、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たしている。

税理士の業務、資格、権利及び義務等は、税理士法（昭26年法律第237号）に規定されており、税理士業務は、印紙税、登録免許税などを除いた租税に関し、税務代理、税務書類の作成及び税務相談を行うこととされている。

税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者のほか、税理士法に定める一定の要件に該当する者として税理士試験を免除された者、弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）及び公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）である。これらの者が税理士となるには、日本税理士会連合会に備える税理士名簿に登録を受けなければならない。また、税理士は、税理士法人を設立することができ、税理士法人を設立した場合には、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

税理士又は税理士法人でない者は、税理士業務を行うことはできないこととなっており、これに違反すると罰則が適用される。ただし、国税局長・沖縄国税事務所長に対して通知を行った弁護士並びに弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人については、一定の条件の下で税理士業務を行うことができる。

また、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員等に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的として、税理士は地域ごとに税理士会を設立しており、全国に15の税理士会がある。

更に、全国で一の税理士の自治的団体として、日本税理士会連合会が設立されており、これら15の税理士会が会員となっている。

国税庁は、税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とし、税理士制度の運営に関する事務を行っており、国税庁に設置された国税審議会は、税理士試験の実施及び税理士に対する懲戒処分 of 審議を行っている。

【相互協議】

相互協議とは、租税条約等の規定に基づき、①国際的な二重課税が移転価格課税等により生じた場合、若しくは生じると納税者が考える場合、又は②納税者が独立企業間価格の算定方法等に係る二国間の事前確認を求める場合等において、国税庁が納税者の申立て等を受けて租税条約等の締結国・地域の税務当局との間で協議を行う手続である。

我が国が締結している租税条約等のうち79の租税条約等（適用対象国・地域は86か国・地域/令和6年6月末現在）において、相互協議に関する規定が置かれている。

【相続税及び贈与税の延納制度】

相続税及び贈与税については、一定要件に該当した場合に年賦延納が認められている。

相続税及び贈与税の延納が認められるためには、①その税額が10万円を超えていること、②納期限までに又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする事由があること、③納期限までに又は納付すべき日に申請書及び担保提供関係書類を提出していること、④延納税額に相当する担保を提供すること、といういずれの要件にも該当することを要し、その納付を困難とする金額の範囲内で認められる。

また、延納期間中は利子税が課される。

【相続税の物納制度】

相続税については、一定の要件に該当した場合に相続財産による物納が認められている。

物納が認められるためには、①延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があること、②申請財産が定められた種類の財産であり、かつ、定められた順位によっていること、③納期限までに又は納付すべき日に申請書及び物納手続関係書類を提出していること、④物納適格財産であること、といういずれの要件にも該当することを要し、その納付を困難とする金額の範囲内で認められる。

なお、物納が許可された場合には、物納申請者において書類の整備を行っていた期間等について利子税が課される。

【ダイレクト納付】

事前に税務署へ届出をした上、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報を登録した後、届出をした預貯金口座からの振替により、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付ができるダイレクト納付を平成21年9月に導入した。

ダイレクト納付では、e-Taxの利用可能時間内、かつ、即時に納付される場合は利用する金融機関のシステムが稼働している時間であれば、全ての税目について納付が可能となっている。

また、令和6年4月1日以降、e-Taxで申告等データを送信する際に「自動ダイレクト」の利用に関するチェックボックスにチェックを入れて送信することにより、別途納付指図を行うことなく、法定納期限に自動で口座振替により納付できる機能（「自動ダイレクト」）を追加した。

※ 法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌営業日

【タックスアンサー】

タックスアンサーは、よくある税の質問に対する一般的な回答について情報提供を行っている国税庁ホームページ上のコンテンツである。

【地方公共団体との協力】

国と地方公共団体との税務執行上の協力関係については、納税者利便の向上や国税及び地方税を通じた税務行政の効率化を図る観点から、各種税法の規定等に基づき、①所得税確定申告書の市町村における收受、②所得税確定申告書の共同発送や申告相談での協力、③資料情報の収集・交換、④納税に関する広報の協力など、現行制度の下において可能な限り協力を図っているところである。

なお、平成9年4月から導入された地方消費税の賦課徴収等については、当分の間、国が消費税と併せて行うこととされているところ、地方消費税を円滑かつ適正に執行する観点から、税務署長は、その賦課徴収を行うため必要があるときは、都道府県知事及び市町村長に対し、資料又は情報の提供等を求めることができることとなっている。

また、平成23年1月からは、地方公共団体に対し、所得税申告書等のデータ提供を開始、平成25年5月からは、資料情報等の相互データ提供を開始、平成29年1月からは、給与・

公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票の一括作成・提出が可能となる電子的提出の一元化や地方公共団体の相談会場で電子的に確定申告することが可能となる申告書等データの引継ぎを開始、令和2年4月以降は、e-Taxにより提出された法人税申告に係る財務書類データの引継ぎを開始している。

【チャットボット】

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、インターネットやAI（人工知能）を利用した自動会話プログラムをいう。

【徴収共助】

徴収共助とは、租税債権の徴収において自国の領域外で公権力を行使することができないという制約がある中で、租税条約に基づき、各国の税務当局が協力して、互いの租税を徴収する制度である。

【徴収手続】

租税債権を確保するための措置として、実体的な面で国税の優先権、手続的な面で自力執行権がある。

国税は全ての公課（雇用保険料等）及び私債権に優先して徴収することが国税徴収法において規定されている。ただし、私法秩序との調整の観点から、国税の優先権が制限される場合（法定納期限等以前に設定された抵当権の優先等）がある。

また、納期限までに納付されない国税、いわゆる滞納国税は、原則として納付の督促をした上で納税者の財産を滞納処分により差し押さえ、換価して、それによって得た金銭をもって国税に充てる手続により徴収する。しかし、納期限まで待っていては国税の徴収ができなくなるおそれがあるようなときには、納期限前においても強制徴収措置を採ることが認められている。

他方、納税者の実情などによっては、直ちに滞納処分を行うことが適当でない場合もあり、このような場合には法令に基づく納税緩和措置により分割納付を認めるなど、納税者の実情に即しつつ、適切に対応を行っている。

① 原則的な徴収の手続

滞納国税については、通常はその納期限後50日以内に督促状により納付の督促を行うが、この督促がされてもなお国税が完納されない場合には滞納処分を開始する。滞納処分とは、差押えに始まり、換価・配当といった滞納国税を強制的に徴収するための一連の手続をいい、税務当局が裁判所の関与なしに自力で行うことができるものである。差押えは、督促後10日を経過してもなお国税が完納されない場合に、納税者の財産を換価することを目的として、その財産の処分を禁止するために行うものである。差押えを行ってもなお国税が完納されない場合は、差押財産の強制的な売却である換価を行い、その換価代金を滞納国税その他一定の債権に配当する。

ただし、納税者の財産について既に強制換価手続が開始されている場合には、上記の差押え、換価に代わる手続として、先行の強制換価手続の執行機関に対して交付要求を行う

ことにより配当を受けることができる。

② 納期限前の強制徴収措置

国税の納付は、通常は納期限までに行えばよいが、納税者が偽りその他不正の行為により国税を免れようとし、又は破産するなど特別の事情が生じ、国税の徴収ができなくなるおそれがある場合などには、一定の要件の下に特別の保全のための手続（繰上請求、保全差押え、繰上保全差押え、保全担保）が認められている。

③ 納税緩和措置

国税の徴収については、その確保の措置が必要な反面、納税者の事業や生活についての配慮も必要であることから納税緩和措置が設けられている。納税者が災害、病気、休廃業などにより納付困難となっている場合や差押財産が換価されると事業の継続や生活の維持が困難となる場合には、法令に基づく猶予により分割納付を認めるなど、納税者の実情に即しつつ、適切に対応を行っている。

なお、滞納処分の対象となる財産がない場合や滞納処分を執行することによって納税者の生活を著しく窮迫させるおそれがある場合には、滞納処分の執行を停止し、その執行の停止が3年間継続すると、国税の納税義務は消滅する。

【電子帳簿等保存制度】

税法上、保存が義務付けられている帳簿及び書類については、原則、書面での保存が必要とされているが、一定の要件の下、その書面の代わりに電磁的記録による保存を行う制度をいう。

同制度の適用により、具体的には、自己が電子計算機を使用して作成した国税関係帳簿及び国税関係書類について電磁的記録での保存を行うことや、領収書等の国税関係書類についてスキャナを用いて読み取った電磁的記録による保存を行うことなどが認められる。

また、申告所得税・法人税に関する帳簿書類の保存義務者は、取引相手との間で注文書などの書類に相当する内容を電子データの形式でやりとりした場合には、その書類に相当する内容の記載された電磁的記録を保存する必要がある。

【振替納税制度】

税金を納付する便利な方法として振替納税制度がある。これは、税務署から納税者名義の納付書をその納税者が預貯金口座を有する金融機関に送付し、金融機関がその納税者の口座から納税者に代わって税金を納付するという仕組みである。

この制度は、納税者にとっては、納税額に見合う預貯金を準備しておくだけで、金融機関や税務署に出向かなくても自動的に納付できる大変便利な制度であり、また、税務署にとっても事務処理の効率化が図られるなどの効果がある。そこで、国税庁では、最も効果が大きいと認められる申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（個人事業者）の納税者を対象として、確定申告の申告相談の際に利用を勧めることや、地方公共団体、金融機関、納税貯蓄組合等関係民間団体の協力を得ることなどにより、この制度の普及を図っている。

2 付表

第1表

令和5年度租税及び印紙収入決算額調

税目	区分	予 算 額			決 算 額	対予算増減収額		対予算進捗率		税目
		当 初	補 正	補正後		対当初	対補正後	対当初	対補正後	
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	
源泉所得税		17,515,000	△95,000	17,420,000	18,001,522	486,522	581,522	102.8	103.3	源泉所得税
申告所得税		3,533,000	342,000	3,875,000	4,051,435	518,435	176,435	114.7	104.6	申告所得税
法人税		14,602,000	60,000	14,662,000	15,860,616	1,258,616	1,198,616	108.6	108.2	法人税
相続税		2,776,000	366,000	3,142,000	3,566,322	790,322	424,322	128.5	113.5	相続税
地価税		-	-	-	9	9	9	-	-	地価税
消費税		23,384,000	△392,000	22,992,000	23,092,258	△291,742	100,258	98.8	100.4	消費税
酒税		1,180,000	-	1,180,000	1,181,390	1,390	1,390	100.1	100.1	酒税
たばこ税		935,000	-	935,000	959,097	24,097	24,097	102.6	102.6	たばこ税
揮発油税		1,999,000	101,000	2,100,000	2,065,577	66,577	△34,423	103.3	98.4	揮発油税
石油ガス税		5,000	-	5,000	4,451	△549	△549	89.0	89.0	石油ガス税
航空機燃料税		34,000	-	34,000	32,269	△1,731	△1,731	94.9	94.9	航空機燃料税
石油石炭税		647,000	-	647,000	596,588	△50,412	△50,412	92.2	92.2	石油石炭税
電源開発促進税		324,000	-	324,000	307,501	△16,499	△16,499	94.9	94.9	電源開発促進税
自動車重量税		378,000	-	378,000	385,283	7,283	7,283	101.9	101.9	自動車重量税
国際観光旅客税		20,000	-	20,000	39,945	19,945	19,945	199.7	199.7	国際観光旅客税
関税		1,122,000	△211,000	911,000	910,301	△211,699	△699	81.1	99.9	関税
とん税		10,000	-	10,000	9,177	△823	△823	91.8	91.8	とん税
その他		-	-	-	0	0	0	-	-	その他
収入印紙		521,000	-	521,000	506,373	△14,627	△14,627	97.2	97.2	収入印紙
印紙収入	現金収入	455,000	-	455,000	506,034	51,034	51,034	111.2	111.2	印紙収入
計		976,000	-	976,000	1,012,407	36,407	36,407	103.7	103.7	計
一般会計分計		69,440,000	171,000	69,611,000	72,076,147	2,636,147	2,465,147	103.8	103.5	一般会計分計
地方法人税		1,891,900	10,200	1,902,100	2,013,514	121,614	111,414	106.4	105.9	地方法人税
地方道路税		-	-	-	0	0	0	-	-	地方道路税
地方揮発油税		213,900	10,800	224,700	221,008	7,108	△3,692	103.3	98.4	地方揮発油税
石油ガス税(譲与分)		5,000	-	5,000	4,451	△549	△549	89.0	89.0	石油ガス税(譲与分)
航空機燃料税(譲与分)		15,200	-	15,200	14,342	△858	△858	94.4	94.4	航空機燃料税(譲与分)
自動車重量税(譲与分)		286,400	-	286,400	291,840	5,440	5,440	101.9	101.9	自動車重量税(譲与分)
特別とん税		12,500	-	12,500	11,472	△1,028	△1,028	91.8	91.8	特別とん税
地方法人特別税		-	-	-	5,420	5,420	5,420	-	-	地方法人特別税
特別法人事業税		2,009,300	102,400	2,111,700	2,171,416	162,116	59,716	108.1	102.8	特別法人事業税
たばこ特別税		112,800	-	112,800	116,101	3,301	3,301	102.9	102.9	たばこ特別税
復興特別所得税		442,000	5,200	447,200	461,492	19,492	14,292	104.4	103.2	復興特別所得税
復興特別法人税		-	-	-	0	0	0	-	-	復興特別法人税
総計		74,429,000	299,600	74,728,600	77,387,203	2,958,203	2,658,603	104.0	103.6	総計

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第2表

申告所得税の課税状況

区分		令和元年分	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分
人 員		千人	千人	千人	千人	千人
	事業 { 営業 等	1,517	1,653	1,618	1,505	1,527
	業 { 農 業	151	155	136	134	137
	の 他	4,633	4,764	4,814	4,896	5,023
	計	6,300	6,572	6,568	6,534	6,687
所得 金 額		億円	億円	億円	億円	億円
	事業 { 営業 等	65,031	69,578	80,049	71,792	74,420
	業 { 農 業	5,864	6,328	5,982	5,654	5,971
	の 他	345,245	349,591	376,368	385,626	415,182
	計	416,140	425,497	462,398	463,072	495,574
申告 納 税 額		億円	億円	億円	億円	億円
	事業 { 営業 等	5,909	5,879	8,108	7,127	7,304
	業 { 農 業	375	407	439	403	439
	の 他	25,893	25,368	29,367	29,271	32,756
	計	32,176	31,653	37,915	36,801	40,499

(注) 1 各年分とも翌年3月31日現在である（令和元年分ないし令和3年分は翌年4月30日現在）。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第3表

譲渡所得の課税状況

区分		令和元年分	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分
人 員		千人	千人	千人	千人	千人
		731	812	987	861	1,024
		(381)	(478)	(621)	(489)	(648)
譲渡所得金額		億円	億円	億円	億円	億円
		81,508	77,213	94,155	95,022	117,473

(注) 1 各年分とも翌年3月31日現在である（令和元年分、令和2年分及び令和3年分は翌年4月30日現在）。

2 かっこ書は、株式等の譲渡について確定申告をした者の数である。

第4表

青色申告の承認申請状況

区 分		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
営業等 所得者	新規申請者数	198	116	215	109	187	87	199	106	205	103
	青色申告者数	4,317	104	4,529	105	4,743	105	4,921	104	5,119	104
農 業 所得者	新規申請者数	12	99	11	92	11	92	11	104	10	95
	青色申告者数	443	100	446	101	449	101	448	100	448	100
不動産・ 山林所得者	新規申請者数	70	96	63	90	57	90	61	106	62	102
	青色申告者数	2,203	102	2,250	102	2,290	102	2,324	102	2,360	102
合 計	新規申請者数	281	109	290	103	255	88	271	106	277	102
	青色申告者数	6,963	103	7,226	104	7,482	104	7,693	103	7,926	103

(注) 1 パーセントは、対前年比である。

2 新規申請者数、青色申告者数は各年3月15日現在である（令和2年は4月16日、令和3年は4月15日現在）。

3 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第5表

小企業者に対する記帳指導の状況

区 分	① 継続記 帳指導 対象人員	指 導 機 関 別 の 指 導 人 員											
		②		③		④		⑤		⑥		⑦	
		税務署	② ／ ①	商工会議 所・商工 会	③ ／ ①	税 務 相談所	④ ／ ①	青 色 申告会	⑤ ／ ①	税理士 会	⑥ ／ ①	その他	⑦ ／ ①
	千人	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
平成28年度	510	19	4	179	35	19	4	270	53	0.1	0	22	4
平成29年度	500	18	4	173	35	20	4	259	52	0.1	0	29	6
平成30年度	507	18	4	170	34	21	4	275	54	0.6	0	21	4
令和元年度	506	19	4	169	33	19	4	276	55	0.1	0	23	5
令和2年度	490	12	2	170	35	18	4	265	54	0.1	0	26	5
令和3年度	510	13	3	174	34	16	3	281	55	0.1	0	25	5
令和4年度	486	13	3	175	36	9	2	258	53	0.2	0	31	6
令和5年度	484	15	3	170	35	8	2	255	53	0.1	0	35	7

(注) 1 各年度とも翌年3月31日現在である（令和元年度は翌年4月30日現在）。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第6表

源泉徴収義務者の状況

区 分	令和元事務年度	令和2事務年度	令和3事務年度	令和4事務年度	令和5事務年度
	件	件	件	件	件
給 与 所 得	3,542,897	3,544,263	3,559,981	3,569,139	3,568,039
利 子 所 得 等	34,415	33,792	33,122	32,570	31,836
配 当 所 得	148,034	147,745	147,779	149,473	149,103
特定口座内保管上場 株式等の譲渡所得等	11,508	11,404	11,198	10,775	10,695
報酬・料金等所得	2,841,746	2,837,511	2,860,605	2,874,500	2,870,542
非居住者等所得	35,269	33,231	32,700	35,261	37,843

(注) 各事務年度末(翌年6月30日)現在の数による。

第7表

源泉所得税の課税状況

区 分		令和元事務年度	令和 2 事務年度	令和 3 事務年度	令和 4 事務年度	令和 5 事務年度
本 税		億円	億円	億円	億円	億円
	給 与 所 得	114,133	113,333	118,850	125,264	130,002
	退 職 所 得	2,552	2,642	2,760	2,760	3,088
	利 子 所 得 等	3,027	2,914	2,766	3,360	4,406
	配 当 所 得	51,268	48,043	55,052	60,827	45,062
	特定口座内保管 上 場 株 式 等 の 譲 渡 所 得 等	3,020	5,420	8,150	4,844	8,266
	報酬・料金等所得	11,784	11,284	11,767	12,277	12,452
	非居住者等所得	7,150	6,989	7,574	8,828	10,074
	計	192,933	190,624	206,919	218,159	213,351
加 算 税		99	79	98	121	133
合 計		193,032	190,703	207,017	218,279	213,484

第8表

法人数の状況

区 分	令和元事務年度	令和2事務年度	令和3事務年度	令和4事務年度	令和5事務年度
	件	件	件	件	件
法 人 数	3,165,396	3,220,396	3,283,475	3,341,422	3,401,205
青色申告法人数	2,825,682	2,883,752	2,922,998	2,974,896	3,019,963
	%	%	%	%	%
青色申告法人割合	89.3	89.5	89.0	89.0	88.8

(注) 1 各事務年度末(翌年6月30日)現在の数である。

2 清算中法人は除く。

第9表

資本階級別普通法人数

区 分	平成30年度分	令和元年度分	令和2年度分	令和3年度分	令和4年度分
(資本金階級)	件	件	件	件	件
100万円以下	421,276	458,249	503,154	550,829	598,209
100万円超	1,226,170	1,219,956	1,226,829	1,237,712	1,244,986
500万円超	729,230	721,161	719,051	717,329	712,962
1,000万円超	299,899	297,668	298,103	297,287	295,751
5,000万円超	52,107	52,213	53,154	53,871	54,702
1億円超	13,933	13,339	12,975	12,194	11,682
10億円超	4,877	4,750	4,811	4,686	4,680
連結法人	1,768	1,721	1,842	1,917	1,076
通算法人	-	-	-	-	12,364
計	2,749,260	2,769,057	2,819,919	2,875,825	2,936,412

- (注) 1 その年の4月1日から翌年3月31日までの間に事業年度が終了し、申告を行った内国普通法人数を集計している。
2 普通法人とは、株式会社等の会社、企業組合などである。
3 連結法人については、1グループを1件として資本金階級区分を「連結法人」として分類した。
4 令和4年度から、グループ通算制度の導入に伴い、通算申告を行った法人について、「通算法人」に分類した。

第10表

法人税の申告状況

区 分		令和元年度分	令和2年度分	令和3年度分	令和4年度分	令和5年度分
		件	件	件	件	件
申告件数	1	2,949,396	3,009,704	3,065,180	3,127,891	3,175,549
		%	%	%	%	%
申告割合	2	91.1	91.4	91.9	91.8	91.4
有所得申告割合	3	35.3	35.0	35.7	36.2	36.0
		億円	億円	億円	億円	億円
申告所得金額	4	650,052	701,301	794,790	850,106	982,781
申告欠損金額	5	148,149	237,219	168,427	174,295	155,926
申告税額	6	115,546	121,220	139,232	149,099	173,924

(注) 1 その年の4月1日から翌年3月31日までに終了した事業年度に係る申告について、翌年7月末までに申告があったものを集計している。

$$2 \quad \text{「有所得申告割合」} = \frac{\text{有所得申告件数}}{\text{申告件数}}$$

第11表

法人税実地調査の状況

区	分	令和元事務年度	令和２事務年度	令和３事務年度	令和４事務年度	令和５事務年度
実地調査件数	1	76,265 件	24,971 件	40,762 件	62,064 件	58,691 件
同上のうち更正・決定等件数	2	57,436	20,106	31,253	46,517	44,837
同上のうち不正申告があった件数	3	16,488	6,613	9,264	12,843	13,064
更正決定等による増加所得金額	4	7,802 億円	5,286 億円	6,028 億円	7,801 億円	9,741 億円
同上のうち不正所得金額	5	2,594	1,460	2,208	2,744	2,775
不正発見割合($\frac{3}{1}$)	6	21.6 %	26.5 %	22.7 %	20.7 %	22.3 %
不正申告１件当たり不正所得金額	7	1,573 万円	2,208 万円	2,383 万円	2,137 万円	2,125 万円

第12表

相続財産の種類別価額表

区	分	令和元年分	令和２年分	令和３年分	令和４年分	令和５年分
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
土地		5,760,979	6,038,866	6,542,777	7,068,780	7,142,538
家屋		879,267	930,160	1,013,291	1,109,214	1,145,182
事業用財産		77,695	63,582	65,477	72,827	68,894
有価証券		2,546,034	2,581,109	3,220,446	3,570,188	3,877,911
現金・預貯金等		5,643,362	5,898,877	6,684,643	7,630,411	7,963,349
家庭用財産		25,306	26,542	30,511	37,359	32,971
その他の財産		1,819,771	1,877,701	2,122,224	2,377,538	2,479,857
合計		16,752,414	17,416,837	19,679,368	21,866,316	22,710,703
相続時精算課税適用財産価額		242,232	216,842	245,368	260,422	373,772

(注) 各年分とも、その年中の相続税でその年の翌年10月(令和元年分は翌年11月２日、令和２年分は翌年11月１日)までに提出された相続税額(差引税額)のある申告書(修正申告を除く。)に係る計数を示す。

第13表

相続税の課税状況

区	分	令和元年分	令和２年分	令和３年分	令和４年分	令和５年分
相続人の数		254,517 人	264,455 人	294,058 人	329,444 人	339,098 人
		億円	億円	億円	億円	億円
課税価格		外 16,644	外 16,657	外 18,074	外 19,368	外 19,308
納付税額		157,843	163,937	185,774	206,840	216,335
		19,754	20,915	24,421	27,989	30,053
		人	人	人	人	人
被相続人の数		外 32,534	外 32,651	外 35,395	外 38,280	外 38,121
		115,267	120,372	134,275	150,858	155,740

(注) 1 各年分とも、その年中の相続税でその年の翌年10月(令和元年分は翌年11月２日、令和２年分は翌年11月１日)までに提出された相続税額(差引税額)のある申告書(修正申告を除く。)に係る計数を示す。

2 外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

第14表

令和6年分都道府県庁所在都市の最高路線価

(1㎡当たり)

局名	都市名	最高路線価の所在地	最 高 路 線 価		最高路線価の 対前年変動率	
			令和6年分	令和5年分	令和6年分	令和5年分
			千円	千円	%	%
札幌	札幌	中央区北5条西3丁目 札幌停車場線通り	7,280	6,680	9.0	8.4
仙台	青森	新町1丁目 新町通り	155	155	0.0	0.0
	盛岡	大通2丁目 大通り	225	220	2.3	▲ 2.2
	仙台	青葉区中央1丁目 青葉通り	3,630	3,470	4.6	2.4
	秋田	中通2丁目 秋田駅前通り	135	130	3.8	4.0
	山形	香澄町1丁目 山形駅前大通り	175	175	0.0	0.0
	福島	栄町 福島駅前通り	200	200	0.0	2.6
関東 信越	水戸	宮町1丁目 水戸駅北口ロータリー	220	220	0.0	0.0
	宇都宮	宮みらい 宇都宮駅東口駅前ロータリー	330	320	3.1	3.2
	前橋	本町2丁目 本町通り	135	130	3.8	0.0
	さいたま	大宮区桜木町2丁目 大宮駅西口駅前ロータリー	5,290	4,750	11.4	8.0
	新潟	中央区東大通1丁目 新潟駅前通り	470	450	4.4	2.3
	長野	大字南長野 長野駅前通り	285	280	1.8	0.0
東京	千葉	中央区富士見2丁目 千葉駅東口駅前広場	2,230	1,940	14.9	—
	東京	中央区銀座5丁目 銀座中央通り	44,240	42,720	3.6	1.1
	横浜	西区南幸1丁目 横浜駅西口バスターミナル前通り	16,960	16,800	1.0	1.4
	甲府	丸の内1丁目 甲府駅前通り	260	260	0.0	0.0
金沢	富山	桜町1丁目 駅前広場通り	520	510	2.0	2.0
	金沢	堀川新町 金沢駅東広場通り	940	900	4.4	1.1
	福井	中央1丁目 福井駅西口広場通り	380	350	8.6	6.1
名古屋	岐阜	吉野町5丁目 岐阜停車場線通り	510	490	4.1	4.3
	静岡	葵区紺屋町 紺屋町名店街呉服町通り	1,150	1,140	0.9	0.0
	名古屋	中村区名駅1丁目 名駅通り	12,880	12,800	0.6	2.6
	津	羽所町 津停車場線通り	195	190	2.6	0.0
大阪	大津	春日町 JR大津駅前通り	285	280	1.8	1.8
	京都	下京区四条通寺町東入2丁目御旅町 四条通	7,520	6,970	7.9	3.6
	大阪	北区角田町 御堂筋	20,240	19,200	5.4	1.3
	神戸	中央区三宮町1丁目 三宮センター街	5,320	5,000	6.4	2.0
	奈良	東向中町 大宮通り	790	730	8.2	5.8
	和歌山	友田町5丁目 JR和歌山駅前	370	360	2.8	0.0
広島	鳥取	栄町 若桜街道通り	94	97	▲ 3.1	▲ 3.0
	松江	朝日町 駅通り	140	140	0.0	0.0
	岡山	北区本町 市役所筋	1,790	1,640	9.1	9.3
	広島	中区胡町 相生通り	3,570	3,390	5.3	3.0
高松	山口	小郡黄金町 山口阿知須宇部線通り	145	145	0.0	0.0
	徳島	一番町3丁目 徳島駅前広場通り	295	290	1.7	▲ 1.7
	高松	丸亀町 高松丸亀町商店街	370	360	2.8	2.9
	松山	大街道2丁目 大街道商店街	690	670	3.0	1.5
福岡	高知	帯屋町1丁目 帯屋町商店街	210	210	0.0	0.0
	福岡	中央区天神2丁目 渡辺通り	9,440	9,040	4.4	2.7
	佐賀	駅前中央1丁目 駅前中央通り	215	210	2.4	2.4
	長崎	浜町 浜市アーケード	780	770	1.3	1.3
熊本	熊本	中央区手取本町 下通りアーケード	2,060	2,040	1.0	▲ 1.0
	大分	末広町1丁目 大分駅北口ロータリー	560	540	3.7	1.9
	宮崎	橘通西3丁目 橘通り	230	230	0.0	0.0
	鹿児島	東千石町 天文館電車通り	920	910	1.1	1.1
沖縄	那覇	久茂地3丁目 国際通り	1,500	1,450	3.4	2.1

(注) 1 路線価は、毎年1月1日を評価時点として、地価公示価格等を基にした価格の80%程度を目途に評価しています。

2 千葉市の最高路線価の所在地は、令和4年分において市街地再開発事業の施行区域で路線価を定めていなかったため、令和5年分の「最高路線価の対前年変動率」欄は「—」となっています。

第15表

土地の評価に係る標準地数

会計年度 (年分)	令和元年度 (令和2年分)	令和2年度 (令和3年分)	令和3年度 (令和4年分)	令和4年度 (令和5年分)	令和5年度 (令和6年分)
基幹標準地	千地点 72	千地点 72	千地点 71	千地点 71	千地点 71
地価公示地等	46	46	46	46	46
鑑定標準地	26	26	26	26	26
その他標準地	306	306	303	301	299
標準地数計	378	377	375	373	371

(注) 1 基幹標準地のうち、地価公示地等は、国土交通省の地価公示地と都道府県の地価調査の基準地であり、鑑定標準地は、国税局長が不動産鑑定士に鑑定評価を依頼する地点である。また、その他標準地は、基幹標準地の価格等を基として評価する標準地である。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第16表

贈与税の課税状況

	令和3年分			令和4年分			令和5年分		
	申告 人 員	納税 人 員	申告 納税額	申告 人 員	納税 人 員	申告 納税額	申告 人 員	納税 人 員	申告 納税額
相続時精算課税	千人 44	千人 4	億円 487	千人 43	千人 4	億円 507	千人 49	千人 5	億円 563
暦年課税	488	385	2,840	454	375	2,693	461	371	2,985
計	532	389	3,327	497	379	3,200	510	376	3,548

(注) 1 令和3年分は翌年4月30日現在、令和4年分及び令和5年分は翌年3月31日現在である。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第17表

酒税の課税状況

区 分	課 税 数 量			課 税 額		
	5 年 度 (A)	4 年 度 (B)	対前年度比 (A／B)	5 年 度 (C)	4 年 度 (D)	対前年度比 (C／D)
	kL	kL	%	百万円	百万円	%
清 酒	387,164	407,078	95.1	38,297	42,594	89.9
合 成 清 酒	18,747	19,685	95.2	1,858	1,948	95.4
連 続 式 蒸 留 焼 酎	300,990	314,844	95.6	71,141	74,500	95.5
単 式 蒸 留 焼 酎	360,449	392,650	91.8	85,927	93,625	91.8
み り ん	93,735	95,587	98.1	1,874	1,912	98.0
ビ ー ル	2,345,420	2,208,987	106.2	446,149	440,508	101.3
果 実 酒	312,013	356,553	87.5	29,153	31,642	92.1
甘 味 果 実 酒	11,097	8,168	135.9	1,208	986	122.5
ウ イ ス キ ー	205,408	190,728	107.7	70,021	66,633	105.1
ブ ラ ン デ ー	4,304	4,550	94.6	1,643	1,757	93.5
原 料 用 ア ル コ ー ル	132	117	112.8	72	64	112.5
発 泡 酒	1,230,741	585,774	210.1	165,488	78,949	209.6
そ の 他 の 醸 造 酒	137,725	254,921	54.0	14,876	27,594	53.9
ス ピ リ ッ ツ	1,057,520	992,854	106.5	91,070	86,278	105.6
リ キ ュ ー ル	1,598,656	2,329,966	68.6	160,789	238,789	67.3
粉 末 酒	1,000	1,024	97.7	40	44	90.9
雑 酒						
合 計	8,065,124	8,163,513	98.8	1,179,605	1,187,824	99.3

(注) 1 各年度の4月1日から翌3月31日までの間の課税数量及び課税額である。

2 税関分を含む。

第18表

酒類の生産状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	千kL	千kL	千kL	千kL	千kL
清 酒	366	312	312	328	326
合 成 清 酒	26	20	19	20	19
連 続 式 蒸 留 焼 酎	331	308	299	294	284
単 式 蒸 留 焼 酎	415	380	374	368	355
み り ん	93	89	89	86	83
ビ ー ル	2,418	1,839	1,931	2,235	2,430
果 実 酒	95	102	93	95	87
甘 味 果 実 酒	7	8	5	6	10
ウ イ ス キ ー	153	135	127	146	157
ブ ラ ン デ ー	4	3	3	4	3
発 泡 酒	400	391	402	396	1,049
そ の 他 の 醸 造 酒	391	338	281	250	132
原 料 用 ア ル コ ー ル	854	952	999	833	816
ス ピ リ ッ ツ					
リ キ ュ ー ル	2,346	2,568	2,369	2,261	1,539
粉 末 酒	1	1	1	1	1
雑 酒					
合 計	7,900	7,446	7,304	7,324	7,291

(注) 各年度の4月1日から翌3月31日までの間の製成数量である。

第19表

酒類の製造及び販売業の免許場数

区 分		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
製 造 免 許 場 数		場	場	場	場	場
	清 酒	外 157 1,563	外 159 1,550	外 166 1,544	外 163 1,536	外 158 1,525
	合 成 清 酒	外 71 1	外 71 1	外 72 1	外 68 2	外 66 4
	連続式蒸留焼酎	外 78 34	外 74 32	外 78 30	外 76 29	外 75 28
	単式蒸留焼酎	外 489 368	外 488 364	外 495 359	外 495 355	外 495 353
	み り ん	外 76 31	外 78 32	外 79 34	外 79 31	外 80 28
	ビ ー ル	外 162 341	外 149 365	外 149 379	外 154 383	外 142 401
	果 実 酒	外 210 416	外 215 447	外 225 479	外 225 512	外 224 551
	甘 味 果 実 酒	外 310 8	外 314 6	外 325 7	外 328 10	外 332 8
	ウ イ ス キ ー	外 84 26	外 99 35	外 111 46	外 127 54	外 134 66
	ブ ラ ン デ ー	外 265 4	外 254 5	外 252 6	外 236 5	外 227 6
	原料用アルコール	外 95 9	外 94 10	外 96 10	外 92 10	外 90 11
	発 泡 酒	外 1,477 128	外 1,478 171	外 1,488 233	外 1,472 353	外 2,251 471
	その他の醸造酒	外 1,260 274	外 1,247 278	外 1,238 277	外 1,221 276	外 1,208 272
	ス ピ リ ッ ツ	外 1,700 48	外 1,705 63	外 1,714 69	外 1,705 85	外 1,689 90
	リ キ ュ ー ル	外 1,676 195	外 1,683 208	外 1,685 233	外 1,673 241	外 1,678 248
	粉 末 酒	外 9 2	外 9 2	外 10 2	外 8 2	外 8 2
	雑 酒	外 1,436 4	外 1,405 5	外 1,388 6	外 1,363 7	外 1,349 6
	合 計	外 9,555 3,452	外 9,522 3,574	外 9,571 3,715	外 9,485 3,891	外 10,206 4,070
販 売 業 免 許 場 数		外 636 内 182,908 184,702	外 640 内 182,890 184,820	外 638 内 184,288 186,443	外 651 内 184,392 186,763	外 660 内 184,047 186,609

- (注) 1 各年度末（翌年３月31日）現在の酒類の製造及び販売業の免許場数である。
2 「製造免許場数」欄の外書には、兼業しているもののうち従たるものを掲げた。
3 「販売業免許場数」欄の内書には小売ができるものを、外書には販売の媒介業免許場数を掲げた。

第20表

揮発油税及び地方揮発油税の課税状況

区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度 (A)	令和５年度 (B)	対前年度比 (B)／(A)
	千kL	千kL	千kL	千kL	千kL	%
移出（引取）数量	内 1,161 48,580	内 970 43,883	内 887 43,943	内 909 44,173	内 987 43,958	99.5
課税標準数量	内 1,145 47,175	内 957 42,477	内 875 42,572	内 896 42,761	内 974 42,584	99.6
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
税 額	内 61,616 2,522,904	内 51,468 2,280,905	内 47,054 2,285,982	内 48,228 2,295,981	内 52,396 2,286,471	99.6
控 除 税 額	273	223	119	169	143	84.6
手 持 品 課 税	—	—	—	—	—	—
差 引 計	内 61,616 2,522,631	内 51,468 2,280,682	内 47,054 2,285,863	内 48,228 2,295,812	内 52,396 2,286,327	99.6
過少申告加算税	1	0	0	1	1	100.0
無申告加算税	2	0	0	4	5	125.0
合 計	内 61,617 2,522,633	内 51,468 2,280,682	内 47,054 2,285,863	内 48,228 2,295,817	内 52,396 2,286,333	99.6

(注) 1 各欄の内書は税関分を示す。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第21表

現金納付による印紙税の課税状況

区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度 (A)	令和５年度 (B)	対前年度比 (B)／(A)
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%
税 印 押 な つ	7	8	3	2	3	150.0
納 付 計 器	37,655	33,078	30,694	30,482	29,604	97.1
書 式 表 示	52,047	54,013	51,521	55,398	52,910	95.5
一 括 納 付	61,178	50,101	48,684	39,506	38,443	97.3
計	150,887	137,200	130,902	125,389	120,960	96.5
充 当 税 額	457	319	293	298	331	111.1
過 少 申 告 加 算 税	25	1	5	2	17	850.0
無 申 告 加 算 税	2	1	1	13	2	15.4
重 加 算 税	—	—	—	—	—	—
過 怠 税	2,555	1,146	2,158	2,412	2,889	119.8
納付計器設置者数	人 11,408	人 11,339	人 11,087	人 10,963	人 10,847	98.9
納付計器設置台数	台 15,161	台 14,815	台 14,210	台 13,881	台 13,634	98.2

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第22表

たばこ税の課税状況

(単位：数量＝百万本、金額＝百万円)

区 分			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度 (A)	令和５年度 (B)	対前年度比 (B)／(A)	
喫煙用の製造タバコ	紙巻たばこ (本 則)	課税数量	内 46,571 117,334	内 39,661 99,886	内 39,748 95,074	内 37,126 92,690	内 33,167 88,531	% 95.5	
		税 額	内 308,479 777,066	内 271,685 681,215	内 292,694 696,740	内 283,076 706,587	内 252,848 674,834	95.5	
	紙巻たばこ (暫 定)	課税数量	内 0 2,669	内 0 326	内 0 39	内 0 40	内 0 18	45.0	
		税 額	内 0 12,503	内 0 2,221	内 0 284	内 0 302	内 0 134	44.4	
	パイプ たばこ	課税数量	内 179 185	内 244 251	内 290 297	内 294 301	内 305 308	102.3	
		税 額	内 1,206 1,250	内 1,708 1,756	内 2,179 2,234	内 2,268 2,319	内 2,341 2,363	101.9	
	葉巻たばこ	課税数量	内 2,047 3,490	内 3,764 7,631	内 3,867 7,550	内 2,755 4,496	内 2,149 3,125	69.5	
		税 額	内 13,585 23,135	内 25,899 52,295	内 28,053 54,837	内 21,022 34,296	内 16,397 23,835	69.5	
	刻みたばこ	課税数量	内 2 7	内 2 3	内 2 2	内 4 4	内 5 6	150.0	
		税 額	内 11 45	内 17 20	内 16 20	内 31 33	内 43 45	136.4	
	加熱式 たばこ	課税数量	内 28,542 29,652	内 29,711 31,622	内 33,549 36,581	内 39,766 44,192	内 44,621 50,519	114.3	
		税 額	内 189,011 196,360	内 202,828 215,933	内 245,312 267,639	内 303,124 336,859	内 340,111 385,061	114.3	
	かみ用の 製造たばこ		課税数量	内 0 0	内 6 6	内 8 8	内 6 6	内 3 3	50.0
			税 額	内 1 1	内 40 40	内 63 63	内 51 51	内 28 28	54.9
	かぎ用の 製造たばこ		課税数量	内 4 5	内 6 6	内 6 6	内 7 7	内 10 10	142.9
			税 額	内 32 33	内 46 46	内 45 45	内 56 56	内 76 76	135.7
税 額 計			内 512,325 1,010,394	内 502,222 953,526	内 568,362 1,021,863	内 609,689 1,080,563	内 611,948 1,086,480	100.5	
手持品課税額			115	7,463	8,027	56	14	25.0	
合 計 税 額			1,010,509	960,989	1,029,890	1,080,618	1,086,494	100.5	
控 除 税 額			3,593	3,623	3,731	3,908	2,631	67.3	
差 引 税 額			1,006,916	957,366	1,026,158	1,076,710	1,083,863	100.7	
加 算 税 額		過少申告	X	X	X	X	X	X	
		無 申 告	X	X	X	X	X	X	
		計	X	X	X	X	X	X	

- (注) 1 各欄の内書は税関分を示す。
2 表中の「X」は、情報を保護する観点から計数を秘匿したものである。
3 紙巻たばこ（本則）には携行品課税に係る数量税を含む。
4 平成10年12月1日から、たばこ特別税が課されている。
5 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第23表

石油ガス税の課税状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (A)	令和5年度 (B)	対前年度比 (B)／(A)
移出（引取）重量	千 t 793	千 t 550	千 t 540	千 t 539	千 t 514	% 95.4
税 額	百万円 13,884	百万円 9,630	百万円 9,454	百万円 9,426	百万円 8,991	95.4
控 除 税 額	52	47	49	48	50	104.2
差 引 計	13,831	9,584	9,404	9,377	8,942	95.4
過少申告加算税	0	1	—	0	0	0.0
無申告加算税	1	0	2	1	4	400.0
合 計	13,832	9,585	9,406	9,378	8,945	95.4

（注）四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第24表

航空機燃料税の課税状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (A)	令和5年度 (B)	対前年度比 (B)／(A)
積 込 数 量	千kL 5,177	千kL 2,746	千kL 3,208	千kL 4,541	千kL 4,878	% 107.4
税 額	百万円 80,037	百万円 41,358	百万円 26,008	百万円 49,237	百万円 54,182	110.0
控 除 税 額	11,089	6,613	3,891	6,188	7,596	122.8
差 引 計	68,948	34,745	22,117	43,049	46,586	108.2
過少申告加算税	9	0	0	1	1	100.0
無申告加算税	4	1	12	0	0	0.0
重 加 算 税	—	—	—	—	—	—
合 計	68,966	34,748	22,130	43,050	46,588	108.2

（注）四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第25表

自動車重量税の課税状況

区 分	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		対前年度比		
							(Ａ)		(Ｂ)		(Ｂ)／(Ａ)		
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	
検査自動車 乗用車 小 計 バス・トラック 小 型 二 輪 計	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	%	%	
	３ 年 も の	2,593,631	51,688	2,416,055	53,435	2,187,512	44,359	2,210,923	40,904	2,405,344	39,725	108.8	97.1
	２ 年 も の	14,947,464	379,689	15,508,815	389,945	15,196,786	377,095	15,757,446	400,142	15,250,095	385,606	96.8	96.4
	１ 年 も の	422,084	3,756	403,668	3,609	432,850	3,964	423,508	3,993	443,983	4,120	104.8	103.2
	小 計	17,963,179	435,132	18,328,538	446,990	17,817,148	425,419	18,391,877	445,039	18,099,422	429,451	98.4	96.5
	バス・トラック	6,313,656	173,406	6,320,300	174,129	6,362,064	175,079	6,406,344	174,924	6,379,316	174,167	99.6	99.6
	小 型 二 輪	598,313	2,687	654,860	2,957	665,719	3,040	702,502	3,217	679,412	3,109	96.7	96.6
計	24,875,148	611,226	25,303,698	624,075	24,844,931	603,538	25,500,723	623,180	25,158,150	606,727	98.7	97.4	
届 出 軽 自 動 車	14,520,538	89,149	14,606,834	91,787	14,648,879	92,076	14,942,388	92,369	14,948,345	92,326	100.0	100.0	
合 計	39,395,686	700,375	39,910,532	715,862	39,493,810	695,614	40,443,111	715,549	40,106,495	699,053	99.2	97.7	

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第26表

電源開発促進税の課税状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (A)	令和5年度 (B)	対前年度比 (B)／(A)
	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	%
供給販売電気の電力量	840,384,107	826,679,324	838,277,437	832,456,970	815,177,977	97.9
自家使用販売電気の電力量	2,527,678	1,772,596	1,695,347	1,701,748	1,531,898	90.0
合 計	842,911,786	828,451,920	839,972,784	834,158,719	816,709,874	97.9
税 額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
過少申告加算税	316,092	310,669	314,990	314,762	306,266	97.3
無申告加算税	26	△2	—	0	—	0.0
重加算税	—	—	—	—	—	—
合 計	316,118	310,668	314,990	314,762	306,266	97.3

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第27表

石油石炭税の課税状況

区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度 (A)	令和５年度 (B)	対前年度比 (B)／(A)
税 額	百万円 内 731,591 740,172	百万円 内 677,183 685,373	百万円 内 691,272 699,487	百万円 内 739,261 746,764	百万円 内 663,349 670,768	% 89.8
控 除 税 額	内 0 3,358	内 0 3,213	内 0 3,471	内 0 3,258	内 — 3,411	104.7
差 引 額	内 731,591 736,814	内 677,183 682,161	内 691,272 696,016	内 739,261 743,506	内 663,349 667,357	89.8
過 少 申 告 加 算 税	0	0	3	1	0	0
無 申 告 加 算 税	—	3	—	1	—	0.0
合 計	内 731,591 736,814	内 677,186 682,164	内 691,272 696,019	内 739,261 743,508	内 663,349 667,357	89.8

(注) 1 各欄の内書は、税関分を示す。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第28表

国際観光旅客税の課税状況

区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度 (A)	令和５年度 (B)	対前年度比 (B)／(A)
税 額	百万円 内 1,698 44,125	百万円 内 17 1,855	百万円 内 20 1,271	百万円 内 119 12,532	百万円 内 1,010 40,191	% 320.7
不 納 付 加 算 税	2	3	5	7	14	200.0
重 加 算 税	—	—	—	—	—	—
合 計	内 1,698 44,128	内 19 1,858	内 22 1,276	内 120 12,540	内 1,015 40,205	320.6

(注) 1 各欄の内書は税関分を示す。

2 平成31年１月７日以降の出国分から課されている。

3 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第29表

査察事件の処理事績

年 度 項 目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
着 手 件 数		件 150	件 111	件 116	件 145	件 154
処 理 件 数 (A)		165	113	103	139	151
告 発 件 数 (B)		116	83	75	103	101
告 発 率 (B / A)		% 70.3	% 73.5	% 72.8	% 74.1	% 66.9
脱 税 額	総 額	百万円 11,985	百万円 9,050	百万円 10,212	百万円 12,760	百万円 11,980
	同 上 1 件 当 たり	73	80	99	92	79
	告 発 分	9,276	6,926	6,074	10,019	8,931
	同 上 1 件 当 たり	80	83	81	97	88

(注) 1 処理件数とは、査察事件としての処理を了したものをいう。

2 脱税額には、加算税額を含む。

第30表

間接国税犯則事件の処理事績

区 分		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
繰 越 件 数		件 0	件 0	件 0	件 0	件 1
検 挙 件 数		20	11	24	24	20
要 処 理 件 数		20	11	24	24	21
処 理 済 件 数		20	11	24	23	20
処 理 済 件 数 の 内 訳	通 告 処 分	(100.0) 20	(100.0) 11	(100.0) 24	(95.8) 23	(95.2) 20
	直 告 発	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—
ほ 脱 税 額		千円 0	千円 6	千円 0	千円 29	千円 3,215

第31表

物納（物納の撤回）の処理状況

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	件数	金額	件数	金額	件数
（物納の状況）	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
本年度申請 (1)	119	23,275	98	9,554	88	9,355	79	11,270	40	6,026
（前年度処理未済を含む。）										
処 理 取 下 げ 等	14	1,187	20	1,088	22	2,576	8	552	9	2,823
許 可	72	20,554	53	6,584	39	4,594	54	10,016	16	2,532
計 (2)	86	21,741	73	7,672	61	7,169	62	10,568	25	5,355
処 理 未 済	33	1,534	25	1,882	27	2,186	17	702	15	671
処 理 割 合 (2)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
(1)	72.3	93.4	74.5	80.3	69.3	76.6	78.5	93.8	62.5	88.9
（物納撤回の状況）	件	百万円	件	百万円	件	件	百万円	件	百万円	件
本年度申請 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（前年度承認未済を含む。）										
処 理 取 下 げ 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
承 認	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処 理 未 済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処 理 割 合 (4)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
(3)	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0.0

（注）四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第32表

延納の処理状況

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	件数	金額	件数	金額	件数
（延納の状況）	件	百万円	件	百万円	件	件	百万円	件	百万円	件
本年度申請 (1)	1,762	75,709	1,438	49,248	1,634	65,442	1,676	70,012	1,710	70,052
（前年度処理未済を含む。）										
処 理 取 下 げ 等	388	21,832	275	9,142	272	10,807	273	11,131	349	16,411
許 可	923	35,914	834	23,850	923	33,204	992	42,318	992	39,462
計 (2)	1,311	57,746	1,109	32,992	1,195	44,011	1,265	53,448	1,341	55,873
処 理 未 済	451	17,963	329	15,989	439	21,431	411	16,564	369	14,178
処 理 割 合 (2)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
(1)	74.4	76.3	77.1	67.0	73.1	67.2	75.5	76.3	78.4	79.8

（注）四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第33表

令和5年度徴収決定等の状況

区 分	本年度分	前年度決算額	繰越分	前年度決算額	総計	前年度決算額
		との増減差額		との増減差額		との増減差額
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
徴収決定済額 (A)	86,139,168	5,494,648	1,495,424	△9,119	87,634,593	5,485,529
収 納 済 額 (B)	85,067,797	5,296,812	705,523	△18,701	85,773,319	5,278,112
不 納 欠 損 額 (C)	900	△566	63,420	2,135	64,320	1,569
収納未済翌年度繰越額 (D)	1,070,472	198,402	726,481	7,446	1,796,953	205,848
(D)のうち滞納処分停止額 (E)	1,899	1,378	76,039	7,050	77,938	8,428
	%		%		%	
$\frac{(B)}{(A)}$	98.8	—	47.2	—	97.9	—
$\frac{(B)+(C)}{(A)}$	98.8	—	51.4	—	97.9	—
$\frac{(E)}{(D)}$	0.18	—	10.5	—	4.3	—

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第34表

令和5年度還付金等の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額
	百万円
源 泉 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	3,495,507
申 告 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	236,390
法 人 税	2,803,395
消 費 税 及 地 方 消 費 税	11,319,268
そ の 他	327,699
計	18,182,259

- (注) 1 国税収納金整理資金支払命令済額報告書最終月分により作成した。
2 還付金等とは、還付金及び過誤納金並びにこれらに係る還付加算金をいう。
3 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第35表

令和５年度税目別徴収決定等の状況

区 分	徴収決定済額（Ａ）	収納済額（Ｂ）	不納欠損額（Ｃ）	収納未済翌年度へ繰越		{（Ｂ）＋（Ｃ）} ／（Ａ）
				金 額	内滞納処分の停止額	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%
源泉所得税	112,005	72,103	2,878	37,023	5,271	66.9
源泉所得税及復興特別所得税	21,894,833	21,802,149	5,245	87,440	5,855	99.6
申告所得税	90,844	5,627	4,294	80,923	11,472	10.9
申告所得税及復興特別所得税	4,672,351	4,368,247	2,070	302,033	10,927	93.5
法人税	18,876,171	18,664,011	17,187	194,973	9,052	99.0
地方法人税	2,215,936	2,200,880	706	14,350	318	99.4
復興特別法人税	826	36	191	600	111	27.4
相続税	3,833,227	3,618,658	2,652	211,918	3,907	94.5
地価税	149	9	4	135	－	9.0
消費税	2,850	116	191	2,542	321	10.8
消費税及地方消費税	30,704,475	29,995,907	28,886	679,682	30,697	97.8
酒税	1,120,731	1,120,014	－	717	－	99.9
たばこ税	17	17	0	0	0	98.5
たばこ税及たばこ特別税	467,572	467,568	－	3	－	100.0
石油石炭税	4,176	4,176	－	－	－	100.0
国際観光旅客税	38,973	38,965	1	7	－	100.0
旧税	10	0	0	10	2	0.6
電源開発促進税	310,006	310,006	－	－	－	100.0
揮発油税及地方道路税	－	－	－	－	－	－
揮発油税及地方揮発油税	2,418,106	2,234,858	－	183,248	－	92.4
石油ガス税	8,944	8,906	2	36	－	99.6
自動車重量税	304,143	304,143	－	0	－	100.0
航空機燃料税	46,623	46,611	－	11	－	100.0
印紙収入	511,627	510,312	13	1,301	5	99.7
合 計	87,634,593	85,773,319	64,320	1,796,953	77,938	97.9

（注）１ この表は、令和５年度国税収納金整理資金徴収済額報告書３月分、最終月分及び令和５年度国税収納金整理資金収納未済額繰越計算書により作成したものである。

２ 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第36表

納付手段別納付件数

納 付 手 段		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
キャッシュレス納付		万件	万件	万件	万件	万件
	【振替納税】	616	605	606	605	596
	【電子納税】	501	656	865	1,039	1,189
	インターネットバンキング等	347	464	602	701	775
	ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)	154	192	263	337	413
	【クレジットカード納付】	31	43	72	81	100
	【スマホアプリ納付】	-	-	-	15	43
	計	1,148	1,304	1,543	1,741	1,930
キャッシュレス納付以外		万件	万件	万件	万件	万件
	【窓口納付】	3,129	2,961	3,005	2,864	2,764
	金融機関窓口	3,008	2,858	2,902	2,768	2,670
	税務署窓口	121	103	103	95	93
	【コンビニ納付】	208	194	247	246	249
	バーコード	185	152	173	195	196
	QRコード	22	42	74	51	53
	計	3,337	3,155	3,252	3,110	3,014
合 計		4,484	4,459	4,795	4,851	4,944

(注) 切捨ての関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第37表

滞納の発生及び整理状況

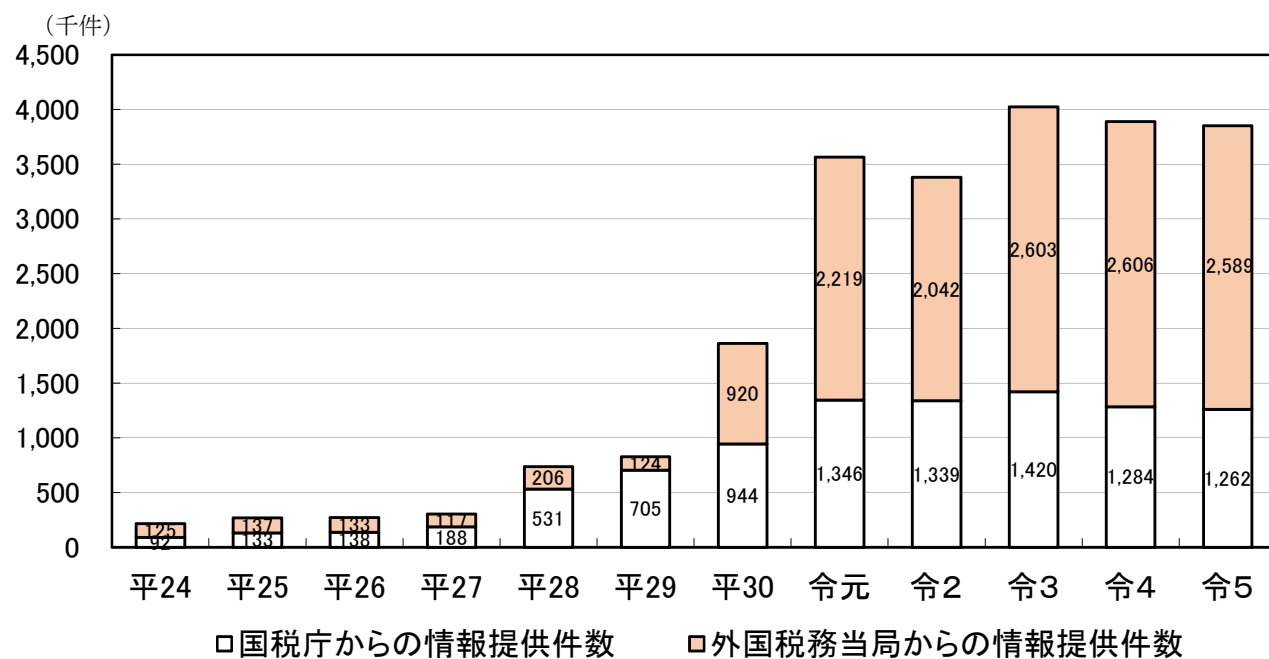
区 分		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
要 整 理	期 首 滞 納	千件 2,425	千件 2,156	千件 2,208	千件 2,207	千件 2,118
		億円 外 750	億円 外 694	億円 外 864	億円 外 957	億円 外 923
		税額(A) 8,118	7,554	8,286	8,857	8,949
		千件 1,009	千件 1,130	千件 1,313	千件 1,255	千件 1,424
	年間新規発生滞納	億円 外 866	億円 外 973	億円 外 1,124	億円 外 1,022	億円 外 1,235
		税額(B) 5,528	5,916	7,527	7,196	7,997
整 理 済	整 理 済 滞 納	千件 1,278	千件 1,078	千件 1,314	千件 1,344	千件 1,436
		億円 外 922	億円 外 803	億円 外 1,031	億円 外 1,056	億円 外 1,182
		税額(C) 6,091	5,184	6,956	7,104	7,670
	整 理 割 合	$\frac{(C)}{(A)+(B)}$ 44.6	% 38.5	% 44.0	% 44.3	% 45.3
整 理 中 の も の		千件 2,156	千件 2,208	千件 2,207	千件 2,118	千件 2,106
		億円 外 694	億円 外 864	億円 外 957	億円 外 923	億円 外 976
		税 額 7,554	8,286	8,857	8,949	9,276

(注) 1 地方消費税を除いた計数である。ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、各年度欄の外書きとして地方消費税の滞納状況を示している。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

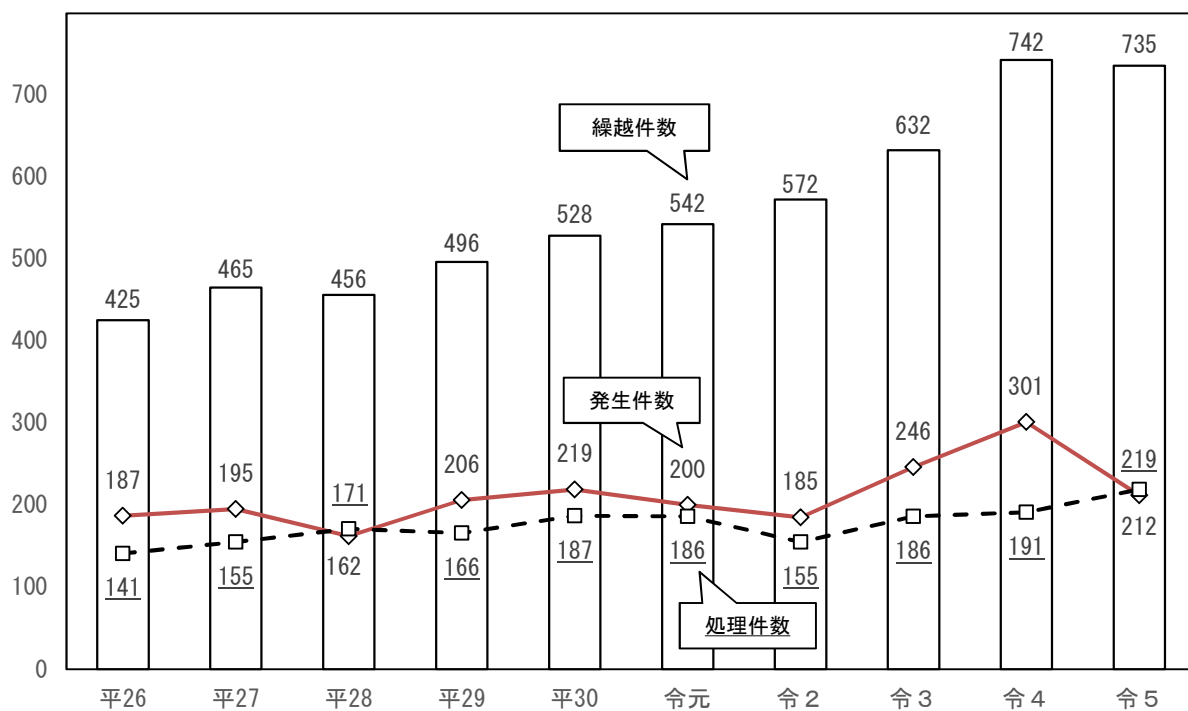
第38表

租税条約等に基づく情報交換件数の推移



第39表

相互協議事案の件数の推移



第40表

納税者支援調整官の派遣先税務署の状況

局（所）	派遣先 税務署数	派遣先税務署名
札幌	—	—
仙台	5	青森、盛岡、秋田南、山形、福島
関東信越	5	水戸、宇都宮、前橋、新潟、長野
東京	10	千葉東、松戸、麹町、芝、新宿、東京上野、渋谷、立川、横浜中、藤沢
金沢	—	—
名古屋	7	岐阜北、静岡、浜松西、熱田、豊橋、小牧、津
大阪	8	大津、下京、堺、豊能、枚方、東大阪、姫路、西宮
広島	4	松江、岡山東、福山、下関
高松	2	松山、高知
福岡	—	—
熊本	2	大分、鹿児島
沖縄	—	—
合 計		43署

第41表

電話相談センターにおける税務相談の受理件数及びタックスアンサーの利用件数

区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
税務相談の受理件数	千件	千件	千件	千件	千件
所得税	2,604	3,038	2,817	2,424	2,376
法人税	191	206	226	199	224
資産税	927	929	1,030	925	999
消費税	252	154	149	224	543
その他の間接税	152	163	129	115	109
通則・徴収	284	432	402	267	272
その他	698	899	821	730	853
計	5,109	5,822	5,574	4,885	5,375
タックスアンサーの利用件数	千件	千件	千件	千件	千件
	73,679	78,745	89,082	80,787	89,097

（注） 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第42表

叙勲及び褒章の状況

区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	件	件	件	件	件
春 の 叙 勲	43	52	46	52	41
秋 の 叙 勲	53	38	50	44	63
藍 綬 褒 章	15	17	9	16	11
紫 綬 褒 章		1			
黄 綬 褒 章	9	10	12	6	13

第43表

納税表彰の実施状況

区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	者	者	者	者	者
財 務 大 臣 表 彰	50	50	50	50	50
国 税 庁 長 官 表 彰	85	85	85	85	85
国 税 局 長 表 彰	340	342	342	343	341
税 務 署 長 表 彰	1,678	1,656	1,649	1,608	1,556

第44表

国税の調査取締功労者に対する感謝状贈呈の状況

区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	者	者	者	者	者
国 税 庁 長 官 感 謝 状	35	37	34	34	54
国 税 局 長 感 謝 状	116	102	61	87	85

第45表 納税思想の高揚等に資する活動を通じて顕著な功績を挙げた者等に対する感謝状贈呈の状況

区 分	令和元事務年度	令和２事務年度	令和３事務年度	令和４事務年度	令和５事務年度
	者	者	者	者	者
国 税 庁 長 官 感 謝 状	6	8	5	3	5
国 税 局 長 感 謝 状	143	170	153	181	162
税 務 署 長 感 謝 状	1,701	1,956	1,574	2,058	1,541

第46表

再調査の請求の処理状況

区 分		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
要処理 件数		件	件	件	件	件
	前年度未決繰越し	491	337	338	259	421
	新規申立て	1,359	1,000	1,119	1,533	2,494
	計 (A)	1,850	1,337	1,457	1,792	2,915
処理済 件数	取 下 げ	183	124	255	161	263
	却 下	125	95	57	124	157
	棄 却	1,014	679	775	1,023	1,707
	全 部 認 容	46	4	3	18	9
	一 部 認 容	141	96	80	45	140
	審査請求とみなした件数	4	1	28	0	2
	変 更 そ の 他	0	0	0	0	0
	計 (B)	1,513	999	1,198	1,371	2,278
本年度未決件数(A)－(B)		337	338	259	421	637

(注) 再調査の請求の件数は、税目・年分ごとにカウントしており、例えば、申告所得税及び復興特別所得税について、２年分の再調査の請求がされた場合は、４件となる。なお、取下げには、みなす取下げが含まれる。

第47表

審査請求の処理状況

区 分		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
要 処 理 件 数		件	件	件	件	件
	前 年 度 未 決 繰 越 し	2, 595	2, 312	2, 221	2, 421	2, 296
	新 規 請 求	2, 559	2, 236	2, 454	3, 034	3, 915
	審 査 請 求 と み な し た 件 数	4	1	28	0	2
	計 (A)	5, 158	4, 549	4, 703	5, 455	6, 213
処 理 済 件 数	取 下 げ	348	199	321	286	386
	却 下	134	93	98	385	298
	棄 却	1, 989	1, 803	1, 566	2, 263	1, 910
	全 部 認 容	90	65	160	72	140
	一 部 認 容	285	168	137	153	139
	変 更	—	—	—	—	—
	計 (B)	2, 846	2, 328	2, 282	3, 159	2, 873
本 年 度 未 決 件 数 (A) - (B)		2, 312	2, 221	2, 421	2, 296	3, 340

(注) 1 国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。
2 審査請求の件数は、税目・年分ごとにカウントしており、例えば、申告所得税及び復興特別所得税について、２年分の審査請求がされた場合は、４件となる。なお、取下げには、みなす取下げが含まれる。

第48表

訴訟事件の終結状況

1 国側被告事件

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
	件	件	件	件	件	
前 年 度 か ら の 係 属 件 数	203	210	195	185	172	
本 年 度 提 起 件 数	223	165	189	173	189	
計 (A)	426	375	384	358	361	
本年度終結件数	取 下 げ	11	8	11	12	13
	却 下	10	14	17	9	11
	国 側 勝 訴	164	144	158	154	131
	国 側 敗 訴	21	14	13	10	13
	そ の 他	10	0	0	1	4
計 (B)	216	180	199	186	172	
本年度末係属件数(A)－(B)	210	195	185	172	189	

(注) 1 訴訟事件の件数は、裁判所に提起された事件番号ごとに集計している。

2 国側敗訴には、国側一部敗訴を含む。

2 国側原告事件

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
	件	件	件	件	件	
前 年 度 か ら の 係 属 件 数	42	27	25	31	36	
本 年 度 提 起 件 数	115	102	115	137	139	
計 (A)	157	129	140	168	175	
本年度終結件数	取 下 げ	11	5	7	7	
	却 下	—	—	—	—	
	国 側 勝 訴	21	11	12	14	11
	国 側 一 部 勝 訴	1	2	—	—	—
	国 側 敗 訴	—	—	—	—	—
	そ の 他	97	86	90	112	123
計 (B)	130	104	109	132	141	
本年度末係属件数(A)－(B)	27	25	31	36	34	

第49表

国税庁職員定員表

(令和6年3月31日現在)

区 分		定 員
内 部 部 局	長 官 官 房	人 704
	課 税 部	273
	徴 収 部	53
	調 査 査 察 部	70
	計	1,100
施 設 等 機 関 特 別 の 機 関	税 務 大 学 校	328
	国 税 不 服 審 判 所	464
	計	792
地 方 支 分 部 局	国 税 局 及 び 税 務 署	54,093
合 計		55,985

(注) 国税局には、沖縄国税事務所を含む。

第50表

提案受理件数及び国税庁入賞件数

区 分	国税局等 受理件数	国税庁 進達件数	国税庁入賞件数			
			優 秀	佳 作	有 効	計
	件	件	件	件	件	件
令和元年度	8,685	158	3	23	132	158
令和2年度	9,510	286	3	40	234	277
令和3年度	9,488	247	1	21	139	161
令和4年度	7,492	174	1	17	76	94
令和5年度	6,792	178	1	10	80	91

(注) 1 各年度は前年の12月1日からその年の11月30日までである。

2 令和元年度から、国税庁の報賞基準に「有効」を新設。

第51表

令和5年度予算の事項別内訳

【一般会計】

項	事 項	令和4年度	令和5年度	対前年度増△減額
		百万円	百万円	百万円
国 税 庁 共 通 費	国税庁一般行政に必要な経費	555,293	572,068	16,775
	審議会に必要な経費	257	320	63
国 税 庁 施 設 費	国税庁施設整備に必要な経費	3,038	2,818	△219
税 務 業 務 費	内国税等の賦課及び徴収に必要な経費	57,361	57,059	△302
	税務大学校に必要な経費	1,717	1,714	△3
	酒類業の健全な発達の促進に必要な経費	2,040	2,098	58
国 税 不 服 審 判 所	国税不服審判所の運営に必要な経費	4,646	4,556	△90
	審査請求の調査及び審理に必要な経費	52	50	△2
独 立 行 政 法 人 酒 類 総 合 研 究 所 運 営 費	独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金に必要な経費	1,011	969	△42
国 税 庁 計		625,414	641,652	16,238

(注) 1 各年度とも当初予算額である。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

3 このほか、政府情報システム関連予算はデジタル庁に一括計上されている。

第52表

徴税費及びその用途別構成のすう勢

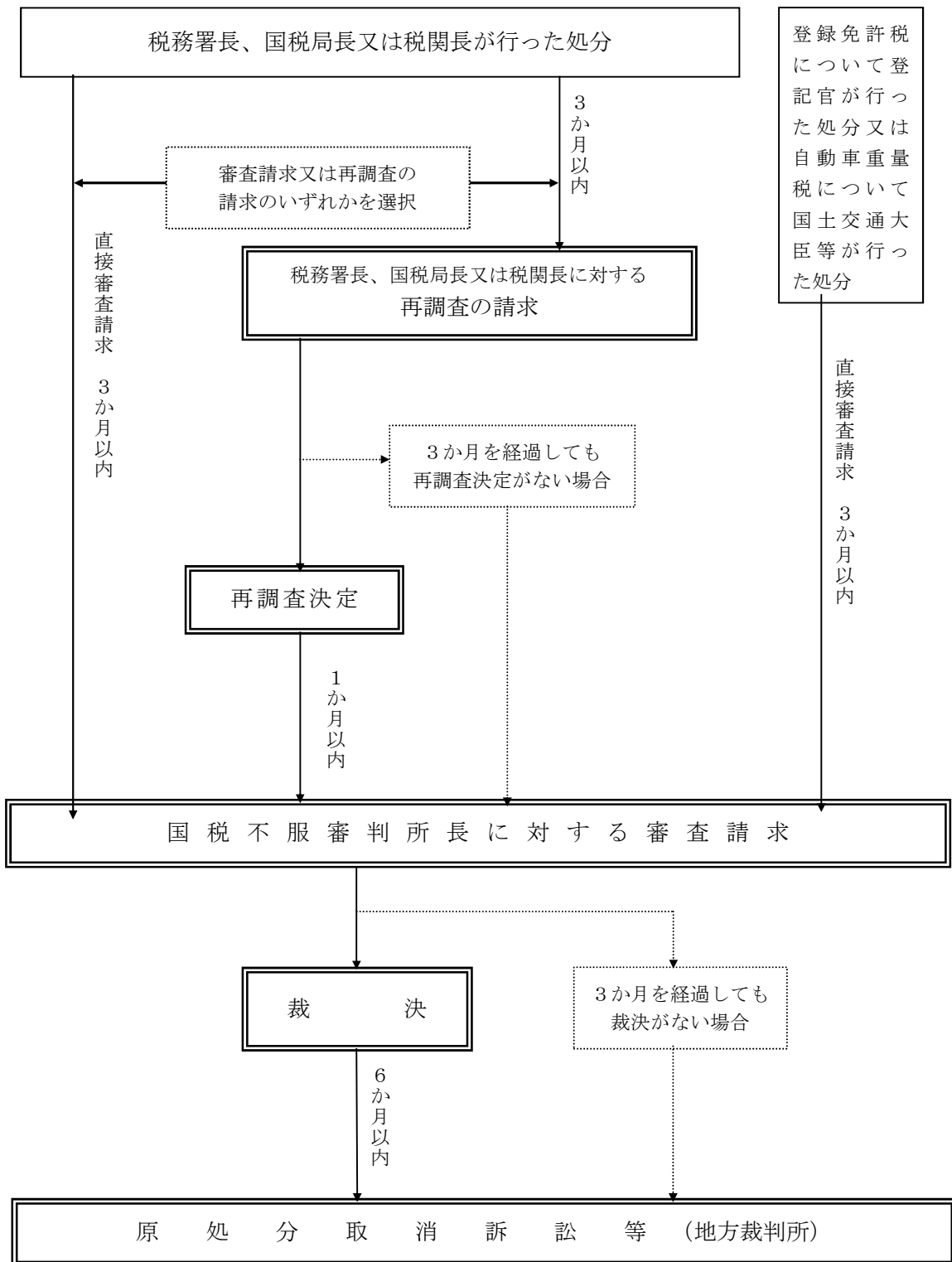
区 分	人 件 費	旅 費	物 件 費	施 設 費	そ の 他	計	租税及び印紙 収 入 国税庁扱い	税収百円 当 たり 徴 税 費
実 額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	円
令和元年度	547,961	7,188	135,931	3,734	482	695,296	54,430,623	1.28
令和2年度	544,910	3,142	147,486	2,017	505	698,059	58,540,170	1.19
令和3年度	545,347	3,683	146,845	3,533	462	699,870	63,562,345	1.10
令和4年度	541,675	5,424	149,721	2,274	460	699,554	65,134,047	1.07
令和5年度	550,677	6,296	154,771	3,224	476	715,444	67,247,691	1.06
構 成 比 率	%	%	%	%	%	%		
令和元年度	78.8	1.0	19.6	0.5	0.1	100.0	—	—
令和2年度	78.1	0.5	21.1	0.3	0.1	100.0	—	—
令和3年度	77.9	0.5	21.0	0.5	0.1	100.0	—	—
令和4年度	77.4	0.8	21.4	0.3	0.1	100.0	—	—
令和5年度	77.0	0.9	21.6	0.5	0.1	100.0	—	—
指 数								
令和元年度	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
令和2年度	99.4	43.7	108.5	54.0	104.8	100.4	107.6	—
令和3年度	99.5	51.2	108.0	94.6	95.9	100.7	116.8	—
令和4年度	98.9	75.5	110.1	60.9	95.4	100.6	119.7	—
令和5年度	100.5	87.6	113.9	86.3	98.8	102.9	123.5	—

(注) 1 用途別区分は、次による。

- (1) 人 件 費 職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、委員手当、休職者給与、非常勤職員手当、国際機関等派遣職員給与、短時間勤務職員給与、公務災害補償費、退職手当、児童手当、国家公務員共済組合負担金、基礎年金等国家公務員共済組合負担金、育児休業手当国家公務員共済組合負担金
- (2) 旅 費 職員旅費、政府開発援助職員旅費、税務調査旅費、不服審査旅費、赴任旅費、委員等旅費、外国人招へい旅費
- (3) 物 件 費 庁費、政府開発援助庁費、情報処理業務庁費、校費、税務特別庁費、証紙製造費、通信専用料、電子計算機等借料、土地建物借料、招へい外国人滞在費、各所修繕、捜査費、自動車重量税、成果重視事業国税電子申告・納税システム開発運用費、公共施設等維持管理運営費
- (4) 施 設 費 施設施工旅費、施設施工庁費、施設整備費、不動産購入費
- (5) そ の 他 諸謝金、政府開発援助諸謝金、報償費、褒賞品費、国有資産所在市町村交付金、交際費、賠償償還及払戻金、保証金、国有特許発明補償費、換地清算金、経済協力開発機構拠出金

2 「税収百円当たり徴税費」は、各年度とも決算額である。

3 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。



3 参考資料

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令を次のように定める。

平成13年 1 月 6 日

財務大臣 宮 澤 喜 一

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令

（訓令の目的）

第1条 この訓令は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、国税庁の事務の実施基準及び準則を定めることを目的とする。

（国税庁の所掌事務）

第2条 国税庁は、財務省設置法（平成11年法律第95号）第20条に定める事務を所掌し、別表に掲げる法律を執行する。

（事務の実施基準）

第3条 国税庁は、その所掌する事務の実施に当たり、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、納税環境を整備し、適正かつ公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るとともに、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを基準とする。

（準則）

第4条 国税庁は、前条の基準にのっとり、次の各号に掲げる事項を準則とし、透明性と効率性に配慮しつつ事務を行うものとする。

一 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 納税環境の整備

- (i) 申告及び納税に関する法令解釈及び事務手続等について、納税者に分かりやすく的確に周知すること。
- (ii) 納税者からの問い合わせ及び相談に対して、迅速かつ的確に対応すること。
- (iii) 租税の役割及び税務行政について幅広い理解及び協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力及び参加の確保に努めていくこと。

ロ 適正かつ公平な税務行政の推進

- (i) 関係法令を適正に適用すること。
- (ii) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な

調査及び指導を実施することにより誤りを確実に是正すること。

(ハ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収すること。

(ニ) 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正かつ迅速に対応すること。

二 酒類業の健全な発達を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保を図ること。

ロ 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図ること。

三 税理士業務の適正な運営の確保を図ることについては、次に掲げるところによる。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っている。これを踏まえ、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めること。

附則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

(別表省略)

国税庁の組織理念

使命

納税者の自発的な納税義務の履行を
適正かつ円滑に実現する。

任務

- 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現
- 酒類業の健全な発達
- 税理士業務の適正な運営の確保

組織として 目指す姿

信頼で 国の財政 支える組織

- 経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性を向上させ、絶えず進化し続ける組織。
- 課税・徴収を効率化・高度化し、幅広い関係者と連携しながら、厳正かつ的確に調査・滞納処分を行う組織。
- 職員一人一人の多様性を尊重し、明るく風通しが良く、チームワークで高いパフォーマンスを発揮する組織。

行動規範

使命感を胸に挑戦する 税のプロフェッショナル

- 職務上知り得た秘密を守り、綱紀を保持します。
不正を断固として許さず、公正かつ誠実に職務を遂行します。
- 参加意識とチャレンジ精神をもって、常に業務を見直し、
事務を効率化・高度化します。
- 専門的な知識や技術の習得に努め、自らの能力を最大限に発揮します。

税務運営方針（昭和51年4月1日）

第 一 総 論

1 税務運営の基本的考え方

租税は、国民が生活を営んでいく上で必要な公共的経費に充てるため、各自が負担するものである。

税務行政の使命は、税法を適正に執行し、租税収入を円滑に確保することにあるが、申告納税制度の下における税務行政運営の課題は、納税者のすべてがこのような租税の意義を認識し、適正な申告と納税を行うことにより、自主的に納税義務を遂行するようにすることである。税務運営においては、この課題の達成を究極の目標として、その基盤を着実に築き上げていくことを、その基本としなければならない。

このような理念に立って、税務運営の基本的考え方を示すと、次のとおりである。

(1) 納税者が自ら進んで適正な申告と納税を行うような態勢にすること

……近づきやすい税務署にすること……

納税者が自ら進んで適正な申告と納税を行うようになるには、納税者が租税の意義を理解し、その義務を自覚するとともに、税法を理解し、正しい計算のために記帳方法などの知識を持つことが必要である。このため、広報、説明会、税務相談などを通じて、納税についての理解を深め、税法等の知識を普及するとともに、記帳慣習を育成することに努める。特に課税標準の調査に当たっては、事実関係を的確には握し、納税者の誤りを是正しなければならないことはもちろんであるが、単にそれにとどまらないで、それを契機に、納税者が税務知識を深め、更に進んで納税意識をも高めるように努めなければならない。

このように、申告納税制度の下では、納税者自らが積極的に納税義務を遂行することが必要であるが、そのためには、税務当局が納税者を援助し、指導することが必要であり、我々は、常に納税者と一体となって税務を運営していく心掛けを持たなければならない。

また、納税者と一体となって税務を運営していくには、税務官庁を納税者にとって近づきやすいところにしなければならない。そのためには、納税者に対して親切な態度で接し、不便を掛けないように努めるとともに、納税者の苦情あるいは不満は積極的に解決するよう努めなければならない。また、納税者の主張に十分耳を傾け、いやしくも一方的であるという批判を受けることがないように、細心の注意を払わなければならない。

(2) 適正な課税の実現に努力すること

国民の納税道義を高め、適正な自主申告と納税を期待するには、同じような立場にある納税者はすべて同じように適正に納税義務を果たすことの保証が必要である。このため、申告が適正でない納税者については、的確な調査を行って確実にその誤りを是正することに

努め、特に悪質な脱税に対しては、厳正な措置をとるものとする。

なお、このようにして適正な課税を実現することが、また、法の期待する負担の公平を図り、円滑に租税収入を確保するゆえんのものであることを忘れてはならない。

(3) 綱紀を正し、明るく、能率的な職場をつくること

国民の納税道義を高め、税務に対する納税者の信頼と協力をかけ得るため、税務における職務の執行は、最も公正でなければならないし、職場における執務態勢は、規律正しく、明るくかつ能率的でなければならない。職員は、各自が国家財政を担っているということを自覚し、職場に誇りを持ち、厳正な態度で自らを律しなければならない。そのことがまた、納税者にとって近づきやすい税務官庁にするゆえんでもある。

また、すべての職員が自発的かつ積極的に、それぞれの能力を十分に発揮しながら、打ち解けて明るい気持で勤務できる職場をつくるよう、管理者はもちろん、職員の一人一人が努力しなければならない。

2 事務運営に当たっての共通の重要事項

(1) 調査と指導の一体化

イ 申告納税制度の下における税務調査の目的は、すべての納税者が自主的に適正な申告と納税を行うようにするための担保としての役割を果たすことにある。すなわち、適正でないと思われる申告については、充実した調査を行ってその誤りを確実に是正し、誠実な納税者との課税の公平を図らなければならない。

更に、調査は、その調査によってその後は調査をしないでも自主的に適正な申告と納税が期待できるような指導的効果を持つものでなければならない。このためには、事実関係を正しくは握し、申告の誤りを是正することに努めるのはもちろんであるが、それにとどまることなく、調査内容を納税者が納得するように説明し、これを契機に納税者が税務知識を深め、更に進んで将来にわたり適正な申告と納税を続けるように指導していくことに努めなければならない。調査が非違事項の摘出に終始し、このような指導の理念を欠く場合には、納税者の税務に対する姿勢を正すことも、また、将来にわたって適正な自主申告を期待することも困難となり、納税者の不適正な申告、税務調査の必要という悪循環に陥る結果となるであろう。

ロ 他方、現状においては、記帳に習熟していないことなどから、自らの力では正しい申告を行うことが困難な納税者が多く、また、問題点を指摘し、又は助言することによって適正な申告が期待できる納税者も少なくない。このような納税者について、何らの指導もしないでその申告を待つことは、自主的に適正な申告ができる納税者を育成していくためにも、また、調査事務を重点的、効率的に運営していく見地からも適当でない。従って、このような納税者については、必要に応じて、記帳、決算、課税標準の計算などについて、個別的又は集団的に指導を行う。

この場合においても、その納税者の実態を的確には握していないと、効果的な指導をすることは難しい。また、同業者など類似の納税者の経営諸指標との対比で説明しなければ

説得力を欠く場合が多い。従って、このような指導を行うに当たっても、その納税者の実態をは握し、あるいは、業種別の経営の実態を知るために、必要な調査を的確に行っておくことが肝要である。

(2) 広報活動の積極化

イ 広報は、申告納税制度の基盤を築き上げていく上で、調査及び指導と並んで重要な意義を持つものである。

広報のねらいは、このような目的との関連で、①納税道義の高揚を図ることと②税法、簿記会計等税務に関する知識の普及と向上を図ること ③申告期限、納期限等について、納税者の注意を喚起すること ④納税者と税務当局との相互の理解を深め、両者の関係の改善を図ること、に大別される。

広報活動の展開に当たっては、そのねらいを明確にし、ねらいに即して対象、テーマ、時機及び媒体などを適切に選ぶことが肝要である。

(イ) 納税道義の高揚をねらいとする広報は、国民一般を対象とし、租税が国の財政にとってどのような意義を持っているか、租税が国民生活にどのように還元されているか、国民の各階層がどのように税を負担しているか、また、これらが諸外国でどうなっているか、などをテーマとし、現代民主主義国家における租税の意義、福祉国家における租税の重要性などに対する国民一般の理解を深めることによって、国民の納税義務に対する自覚を高めることに資する。

このような広報活動は、庁局署がそれぞれの分野で行うものとするが、特に庁は、各種の資料を局署に提供するほか、テレビ、ラジオ、新聞等の広域的な広報媒体を通じて、全国的な広報活動を行う。

なお、小学校の児童や中学校・高校の生徒に対して、租税に関する正しい知識を広めることは、納税道義の高揚に寄与するところが大きいため、各種の学校に対し租税教育用教材を提供することに努めるほか、教師の租税及び財政に関する研究の便を図ることに配慮する。

(ロ) 税務に関する知識の普及と向上をねらいとする広報は、納税者の所得などの規模、税務についての知識の程度などに応じて、税法、記帳、税額の計算方法など、実務上必要な知識を平易な表現で提供し、自主的に正しい申告と納税を行える納税者を多くすることに努める。

このような広報活動は、庁局署がそれぞれ担当するものとし、庁局は、主として、テレビ、ラジオ等を利用する広域的な広報を担当するほか、局署に対し、パンフレットなどの資料を提供する。署は、主として、各種の講習会や説明会を開催し、地域的な広報を行う。

なお、税務大学校における租税の理論的研究の成果を積極的に発表し、税制の理念、租税の理論についての国民の理解を深めることに努める。

(ハ) 申告期限、納期限等については、庁局署がそれぞれ効果的な時機と効率的な媒体を選

び、その周知の徹底を図る。

(ニ) 納税者と税務当局との関係の改善を図る広報としては、納税者にとって近づきやすく、また、納税者に信頼される税務署というイメージをつくることが特に必要である。このため、納税者に税務行政の現状等を紹介して、税務に対する理解を得ることに努めるとともに、特に税務に携わる職員のすべてが自ら広報担当者であるという心掛けを持って、納税者に接するようにしなければならない。

ロ 税務の広報は、実施に当って様々な制約が多く、ともすれば消極的な姿勢に陥る傾向がある。従って、庁局署の幹部は、広報のテーマ、発表内容、時機などについて、自ら責任を持って適切な判断を下し、積極的かつ効果的な広報を行うことに努める。

ハ 広報活動を行うに当っては、税理士会、日本税務協会、青色申告会、法人会、間税協定会、納税貯蓄組合、商工会議所、商工会等の関係民間団体の協力を得るように努める。

(3) 税務相談活動の充実

納税者が自ら積極的に納税義務を遂行するためには、納税者が気軽に相談できるような税務相談体制を整備することによって、納税者を援助することが大切である。このため、テレホンサービスの拡充、地区派遣相談官制度の増設等国税局税務相談室の機能を一層充実し、併せて税の相談日による面接相談の活用を図るとともに、税理士会等関係民間団体が行う税務相談との緊密な連携に配慮する。

イ 税務相談に当っては、正確で適切な回答をするとともに、納税者の有利となる点を進んで説明し、納税者に信頼感と親近感を持たれるように努める。また、苦情事案については、納税者が苦情を申立てざるを得ないこととなった事情を考え、迅速、適切に処理する。

ロ 税務相談室においては、それぞれの実情に応じて最も効果的な方法で相談事務の一層の充実を図るとともに、苦情事案については、特に優先的に処理するよう配慮する。

ハ 税務署における税務相談については、「税の相談日」のあり方に更に一段と工夫を凝らし、納税者の利用の便に配慮する。

また、苦情事案については、幹部職員がこれに当り、積極的に解決に努める。

(4) 納税者に対する応接

イ 税務という仕事の性質上、納税者は、税務官庁をとすれば敷居の高いところと考えがちであるから、税務に従事する者としては、納税者のこのような心理をよく理解して、納税者に接することが必要である。

このため、税務署の案内や面接の施設の改善に努め、納税者が気楽に税務相談に来ることができるよう配慮するとともに、窓口事務については、納税者を迎えるという気持ちになって、一層の改善に努める。また、国税局の税務相談室及び税の相談日がより一層利用されるようにする。

なお、納税者に来署を求めたり、資料の提出を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑を掛けないように注意する。

ロ 納税者の主張には十分耳を傾けるとともに、法令や通達の内容等は分かりやすく説明し、

また、納税者の利益となる事項を進んで知らせる心構えが大切である。

- ハ 税務行政に対する苦情あるいは批判については、職員のすべてが常に注意を払い、改めるべきものは速やかに改めるとともに、説明や回答を必要とする場合には、直ちに適切な説明や回答を行うよう配慮する。

(5) 不服申立事案の適正かつ迅速な処理

- イ 不服申立ての処理に当っては、原処分にとらわれることなく、謙虚に納税者の主張に耳を傾け、公正な立場で適切な調査を行い、事実関係の正しい把握、法令の正しい解釈適用に努めるとともに、事案の早期処理を図り、納税者の正当な権利、利益の保護に欠けることのないように配慮する。

特に、国税不服審判所においては、それが税務行政部内における第三者的機関として設けられている制度的趣旨に顧み、その運用に当っては、総額主義に偏することなく、争点主義の精神を生かしながら、充実した合議を行い、権利救済の十全を期する。

- ロ 不服申立事案の適正、円滑な処理を通じて反省を行い、税務行政の改善に努める。

また、広報活動を活発に行って、納税者のための権利救済制度の周知に努める。

(6) 部内相互の連絡の緊密化

経済取引の多様化、広域化等につれ、税務部内における横の連絡を緊密にすることがますます必要となっている。横の連絡が十分でないと、仕事にそごを来し、事務処理の遅延、課税漏れ、徴収漏れ等を来す原因となり、また、納税者に迷惑を掛け、税務の信用を失うことにもなる。

従って、事務計画の作成に当っては、関係部門と十分な連携をとるとともに、個々の事務処理に当って、各自が常に関係部門との連絡に配慮することが必要である。また、幹部会、賦課徴収連絡会議等の会議を効果的に運営し、関係部門間の緊密な連絡に努める。特に、資料及び情報の収集活用、関連調査などについて、関係部門間の積極的な連携を図る。

(7) 地方公共団体及び関係民間団体との協調

- イ 地方公共団体とは、相互に資料・情報の交換を行うなど連絡を密にし、適正な課税の実現に協力するとともに、それぞれの事務が一層効率的に運営されるように努める。

- ロ 税理士会、日本税務協会、青色申告会、法人会、間税協力会、納税貯蓄組合、商工会議所、商工会等の関係民間団体との協調を図るとともに、これらの団体相互の協力態勢にも十分に配慮して、納税者特に小企業者の記帳指導等を積極的に推進する。

- ハ 税務の公正円滑な運営を期するためには、税務当局と納税者との間において税理士が果たす役割は極めて重要である。関係部課は相互に連絡を密にし、税理士業務が適正に運営され、その機能が健全に発揮されるように努めなければならない。

(8) 電子計算組織の利用と事務合理化の推進

事務量の増大と取引態様の複雑化等事務内容の高度化に対応して、事務運営の効率化を図るため、電子計算組織の利用と事務の簡素合理化を進める。

- イ 手作業を機械によって代替し省力効果を生み出すための申告所得税及び法人税の内部事

務並びにこれら両税の債権管理事務の電子計算処理等既に実施中の各種システムについては、更に改善合理化に努め、着実に拡大していくこととする。

ロ 最近における電子計算組織利用技術の発展にかんがみ、①調査、滞納処分等の外部事務を支援するシステム ②各段階の管理者ごとに適時適切な情報を提供し、その意思決定を改善するためのシステム ③税務行政の長期的な計画の立案を可能ならしめるシステム等電子計算組織を高度に利用するシステムの開発を進めるよう努力する。

ハ 庁局の通達を平易で明解なものにするとともに、必要最小限度のものにとどめるほか、既存の通達の整理統合を図る。

ニ 事務の簡素、合理化を一層強力に推進するため、引続き事務提要、帳簿様式等に検討を加え、その改善を図るほか、庁局に対する報告、上申事項等の整理統合に努める。

また、事務の管理方式、実施の手順等についても、更に検討を加える。

3 組織管理と職場のあり方

(1) 庁局署の関係

イ 庁局署は、それぞれの立場に応じてその役割を遂行し、相互に信頼し、一体となって税務の運営に当らなければならない。

(4) 税務行政は、社会経済の発展、変化に適応していかななければならない。税務行政を取巻く諸条件の現状及び将来の的確な見通しの上に立って、予想される税務行政上の諸問題に対処していくため、定員及び機構、職員の採用及び養成、人事、事務の機械化、施設などについて長期の計画を立案し、着実な遂行に努めることは、庁の重要な任務である。

局は、管内の社会経済の見通しと庁のこの長期計画の下で、その局において予想される諸問題に対処するため、必要な事項について長期の対策を立て、実施していかななければならない。

なお、庁局は、税務行政のより一層円滑な運営に資するため、税務行政上の制度、慣行についてその改善に努めることとする。

(4) 庁は、税務運営の基本方向を示すとともに、事務運営の重要事項を指示し、局は、これに基づき、その事務の現状及び社会経済の実態に即して、署に対し事務運営の具体的施策を指示する。

庁局が事務運営について局署に指示する場合には、その基本的な考え方を明確に、かつ、分かりやすく指示し、実施の方法などについては大綱だけを示し、局署が創意と自主性を持って、それぞれの実情に即し最も効率的に事務を遂行できるようにしなければならない。

(4) 法令の解釈及び適用を統一することは、税務にとって基本的なことであり、庁あるいは局の重要な任務である。また、税務の行政水準について地域間あるいは事務間の均衡を図ることも、税務にとって重要な課題である。庁及び局は、事務視閲及び調査事績検討会などを通じて、局署及び各事務の行政水準をは握することに努めなければならない。なお、税務の行政水準をより適切には握する方法についても、検討を進めることが必要である。

地域間及び事務間で税務の行政水準の均衡を図るために重要なことは、定員の配置及び人事などを適切にすることである。庁局は、定員、機構及び人事が、局署及び各事務の実態並びに社会経済の発展、変化に即して常に適切なものとなるようにしなければならない。

- ロ 庁局が局署を指導するに当っては、計数に表れた事績だけでその事務運営を評価することをしないで、例えば、①事務運営が全体として税務運営の基本方向にのっているかどうか ②事務計画が局署の実態からみて適切であるかどうか ③事務運営に当って管理者の処置が適切かどうか ④定員の配置及び人事、予算措置などが適切かどうか ⑤職員各自が積極的意欲を持って仕事に取り組んでいるかどうかなど、庁局署が一体となって事務改善の方策を見出すという観点から指導することに努める。

なお、事務運営における総合性を確保し、責任体制を明確にするため、庁局の局署に対する重要な指示は、局長又は署長を通ずることを原則とする。

- ハ 庁局は、会議その他の機会において局署の実情や法令通達などについて局署の意見や進言が自由に表明されるよう配慮するとともに、適切な意見は積極的に採り入れ、その実現を図る。

また、会議等の開催に当っては、マンネリ化した会議等はないか常に見直しを図り、真に必要と認められる会議等に限り開催するように努め、可能な限り会議等の整理縮少を図る。

(2) 適正な事務管理と職員の心構え

- イ 管理者は、職員のすべてがそれぞれの適性を生かしてその能力を十分発揮できるようにするとともに、すべての職員が互いに打ち解け、互いに助合い、明るいふんい気で仕事ができるような職場をつくることに努めなければならない。

このため、事務運営の方針、計画を決定するのはもとより管理者の職務と責任であるが、管理者は、努めて職員と対話の場を持ち、職員の建設的な意見を事務運営面に採り入れるように努め、職員が参加意識を持って職務に当ることができるよう心掛けなければならない。また、そのような接触を通じて職員の実情をよく理解することに努め、親身になって部下の指導に当ることが大切である。

なお、管理者は、常に研さんを積み、識見を広め、管理能力を高め、部下職員の範となるよう努めなければならない。

- ロ 各職員は、税務運営の基本的な考え方をよく認識し、各自の一つ一つの事務処理が税務運営全体に持つ意義を自覚して、積極的にそれぞれの創意工夫を凝らして職務の遂行に当るようにしなければならない。

また、税務は高度な専門的知識と経験とを必要とする仕事である。従って、このような事務に従事する職員は、税法の知識及び税務に関する技術的能力の向上に努め、おう盛な責任感を持って、事務処理に当らなければならない。特に、専門官は、このような専門的知識と経験を兼ね備えた職員として、税務の中核的存在であることを認識し、その責任を

十分自覚して、その職務の遂行に当らなければならない。

なお、納税者の税務に対する信頼と協力を得るためには、日々納税者に接する職員が、ただ単に税務の専門家であるだけでなく、人間的にも信頼されることが要請される。従って、職員は、常に常識を豊かにし、品性を高めるよう心掛けなければならない。

ハ 特に、署にあっては次の点に留意する必要がある。

(イ) 署長は、管内の納税者の状況、その署の職員の実態等を的確には握するとともに、専門官制度を柱とする署の機構が全体として有機的かつ効率的にその所期の機能を発揮するように努める。更に、その事務運営が税務運営の基本方向に沿って着実に行われるよう、署務の全般を方向付けし、調整し、推進するとともに、その結果を的確に見極めていかななければならない。

(ロ) 特別国税調査（徴収）官はその豊富な知識と経験を生かして、自ら積極的に調査、滞納整理等に当ることとし、その執務を通じて専門官全体の模範となる必要がある。

(ハ) 課長及び統括官は、各部門の事務遂行の責任者として署長の意図を体し、適切な計画の下に、部下職員を指揮して、的確な事務運営に努めなければならない。このため、事務の管理に当っては、重複した管理や不必要に細かい管理を行うことによって、管理事務が増大し、職員の自主性が減殺されて、効率的な事務運営が損われることがないように配慮しなければならない。また、課長及び統括官は、部下職員の個々の案件の処理が適正に行われるよう、必要な指導と指示を行う。

(3) 職員の教育訓練

イ 職員の資質の向上を図ることは、税務運営を円滑適正に行うための基礎となるものである。管理者は、日常の事務を通じて職員を指導するとともに、職場研修等を計画的に実施して、職員の職務遂行能力の向上を図るよう努める。

なお、経験年数の少ない職員に対しては、個別指導を適切に行うよう特に配慮する。

ロ 税務大学校においては、教育内容の一層の改善合理化を図り、税務行政における諸情勢の推移に即応した各種研修等を計画的に実施して、職員の資質の向上に寄与するよう格別の配慮を行う。管理者に対する監督者研修についても、これを充実して管理者の管理能力の向上を期する。

なお、税務大学校における租税理論及び税法の運用に関する研究体制を整備強化することにより、租税理論の研究水準の向上と職員の教育訓練の充実に資する。

(4) 綱紀の粛正

一部の職員の間にかきた不正事件であっても、それは、税務行政全般の信用を傷つけるものである。

税務行政に携わる職員は、一人一人が公務員としての責任と税務職員としての職務の重要性について、常に自覚を新たにするとともに、誘惑の多い職場であることに顧み、平素から細心の注意を払い、いやしくも不正事件を引起すようなことがあってはならない。

また、管理者は、部下職員の範として自らを律しなければならないことはもちろん、部下

職員に対しては、単に職場における業務上の監督指導を行うだけでなく、職員の身上を常には握するとともに、職場に正しい倫理観を確立して非行の未然防止に努め、万一事件が発生した場合には、機を失することなく所要の措置を講ずるとともに、速やかに実情を調査した上、厳正に処置する。

(5) 職場秩序の維持

職員は、税務職員としての職責を自覚し、国家公務員法等に定める服務規律を遵守して良識ある行動をとるとともに、それぞれの職務に専念し、職場秩序が整然と維持されるよう努めなければならない。

管理者は、平素から部下職員の指導訓練を通じて、職員の自覚を高め、職場秩序の確立に努めるとともに、職場の秩序を乱す行為に対しては、厳正な態度をもって臨まなければならない。

(6) 職場環境の整備

イ 納税者にとって近づきやすい税務署とするためにも、また、職員が明るい気持で能率よく仕事を行うためにも、職場環境の整備が必要である。このため、庁舎の施設、備品等の整備改善に一層の努力を払うとともに、整理整頓、火災盗難の防止その他適正な管理に十分配慮する。

ロ 住宅事情が職員の勤務意欲に重大な影響を及ぼすことに顧み、宿舍の増設及び質的向上に努め、職員の住居の安定を図る。

(7) 職員の健康管理

イ 明るく、能率的な職場をつくるには、職員が健康であることが重要である。このため、診療所の医療施設等を充実するとともに、健康管理を適正に実施し、疾病の早期発見と疾患者に対する健康指導の徹底を図り、また、休暇等職員の休養について適切な配慮をし、職員の健康の保持増進に万全を期する。

殊に40歳以上の職員が全職員の約半数を占め、高齢化する傾向にある現在、いわゆる成人病といわれる疾病の早期発見のため、健康診断の充実を期する。

ロ 職員の元気を回復し、職員相互の連帯感を高めるため、職員の意向及び事務の繁閑に配慮しながら職場におけるレクリエーション活動を活発に実施する。なお、レクリエーション指導者の養成にも一層の努力を払う。

また、明るく健康な職場とするための福利厚生施設の拡充に努める。

第 二 各 論

1 直税関係

(1) 直税事務運営の目標と共通の重点施策

直税事務は、社会の各層にわたる極めて多数の納税者を対象とし、加えて、納税者の生活や業務に直接影響するところの大きい所得又は資産などを課税の対象としていることから、その運営の適否は、単に直税事務にとどまらず、広く税務行政全般に対する信頼感、ひいて

は国民一般の納税道義に影響を持つものである。

従って、直税事務を適正に運営し、もって納税者間の負担の公平を図ることは、税務行政全体にとって極めて重要なことである。

申告納税制度の下における直税事務の目標は、すべての納税者が自ら正しい申告を行うようにすることにある。

このため、事務の運営に当っては、納税者の税歴、所得又は資産の規模、税額などに応じて、それぞれの納税者に即した調査と指導を一体的に行うことが必要である。

このような見地から、直税事務の運営に当っては、次の諸点に施策の重点を置く。

イ 青色申告者の育成

自主的に正しい申告のできる納税者を育成するについて、その中核をなすものは青色申告であるから、青色申告者の増加と育成に一層努力する。

このため税理士会との協調を図りつつ、商工会議所、商工会、青色申告会、法人会等の関係民間団体との連携強化を更に進め、これらの団体の指導を通じて、納税者の記帳慣行の醸成と自主的な申告納税の向上が行われるようにする。

ロ 調査の重点化

限られたか働量で最も効率的な事務運営を行うため、調査は納税者の質的要素を加味した上、高額な者から優先的に、また、悪質な脱漏所得を有すると認められる者及び好況業種等重点業種に属する者から優先的に行うこととする。

このため、調査の件数、増差割合等にとらわれることなく、納税者の実態に応じた調査日数を配分するなど、機動的、弾力的業務管理を行うよう留意する。

ハ 調査方法等の改善

税務調査は、その公益的必要性と納税者の私的利益の保護との衡量において社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うものであることに照らし、一般の調査においては、事前通知の励行に努め、また、現況調査は必要最小限度にとどめ、反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められる場合に限り行うこととする。

なお、納税者との接触に当っては、納税者に当局の考え方を的確に伝達し、無用の心理的負担を掛けないようにするため、納税者に送付する文書の形式、文章等をできるだけ平易、親切なものとする。

また、納税者に対する来署依頼は、納税者に経済的、心理的な負担を掛けることになるので、みだりに来署を依頼しないよう留意する。

二 有効な資料・情報の収集とその活用

資料・情報は、調査対象の選定、調査ポイントの抽出などに役立つことにより、調査事務を効率化するとともに、各税事務を有機的に結び付け、調査の内容を充実するものである。その収集に当っては、活用効果が特に大きいと認められるものに重点を置き、調査に当っては、収集した資料・情報を十分活用することに努める。また、この趣旨を生かすよう、その事績についても的確な管理を行う。

ホ 納税秩序の維持

税務調査は、納税者相互間の負担の公平を図るため、国民からの信託を受けてこれを実施するものであり、すべての納税者は、本来その申告の適否について調査を受ける立場にある。従って、各種の妨害行為をもって税務調査を阻む者に対しては、納税秩序を維持し、かつ、課税の適正を期するため、これらの妨害行為に屈することなく、的確な調査を行い、一般納税者との間に、不均衡が生ずることのないよう特段の配慮をする。

ヘ 各事務系統の連携の強化

直税各税の事務は、経済活動の高度化とともに、ますます密接な関連を持ってきていることに加え、部門制の採用による事務の専門化と統括官の増加により、直税事務を一体的に運営することの必要性がますます高くなってきている。従って、事務の運営に当っては、資料の効率的収集及び活用、同時調査、同行調査、連鎖調査の効果的な実施などにより、所得税、法人税及び資産税の各税事務が、有機的連携の下に行われるよう配慮する。

なお、必要に応じ局署間、事務系統間の応援を積極的に行う。また、直税職員は、納税者の転出入に伴う処理その他徴収部門に対する所要の連絡を迅速確実に行うことはもちろん、徴収部門から賦課交渉があった場合などには、速やかに見直しなど所要の処理を行い、あるいは調査等で知り得た徴収上参考となる事項を確実に徴収部門に連絡するなど、徴収事務との連絡協調に努める。

ト 事務管理のあり方

事務の管理に当っては、重複した管理を行うことにより管理事務の増大を来すことのないよう、効率的な事務管理に努めるほか、次の諸点に配慮する。

- (イ) 事務計画の策定に当っては、職員、特に上席調査官等経験豊富な者の意見を聴取し、職員の建設的な意見を事務計画に採り入れるよう配慮する。
- (ロ) 事務の分担の付与に当っては、職員の経験、適性、事案の難易等を総合勘案し、適切な分担付与を行うことに努める。特に上席調査官には重要かつ困難な事案を付与する。
- (ハ) 事務の進行管理に当っては、職員の創意工夫を生かすよう、職員の経験、能力、事案の内容等に応じて、それぞれ適切な管理を行うことに努める。

(2) 各事務の重点事項

イ 資料関係

- (イ) 資料の収集については、調査事務との関連において、収集すべき資料の種類及びその収集先に工夫を凝らし、いたずらに収集枚数にとらわれることなく、調査に直結する有効な資料の収集に努める。特に、調査の過程でなければ得られない資料について、収集の徹底を図る。

また、管理者は、重点調査対象業種の選定に役立つ資料・情報の収集についても、特段の配慮をする。

- (ロ) 資料の活用については、一枚の資料であっても関連する税目の調査にそれぞれ使用するなど、その多角的な活用に努めるものとする。また、調査は資料を十分に活用すること

によって深められるものであるから、管理者は、資料が確実に活用されているかどうかについて、徹底した管理を行う。

- (ハ) 資料源の開発については、担当者が当るほか、一般の調査、法定資料の監査等の機会を通じて、積極的に有効資料源の開発に努める。
- (ニ) 個々の資料・情報が関連して相互にその内容を補完し合い、納税者の実態は握に十分その効果を発揮するよう、資料・情報を長期にわたって蓄積し、継続して管理することに努める。
- (ホ) 資料事務の運営に当っては、収集された資料の活用結果をは握し、どのような資料が有効か、また、どのような収集方法が効率的かについて分析を行い、じ後における資料収集事務の改善を図る。

□ 所得税関係

申告納税制度の趣旨に沿った事務運営を行うため、次の点に配意しつつ事後調査体系の一層の定着に努める。

- (イ) 納税者が、自ら課税標準について正しい計算を行い、また、その経営を合理化していくためには、日々の取引を正確に記録する慣習がその前提となる。

この記帳慣習を育成していくため、青色申告制度はその中核をなすものであるから、今後も引続き、青色申告者の増加に積極的に努力するとともに、適切な指導又は調査を通じて、青色申告者の質的水準の向上を図る。

なお、その普及及び指導については、地方公共団体及び関係民間団体の協力を積極的に求め、また、これらの団体の指導の対象となった事案については、それぞれの実情に応じ、その指導の効果が生かされるよう配意する。

- (ロ) 確定申告期における納税相談は、そのための来署依頼を原則として行わず、申告書の作成に必要な事項について相談を行うこととし、納税者自身による自発的な申告の慣行を定着させるよう努める。
- (ハ) 調査は、事後調査を主体として実施するが、調査対象選定のための申告審理事務は、細かいものを省略して効率的な処理を図るなど合理的運営に努める。

また、事後処理についても高額中心に行うとともに、適正申告を行う納税者を長期的に育成していく見地から運営する。

- (ニ) 営庶業所得者については、白色申告者と青色申告者の別及び所得者層の別に応じて適切な指導及び調査を行うこととし、白色申告者に対しては青色申告者より高い調査割合を確保するとともに、高額所得者を中心として調査内容の充実に努める。
- (ホ) その他所得者については、所得のは握が困難であるので、その管理及び調査について相当の努力をする必要がある。従って、調査技法の開発に努めるとともに、都会署におけるその他所得の調査事務量を増加し、適切な調査対象を選定し、充実した調査を行う。
- (ハ) 一般農家に対する標準課税の事務及び農外所得のは握については、地方公共団体及び農業団体の積極的協力を求めることとし、特殊経営農家については、個別調査・指導方式

による。

ハ 法人税関係

- (イ) 申告納税制度の下での法人税事務は、自主的に適正な申告を行う法人を着実に育成することを目標としなければならない。

このため、個々の法人の申告内容を的確には握し、その内容に応じて質的な区分を行い、指導によって適正な申告が期待できる法人に対しては、きめ細かな指導を根気よく行うとともに、他方、大口、悪質な不正を行っている法人又は不正計算を繰返している法人に対しては、常に徹底した調査を行い、調査を通じてその是正を図るなど、その実態に即した指導又は調査を行う。

- (ロ) 法人の質的区分に応じた事務運営の体制は、年々の法人税事務の着実な積重ねの上にはじめて可能となるものであるから、法人に対する指導又は調査の際には握したその人的構成、帳票組織、内部けん制の状況等の情報は、申告内容の検討結果とともに、その都度確実に記録保存し、法人の長期的管理に資することに努める。

- (ハ) 法人数が年々増加し、取引が大型化かつ複雑化している現状において、法人の実態を的確には握するためには、職員一人一人の創意工夫によって、事務処理の効率化を図る必要がある。

このため、事務分担の方式については、あらかじめ業種又は地域等により分担を定め、同一の職員に調査・指導対象の選定から調査・指導及びその事後措置に至る一連の事務を担当させることを原則とし、個々の職員の責任を明確にし、その能力を最大限に発揮できる体制を確立することに努める。

二 源泉所得税関係

源泉徴収制度の運営の適否は、源泉徴収義務者のこの制度に対する理解と認識のいかんによって影響されるところが大きいことに顧み、指導をその事務運営の基本として、優良な源泉徴収義務者の育成に努める。また、管理が多元化している現状に対処し、源泉所得税事務に関する責任体制を明確にして、その事務処理の的確化が図られる管理体制を確立する。

このため、源泉所得税事務における施策の重点を次の諸点に置く。

- (イ) 源泉徴収義務者の把握は、源泉所得税事務の基盤となるものであるから、あらゆる機会を通じて源泉徴収義務者を確実に把握することに努める。また、その業種、業態、規模等に応じて適切な指導を行い、関係法令、通達等その制度の周知徹底を図り、優良な源泉徴収義務者の育成に努める。

- (ロ) 法源同時調査及び所源同時調査の体制は、調査事務の効率的な運営、納税者感情などの見地から設けられたことに顧み、一層これを推進する。

源泉単独調査をはじめとするその他の事務については、専担制による事務運営の体制を確立し、これを中軸として源泉所得税事務に従事する職員の源泉徴収制度に対する認識を高め、事務処理の的確化に資する。

- (ハ) 源泉所得税に関する事務を所掌する所得税及び法人税に関する部門並びに管理・徴収部門の各職員は、他の事務系統で所掌している事務との関連性を十分認識し、それぞれの事務が一体として運営されるよう、各事務系統間の連絡協調について特段の努力を払う。

ホ 資産税関係

国民の生活水準の向上、資産の蓄積の増大等に伴い、資産税の課税の適正化に対する社会的要請がますます大きくなっている。

従って、資産税事務の運営に当っては、次の諸点に配意して適正な課税の実現に努める。

- (イ) 資産税事務について、限られた人員で適正かつ効率的な運営を行うため、事務又は事案の重要度に応じてか働量の重点的配分を行い、合理的な運営の徹底に努める。

この場合、例えば譲渡多発署にあっては譲渡所得事務に重点を置くなど、各署の実情に応じて各事務への適切な事務量の配分を行うほか、必要に応じ局員又は他署職員による応援を適切に実施し、局署を通ずる機動的な事務運営に努める。

- (ロ) 資産税関係の納税者は、関係法令などになじみが薄い場合が多いので、地方公共団体及び税理士会、農業協同組合等の関係民間団体を通じて積極的な広報活動を行い、関係法令等の周知を図る。

また、税の相談日、譲渡所得の集合説明会等の機会を活用して、自主的に適正な申告がなされるよう適切な指導を行うとともに、納付方法についても必要な説明をする。

なお、来署依頼による納税相談を実施する場合、その対象の選定に当っては、少額事案を極力省略して高額重点の考え方を徹底するとともに、その後の事務処理が効率的にできるように十分配意する。

- (ハ) 調査事務量を確実に確保するため、納税相談事務の合理化、内部事務の簡素化など事務処理の一層の効率化に努める。

実地調査は、資産税の各税目を通じて脱漏税額の大きいと認められるものに重点を置き、各事案の内容に応じ必要かつ十分な調査日数を投下してこれを処理する。

特に譲渡所得事案については、事務年度内の処理の完結にこだわることなく、他事務系統との連携調査等又は同行調査を積極的に展開するよう配意する。

- (ニ) 財産評価の適否は、相続税、贈与税の適正・公平な課税に極めて大きな影響を及ぼすものであるから、評価基準の作成に当っては、その精度の向上に努め、評価基準の適用に当っては、評価財産の個別事情に即応した的確な運用に配意する。

2 調査査察関係

- (1) 調査課事務運営の目標と重点事項

調査課所管法人及びその役職員は、我が国経済界を主導する重要な役割を果しており、その社会的、経済的影響力は極めて大きく、それらの納税義務履行の動向が全納税者の納税道義に心理的効果を及ぼすという面からも、また、取引全体の公正明朗化を左右するという面からも、全納税者に与える影響は、極めて大きいといわなければならない。

従って、所管法人の実態を的確には握し、その法人に対し適正な課税を行い、また、必要

に応じ役職員の当該法人と関連のある所得についても実態を明らかにし、その正しい課税の実現に資することは、全納税者の納税道義を高めるという税務行政の究極の目標を達成するために不可欠の課題である。

このような見地から、調査課の事務運営においては、所管法人の申告水準の向上を通じて、所管法人を含めた全納税者が自主的にその納税義務を履行する基盤を形成することをその究極の目的とし、次の事項を基本とする。

イ 不正所得等のは握

調査の基本目的は、取引の内容を解明してその実態をは握することにある。従って、調査に当っては、単なる期間損益の修正に意を用いすぎることなく、この目的に従って取引の実態をは握し、特に、大口、悪質な不正所得の発見に重点を置くこととする。

ロ 申告水準向上策の積極化

所管法人に対する充実した調査を基として、申告に対する姿勢の改善を図るよう十分な指導を行い、申告が優良な法人の育成に努める。

また、この指導の効果をその法人の所属業界、系列企業等に浸透させていくための施策を計画的かつ積極的に実施する。

ハ 不正取引に係る資料源開発

不正取引の多くが取引当事者相互間の通謀によっている現状に顧み、こうした不正取引を徹底的に解明し、その一連の資料を収集することは、調査の充実のため不可欠の要件である。所管法人は、取引系列の中樞をなしており、また、取引範囲も広いので、全税務的見地から、これを資料源として積極的に開発するよう努める。

(2) 査察事務運営の目標と重点事項

査察事務は、税務行政の一環として、悪質な脱税に対する刑事責任を追及して納税道義の高揚を図ることにより、申告納税制度の維持とその健全な発展に資することを目標としており、査察に期待される役割は今後ますます増大するものと考えられる。

このため、査察事務の運営に当っては、次の点を基本とする。

イ 悪質、大口な脱税の摘発

査察事務の目的にかんがみ、真に社会的非難に値する悪質かつ大口な脱税の摘発に努めることとし、このため情報活動を一層充実し、情報源の新規開拓、情報技術の改善等を図って、査察対象の的確な選定を期する。

ロ 申告水準向上への十分な寄与

査察事務は、一般の税務運営の動向に即し、全税務的基盤に立って運営されるべきものであり、このため課税部門との密接な連携の下に査察の効果が申告水準の向上に十分寄与するよう配意する。

ハ 組織的、効率的な事務の推進

最近における脱税の広域化、手口の巧妙化に顧み、広域調査態勢の確立、調査技術の開発、向上等を図り組織的、効率的な事務運営に努める。

3 間税関係

(1) 間税事務運営の目標と共通の重点施策

間税事務運営においても、その目標は、もとより正しい自主的な申告と納税が行われるような態勢を確立することにある。このため、納税者に対して適切な指導を行うとともに、調査及び犯則取締りについては、納税者の実態に応じて一層の重点化を図る。

今後の社会経済の発展に伴い、経済取引の複雑化と広域化が進み、また、消費税関係を中心に課税対象が増加し、多様化するものと考えられる。これに伴い、間税行政の一層の多様化と高度化が要請されるが、税務行政全体の中における間税事務のあり方に配意しながら、この要請にこたえていくためには、間税事務全般にわたって、その刷新改善を進めることが必要である。

このような見地から、今後における間税事務の運営に当っては、次の諸点に施策の重点を置く。

イ 調査及び犯則取締りの重点化

調査事務については、網羅的又は画一的な運営に流れることのないよう、経営内容、取引形態、過去の諸事績などからみて必要度が高いと認められる調査対象を選定し、また、調査に当って重点を置くべき項目を抽出し、効率的かつ深度のある調査を行う。

また、犯則取締りは、大口かつ悪質な事案に対象をしばって実施する。なお、小口又は軽微な事案については、調査と指導に重点を置いて処理し、じ後における適正な申告と納税が得られるよう配意する。

ロ 調査事務の簡素化

調査事務の簡素化を図るため、的確な質的管理の下に重点的に調査対象を選定し、少額事案については極力調査省略を図るなど合理的な調査事務の運営に配意する。

ハ 広域運営の推進

間税関係の納税者の数、種類及び規模は、署によってかなり異なっており、このような傾向は今後とも大きくなるものと考えられる。従って、納税者に対する調査を各署単位で処理する事務方式では、大口又は重要な事案に対し徹底した調査及び犯則取締りを行うことが困難となる事態が生じ、また、間税職員の調査技能の向上の機会も十分に得られなくなるおそれがある。

このような事態に対処するため、調査及び犯則取締りの広域的運営を進めていくものとし、局間税部監視部門による犯則取締りに加えて、局間税部調査部門において、大口又は複雑困難な事案に対する調査を行い、また、署段階における調査及び犯則取締りについても、署間の広域運営を積極的に推進する。

二 間税事務の一体的運営

間税関係の税目は多岐にわたっているので、事務計画の策定に当っては、各税目を通じて事務の重要度を総合的に判断し、重点的な計画を策定するよう配意する。また、間税事務にあつては、限られた職員が多く税目を分担しているので、その執行に当っては、酒

税、消費税を通ずる事務の一体的運営に努める。

ホ 直税間税統合統括官制署の犯則調査権限の適切な行使

直税間税統合統括官制度の下においては、職員が常時又は随時、直税及び間税の両者について調査権限を有することになるので、間税の犯則取締りのための収税官吏の権限の付与及び行使に特に慎重を期する。

(2) 各事務の重点事項

イ 酒税関係

(イ) 酒税調査は、酒類製造者に重点を置く。調査事務の運営に当っては、調査対象を十分検討して選定するとともに、それぞれの実態に応じて調査項目を抽出し、重点的、効率的かつ深度のある調査を実施する。

なお、酒類の販売業者等に対する調査は、酒類製造者に対する調査を補完する観点から実施する。

また、有効な資料・情報を組織的かつ計画的に収集し、その活用を図ることとし、対象の選定を的確に行うよう配慮する。

(ロ) 犯則取締りは、大口かつ悪質な事案に重点を置いて行うものとし、取締りに当っては、早期に事案の全ぼうをは握して、適切な処理を図る。

なお、酒類の密造及び密輸入の防止のため、啓発宣伝と効果的な取締りを行う。

(ハ) 酒類販売業免許については、免許制度を必要とする行政目的に配慮するほか、酒類流通の効率化及び消費者の利便を十分考慮し、適正かつ弾力的な運用に努める。

(ニ) 酒類業界を取巻く環境は極めて厳しく、今後は従来のような量的な拡大を期待することは困難であると認められる。

このような情勢に対処するため、業者及び業界は自主的な合理化努力を一層進めるとともに、節度ある生産と過当な販売競争の是正に努め、企業基盤の強化を図ることが要請される。

この考え方にに基づき、業者及び業界団体に対し、適時適切な指導を行うこととする。

(ホ) 酒税保全担保の提供については、酒類業者の経営状況等を常に的確には握し、個々の実情に応じ、必要な限度において担保を徴求するようその運営に配慮する。

ロ 消費税関係

(イ) 消費税は価格に織込まれて消費者へ転嫁される建前のものであるから、納税者に対し課否判定、課税標準の算定などについて適切な事前指導を行わなければ、じ後において事務執行上困難な問題が生ずるおそれがある。このため、庁局署は、関係業界の動向及び納税者の実態のは握に努め、新製品の開発、生産取引の形態の変化などに常に留意し、時宜に応じた的確な指導を積極的に行う。この場合、新規又は異例なものなど先例により難しい事案については、庁局署の連絡を密にして、その取扱いの統一と迅速な処理を図る。

なお、業種に共通な事項については、業者団体、間税協力会業種別部会等を通じ効果的な指導を行う。

(ロ) 調査は、大口又は重要な事案を対象に重点的に実施する。このため、納税者の実態を十分には握し、資料・情報を積極的に活用して、適切に調査対象を選定するとともに、それぞれの実態に応じて調査項目を抽出し、効率的な調査を行う。この場合、全国的規模の事案については、庁の指導の下に局間の連携を密にして企業単位の調査を行う。

また、少額納税者については、調査を簡略化し、指導に重点を置いて処理する。

なお、適正な申告を行わず、税務調査を妨害する者に対しては、き然たる態度でこれに臨み、課税の適正と納税秩序の維持に努める。

(ハ) 犯則取締りについては、資料・情報活動を充実して的確に対象を選定するとともに、徹底した調査により早期にその全ぼうをは握し、適切な見通しの下に効率的に処理する。

なお、軽微な非違事項については、指導によりその誤りを是正させるように配意する。

(ニ) 資料・情報事務については、直税関係部門との連携を保ちつつ、組織的かつ計画的に有効な資料・情報の収集に努め、一元的な管理の下にその効果的な活用を図る。

ハ 鑑定関係

(イ) 酒類、揮発油等の分析、鑑定に当っては、これが間接税の適正かつ公平な課税を実現するための基礎であることを深く認識し、正確かつ迅速に行うとともに、関係部課等と緊密な連携を保ち、その適正な運営に努める。

(ロ) 酒類製造者に対する技術指導に当っては、酒類行政全般の動向をは握し、企業の合理化と業界の近代化を技術面から推進して、良質な酒類の安定的供給に資するよう努める。また、公害防止に関しては、主務官庁と連携を保ちつつ適切な指導を行う。

(ハ) 近年、分析法は顕著な発展を遂げ、また、技術革新に伴い石油工業をはじめとする関係業界の技術水準が急速に進歩しているので、常に新知識の吸収に努め、分析、鑑定能力の向上を図るとともに、調査手法の開発に努める。

4 徴収関係

(1) 徴収事務運営の目標と共通の重点施策

税務行政は、賦課事務とともに徴収事務が適正に行われることによって、はじめてその目的を達成することができる。徴収事務の遂行に当っては、このことを十分に認識し、租税債権の確実な管理と、その的確な徴収に努めることが必要である。

徴収事務の運営については、従来から確実な債権管理を図るとともに、事務の合理化、効率化について格段の努力を払ってきた結果、事務能率の向上には著しいものがあるが、更に今後の社会経済の進展に即応するため、事務の合理的、効率的運営を図ることが一層要請される情勢にある。

このような見地から、今後における徴収事務運営の施策の重点を次の諸点に置く。

イ 自主納付意識の高揚

徴収事務の終極的な課題は、自主納付態勢を確立することにある。

そのためには、的確な滞納整理の実施とあいまって、平素の事務を通じて、あらゆる機会を生かし、納税者の自主納付意識の高揚を図ることが肝要である。このため、賦課部門

と一体となった納付指導、広報活動等による納税道義の高揚を図るとともに納税貯蓄組合、青色申告会、法人会等の関係民間団体の協力を得て納税思想の水準を高めるよう努める。

□ 確実な事務処理と事務の合理化

徴収事務の基本は、租税債権を確実に管理することにある。

今後においても、この基本にのっとり、事務の簡素化の要請と事務処理の確実性の保持との調整を図りつつ、一層の合理化に努める。

特に、電子計算組織による事務処理は、今後における事務合理化の基幹となるものである。徴収事務においてもその対象範囲の拡大を図るとともに、この組織の採用に伴って派生する諸問題についても、技術上の要請と行政上、事務上の要請との調和を図りつつ解決に努め、事務処理体制を整備する。

ハ 機動的な事務運営と重点的な滞納整理

- (イ) 限られた人員で事務を能率的かつ円滑に遂行するため、事務の重要度、時宜に応じた合理的な事務計画を策定するとともに、管理・徴収両事務の特質と差異に着目しつつ管理事務の平準化を図るため、時期的な繁閑に応じて、両事務を通ずる機動的運営を図る。
- (ロ) 滞納整理に当っては、情報管理を的確にし、滞納者個々の実情に即した整理の進展を図るとともに、整理対象事案の増大に対処するため、その質的管理に十分配慮し、重点的、効率的な滞納整理を行う。

(2) 各事務の重点事項

イ 管理関係

- (イ) 租税債権を確実に管理するには、賦課部門との連絡を円滑に行うことが肝要であり、このため、申告書、更正決定決議書等の回付、納税者の異動に伴う処理、事故原符の調査等につき、連携の強化、協力体制の確立に努める。
- (ロ) 管理事務の現状に顧み、繁忙期における事務処理を円滑に行うことは、運営上特に留意を要することであり、今後における事務量の増加に対処するためにも、その事務の実態を十分には握し、分析した上、実情に応じて、非常勤職員の活用、各種事務の処理時期の調整、納付相談事務の合理化及びその際における賦課部門との協調等について検討し、総合的、重点的な事務運営を図る。
- (ハ) 物納延納の許可事務については、常に進行管理を的確にするとともに、許可の方向を速やかに決定し、迅速、適正な事務処理を行うことに努める。このため、賦課部門との連絡協調、財務局等の関係機関との協議、納税者の指導等を積極的に行うよう配慮する。
- (ニ) 振替納税制度については、引続きその普及を図ることとし、勧奨に当っては、納税貯蓄組合、青色申告会、金融機関等の協力を得るよう特に配慮する。
- (ホ) 納税貯蓄組合の指導に当っては、税務行政全般に対するよき理解者、よき協力者層の拡大に資する見地から、納税資金の貯蓄、期限内納付の指導等のほか税務に関する広報を中心とした諸施策を推進するとともに、青色申告会、法人会等の関係民間団体との連携等を通じて活発な活動を行えるよう配慮する。

□ 滞納整理関係

(イ) 租税負担の公平の理念は、適正に課された租税を確実に徴収することによってはじめて達成されるものであり、滞納整理に当っては、この点を十分に認識し、国税徴収法その他関係諸法の定めるところに従い、適正に処分を執行しなければならないものである。

また、常に、賦課部門との連携に心掛け、納税者から課税についての疑問が出された場合には、早急に賦課部門へ連絡してその解決を図るなど適切な措置を講ずる。

なお、租税の徴収に当っては、第三者の権利と競合する場合が少なくないので、その権利の尊重に留意するとともに、法律に定められた諸制度の運用については、いやしくも拡張解釈による不当な処分や不十分な調査による安易な処分を行うことのないよう配意する。

(ロ) 滞納整理に当っては、大口滞納者、悪質滞納者、その他の早期に保全を要する滞納者に対する処理の充実を図り、必要に応じて訴えを提起するなど、継続的な質的整理を促進する。これらの滞納者以外のものについては、通信による催告を主体とした滞納整理方式の活用を図る。

(ハ) 管理者は、効率的な滞納整理を推進するため、大局的見地からの諸施策の決定、重点整理対象の選定、整理の進ちょく状況のは握などに十分留意し、進行管理の徹底に努める。

(ニ) 滞納整理事務を効果的に運営するため、局署の実情に応じて、職員の重点的配置を行い署間の広域運営による滞納整理の推進を図る。また、滞納の都市集中化に対処して署の滞納整理を促進するため、局国税徴収官による機動的な応援体制の強化を考慮する。

5 不服申立て関係

(1) 異議申立て関係

イ 異議申立事案の調査に当っては、その異議の申立てが原処分に対する不満から生じたものであることに顧み、その申立てがなされた事情等について、その異議のあるところを十分くみ取り、公正妥当な処理に努めることはもちろんであるが、他面、安易な妥協を排除して、正しい課税標準のは握に努める。

ロ 異議申立事案の早期処理については、改善の跡が認められるが、更に一層処理の促進に努め、いやしくも事務の進行管理が不十分なためにいたずらに日時を経過することのないよう、また、処理の内容については、審理が不十分であるため異議申立段階で処理することができる問題についてまで、その解決を審査請求段階に持越したりすることのないよう、管理の充実を図る。

(2) 審査請求関係

国税不服審判所における裁決は、賦課徴収に当る処分庁から独立した立場において、かつ、行政部内として最終的に行う判断であるから、事案の処理に関係のあるすべての者は、それぞれ次の諸点に十分配意するとともに簡易迅速な手続による国民の権利救済が行政不服審査制度の主要な目的となっていることにかんがみ、審査請求事案の効率的な処理に努める。

イ 総額主義に偏することなく、争点主義の精神を生かして審理するのであるから、審査を

申立てられた事項、答弁書に記載された事項、更に審査請求人の反論内容を基礎として審理を行う。

このため、必要がある場合には、審査請求の趣旨、理由が明らかになるよう補正を求めるなどの措置を講ずるとともに、他方、原処分庁においても、当該趣旨、理由に対し具体的に答弁することによって、争点の明確化に努める。

ロ 合議体の構成員は、議決につきそれぞれ独立した権能を与えられている趣旨に顧み、合議に当っては、各人が十分に意見を開陳し、公正妥当な結論に到達するよう議を尽す。

ハ 調査、審理に当っては、不服申立手続上の諸権利を尊重するとともに、質問検査権の行使に当たっても、審査請求人の正当な権利利益の救済の趣旨に反しないよう留意する。

なお、審査請求人の主張に相当の理由があると認めるときは、支障のない限り、徴収の猶予、滞納処分の続行停止等の措置を講ずるよう、徴収の所轄庁に求める。

令和 5 年度税制改正の大綱の概要

(令和 4 年 12 月 23 日 閣議決定)

家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講ずる。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築を行う。加えて、自動車重量税のエコカー減税や自動車税等の環境性能割等を見直す。租税特別措置については、それぞれの性質等に応じ適切な適用期限を設定する。具体的には、I のとおり税制改正を行うものとする。

また、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置について、II のとおり決定する。

I 令和 5 年度税制改正

個人所得課税

○ NISA 制度の抜本的拡充・恒久化

- ・非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、NISA 制度を恒久的な措置とする。
- ・一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の年間投資上限額（「つみたて投資枠」）については、120 万円に拡充する。
- ・上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けることとし、「成長投資枠」の年間投資上限額については、240 万円に拡充するとともに、「つみたて投資枠」との併用を可能とする。
- ・一生涯にわたる非課税限度額を新たに設定した上で、1,800 万円とし、「成長投資枠」については、その内数として1,200 万円とする。
- ・以上の措置は、令和 6 年 1 月から適用する。

○ スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設

- ・保有株式の譲渡益を元手に、創業者が創業した場合やエンジェル投資家がプレシード・シード期のスタートアップへの再投資を行った場合に、再投資分につき20 億円を上限として株式譲渡益に課税しない制度を創設する。
- ・スタートアップへの再投資に係る非課税措置及び課税繰延べについては、創業者は事業実態が認められれば適用が受けられるようにするほか、プレシード・シード期のスタートアップに係る外部資本要件を 1/6 以上から 1/20 以上に引き下げるなど、要件の緩和を行う。

○ 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

- ・その年分の基準所得金額から 3 億 3,000 万円を控除した金額に 22.5%の税率を乗じた金額が、その年分の基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税を課する措置を講じ、令和 7 年分以後の所得税について適用する。

○ 特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し

- ・特定非常災害法上の特定非常災害による損失に係る雑損失及び純損失の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じ、例外的に3年から5年に延長する。

資産課税

○ 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等

- ・相続時精算課税制度について、相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除 110 万円を控除できることとするほか、相続時精算課税で受贈した土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合、相続時にその課税価格を再計算する見直しを行う。
- ・暦年課税における相続前贈与の加算期間を7年に延長するほか、延長した期間（4年間）に受けた贈与のうち一定額（100 万円）については、相続財産に加算しないこととする見直しを行う。
- ・教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を3年延長する。
- ・結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

法人課税

○ 研究開発税制の見直し

- ・控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げ（現行：2%→1%）を行うとともに、試験研究費の増減割合に応じて税額控除の上限を変動させる制度（現行：25%→20%～30%）を設ける。
- ・試験研究費のうち新たなサービスの開発に係る一定の費用について、既に有する大量の情報をを用いる場合についても対象とするほか、所要の見直しを行う。

○ 企業による先導的人材投資に係る税制措置

- ・法人が大学、高等専門学校又は一定の専門学校を設置する学校法人の設立を目的とする法人に対して支出する寄附金であって、その設立のための費用に充てられるものを指定寄附金とする。
- ・特別試験研究費の対象費用に、博士号取得者又は一定の研究業務の経験を有する者に対する人件費を追加し、税額控除率を20%とする。

○ オープンイノベーション促進税制の見直し

- ・発行法人以外の者から購入により取得した株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものを、税制の対象となる特定株式に加える。

消費課税

○ 適格請求書等保存方式の円滑な実施に向けた所要の措置

- ・これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置を講ずる。
- ・一定規模以下の事業者の行う少額の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策を講ずるほか、少額の返還インボイスについて交付義務を免除する措置を講ずる。

○ 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の創設

- ・酒税の保全のために酒類業の健全な発達に資する取組を適正かつ確実に行うことについて承認を受けた酒類製造者に係る一定の酒類について、製造規模に応じて酒税を軽減する措置を講ずる。あわせて、現行の酒税の特例措置は廃止し、新たな特例措置への移行に伴う激変緩和のための経過措置を講ずる。

○ 車体課税

- ・自動車重量税のエコカー減税について、異例の措置として現行制度を令和5年末まで据え置くほか、据置期間後は、制度の対象となる2030基準達成度の下限を3年間で段階的に80%まで引き上げる等の所要の措置を講ずる。
- ・自動車税・軽自動車税の環境性能割について、異例の措置として現行の税率区分を令和5年末まで据え置くとともに、3年間で段階的に引き上げる。
- ・自動車税・軽自動車税の種別割におけるグリーン化特例について、3年間延長する。
- ・メーカーの不正行為によって自動車税環境性能割等の納付不足額が発生した場合の特例について、納付不足額を徴収する際に加算する割合（現行：10%）を35%に引き上げる。

国際課税

○ グローバル・ミニマム課税への対応

- ・グローバル・ミニマム課税について、所得合算ルールに係る法制化を行うため、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（仮称）及び特定基準法人税額に対する地方法人税（仮称）を創設する。その際、法人税による税額と地方法人税による税額が907：93の比率となるよう制度を措置するとともに、対象企業の事務手続きの簡素化に資する措置を導入する。
- ・外国子会社合算税制について、特定外国関係会社の適用免除要件である租税負担割合の閾値引下げ等の見直しを行う。

納税環境整備

○ 電子帳簿等保存制度の見直し

- ・ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度については、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置を講ずるとともに、検索機能の確保の要件について緩和措置を講ずる。
- ・ 過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿について、その範囲を合理化・明確化する。

○ 課税・徴収関係の整備・適正化

- ・ 申告義務を認識していなかったとは言い難い高額な無申告に対し、無申告加算税の割合を引き上げる。また、連年にわたって繰り返し無申告加算税等を課される者が行う更なる無申告に課される無申告加算税等を加重する措置を講ずる。

○ ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応

- ・ ふるさと納税の指定制度に関し、前の指定対象期間における基準不適合等の事案について、2年前にまで遡って取消事由とできることとする。

関税

○ 暫定税率等の適用期限の延長等

- ・ 令和4年度末に適用期限の到来する暫定税率（412品目）の適用期限を1年延長する等の措置を講ずる。

○ 急増する輸入貨物への対応

- ・ 輸入申告項目に「通販貨物の該否」及び「国内配送先」等を追加する。
- ・ 税関事務管理人制度について、非居住者による届出がない場合、税関長が国内関連者を税関事務管理人として指定できる等の規定の整備を行う。

Ⅱ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和 9 年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和 9 年度において、1 兆円強を確保する。具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置を講ずる。

① 法人税

法人税額に対し、税率 4 ～4.5% の新たな付加税を課す。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から 500 万円を控除することとする。

② 所得税

所得税額に対し、当分の間、税率 1 % の新たな付加税を課す。現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を 1 % 引き下げるとともに、課税期間を延長する。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとする。

廃炉、特定復興再生拠点区域の整備、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた具体的な取り組みや福島国際研究教育機構の構築など息の長い取り組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保することとする。

③ たばこ税

3 円／1 本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する。

以上の措置の施行時期は、令和 6 年以降の適切な時期とする。

令和 5 事務年度国税庁関係主要日誌

年 月	日	国 税 庁	国 会 ・ 税 制 改 正 等																																						
令和 5. 7	4	国税庁幹部異動																																							
		<table><tr><th>官 職</th><th>新</th><th>旧</th></tr><tr><td>国税庁長官</td><td>住澤 整</td><td>阪田 渉</td></tr><tr><td>国税庁課税部長</td><td>田原 芳幸</td><td>堀内 齊 (4 月 1 日発令済)</td></tr><tr><td>国税庁調査査察部長</td><td>武田 一彦</td><td>木村 秀美</td></tr><tr><td>国税不服審判所次長</td><td>山西 雅一郎</td><td>牧田 宗孝</td></tr><tr><td>仙台国税局長</td><td>清水 雄策</td><td>武田 一彦</td></tr><tr><td>関東信越国税局長</td><td>木村 秀美</td><td>河村 直樹</td></tr><tr><td>東京国税局長</td><td>富山 一成</td><td>重藤 哲郎</td></tr><tr><td>名古屋国税局長</td><td>吉沢 浩二郎</td><td>山西 雅一郎</td></tr><tr><td>関東信越国税不服審判所長</td><td>山根 英一郎</td><td>鶴田 晋幸</td></tr></table>	官 職	新	旧	国税庁長官	住澤 整	阪田 渉	国税庁課税部長	田原 芳幸	堀内 齊 (4 月 1 日発令済)	国税庁調査査察部長	武田 一彦	木村 秀美	国税不服審判所次長	山西 雅一郎	牧田 宗孝	仙台国税局長	清水 雄策	武田 一彦	関東信越国税局長	木村 秀美	河村 直樹	東京国税局長	富山 一成	重藤 哲郎	名古屋国税局長	吉沢 浩二郎	山西 雅一郎	関東信越国税不服審判所長	山根 英一郎	鶴田 晋幸									
		官 職	新	旧																																					
		国税庁長官	住澤 整	阪田 渉																																					
		国税庁課税部長	田原 芳幸	堀内 齊 (4 月 1 日発令済)																																					
		国税庁調査査察部長	武田 一彦	木村 秀美																																					
		国税不服審判所次長	山西 雅一郎	牧田 宗孝																																					
		仙台国税局長	清水 雄策	武田 一彦																																					
		関東信越国税局長	木村 秀美	河村 直樹																																					
		東京国税局長	富山 一成	重藤 哲郎																																					
	名古屋国税局長	吉沢 浩二郎	山西 雅一郎																																						
	関東信越国税不服審判所長	山根 英一郎	鶴田 晋幸																																						
	10	国税庁幹部異動																																							
<table><tr><th>官 職</th><th>新</th><th>旧</th></tr><tr><td>国税庁徴収部長</td><td>上良 睦彦</td><td>永田 寛幸</td></tr><tr><td>札幌国税局長</td><td>田島 伸二</td><td>上良 睦彦</td></tr><tr><td>金沢国税局長</td><td>宮葉 敏之</td><td>椎谷 晃 (7 月 9 日発令済)</td></tr><tr><td>広島国税局長</td><td>寺田 広紀</td><td>細田 修一 (7 月 4 日発令済)</td></tr><tr><td>高松国税局長</td><td>加藤 千博</td><td>黒澤 伸 (7 月 9 日発令済)</td></tr><tr><td>熊本国税局長</td><td>初谷 武志</td><td>小平 忠久</td></tr><tr><td>沖縄国税事務所長</td><td>松沢 玲子</td><td>藤井 誠 (7 月 9 日発令済)</td></tr><tr><td>札幌国税不服審判所長</td><td>團野 正浩</td><td>柳澤 聡</td></tr><tr><td>仙台国税不服審判所長</td><td>松山 清人</td><td>村田 昌平 (3 月 31 日発令済)</td></tr><tr><td>金沢国税不服審判所長</td><td>森 文人</td><td>高橋 達也</td></tr><tr><td>高松国税不服審判所長</td><td>高橋 達也</td><td>小坂井 博</td></tr><tr><td>国税不服審判所沖縄事務所長</td><td>吉野 隆司</td><td>森 文人</td></tr></table>		官 職	新	旧	国税庁徴収部長	上良 睦彦	永田 寛幸	札幌国税局長	田島 伸二	上良 睦彦	金沢国税局長	宮葉 敏之	椎谷 晃 (7 月 9 日発令済)	広島国税局長	寺田 広紀	細田 修一 (7 月 4 日発令済)	高松国税局長	加藤 千博	黒澤 伸 (7 月 9 日発令済)	熊本国税局長	初谷 武志	小平 忠久	沖縄国税事務所長	松沢 玲子	藤井 誠 (7 月 9 日発令済)	札幌国税不服審判所長	團野 正浩	柳澤 聡	仙台国税不服審判所長	松山 清人	村田 昌平 (3 月 31 日発令済)	金沢国税不服審判所長	森 文人	高橋 達也	高松国税不服審判所長	高橋 達也	小坂井 博	国税不服審判所沖縄事務所長	吉野 隆司	森 文人	
官 職		新	旧																																						
国税庁徴収部長		上良 睦彦	永田 寛幸																																						
札幌国税局長		田島 伸二	上良 睦彦																																						
金沢国税局長		宮葉 敏之	椎谷 晃 (7 月 9 日発令済)																																						
広島国税局長		寺田 広紀	細田 修一 (7 月 4 日発令済)																																						
高松国税局長		加藤 千博	黒澤 伸 (7 月 9 日発令済)																																						
熊本国税局長		初谷 武志	小平 忠久																																						
沖縄国税事務所長		松沢 玲子	藤井 誠 (7 月 9 日発令済)																																						
札幌国税不服審判所長		團野 正浩	柳澤 聡																																						
仙台国税不服審判所長		松山 清人	村田 昌平 (3 月 31 日発令済)																																						
金沢国税不服審判所長	森 文人	高橋 達也																																							
高松国税不服審判所長	高橋 達也	小坂井 博																																							
国税不服審判所沖縄事務所長	吉野 隆司	森 文人																																							
11	税務大学校専攻税法研修 (14期) 1,192人研修開始 (～ 8 月 3 日、1,189人修了)																																								

年 月	日	国 税 庁	国 会 ・ 税 制 改 正 等
令和 5. 7	14	東京国税不服審判所長異動 (新) 大山 邦士 (旧) 横井 朗	
	25	税務大学校本科 (59期) 349人研修開始 (～6年6月25日、334人修了)	
令和 5. 8	1	名古屋国税不服審判所長異動 (新) 工藤 克宜 (旧) 三宅 啓介	
	8	第73回税理士試験 (～8月10日)	
	17	税務大学校国際科 (44期) 100人研修開始 (～12月22日、98人修了)	
		税務大学校評価特別研修 (10期) 24人研修開始 (～12月1日、21人修了)	
	22	税務大学校専科 (第50期) 1,028人研修開始 (～6年2月29日、970人修了)	
	31	税務大学校専攻科 (16期) 100人研修開始 (～12月22日、100人修了)	
令和 5. 9	3	税務職員採用試験第1次試験実施	
	20	税務大学校長異動 (新) 佐藤 正之 (旧) 金井 哲男 (7月4日発令済)	
令和 5. 10	1	国税庁経験者採用試験 (国税調査官級) 第1次試験実施	第212回臨時国会招集 (20日)
	11	税務職員採用試験第2次試験実施 (～20日)	
		OECD税務長官会議本会合開催 (～13日)	
	19	財務省永年勤務者表彰式 (国税庁関係者1,563人)	
	20	国税庁永年勤務者表彰式 (長官表彰794人、審判所長表彰10人)	
	23	国税庁実務研修第28期生17人研修開始 (～6年6月10日)	
	29	国家公務員中途採用者選考試験 (就職氷河期世代) 第1次選考実施	
	31	第52回アジア税務長官会合開催 (～11月2日)	
令和 5. 11	3	国税庁経験者採用試験 (国税調査官級) 第2次試験実施 (3日、4日、5日、11日、12日)	「令和5年度補正予算」閣議決定 (10日) 「令和5年度補正予算」成立 (29日)
		秋の勲章・褒章において国税庁関係者87人 (勲章63人、褒章24人) が受章	
	22	第107回国税審議会税理士分科会開催	
	30	第73回税理士試験合格者600人発表	
令和 5. 12	2	国税庁経験者採用試験 (国税調査官級) 第3次試験実施 (～3日)	「令和6年度税制改正大綱」閣議決定 (22日) 「令和6年度予算案」閣議決定 (22日)
	5	第26回国税審議会開催	
	6	国家公務員中途採用者選考試験 (就職氷河期世代) 第2次選考実施 (～11日)	
	14	第108回国税審議会税理士分科会開催	
令和 6. 1	13	障害者を対象とした選考試験 (ステップアップ制度) 第1次選考実施	第213回通常国会招集 (26日)
	16	税務大学校酒税行政研修 (10期) 13人研修開始 (～6月4日、13人修了)	

令和 6. 2	8	障害者を対象とした選考試験（ステップアップ制度）第2次選考実施（8日、9日、13日、14日）																	
令和 6. 3	31	国税庁幹部異動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>官</th><th>職</th><th>新</th><th>旧</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌国税不服審判所長</td><td></td><td>岡村 憲一</td><td>團野 正浩</td></tr> <tr> <td>高松国税不服審判所長</td><td></td><td>吉野 隆司</td><td>高橋 達也</td></tr> <tr> <td>国税不服審判所沖縄事務所長</td><td></td><td>萩原 美佳</td><td>吉野 隆司</td></tr> </tbody> </table>	官	職	新	旧	札幌国税不服審判所長		岡村 憲一	團野 正浩	高松国税不服審判所長		吉野 隆司	高橋 達也	国税不服審判所沖縄事務所長		萩原 美佳	吉野 隆司	「所得税法等の一部を改正する法律案」成立（28日） 「令和6年度予算」成立（28日）
官	職	新	旧																
札幌国税不服審判所長		岡村 憲一	團野 正浩																
高松国税不服審判所長		吉野 隆司	高橋 達也																
国税不服審判所沖縄事務所長		萩原 美佳	吉野 隆司																
令和 6. 4	1 2 3 10 12 29	国税不服審判所長異動 （新）清野 正彦 （旧）伊藤 繁 国家公務員総合職試験等合格者14人採用 国税専門官採用試験合格者945人採用 税務職員採用試験合格者713人採用 国税庁経験者採用試験（国税調査官級）合格者54人採用 障害者を対象とした選考試験（ステップアップ制度）合格者6人採用 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）合格者13人採用 税務大学校研究科（第60期）27人研修開始（～7年6月11日（一部は8年6月9日）） 税務大学校普通科（第84期）732人研修開始（～7年3月24日） 税務大学校専門官基礎研修（第54期）945人研修開始（～6月28日、942人修了） 税務大学校社会人基礎研修（第8期）53人研修開始（～6月28日、53人修了） 第28回日韓長官会合（～4日） 税務大学校データ活用研修（第4期）40人研修開始（～6月21日、40人修了） 税務大学校税務理論研修（第42回）8人研修開始（～6月25日、8人修了） 税務大学校中等科（第10期）682人研修開始（～6月21日、672人修了） 春の勲章において国税庁関係者61人が受章																	
令和 6. 5	22 26 28 31	住澤長官が人事院総裁、事務総長を訪ね、人事院総裁宛の給与等改善要望書を手渡し、税務職員の給与等の改善を強く要望する。 国税専門官採用試験第1次試験実施 第109回国税審議会税理士分科会開催 第110回国税審議会税理士分科会開催																	
令和 6. 6	24	国税専門官採用試験第2次試験実施（～7月5日）																	